

平成26年度

インターネット等の適正な利用に関する
指導事例集・活用の手引

平成27年3月

東京都教育庁指導部

はじめに

今日、情報化の進展は、経済や社会に大きな変化をもたらし、私たちの暮らしを豊かにしています。パソコンや携帯電話、スマートフォン等が広く普及し、誰もが世界中の様々な情報を入手することが可能になりました。

しかし、情報化の進展の中で、児童・生徒が、トラブルに巻き込まれるケースも少なくありません。例えば、SNSの利用をきっかけに、見知らぬ人と不用意に会い、その結果、つきまといや性的被害を受けてしまうといった事件も報道されています。

このような社会状況を踏まえ、都教育委員会では、児童・生徒のインターネット上への書き込みの実態を明らかにするために、平成21年6月から、全ての都内公立学校約2,300校を対象として学校非公式サイト等の監視業務を行っています。学校非公式サイト等の監視結果によると、自分自身及び他人の個人情報^{個人情報}の不用意な公開が、不適切な書き込み全体の約8割を占めるなど、依然として、児童・生徒がトラブルに巻き込まれやすい状況を自ら作り出しており、今後、各学校においては、情報モラルに関わる教育を一層充実させる必要があります。

また、都教育委員会が、平成26年1月に実施した「インターネット・携帯電話利用に関する実態調査」では、チェーンメールや特定個人に対する誹謗中傷^{誹謗中傷}など、何らかのトラブルを経験した都内公立学校の児童・生徒の割合は、小学校で7.3%、中学校で17.5%、高校で21.7%、特別支援学校で16.9%に達しています。

この指導事例集・活用の手引は、これまで行ってきた学校非公式サイト等の監視により明らかになった事例とその対策を示した実践的な指導資料の「平成26年度版」です。インターネットの使い過ぎによる学校生活への影響やインターネットの使い方に関する事例学習を盛り込むなど、授業ですぐに活用できるよう工夫もしています。

全ての学校の教員やスクールカウンセラーが、本指導事例集・活用の手引を熟読し、児童・生徒が事件や事故に巻き込まれることのないよう日頃から情報モラル教育を充実させていくことを期待しています。

平成27年3月
東京都教育委員会

目次

<第 I 章> インターネットのトラブルとその対応

1 書き込み事例と対応

- (1) 自身の個人情報を公開 2
- (2) 誹謗中傷 2
- (3) 他者の個人情報を公開 3
- (4) 学校から動画を生放送 3
- (5) 飲酒行為 4
- (6) 家出・家出受入れ 4
- (7) 自傷・自殺 5
- (8) 虐待・暴力行為 5

対応（1 から 8 の事例に対応）

- 1 学校非公式サイト等の監視により不適切な書き込み
が発見された場合の対応 6
- 2 学校非公式サイト等の監視によらず、不適切な書き
込みが発見された場合の対応 7
- 3 学校における対応
- (9) 無料通話アプリのトラブル 8

2 こたエールに寄せられた相談とその対応

- (1) 架空請求の相談事例 11
- (2) オンラインゲーム関係の相談事例 11
- (3) ネットいじめの相談事例 12
- (4) 名誉毀損の相談事例 12
- (5) 迷惑メールの相談事例 13
- (6) 有害サイトの相談事例 13
- (7) 不正アクセスの相談事例 14
- (8) 依存に関する相談事例 14
- (9) 交際に関する相談事例 15
- (10) 料金の高額請求の相談事例 15

<第Ⅱ章> 事例学習

1 「インターネット上で知り合う」(1)(2)	18
2 「デマの拡散」(1)(2)	22
3 「インターネットの安易な書き込みとその影響」	26
4 「依存的な傾向」	28

<第Ⅲ章> 参考資料

1 インターネット上のサービス	32
2 インターネットを利用できる機器	34
3 フィルタリングの重要性	36
4 インターネット嗜癖 ^{しへき} (依存)について	42
5 青少年のインターネット利用に関する各種調査	44
6 トラブルの相談窓口	45
7 参考リンク	46
8 主な外部記録媒体	47
9 SNS等のアプリの特徴	48
10 インターネット隠語・用語集	53
11 東京都推奨携帯電話について	58

索引	61
----------	----

本書の構成

- 本書は、平成 25 年 11 月から平成 26 年 10 月までの学校非公式サイト等の監視の結果検出された、不適切な書き込み 10,963 件に基づき作成したものである。

<第Ⅰ章> インターネットのトラブルとその対応

1 書き込み事例とその対応

個別面談、学級（ホームルーム）活動、集会などで教員が活用する、児童・生徒への指導や保護者へのアドバイス

2 こたエールに寄せられた相談とその対応

指導の参考として、こたエールに寄せられた相談内容、回答、考察を掲載

<第Ⅱ章> 事例学習

事例に基づき、児童・生徒の情報モラルを育成するためのワークシート

<第Ⅲ章> 参考資料

発生したトラブルの迅速な解決や、児童・生徒、保護者への指導・啓発に資する資料

1 「インターネット上のサービス」

2 「インターネットを利用できる機器」

3 「フィルタリングの重要性」

4 「インターネット嗜癖（依存）について」

5 「青少年のインターネット利用に関する各種調査」

6 「トラブルの相談窓口」

7 「参考リンク」

8 「主な外部記録媒体」

9 「SNS 等のアプリの特徴」

10 「インターネット隠語・用語集」

11 「東京都推奨携帯電話について」

<注意 >

- 本書に掲載している事例は、実際の書き込みを基に作成したものであるため、不適切な表現が含まれている。
- 学校での指導に活用するため、不適切な表現はあえてそのままにしてある。
- 本書のサイト画像は、全てイメージであり、実際のものとは異なる。

第 I 章 インターネットのトラブルとその対応

1 書き込み事例と対応

東京都教育委員会は、学校非公式サイト等の監視業務を受託業者に委託しています。本監視業務によって発見された書き込み事例等を基に、不適切な事例とその対策を掲載しました。

- (1) 自身の個人情報を公開
- (2) 誹^ひ謗^{ぼう}中傷
- (3) 他者の個人情報を公開
- (4) 学校から動画を生放送
- (5) 飲酒行為
- (6) 家出・家出受入れ
- (7) 自傷・自殺
- (8) 虐待・暴力行為

対応（1 から 8 の事例に対応）

- 1 学校非公式サイト等の監視により、不適切な書き込みが発見された場合の対応
 - 2 学校非公式サイト等の監視によらず、不適切な書き込みが発見された場合の対応
 - 3 学校における対応
- (9) 無料通話アプリのトラブル

【活用の仕方】

学校で発生する可能性がある書き込みの事例と概要、対応の流れ（P 6～8）を示した参考資料です。

これらを参考に児童・生徒の指導に活用してください。

1

自身の個人情報を公開

○子ちゃんと一緒にプールいったあと
プリ撮ったよ♡しかも、水着で！
この○子のプリ画やたら可愛く撮れてるww

【プリクラ画像】

△△高の人で○子が可愛いと思ったら、
この書き込みにコメントちょうだい♪

用語

プリ画：プリクラで撮影した画像

書き込みの概要

学校名とともに顔写真を掲載する、「自身の個人情報を公開」に関する書き込みが発見された。

2

ひぼう 誹謗中傷

うち、3組のあいつ殺す♡

5月9日 - 8:01

●●美ちゃん、一緒に○藤○子潰すか？（笑）

アイツ、部活でマジしゃしゃってて、ムカツくんだよねー

5月9日 - 8:06

みんな誘って、○子やろーぜ（ーー）

まじうざいきもい糞

5月9日 - 8:07

用語

しゃしゃる：「出しゃばる」、「しゃしゃり出る」の意

書き込みの概要

他人の名前を挙げて、「誹謗中傷」をする書き込みが発見された。

3

他者の個人情報を公開

〇〇子の携帯電話の
機種変更が今終わったわ～^^

番号も変わったから、みんなに教えとくう
△組のフレンドはこっちにい連絡ね♪

TEL 090- x x x x - x x x x
メアド x x x x @docomo.ne.jp

7月22日 - 12:44

書き込みの概要

他人の氏名や住所、電話番号などを公開する、「他者の個人情報を公開」に関する書き込みが発見された。

4

学校から動画を生放送

@x x x - x x x

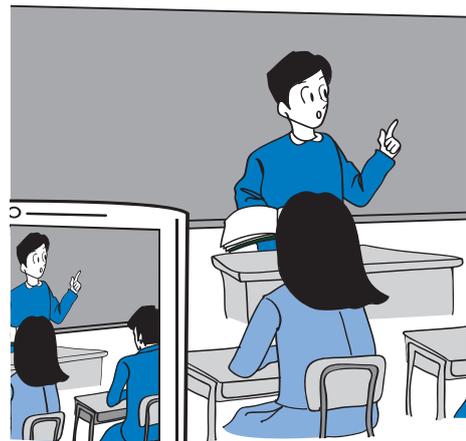
【朝のホームルームが始まる前の教室から生放送】

●月●日 -8:10-8:25

動画配信するよ。みんなコメントしてね。

〇〇ちゃんだよ。かわいいでしょ。

あれは、ウチの担任です。



動画配信の概要

教室の様子を撮影し、そのまま生放送（ライブ配信）していたことが発見された。

5

飲酒行為

●樹 @*****

呑みなうー

【飲酒している様子の分かる写真を掲載】

6月8日 - 3:27

[拡散・炎上を目的とした第三者の書き込み]

△△中2年の●樹くんとお友達が飲酒です！

みなさん、拡散してはダメですよ！

△△中学校 00-0000-0000

6月9日 - 16:06

書き込みの概要

生徒が行った、「飲酒行為」に関する書き込みが発見された。

6

家出・家出受入れ

ほんと親ムカつく…(T^T) 家出したい。

5月16日 - 2:37

朝、親とマジけんかしたから、家出してやった。

いま△△駅西口にいるよ。

だれかひまな人いない？

123***** @ ***.ne.jp に連絡してー☆

7月8日 - 13:51

書き込みの概要

家出中に遊び相手を求める、「家出・家出受入れ」に関する書き込みが発見された。

7

自傷・自殺

マジ人生詰んだ。だからリスカした。
すごい中途半端になっちゃったんだよねー
切れ味悪かったから、わりと力入れてたのに

9月11日 - 16:12

前みたいに血ばあーって出ればいいのに。
親も先生も、誰も気づいてくれないし、
見て見ぬふりしてるのかもだねー

9月11日 - 16:15

用語

リスカ：「リストカット」の略語。
手首を切る自傷行為のこと

書き込みの概要

自傷行為を行ったと思われる、「自傷・自殺」に関する書き込みが発見された。

8

虐待・暴力行為

てーへんだてーへんだ。口ごたえだけで、暴力とかありえね。

緊急病院直行なり。あばら骨にヒビ入った

親がおまえになってからこの家族崩壊だよ

9月8日 - 3:38

書き込みの概要

保護者から激しい暴力被害を受けていると思われる、「虐待・暴力行為」に関する書き込みが発見された。

対 応

1 学校非公式サイト等の監視により不適切な書き込みが発見された場合の対応

- (1) 東京都教育委員会は、受託業者から報告を受ける。
- (2) 東京都教育委員会は、当該の区市町村教育委員会や都立学校宛てに、メールやファクシミリ、電話等により、情報提供を行う。
- (3) 情報提供を受けた区市町村教育委員会は、事実確認を行うとともに、当該の学校に対して、当該校に在籍する児童・生徒、保護者への対応等を指示する。
※ 都立学校は、(4)の対応を行う。
- (4) 各学校は、「3 学校における対応」を参考にして、児童・生徒、保護者への対応を行う。
- (5) 区市町村教育委員会や都立学校は、対応に関する報告を、メールやファクシミリで東京都教育委員会に行う。

参考 学校非公式サイト等の監視で対応できる範囲

監視可能なウェブサイト等	監視不可能なもの
パーソナルコンピュータで表示できるもの ○電子掲示板 2ちゃんねる、キャスファイ ○ブログ・ミニブログ 一般的なブログ全て、Twitter（公開しているもの）、ツイキャス（動画・公開しているもの）、インスタグラム（画像・公開しているもの） ○その他一般的なウェブページ ○委託業者が特別なアカウントを所有しているため、監視可能なSNS mixi	パーソナルコンピュータで表示できない、スマートフォン専用アプリや、携帯ゲーム機専用のコミュニティなど ○認証を必要とするSNS等（コミュニティ型の会員制のサービス） Facebook、GREE、Mobage（モバゲー）、Google+ ○「電子通信事業法」により、通信の秘密が守られている対象 LINE ○認証を必要とする掲示板やブログ Twitter（友人以外非公開のもの） ○電子メールの内容（Web メール含む）

監視不可能なものに対する対策

SNSを通じた誹謗中傷など、児童・生徒がネットワーク上のトラブルに巻き込まれることのないよう、東京都教育委員会が作成した以下の資料を活用して、情報モラル教育を推進する。

- ① 「インターネットの適正な利用に関する指導事例集 平成27年3月」（本事例集）の活用
- ② 「インターネットの安全利用に向けて」（保護者向けリーフレット 平成27年3月）、
「知っておきたいインターネットのルールとマナー」（小学校3年生用、中学1年生用 平成27年3月）の活用
- ③ 「正しく使おう！インターネット ～ルールとマナー～」(情報モラル学習コンテンツDVD 教材 児童・生徒版、教員版 平成26年3月)の活用
- ④ 「守ろう！インターネットのルールとマナー」(情報モラル啓発DVD 小学校版、中学校・高校版、平成25年3月)の活用

対 応

2 学校非公式サイト等の監視によらず、不適切な書き込みが発見された場合の対応

- ・ 「3 学校における対応」を参考にして、児童・生徒、保護者への対応を行う。
- ・ 区市町村教育委員会や学校経営支援センターへ、対応に関する相談や報告を行う。

3 学校における対応

(1) まず、行うべきこと

- ア 書き込みのあるサイトの URL を開き、書き込みの日付や内容を確認する。
- イ 該当の書き込みを画面コピーなどで保存する。
- ウ サイト上にプロフィールがある場合には、プロフィールを確認し、書き込んだ児童・生徒を特定する。

(2) 書き込みによる影響に関する指導

- ・ インターネット上の書き込みは、友人や知人だけでなく、一般の利用者も見ることができる。
- ・ インターネットで一旦、情報が広まると、情報を完全に削除することは不可能に近い。
- ・ 冗談や嘘など、面白半分で書き込んだものが、自分だけでなく、周囲の人々にも重大な影響を及ぼす可能性がある。
- ・ 個人情報公開することで、なりすましに利用されたり、ストーカー被害や誘拐事件などに巻き込まれる危険性がある。

(3) 書き込んではいけない事柄に関する指導

- ・ 個人を特定できる情報（住所、電話番号、携帯メールアドレス、氏名、学校名、顔写真、自宅周辺の風景写真など）
- ・ 他人の誹謗中傷
- ・ 事実とは異なる情報 など

(4) その後の指導内容

- ア 書き込んだ児童・生徒が特定できる場合は、早急に削除させ、反省を促すなど、事案に応じて指導する。
- イ 書き込んだ児童・生徒が特定できない場合は、サイトの管理者に削除依頼を行う。
- ウ 必要に応じて、学年集会や全校集会などで、全ての児童・生徒に対して指導する。
- エ 必要に応じて、教育委員会や学校経営支援センターに相談し、書き込みの内容が拡散していないかなど、学校非公式サイト等の監視を依頼する。

9

無料通話アプリのトラブル

トラブル事例

●グループ外し

複数人が参加して、同時にメッセージをやり取りできるグループ機能がある。そのグループから、特定の者を追い出したり、特定の者だけを除いて新たにグループを作成したりするという問題がある。

●長時間利用

無料通話アプリを長時間利用することにより、日常生活にまで支障を来すなどの問題がある。

●既読スルー（既読無視）による子供同士のトラブル

送信したメッセージを相手が確認すると「既読」と表示され、メッセージを読んだことを判断できる機能がある。そのため、「既読」と表示されたにもかかわらず、すぐに返答がないことで相手を問い詰めたり、暴力事件にまで発展したりするなどの問題がある。

無料通話アプリのトラブルに対する指導

- ・ 無料通話アプリを利用した、短い文章によるコミュニケーションは、メッセージの真意が伝わらず、内容を誤解されてしまう可能性があることを理解させる。
- ・ グループから追い出すという行為により、相手がどう感じるかを想像させるとともに、いじめにもつながることを理解させる。
- ・ 「既読」と表示されても必ず返信があるとは限らず、そのことで相手を責めることは、自分本位の誤った考え方であることを理解させる。
- ・ トラブルが起こった場合に、メッセージでのやり取りで解決しようとする、さらなる誤解が生じやすい。そのため、直接会って話し合い、解決することが大切であると理解させる。
- ・ 「午後9時以降は使用しない」など、無料通話アプリの利用に関するルールづくりなどについて、児童・生徒に話し合いを勧めたり、考えさせたりする。

第 I 章 インターネットのトラブルとその対応

2 「こたエール」(東京こどもネット・ケータイヘルプデスク) に寄せられた相談とその対応

児童・生徒に対して、困ったときや悩んだときは、すぐに保護者の方や、先生・スクールカウンセラーに相談することをすすめて下さい。

また、次ページに示した、東京都の相談窓口にも気軽に相談できることを伝えて下さい。

インターネットのトラブルなどで困った時の相談窓口

● 東京子どもネット・ケータイヘルプデスク（こたエール）

☎ **03-3500-5181**

月曜日～金曜日 午前9時から午後6時まで

土曜日 午前9時から午後5時まで

※祝日、年末年始を除く。

上記の電話番号は、平成27年8月下旬に変更になります。

新しい電話番号は、音声ガイダンスで確認できるとともに、下記URLにも掲載します。

<メール相談> (24時間 365日)

<http://www.tokyohelpdesk.jp/>

● 東京都いじめ相談ホットライン (24時間)

☎ **03-5331-8288**

【活用の仕方】

こたエールに寄せられた相談やその回答、考察について掲載しています。学校で似た事例が発生した場合の対応の参考資料として活用できます。

引用元：こどものネット・ケータイトラブル相談!こたエール

URL : <http://www.tokyohelpdesk.jp/>

(1) 架空請求の相談事例



(ア) 相談内容

アダルトサイトで18歳以上を間違えて押し登録されてしまった。すぐに退会申請をしたところメールが届き、そのメールに自分の名前が表示されていた。メールアドレスは変えたのだが、自分の個人情報が漏れたのではないかと心配。自宅に請求書が来るのだろうか。

(イ) 回答

年齢の確認だけで申し込み内容を確認する画面がなかった、あるいは確認画面があったとしても訂正ができる措置がなかったのであれば、電子消費者契約法と、特定商取引に関する法律にそって解釈すると契約は成立していないと言えるだろう。契約が成立していないと考えられるならば、お金を払う必要はなく、退会をする必要もない。

(ウ) 考察

ウェブサイト上で不当にお金を請求されたとしても、一般に、サイトにアクセスしただけでは個人を特定することは難しいため過度に不安になる必要はない。このように、何らかの形で自分から情報を知らせてしまっていることもあるので、冷静に考えて対処する必要があるだろう。

(2) オンラインゲーム関係の相談事例



(ア) 相談内容

アバターゲームで遊んでいたところ、見知らぬアバターが現れて荒らし行為を受けた。その人に注意をすると、「個人情報を抜き取った」と言い消えて行ってしまった。本当に個人情報を抜き取られたのだろうか。

(イ) 回答

パソコンに何かダウンロードしたときに、ウイルスによってパソコン内の情報が流出する可能性はあるかもしれないが、アバター同士で会話をしていただけなので、個人情報を抜き取るような操作はなされていないだろう。念のため不正なプログラムがダウンロードされていないかウイルスチェックすると良い。パスワード変更も勧める。

(ウ) 考察

アバターコミュニティでは、仮想の世界で生活や、他の利用者のアバターと交流を楽しむことが魅力の一つだが、残念ながら、嫌がらせや暴力的な発言など、迷惑行為も見られる。迷惑行為に対しては、いっさい反応しないことが基本的な対処だろう。反応することで、更なるトラブルに発展することもあるので注意が必要である。インターネット上では冷静に振舞う姿勢がトラブル防止につながることを忘れてはならない。

(3) ネットいじめの相談事例



(ア) 相談内容

息子の元同級生たちが利用するメッセージアプリのグループで息子の写真が勝手に回されている。写真を送信した生徒は、悪いことをしたと認めているが、既に他のグループにも回っているので、削除する、やめさせるなどの対処をしたい

(イ) 回答

他人の写真を勝手に回すことはマナー違反であり、いじめの加害者に相当する行為でもある。既に相手も認めているようなので、回した本人からグループに向けてお詫びと反省、写真の削除をお願いする連絡をしてもらうことができれば一番良いだろう。今後、万が一、写真がネットに掲載されるようなことがあったら、法律に照らして削除依頼で対処すると良い。

(ウ) 考察

グループに一齐送信した写真は受信側のそれぞれの手元に保存されるので、写真は外部から無断で閲覧や削除をすることができない。このため写真を受信した一人一人に削除を要請することになる。しかし、このような閉じた世界においても、いじめ、嫌がらせは不法な行為であり、他人の写真を無断で回すことは肖像権を侵害する行為になる。罪になりかねない行為でもあることをしっかり認識して行動してほしい。

(4) 名誉毀損の相談事例



(ア) 相談内容

SNS上に自分の顔写真が載せられた。以前に出かけたイベント会場で、勝手に写真を撮られて載せられた。消してほしいと相手にメッセージを送ったが消されず、相手からブロックされてしまった。この画像を非公開で載せている人もいると思うし、SNSからコピーしてSNS外に公開している人もいると思う。どうしたら良いか。

(イ) 回答

写真が本人に無断で掲載されているならば、肖像権侵害、プライバシー権侵害にあたる可能性があり、運営会社に違反報告をして削除依頼をする方法がある。証拠として、アップされている場所をデジカメ写真で撮るなどして事前にコピーをとっておくことを勧める。しかし、削除依頼をしても、写真のコピーがどこかに残っていれば、また別の場所に掲載される可能性もゼロではない。相手の行為がエスカレートしないように、このまま無視することも一つの方法である。

(ウ) 考察

インターネット上に載せられた画像・写真を取り戻すことは、基本的に不可能だと考えるべきだ。気楽な気持ちで撮った写真が、思わぬ所でトラブルを引き起こす例が増えている。家族であれ、自分以外の人が写っている写真を掲載する時は、どんな画像・写真であっても、そこに写っている人がインターネットに掲載することを承知しているのか、いないのか、最大の注意を払う必要があるだろう。

(5) 迷惑メールの相談事例



(ア) 相談内容

ゲームのアイテムが欲しくてネットで探していたら、無料で手に入るサイトを見つけたので利用した。すると、その会社からかどうかは分からないが、スマートフォンにメールが毎日しつこく来るようになった。メールアドレスを変えずにメールを止める方法はあるか

(イ) 回答

無料アイテムを入手するためにメールアドレスを記入した結果、メールが大量に届いた可能性がある。送信元のメールアドレスを指定して受信拒否をすると良いだろう。それでもメールが大量に届くようであれば、携帯電話会社に相談して、各種の迷惑メール設定を検討すると良い。今回のように自分のメールアドレスをネット上に書き込む場合は、本当に書き込む必要があるのかどうかをしっかりと確認するようにしてほしい。

(ウ) 考察

この事例のように、無料サービスを利用するためにメールアドレスを登録したことで、メールアドレスが収集され迷惑メールが届いてしまうことがある。一度メールアドレスを収集されてしまうと、迷惑メールを完全に止めることは非常に難しい。インターネット上でメールアドレスの記入を求められたら、それが何のために必要なのか、どのような目的で使われるのか、冷静に考える姿勢が必要である。

(6) 有害サイトの相談事例



(ア) 相談内容

息子がスマートフォンで公式有料アダルト動画サイトに登録してしまい、高額な料金請求が来たと相談してきた。息子にはとことん無視しなさい。メールも拒否してほっときなさいと言ってある。本人も反省しているがこのようなサイトをどうにかできないのだろうか。

(イ) 回答

このようなサイトの運営者に問題があることは間違いないのだが、サイト内に書いてある料金の説明や利用規約をよく読み、次へのステップを踏まないことでトラブルは未然に防げたかもしれない。そして、フィルタリングを利用していればアクセスを回避することもできた。より安全に、安心してスマートフォンを利用するために、フィルタリングの利用を勧める。しかしフィルタリングサービスを利用していたとしても、今回のようなトラブルを100%回避できるわけではない。少しでも怪しいサイトに入ってしまったら、すぐに前の画面に戻る姿勢を忘れないでほしい。

(ウ) 考察

不当に料金を支払わせようとするサイトが後を絶たず、インターネットの利用においても自分の身は自分で守るという姿勢を取らざるを得なくなっている。子供が一人でスマートフォンやインターネットを利用する機会が増えている現在、子供を危険から守るために、各家庭でトラブル回避のための話合いの時間を持つことが、より重要になってきている。そして、トラブルに出会わないための物理的な予防策の一つがフィルタリングであろう。

(7) 不正アクセスの相談事例



(ア) 相談内容

娘の SNS に覚えのない投稿、しかも良くない内容のものが出ている。娘は書き込んだ覚えがないようであり、いわゆる乗っ取りだと思われる。SNS は退会した。現時点で実害はないのだが、やるべきことはあるのだろうか。

(イ) 回答

SNS を退会したのは正しい対処法である。その他に気をつけるべき点は、SNS のパスワードを破ってログインされているので、そのパスワードが漏れている可能性がある。他のサービスで同じパスワードを利用しているならば、そのパスワードを変更すること。同じパスワードを利用していなくても、全てのパスワード変更をする方が安全である。今後、パスワードは定期的に変更すると良いだろう。

(ウ) 考察

インターネット上の本人確認は ID とパスワードで行われるものが多いため、パスワードは大事な個人情報だと言える。不正アクセスを防ぐには、パスワードを他人に知られない工夫をすることが最も重要であろう。もちろん、自分から安易に教えてもいけない。万が一、知られてしまったり、実際に使われてしまったと気付いたら、直ちにパスワードを変更することで対処する。インターネットの世界でも、現実世界と同様に、自分の身は自分で守るという意識が大事である。

(8) 依存に関する相談事例



(ア) 相談内容

進学と同時にスマートフォンを買い与えた。ルールを決めて使うこととし、使用時間などを本人に決めさせ、約束を守れなかったときには没収などのペナルティも決めたはずだったが、現実には使いたい放題である。帰宅すると真っ先にゲームをやり、夜中まで SNS をしていることがある。自分で決めたことなのに没収にも応じない。スマホを取り上げずに自主的にルールを守る対策があれば教えてほしい。

(イ) 回答

息子さん自身が決めたルールを守れないとすると、ルールが現実的ではなく、作った意味がなくなってしまう。そもそもなぜルールが必要なのかというところから再度、見直しと話し合いをする必要があるだろう。ルールは本人に考えてもらうことを勧める。自己管理だけでなく、フィルタリングや、利用時間を設定できる機能制限を利用するなど、機械的にできる対策も有効だろう。自由に使いたいのであれば、ルールを守ることを証明しなければならない。権利と義務はセットだという認識を持ってもらうことを勧める。

(ウ) 考察

ネット依存の問題は、子供の反抗期と時期が重なるケースが多く、子供本人よりも保護者や家族が対応に悩む事例が多く見られる。ネット依存は、長時間ネットを利用することにより、本来やるべきことに集中できなくなることや、健康被害、犯罪に巻き込まれる危険性があることなどを家族で話し合い、共通の認識を持つ必要がある。生活の中で今一番優先すべきことは何かを見極めながら、インターネットとの付き合い方の見直しをすることが大事だろう。フィルタリングや機能制限など、物理的な対策をとることも有効である。

(9) 交際に関する相談事例



(ア) 相談内容

ゲームアプリで同年代だという男子に年齢、住所、顔写真などの個人情報を教えてしまった。その後、会話の途中でブロックされて連絡できなくなり、最初から個人情報を盗むつもりだったのかと思う。同年代で相手も顔写真を送ってくれたので心を許して教えてしまったことに後悔している。写真の悪用などが怖い。

(イ) 回答

相手に住所を伝えていることから、もしもの場合を考えて、保護者の方にお話しできると良い。万が一、家の周りで何か不審なことがあったら、すぐに近くの警察へ相談してほしい。相手に送った写真がインターネット上に無断で掲載されたり、顔写真が使われたことが分かれば、肖像権の侵害やプライバシー侵害にあたる。その場合は、顔写真が出ているページを印刷して警察へ届けて相談してほしい。正しい対処を行うことが大事である。当該のゲームアプリの利用規約の禁止事項に「他人の個人情報、登録情報、利用履歴情報などを、不正に収集、開示または提供する行為」がある。相手の行為は規約違反にあたる可能性があり、違反報告を行うことを勧める。

(ウ) 考察

ネット上でしか関わりがない相手であっても、今回のように自分の個人情報を教えてしまったから後悔するケースが後を絶たない。とりわけ夏休み期間中には同様の相談が多く寄せられた。相手から先に顔写真を送ってきたとしても、その画像が本人である証拠はないのである。また相手に渡った情報を完全に取り戻すことは至難の業であり、相手がどう使うかもコントロールできない点も覚えておかなければならない。「これって大丈夫だろうか?」と思ったら必ず周囲の人に相談する、そんな心がけがあればトラブルから身を守られる確率が高まるだろう。

(10) 料金の高額請求の相談事例



(ア) 相談内容

子供が親のスマホを使ってオンラインゲームで遊んでいて、知らないうちにアイテムを購入してしまったようで、1か月のクレジットカード会社の請求額が数万円に達していた。有料アイテムの購入は、一度だけ母親がしたことがあり、クレジットカード番号を入力していたので、ずっと使える状態になっていた。このような場合どうしたら良いか。

(イ) 回答

相談者は、クレジットカード決済ができることは知っていたが、それを回避する設定を知らなかったようだった。今後のためにも、ゲームサイトにログインしたままではなく、毎回IDとパスワードを入れ、購入時にも都度、パスワードを入力するようにしたい。子供が正しい年齢でゲームを利用しているかを確認しておくが良い。未成年者の契約破棄を主張して取り消すことができるかどうかについては、近くの消費生活センターに相談することを勧める。

(ウ) 考察

子供自身も有料だと認識しないまま、高額なゲームアイテムを購入してしまったというトラブルが増えている。インターネット取引では、クレジットカード番号などの情報を知っていれば、カード本体がなくても取引ができるため、カード本体を親が管理していたとしても、思わぬ高額な請求につながってしまうことがある。スマートフォンなどの機器で、購入時の決済がどのような手続きを経て行われるのかや、パスワードの仕組みなどについて、親子でしっかり把握しておくことが大事である。

第Ⅱ章 事例学習

- 1 「インターネット上で知り合う」(1)(2)
- 2 「デマの拡散」(1)(2)
- 3 「インターネットの安易な書き込みとその影響」
- 4 「依存的な傾向」

【活用の仕方】

事例学習は、児童・生徒の情報モラル教育のための教材です。それぞれ「事例学習」と「教員向け解説」の見開き2ページで構成されています。

- 「事例学習」は、そのままコピーして、児童・生徒に配布できるようになっています。
- 「教員向け解説」には、事例から読み取れる課題や指導のポイントを記載しています。

日付： 年 月 日 ()

年 組 番 氏名： _____

質問1：次の事例を読んで、問題があると思う部分に、下線を引いてみましょう。

中学3年生のA子さんは、ふだんから、ツイッターやLINEをよく利用しており、最近LINEを通じて、同い年のB子さんと友達になりました。A子さんは、学校のことや友達のことなどについて、B子さんと毎日のようにメッセージのやり取りをする中で、メールアドレスや電話番号を交換し、メールや電話もするようになりました。

5 ある日、B子さんから「写真を送るね。」と、メールに顔写真が添付されて送られてきました。5
メールには、「A子ちゃんの写真も送ってね。」と書かれていました。そこで、A子さんは、スマートフォンで自分の写真をメールに添付してB子さんに送りました。次第に、やり取りの内容はお互いの家族のことや住んでいるところなどについてになりました。

10 しばらくすると、次はB子さんからメールで、水着姿の写真が送られてきました。メールには「A子ちゃんの水着の写真がほしいな。」と書いてありましたが、A子さんは、「そのうちね。」10
と返信だけしておきました。

15 すると今度は、B子さんから、「今度渋谷で会っておしゃべりしよう。」というメールが届きました。A子さんは、どうしようかと迷っていることを、B子さんにメールで伝えると、「私がA子ちゃんの家近くまで行く。」という返信がありました。A子さんは、自宅の近くなら安心だと、B子さんと自宅近くのファストフード店で待ち合わせる約束をしましたが、約束の日にB子さんは現れませんでした。

20 翌日、B子さんから「行けなくてごめんね。」というメールと一緒に、A子さんが、ファストフード店にいるところや自宅の玄関に入ろうとしているところが写された写真が添付してありました。B子さんは、見ず知らずの男性でした。B子さんからの返信には、「A子ちゃんはかわい20
いから、いろんな人が見てるんだよ。もっとA子ちゃんの写真を送ってね。」と書いてありました。また、写真を送ってくれないなら、A子さんの自宅や学校に行くとも書いてありました。

25 その日から、A子さんは、だれかに見張られているようで落ち着かなくなり、部活動も休んで、学校が終わるとすぐに帰宅し、自宅に閉じこもるようになりました。もし本当に学校や家に来られたらと考えると、怖くて仕方ありませんが、誰にも相談することができません。

質問2：インターネット上で知り合った人に「写真を送ってほしい」と言われたら、あなたなら、どうしますか。

【教員向け解説】 1 「インターネット上で知り合う」(1)

➤ 課題

インターネット上で知り合った相手のプロフィールを信用し、安易に個人情報を教えてしまった。また、実際に会う約束をした結果、ストーカー行為に類する被害を受けることになってしまったが、周囲の信頼できる大人に相談していない。

➤ 事例における問題点

- (1) 3行目～「メールアドレスや電話番号を交換」
⇒ プロフィールを簡単に信用してしまい、学校生活や友人の情報、自分自身のメールアドレスや電話番号を教えた。
- (2) 7行目「自分の写真をメールに添付してB子さんに送りました。」
⇒ 写真には、位置情報が含まれている場合があり、自宅の住所を相手に知られる可能性がある。また、インターネット上に公開されたり、転載されたりしてしまう危険性もある。
- (3) 8行目「お互いの家族のことや住んでいるところなど」
⇒ 家族の情報や住所を教えてしまった。悪意のある相手だった場合、家族全員が被害を受ける危険性がある。
- (4) 14行目「自宅の近くなら安心だと、B子さんと自宅近くのファストフード店で待ち合わせる約束をしましたが」
⇒ 保護者に相談もせずに、インターネットで知り合った人と会う約束をしてしまった。
- (5) 22行目～「部活動も休んで、学校が終わるとすぐに帰宅し、自宅に閉じこもるようになりました。」
24行目「誰にも相談することができません。」
⇒ トラブルを自分自身だけで抱え込み、保護者や教員など、信頼できる大人に相談していない。

➤ 指導のポイント

- 1 インターネットで知り合った人と不用意に会ったりしないこと。
- 2 知らない人には、写真を含む個人情報を教えないこと。
- 3 困ったときは、すぐに信頼できる大人に相談すること。

➤ 留意事項

- 1 本事例は、少女との交際などを目的とした、いわゆる「なりすまし」の可能性が高い。
- 2 一旦、インターネット上に公開した写真等の情報は、完全に消去することはできない。
- 3 ストーカー行為は執拗に繰り返されることが多く、これまでも、重大な事件に発展したケースが少なくない。

1 「インターネット上で知り合う」(2)

日付： 年 月 日 ()

年 組 番 氏名： _____

あなたのスマートフォンに一通のメールがとどきました。

メールを読むと相手はあいて困こまっているようです。

メールをおくってきた人は知らない人でした。

1～3の中で、正しいと思う数字に○をしてください。

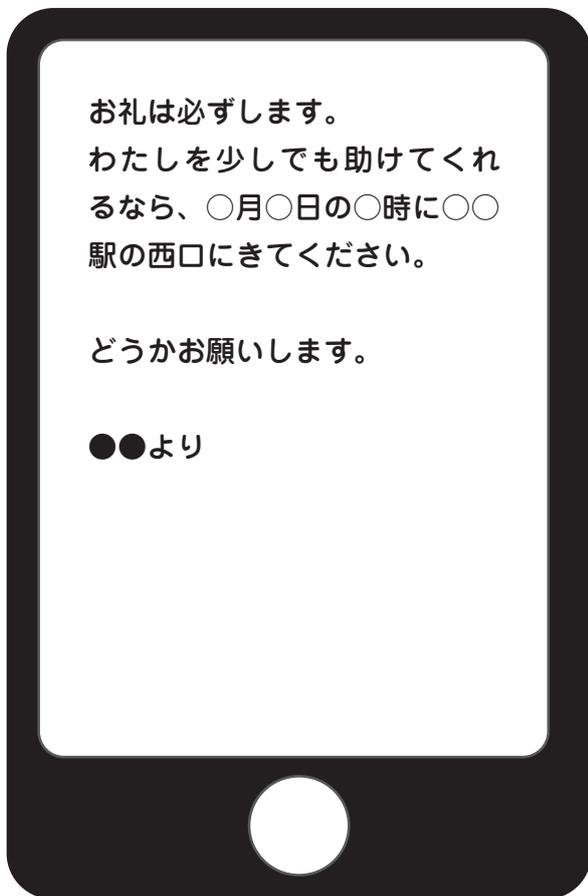
.....

1 こま困っている人をたす助けに会いに行く。

2 知らない人には会いに行かない。

3 おうちの人や先生に聞いてみる。

.....



なぜそう思いましたか



【教員向け解説（児童向け）】 1「インターネット上で知り合う」（2）

▶ 指導のポイント

- 1 （知らない人から）誘い出すような内容のメールが届くことがあること、誘い出しの危険性について、日頃から伝えること。
- 2 届いたメールに安易に返信をしたり、実際に会いに行ったりせず、まずは、教員や保護者に相談するように日頃から注意をすること。
- 3 緊急事態というメールが届いたとしても、あわてて自分で対応しようとせず、教員や保護者にまず確認をするよう日頃から注意をすること。
- 4 写真や個人情報（住所や電話番号など）を安易に相手に教えないことや、個人情報を見ず知らずの人間に教えることの危険性について伝えること。

▶ 参 考

SNSや掲示板などで年齢や性別、身分を偽り、言葉巧みに女子児童や生徒を誘い出す、いわゆる「なりすまし」による、誘い出し事件が発生している。

2 デマの拡散（1）

日付： 年 月 日（ ）

年 組 番 氏名： _____

質問1：次の事例を読んで、問題があると思う部分に、下線を引いてみましょう。

2014年秋に、人間が一度感染すると高い確率で死に至るというウイルスのうわさが外国で広まり、話題となりました。

5 高校生のCくんは、日本にもウイルスが広がってしまうのではないかと心配をしていました。ある日、Cくんが、スマートフォンを取り出して、ニュースサイトを見てみると、「飛行機内で高熱がでた患者を日本の空港で保護、ウイルス感染の危険性があるため病院にて検査」とい
5 った記事が掲載されていました。この記事を見たCくんは例のウイルスのことだと思い、日本でもウイルスが広がるのではないかと心配していました。すると、一通のメールを受信しました。

【件名】 ニュース見た？必ずメール確認して！

【発信者】 Dさん（インターネット上の知り合い）

10 【本文】 Cくん、ニュース見た？外国で大変なことになっているウイルスが日本に
10 来ちゃったかもしれない。けど、この対策しておくとは感染することはないんで！大勢の人に知ってもらいたいから、Cくんの友達や家族に転送してほしい。

15 「命に関わるウイルスが日本に蔓延する恐れがあります！けど事前に漂白剤を飲んでおけば、抗体ができます！抗体ができれば、感染してもウイルスが死にます！
15 日本に広まる前に漂白剤飲んでおきましょう。」

Cくんは、ニュースを見た大勢の人が心配しているに違いないと思いました。Dさんからの情報を多くの人に伝えることで、ウイルス感染を予防できると考え、スマートフォンのアドレス帳に登録してある家族や友達宛てに、Dさんから送ってもらったメールを転送しました。

質問2：事例のようなメールが届いたら、あなたなら、どうしますか。

【教員向け解説】 2「デマの拡散」(1)

▶ 課題

情報源を確かめることなく、真偽の分からない情報を多くの人に拡散してしまった。

▶ 事例における問題点

(1) 16行目「Dさんからの情報を多くの人に伝えることで、ウイルス感染を予防できると考え」

⇒ インターネット上の情報を鵜呑みにしている。教員等に情報の真偽を確かめようとしていない。

(2) 18行目「Dさんから送ってもらったメールを転送しました。」

⇒ 結果的にチェーンメールの送信に加担し、デマ情報を拡散してしまった。

▶ 指導のポイント

- 1 情報の真偽(情報の発信源)を確かめること。
- 2 情報の真偽が分からないときには、教員や保護者に相談すること。
- 3 情報をうのみにして、正しい情報か否かを判断しないまま拡散させないこと。

▶ 留意事項

- 1 大規模な災害や事故の際には、正義感や善意につけこんだデマ情報の拡散が見られる。
- 2 児童・生徒は、最初に入手した情報や友人からの情報を信じ込む傾向がある。
- 3 情報の信ぴょう性について、複数の信頼できる情報源を確認することの重要性について、日常的に指導する必要がある。

2 デマの拡散（2）

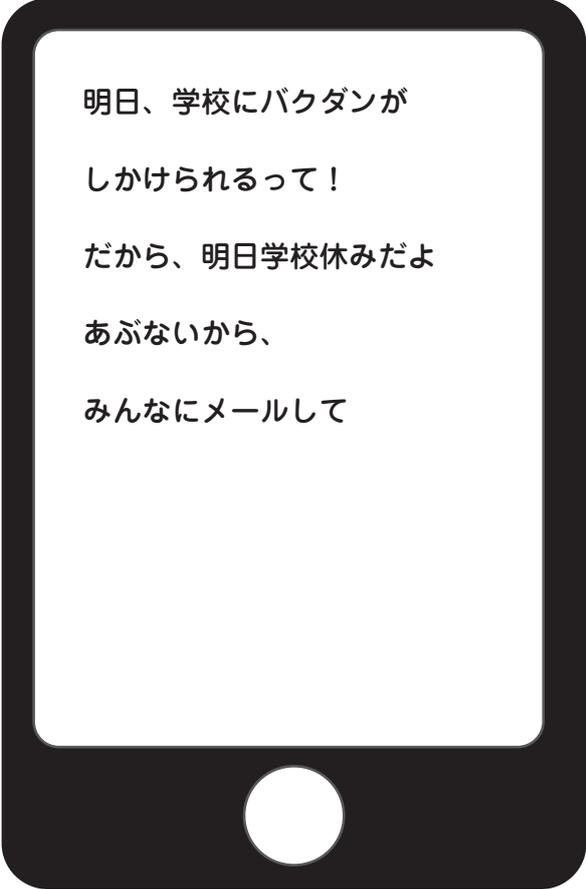
日付： 年 月 日（ ）

年 組 番 氏名： _____

友だちから、一通のメールがとどきました。

メールを読むと、学校にバクダンがしかけられて休みになるようです。ほかのともだちにも教えてほしいということですが、あなたはどうしますか？ あなたがすると思うところの数字に○をしてください。

-
- 1 友だちみんなに教える。
 - 2 おうちの人や先生に聞いてみる。
 - 3 ウソだと思ってむしする。
 - 4 わからない。
-



明日、学校にバクダンが
しかけられるって！
だから、明日学校休みだよ
あぶないから、
みんなにメールして

なぜそう思いましたか

【教員向け解説（児童向け）】 2「デマの拡散」（2）

▶ 指導のポイント

- 1 嘘の情報を発信しないことや、嘘の情報が拡散する危険性を伝えること。
- 2 友人からのメールであったとしても、内容の真偽を確かめずに転送しないよう注意すること。
- 3 嘘か本当か分からないメールが届いた場合には、教員や保護者に内容について確認するよう伝えること。

▶ 参 考

災害発生時や、話題となるニュース報道がされた場合などに、デマを拡散するメールが送信されることが多くみられる。友人や知人から届いた場合には、信じて転送してしまいがちだが、メールが拡散されたことによる2次的な被害が発生した事例もあることから、安易な転送には注意が必要である。

日付： 年 月 日 ()

年 組 番 氏名： _____

質問1：次の事例を読んで、問題があると思う部分に、下線を引いてみましょう。

E子さんは、高校2年生。中学生のころから、料理の写真を撮って、自分のブログにその写真とともに、味や値段、お店の場所や雰囲気などについて書き続けてきています。最近では、E子さんのブログは、「女子高生グルメサイト」として大人気のブログになりました。

ある日、自宅のパソコンでラーメンについて検索していると、グルメ掲示板の中に、自宅からもそれほど遠くないところに一杯1,200円の高級ラーメンを売りにしているお店があるということが書かれていました。たいてい午後4時ごろには売り切れてしまい、朝から行列ができるほどの人気店だということも分かりました。

興味をもったE子さんは、次の日の学校帰りにお店に寄ってみました。ラーメン屋に着いたときには、高級ラーメンは売り切れになっていました。さらに、お店の人に、「うちは学生さん相手の商売はしないよ。」と言われたE子さんは、目当てのラーメンが食べられなかったうえ、高校生には食べさせてくれないと言われたので、不愉快になりました。

すっきりしないE子さんは、その夜、掲示板でもう一度そのラーメン屋についての書き込みを検索してみました。すると、E子さん同様、売り切れで食べられなかったとか、お店の人の接客がよくない、といった書き込みが多数見つかりました。E子さんは、否定的な書き込みを読んでいるうちに、だんだんとお店に文句を言いたくなりました。

数か月後、E子さんが久しぶりに掲示板を見てみると、あのラーメン屋が店じまいするという書き込みが見つかりました。グルメサイトで悪い評価を書かれたために、客足が遠のき、経営に行き詰ったということでした。E子さんは、急に不安になりました。実は、あのラーメンの味が悪い、接客が悪いという書き込みをE子さんもしていたからです。E子さんは、実際には食べていないのに、他人の書き込みに便乗して、ラーメンの味について悪い評価をブログに書き込んでいました。

しばらくすると、E子さんのブログに、閉店に追い込まれたのはE子さんのブログのせいだとするコメントが多く寄せられました。ラーメン屋の経営者が、グルメサイトで悪い評判を立てられて大きな損害を受けた、根拠のない書き込みは許せない、損害賠償請求をするというものでした。E子さんは、ブログそのものは閉鎖しませんでした。その部分の書き込みは急いで削除しました。

質問2：インターネット上に、特定のお店の悪い評判が書かれていたら、あなたなら、どうしますか。

【教員向け解説】 3 「インターネットの安易な書き込みとその影響」

▶ 課題

実際には食べていないラーメンの味などについて、一時的な感情から、うその情報を書き込んでしまった。結果として、店舗が廃業に追い込まれる事態を招いてしまった。

▶ 事例における問題点

- (1) 2行目「味や値段、お店の場所や雰囲気などについて書き続けてきています。」
⇒ インターネットの影響力を十分に理解し、意見が分かれる主観的な情報発信は慎重に行わなければならない。
- (2) 13行目「売り切れで食べられなかったとか、お店の人の接客がよくない、といった書き込みが多数見つかりました。E子さんは、否定的な書き込みを読んでいるうちに、だんだんとお店に文句を言いたくなりました。」
⇒ インターネット上の書き込みをうのみにしている。インターネットへの書き込みは、その手軽さや素早さから、手書きの文章や手紙と異なり、十分に推敲しないまま発信してしまう傾向がある。
- (3) 18行目「実は、あのラーメンの味が悪い、接客が悪いという書き込みをE子さんもしていたからです。」
19行目「実際には食べていないのに、他人の書き込みに便乗して、ラーメンの味について悪い評価をブログに書き込んでいました。」
⇒ インターネットの影響の大きさを考えず、悪い評判・評価を書き込んでしまった。
- (4) 22行目「E子さんのブログに、閉店に追い込まれたのはE子さんのブログのせいだとするコメントが多く寄せられました。」
25行目「E子さんは、ブログそのものは閉鎖しませんでした。その部分の書き込みは急いで削除しました。」
⇒ 軽率な書き込みから、大きな騒ぎに発展したにもかかわらず、保護者や教員に相談していない。自分の書き込みを削除しても、問題の解決にはならない。

▶ 指導のポイント

- 1 インターネット上の情報をうのみにしないこと。
- 2 自分自身が加害者になる可能性があることから、軽はずみな行為をしないこと。
- 3 自分自身の発言や書き込みに責任をもち、自らの考えで行動すること。

▶ 留意事項

- 1 インターネットを介して、風評は瞬く間に広がる。
- 2 風評被害や名誉棄損は、損害賠償請求の訴訟を起こされる可能性がある。
未成年者の場合は、保護者がその責任を問われる。

4 「依存的な傾向」

日付： 年 月 日 ()

年 組 番 氏名： _____

質問1：次の事例を読んで、問題があると思う部分に、下線を引いてみましょう。

5 小学5年生のHくんは、オンラインのRPGゲームに夢中です。オンラインゲームはとてもおもしろく、時間がたつのを忘れるほどです。ゲームをする時間は、だいたい夜の8時頃から深夜2時、3時頃までです。朝まで続くこともあります。寝不足になって学校では居眠りが多くなっていますが、何よりおもしろいのでやめることはできません。

5 Hくんは、学校が終わると、自宅近くのコンビニエンスストアのWi-Fi環境を利用して、ゲーム機でインターネットに接続していました。マンガの立ち読みをしていると言えば、保護者の方には分からないからです。夜は、保護者が仕事で使っているモバイルWi-Fiルーターを勝手に部屋に持ち込み、オンラインゲームをしています。

10 Hくんは夢中になっていき、次第に保護者のクレジットカードを黙って使ったり、携帯電話の電話料金へ課金する形で申し込んだりして、武器や魔法などのアイテムを手に入れていました。しかし、これも保護者に分かってしまい、きつく叱られてしまいました。そこで、Hくんは、コンビニエンスストアで売っているゲーム用のプリペイドカードを買って、アイテムや新しいゲームアプリを購入するようになりました。

15 Hくんのキャラクターはどんどん強くなり、戦い方やキャラクターの育て方などについて考えたりするのが楽しく、ゲームをしていないときも、プレーするときのことを考えるようになりました。

夜遅くまでゲームをしているため、朝起きられなくなったり、学校の成績も以前より悪くなったりしたため、保護者に「ゲームをやめなさい」と叱られることが多くなってきました。

20 このごろは、保護者に注意されると、だんだん腹が立つようになり、すぐに大声を上げるようになりました。学校に行っている間など、ゲーム機に触れない時間がつらくなり、いらいらするようになりました。登下校のときも、ゲームのことが気になって、信号を見落として、車に接触しそうになったこともあります。今では、学校の友達と外遊びをすることもなくなりました。

質問2：ゲームをやり過ぎていると保護者に注意されたら、あなたなら、どうしますか。

【教員向け解説】 4 「依存的な傾向」

▶ 課題

自分の意思ではゲームがやめられず、学校生活や日常生活に悪い影響が出るなど、依存的な傾向が見られる。

▶ 事例における問題点

- (1) 2行目「時間がたつのを忘れるほど」
2行目「夜の8時頃から深夜2時、3時頃までです。朝まで続くこともあります。」
⇒ 深夜までオンラインゲームに夢中になっている。
- (2) 3行目「寝不足になって学校では居眠りが多くなっています」
17行目「朝起きられなくなったり、学校の成績も以前より悪くなったりした」
⇒ 学校生活や日常生活に悪い影響が出ている。
- (3) 6行目「マンガの立ち読みをしていると言えば、保護者の方には分からないからです。夜は、保護者が仕事で使っているモバイル Wi-Fi ルーターを勝手に部屋に持ち込み、オンラインゲームをしています。」
9行目「保護者のクレジットカードを黙って使ったり、携帯電話の電話料金へ課金する形で申し込んだり」
⇒ オンラインゲームを利用するために、保護者にうそをついたり、隠し事をしたりするようになっている。
- (4) 12行目「コンビニエンスストアで売っているゲーム用のプリペイドカードを買って」
15行目「ゲームをしていないときも、プレーするときのことを考えるようになりました。」
⇒ 自己抑制ができなくなっている。
- (5) 19行目「だんだん腹が立つようになり、すぐに大声を上げるようになりました。」
20行目「ゲーム機に触れない時間がつらくなり、いらいらするようになりました。」
21行目「登下校のときも、ゲームのことが気になって、信号を見落として、車に接触しそうになったこともあります。」
22行目「今では、学校の友達と外遊びをすることもなくなりました。」
⇒ 注意が散漫になったり、情緒的に不安定になったりするなど、依存的な傾向が見られる。

▶ 指導のポイント

- 1 度を越した利用は、健全な学校生活や友人関係に悪い影響を及ぼすこと。
- 2 保護者と話し合い、インターネットの利用に関するルールを決めること。
- 3 児童・生徒にインターネット等の利用状況を自覚させること。

▶ 留意事項

- 1 依存的な傾向が強まらないうちに、児童・生徒の変化を早期に捉える。
- 2 「DQ」調査(P42)を活用して、児童・生徒のインターネット等の利用状況を把握する。
- 3 保護者と連携して、児童・生徒の家庭での様子を把握するとともに、家庭でのルールづくりを促すなど、保護者への啓発と支援を行う。

第Ⅲ章 参考資料

- 1 インターネット上のサービス
- 2 インターネットを利用できる機器
- 3 フィルタリングの重要性
- 4 インターネット^{しへき}嗜癖（依存）について
- 5 青少年のインターネット利用に関する各種調査
- 6 トラブルの相談窓口
- 7 参考リンク
- 8 主な外部記録媒体
- 9 SNS 等のアプリの特徴
- 10 インターネット隠語・用語集
- 11 東京都推奨携帯電話について

【活用の仕方】

- インターネット等の適正な利用に関する指導を行う際に、知っておいた方がよいと思われる情報を資料としてまとめました。
- 「フィルタリングの重要性」のページは、そのままコピーして保護者の方に配布できるようになっています。

1 インターネット上のサービス

インターネット上の、個人が書き込むことができるサービスを大きく6種類に分類した。

(1) BBS (掲示板)

利用者が、趣味や日常の出来事などについて書き込んだり、それに対するコメントを他の利用者が書き込んだりできるシステムのこと。匿名で書き込めることから、誹謗中傷^{ひぼう}や事件性のある書き込みが行われることがある。

- 代表的なサイト：2ちゃんねる、したらば掲示板、学校BBS など

(2) プロフィール

利用者が、自己紹介(プロフィール)を作成・公開できるサイトのこと。あらかじめ用意された形式で住所や趣味などを入力していくことで作成できる。画像を掲載できるアルバムなどの機能もある。個人情報を公開することが前提であるため、「なりすまし」や「つきまとい」などに悪用されることがある。

- 代表的なサイト：前略プロフィール、^{アメーバ}Ameba Room、^{クルーズ}crooz プロフなど

(3) ブログ

^{ウェブ}Weblog の略。利用者が、自分の意見や日常の出来事などを日記のように公開し、それに対するコメントを他の利用者が書き込んだりできるサイトのこと。写真やリンクを掲載することもできる。内容から個人が特定されたり、問題のある書き込みには誹謗中傷^{ひぼう}のコメントが殺到したりすることがある。

- 代表的なサイト：Ameba ブログ、crooz ブログ、^{エフシーツ}FC2 ブログ など

(4) リアル

スマートフォンや携帯電話向けの簡易ブログサイトのこと。ブログと同様、写真、リンクの掲載やコメント機能が利用できる。ブログでは、比較的長い文章が書き込めるのに対して、リアルでは短い文章しか書き込めないが、スマートフォンや携帯電話から手軽に利用できる。友人だけが閲覧していると思い込み、メールアドレスや携帯電話番号などの個人情報を書き込んでしまう事例が少なくない。

- 代表的なサイト：^{ツイッター}Twitter、^{デクー}decoo、^{モバイルスペース}mobile space など

※ Twitter：1投稿 140文字の制限

(5) Web スペース

個人向けのホームページ作成サービスを提供しているサイトのこと。友人のプロフィールサイト等へリンクを貼る際に、友人の氏名や所属、顔写真などの個人情報を無断で公開してしまう事例がある。

- 代表的なサイト：^{チップ}Chip!! リンク、^{ベップス}@peps!、Ameba グルっぽ など

(6) SNS (※1)

(ア) コミュニティサイト

プロフィール、ブログ、リアル、Web スペース、ゲームなど、様々なサービスが集まった複合サイトである。会員制であるが、会員同士であっても、書き込んだ内容の公開範囲を制限することができる。また、会員同士のみでメッセージのやり取りができる、ミニメールという機能もある。

- 代表的なサイト：Facebook、mixi、mobage、GREE など

(イ) 無料通話アプリ

無料通話アプリとは、主にスマートフォンで利用されるアプリ (※2) のことで、電話番号による通話やメールの代わりに利用される。「無料通話 アプリ」と呼ばれているが、実態として主に利用されている機能は、チャット (※3) である。パソコンやタブレットパソコン、音楽プレーヤーでも利用可能である。

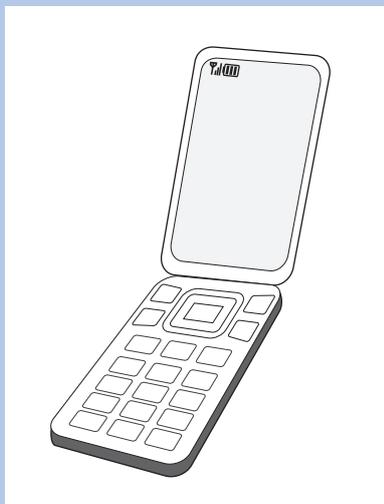
- 代表的なアプリ：LINE、comm、カカオトーク など

※1 SNSとは「Social Networking Service (ソーシャル ネットワーキング サービス)」の略

※2 アプリとは「アプリケーション」の略。スマートフォンや音楽プレーヤー等で動作するソフトウェアのこと

※3 1対1又はグループでの、文字によるメッセージのやり取りのこと

2 インターネットを利用できる機器



(1) 携帯電話

通話、インターネット、メール、画像・動画撮影など、多くの機能を有している。児童・生徒の約4割(※)が所有している。フィルタリングサービスを利用することで、出会い系やアダルトサイトなどの有害サイトへのアクセスを制限することができる。

掲示板などに誹謗中傷を書き込んだり、動画サイトにいじめ動画を投稿したりするなど、ネット上の不適切な書き込みが社会問題化している。また、チェーンメールなどの迷惑メールが届くといった問題もある。

※ 東京都教育委員会 平成25年度インターネット・携帯電話利用に関する実態調査より

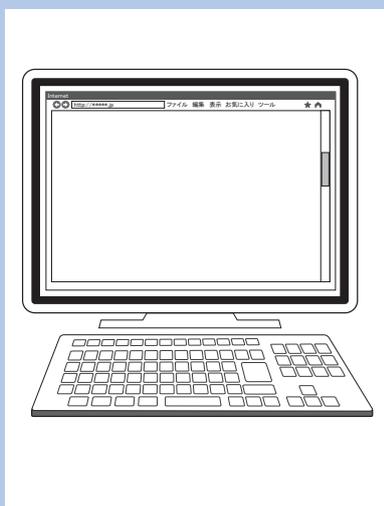


(2) スマートフォン

携帯電話と同様の機能を有している。世帯普及率が5割(※1)を超えるなど利用者が増加している。ネット上に多数ある「アプリ」の中から、利用者が好きなものをダウンロードして追加することもできる。ウイルス、ワンクリック詐欺、個人情報流出等、多くの問題も発生しており、セキュリティ対策が必須である。「Wi-Fi(※2)」環境でもインターネット接続が可能であるが、フィルタリングサービスが機能しないという課題がある。

※1 内閣府 消費動向調査 2014年4月17日発表

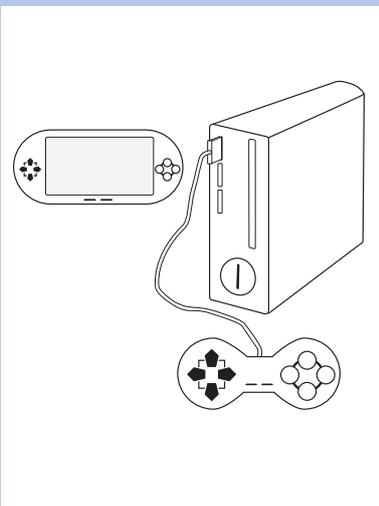
※2 Wi-Fiとは:無線LANの規格名のこと。ケーブル配線の必要がなく、無線でインターネット通信が可能である。(40ページ参照)



(3) パーソナルコンピュータ (パソコン)

文章作成、動画・画像編集、ゲーム、DVD・音楽鑑賞、インターネット、メールなど様々な機能を兼ね備えている。掲示板、ブログ、SNSの書き込みなど、多くのサービスに利用されている。ログインID・パスワードを盗まれる「フィッシング詐欺(※)」の被害が発生している。また、パソコンを遠隔操作され、知らないうちに掲示板に殺人予告等の違法・犯罪行為を勝手に書き込まれ、なりすまし被害に遭うといった問題も起きている。

※ 偽サイトに誘導し、暗証番号などを詐取する詐欺のこと(56ページ参照)



(4) ゲーム機(据置型、携帯型)

ゲーム機能に加えて、BD・DVD・CDの再生、インターネット接続、メールなど多くの機能が利用できる。インターネットに接続する方法は、直接ケーブルをつなぐ有線方式と無線方式による「Wi-Fi」接続の2通りがある。ゲーム機からのインターネット接続には、閲覧制限がなく、出会い系・アダルトサイトなどの有害サイトを含む全てのサイトへアクセスが可能である。ゲーム機各社がペアレンタルコントロールやフィルタリングサービスを用意している。



(5) 音楽プレーヤー

音楽や動画の視聴、アプリなどの機能が利用できる。機種によっては、「Wi-Fi」環境からインターネットへの接続も可能であるが、閲覧制限がないため、有害サイトの閲覧も可能である。自宅に「Wi-Fi」環境がなくても、無料で「Wi-Fi」が利用可能な飲食店や地下街、コンビニやスーパーなど数多くの公衆アクセスポイント(※)が存在している。ペアレンタルコントロールの設定をすることで、有害サイトの閲覧等を制限できる。

※ 公衆アクセスポイント:無料の場合でも運営会社への登録手続きが必要である。また、有料の場合もある。



(6) その他

スマートフォン、ゲーム機、音楽プレーヤーなどのほかにも、タブレットパソコンやデジタルカメラ、テレビなど、インターネットに接続したり、メールやアプリが利用可能な機器が数多く存在する。主に「Wi-Fi」環境からインターネットへ接続する。

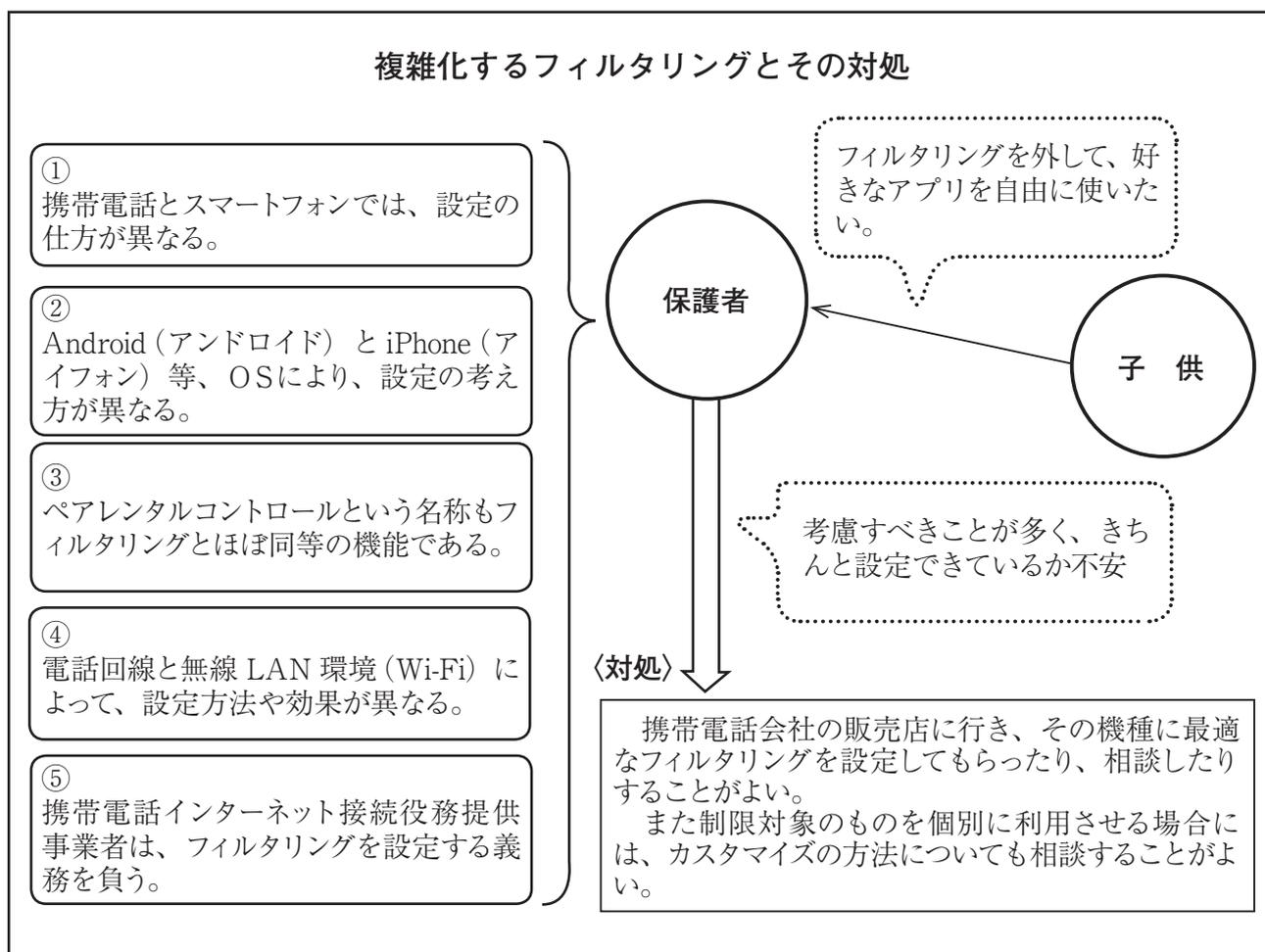
インターネット接続を制限することができる機器もあるが、通常、出荷時には、インターネット接続を制限する設定はされていない。

3 フィルタリングの重要性（学校から家庭への啓発が必要）

(1) フィルタリングを設定することについて

インターネット上には、有害な情報も数多く存在します。そのため、子供たちが保護者の目の届かない所で、出会い系サイトやアダルトサイト、薬物サイトなどの有害情報に接してしまう可能性があります。そのような有害情報にアクセスできないようにブロックするための仕組みが「フィルタリング」です。

平成 21 年 4 月 1 日「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」が施行され、携帯電話やスマートフォンのサービスを提供する事業者は、未成年者が携帯電話やスマートフォンを購入する場合は、フィルタリングサービスを提供しなければならないと規定されました。ただし、保護者が、フィルタリングサービスを利用しない旨の申出をした場合はこの限りでない、とも規定されていますが、安易にフィルタリングを解除しないことが重要です。



(ア) フィルタリングの設定方法

パソコンにフィルタリングを導入するには、市販のフィルタリングソフトの利用や、プロバイダが提供しているフィルタリングサービスを利用する方法などがあります。

携帯電話やスマートフォンにフィルタリングを導入するには、各携帯電話事業者が提供している回線型フィルタリングの利用や、フィルタリング機能のある専用ブラウザ（ウェブサイト閲覧アプリ）等を利用する方法があります。

※ 詳しい申し込み方法や設定方法などは、携帯電話会社に御確認ください。

フィルタリングの種類	① 回線型フィルタリング（携帯電話・スマートフォン用）を設定し、接続先を制限する。 <ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話用のフィルタリングは、これのみ。スマートフォンも利用できる。 ・音楽プレーヤーでは適用できない ・無線 LAN (Wi-Fi) 接続を行う際は、フィルタリングの効果がない。 	
	② フィルタリング機能のある専用ブラウザ（ウェブサイト閲覧アプリ）をインストールし、ウェブサイトを見る際に、接続先を制限する。 <ul style="list-style-type: none"> ・スマートフォンと音楽プレーヤーのみ対象 ・①と同等の機能を含む ・無線 LAN (Wi-Fi) 接続を行う際も、フィルタリングの効果がある。 	
	③ その他の設定 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> ≪ iPhone (アイフォン) iPod など ≫ 年齢設定、アプリインストール制限、②のブラウザ以外のブラウザの起動制限など、OSの設定を変更する。 </td> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> ≪ Android (アンドロイド) ≫ 不適切なアプリを制限する専用アプリをインストールする。 </td> </tr> </table>	≪ iPhone (アイフォン) iPod など ≫ 年齢設定、アプリインストール制限、②のブラウザ以外のブラウザの起動制限など、OSの設定を変更する。
≪ iPhone (アイフォン) iPod など ≫ 年齢設定、アプリインストール制限、②のブラウザ以外のブラウザの起動制限など、OSの設定を変更する。	≪ Android (アンドロイド) ≫ 不適切なアプリを制限する専用アプリをインストールする。	

- ※ ①、②、③を併用することで、効果を高めます。
- ※ ②と③が一体となったアプリもあります。

(イ) フィルタリングの強度

フィルタリングサービスは、「高」、「中」、「低」とフィルタリングの強度を設定できます。例えば、「高」の設定では、携帯電話事業者が指定した安全が保障されているサイト以外には接続できなくなり、「中」や「低」の設定では、出会い系サイトやアダルトサイトなどの問題のあるサイトを指定して、接続を制限することができます。

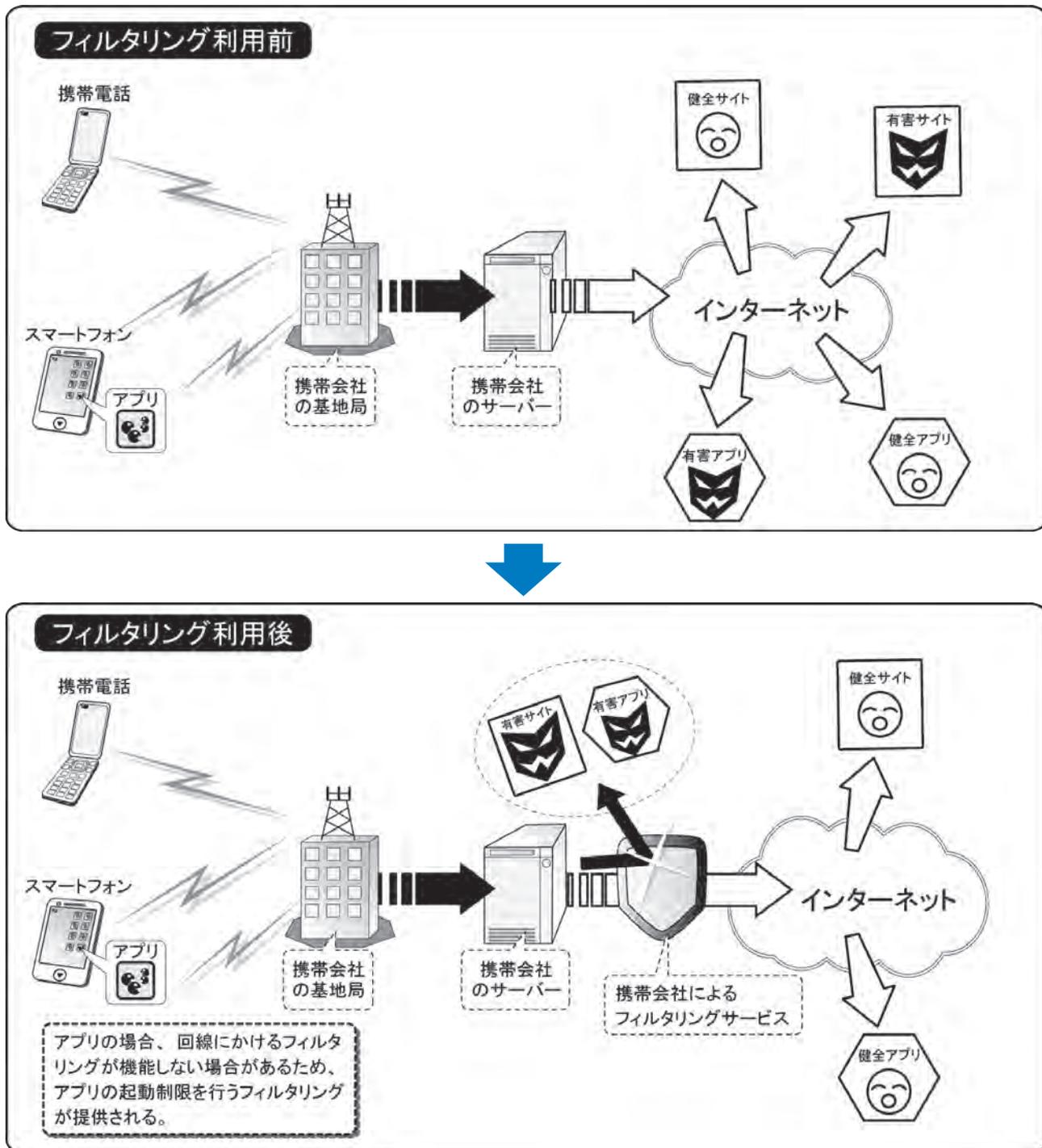
このように、フィルタリングは、「使う」、「使わせない」といった二択ではなく、細やかな設定をすることで、子供の理解度に応じて、制限をかけて利用させることも可能です。

※ 設定の詳細については、各事業者のホームページなどを参考にしてください。

(ウ) フィルタリングが機能しないケース

スマートフォンやタブレットなどは、無線 LAN (Wi-Fi) でインターネットに接続することが可能です。その場合、通常のフィルタリング（携帯電話事業者の回線に設定されている。）が機能しない場合があります。その対策としては、各機器の本体で設定できる保護者管理機能（ペアレンタルコントロール）での制限や、フィルタリング機能のある専用ブラウザ（ウェブサイト閲覧アプリ）などを利用して対策をすることが重要です。

(図1) フィルタリングサービスのイメージ



凡例

	名称	設置者（運営者）	機能や目的など
	基地局	携帯電話事業者	携帯電話やスマートフォンからの電波を受け、サーバーへデータを送る。
	サーバー	携帯電話事業者	URL情報により、インターネットに接続する。
	フィルタリング	携帯電話事業者	リストなどに基づき、サイトへの接続を制限する。

(2) フィルタリングサービスは解除しない

インターネットサイトの閲覧履歴や書き込み内容など、子供のインターネット利用状況を把握することは、容易なことではありません。子供が嫌がるからといって、フィルタリングを安易に解除しないようにしましょう。

【大切なこと】

- 「友達には使えるのに、自分だけフィルタリングでアプリが使えない。仲間外れになってしまう。」という子供の訴えには、フィルタリングを解除せずに対象のアプリだけを解除する方法もあります。
- フィルタリングサービスを解除するのではなく、子供の発達段階に応じたフィルタリングサービスを利用していくことが大切です。

(3) フィルタリングサービスの効果を高めるための留意点

- 健全なサイトやアプリでも、個人情報が出たり、誹謗中傷などのトラブルに巻き込まれたりすることがあります。自分の個人情報を書き込んだり、不適切な書き込みをしたりといった使い方は、フィルタリングサービスでは防ぐことができませんので、書き込まないように指導してください。
- 「夜9時以降はインターネットを利用しない。」「食事中は携帯電話・スマートフォンは使用しない。」といった家庭でのルールづくりが大切です。ルールを子供に押し付けるのではなく、子供と話し合い、ルールを納得させた上でインターネットを利用させることも重要です。

▶ 携帯電話事業者の回線によるインターネット接続

携帯電話・スマートフォンの回線は、「3G回線」、「4G(LTE)回線」と呼ばれます。携帯電話事業者が各所に用意した基地局を通じて、インターネットに接続されます。

▶ フィルタリングサービスの利用率

平成26年2月に実施した内閣府の調査「青少年のインターネット利用環境実態調査」では、フィルタリングサービスの利用率は55.2%で、スマートフォンに限ると47.5%でした。

(4) ペアレンタルコントロール（保護者管理機能）の活用

ペアレンタルコントロール（Parental control）は、「保護者管理機能」や「保護者による制限」という意味です。子供が有害サイトを見たり、有害アプリを起動したりしないよう、保護者が、スマートフォンやゲーム機、音楽プレーヤーなどに使用制限をかけることができます。

ゲーム機や音楽プレーヤーには、ペアレンタルコントロール機能が用意されていますが、出荷時は設定が「OFF」になっています。購入時に取扱い説明書を参考に保護者の方が、機器の本体の暗証番号を設定・管理し、インターネットの接続制限やゲーム、アプリの利用制限を行ってください。

【主な管理機能】

- ・ウェブサイト利用管理（有害サイトの閲覧制限やインターネットサイトの閲覧を禁止）
- ・アプリ利用管理（アプリのダウンロード制限や起動制限）
- ・閲覧履歴管理（子供が閲覧したサイトの履歴を確認できる。）
- ・利用時間管理（1日の利用時間を設定できる。）

(5) フィルタリングでは対応できない Wi-Fi 接続

- Wi-Fi に対応したフィルタリングソフトウェアをダウンロードさせてください。
- ペアレンタルコントロールを利用してください。

▶ Wi-Fi によるインターネット接続の危険性

Wi-Fi でインターネットに接続した場合、携帯電話事業者の回線に対するフィルタリングサービスでは対応できず、子供が有害なサイトを閲覧したり、有害なアプリを起動したりすることができてしまいます。このため、各携帯電話事業者は、Wi-Fi に対応したフィルタリングソフトウェアを無料で提供しています。

▶ Wi-Fi とは

Wi-Fi は、無線 LAN の規格の一つです。無線 LAN とは、無線でインターネットに接続する通信方法のことです。

▶ Wi-Fi の普及

自宅だけでなく、駅やコンビニエンスストア、図書館や区市町村役所（場）などに「無料 Wi-Fi スポット（Wi-Fi アクセスポイント）」が多く設置されています。利用登録さえすれば、誰でも、無料でインターネット接続ができます。また、Wi-Fi スポットがなくても Wi-Fi が利用できる「モバイル Wi-Fi ルーター」も販売されています。

▶ 携帯電話・スマートフォン以外の機器によるインターネット接続

ゲーム機や音楽プレーヤーでも、Wi-Fi を利用してインターネットに接続できる機器が増えており、スマートフォンと同様にアプリをダウンロードして利用することもできます。

(参考)「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」から抜粋

(携帯電話インターネット接続役務提供事業者の青少年有害情報フィルタリングサービスの提供義務)

第十七条 携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、携帯電話インターネット接続役務を提供する契約の相手方又は携帯電話端末若しくはPHS端末の利用者が青少年である場合には、青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を条件として、携帯電話インターネット接続役務を提供しなければならない。ただし、その青少年の保護者が、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出をした場合は、この限りでない。

2 携帯電話端末又はPHS端末をその保護する青少年に使用させるために携帯電話インターネット接続役務の提供を受ける契約を締結しようとする保護者は、当該契約の締結に当たり、携帯電話インターネット接続役務提供事業者に対しその旨を申し出なければならない。

(インターネット接続役務提供事業者の義務)

第十八条 インターネット接続役務提供事業者は、インターネット接続役務の提供を受ける者から求められたときは、青少年有害情報フィルタリングソフトウェア又は青少年有害情報フィルタリングサービスを提供しなければならない。ただし、青少年による青少年有害情報の閲覧に及ぼす影響が軽微な場合として政令で定める場合は、この限りでない。

(インターネットと接続する機能を有する機器の製造事業者の義務)

第十九条 インターネットと接続する機能を有する機器であって青少年により使用されるもの(携帯電話端末及びPHS端末を除く。)を製造する事業者は、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアを組み込むことその他の方法により青少年有害情報フィルタリングソフトウェア又は青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を容易にする措置を講じた上で、当該機器を販売しなければならない。ただし、青少年による青少年有害情報の閲覧に及ぼす影響が軽微な場合として政令で定める場合は、この限りでない。

(青少年有害情報フィルタリングソフトウェア開発事業者等の努力義務)

第二十条 青少年有害情報フィルタリングソフトウェアを開発する事業者及び青少年有害情報フィルタリングサービスを提供する事業者は、青少年有害情報であって閲覧が制限されないものをできるだけ少なくするとともに、次に掲げる事項に配慮して青少年有害情報フィルタリングソフトウェアを開発し、又は青少年有害情報フィルタリングサービスを提供するよう努めなければならない。

一 閲覧の制限を行う情報を、青少年の発達段階及び利用者の選択に応じ、きめ細かく設定できるようにすること。

二 閲覧の制限を行う必要がない情報について閲覧の制限が行われることをできるだけ少なくすること。

2 前項に定めるもののほか、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアを開発する事業者及び青少年有害情報フィルタリングサービスを提供する事業者は、その開発する青少年有害情報フィルタリングソフトウェア又はその提供する青少年有害情報フィルタリングサービスについて、その性能及び利便性の向上に努めなければならない。

4 インターネット嗜癖（依存）について

(1) インターネット嗜癖（依存）

“ネット依存の定義はまだ明確ではありませんが、アメリカの臨床心理学者キンバリー・ヤングによれば、「インターネットに過度に没入してしまうあまり、コンピュータや携帯電話が使用できないと何らかの情緒的苛立ちを感じることに、また実生活における人間関係を煩わしく感じたり、通常の対人関係や日常生活の心身状態に弊害が生じているにもかかわらず、インターネットに精神的に嗜癖してしまう状態」と定義されています。”

(引用元) 久里浜医療センター ネット依存治療部門「インターネット嗜癖（依存）について」

http://www.kurihama-med.jp/tiar/tiar_01.html

(2) 「DQ」調査

インターネットの依存的な傾向を調べるには、「DQ」調査を一つの指標として利用することも有効である。前述のヤングが作った「診断質問票DQ (= Diagnostic Questionnaire)」は、ギャンブル依存の診断ガイドラインをベースにしたものである。8項目の質問のうち、五つ以上に当てはまれば「ネット依存状態」にあると判定される。

【小学生向け（小学3年生以上）質問】

- パソコン、スマートフォン、携帯電話などで、インターネットを利用して、次のようなことはありますか。
当てはまるものに をしてください。
- インターネットを利用したことを思い出したり、次に利用することが楽しみになるなど、インターネットに夢中になっている。
- 満足するには、インターネットの利用時間をどんどん長くしていかなければならない。
- 利用時間を減らしたり、やめようとしたりしても、うまくいかないことがくりかえしある。
- インターネットの利用時間を減らそうとすると、落ち着かなくなったり、きげんが悪くなったり、落ち込んだり、いらいらしたりする。
- インターネットを利用する時間が、利用する前に決めていた時間より長くなる。
- インターネットの利用のせいで、大切な人との関係を悪くしたり、勉強の時間をなくしたりする。
- インターネットに夢中になりすぎたせいで困ったことがおきても、ごまかすためにうそをつく。
- 困っていることやいやなことからにげるためにインターネットを利用する。

「Diagnostic Questionnaire (Young, 1998)」の久里浜医療センターによる翻訳版を改編して使用

【中高生向け質問】

- パソコン、スマートフォン、携帯電話などで、インターネットを利用して、次のようなことを感じたことはありますか。
当てはまるものに をしてください。
- インターネットを利用した活動(※)を思い出したり、次の利用が楽しみになるなど、インターネットに夢中になっている。
- 満足するには、インターネットの利用時間をどんどん長くしていかなければならない。
- 利用時間を減らしたり、やめようとしたりしても、うまくいかないことが繰り返しある。
- インターネットの利用時間を減らそうとすると、落ち着かなくなったり、不機嫌になったり、落ち込んだり、いらいらしたりする。
- インターネットを利用した活動の時間が、利用する前に予定していた時間より長くなる。
- インターネットの利用のせいで、大切な人との関係を危うくしたり、勉強の機会を失ったりする。
- インターネットに夢中になり過ぎたせいで困ったことが起きても、ごまかすためにうそをつく。
- 困っていることや不快なことから逃れるためにインターネットを使う。
- ※ インターネットを利用した活動：
インターネットに接続して、SNSやゲーム、ショッピングや音楽などを楽しむ活動

「Diagnostic Questionnaire (Young, 1998)」の久里浜医療センターによる翻訳版を改編して使用

※ 五段階で回答を設定し、該当する数値が高いほど「ネット依存状態」とであると判断することもできる。

- 0 当てはまらない。
- 1 めったにない。
- 2 たまにある。
- 3 時々ある。
- 4 よくある。(しばしばある。)
- 5 いつもある。

※ 学校で、インターネット利用に関する指導の際に、児童・生徒に配布して、日頃のインターネットの利用状況について考えさせたり、保護者に配布して、家庭でのインターネット利用に関するルールづくりに役立てたりしてもらうことができる。

5 青少年のインターネット利用に関する各種調査

(1) 青少年のインターネット利用に関する各種調査

1 内閣府（共生社会政策統括官） 平成 26 年 3 月発表

平成 25 年度「青少年のインターネット利用環境実態調査」

- 青少年（満 10 歳から満 17 歳まで）の、自分専用携帯電話の所有率は、小学生では 3 割（30.3%）、中学生では 5 割弱（48.8%）、高校生ではほとんど（96.4%）の者が所有していることが分かった。
- 青少年のスマートフォンの所有率は、平成 24 年度と平成 25 年度の調査結果を比べると、大幅に増加（平成 24 年度：36.0%、平成 25 年度：56.8%）している。
- 1 日当たり 2 時間以上インターネットを利用している青少年は、小学生では、2%、中学生では、32.6%、高校生では、52.2%であった。

対象：満 10 歳から満 17 歳まで

調査人数：合計 3,000 名

2 総務省（情報通信政策研究所） 平成 26 年 1 月 18 日更新

「高校生のスマートフォン・アプリ利用とネット依存傾向に関する調査」

【高校生のネット依存傾向判定結果】

		ネット依存傾向		
		高	中	低
全 体 (対象：14,071 人)		4.6%	55.2%	40.2%
性 別	男 (対象： 6,575 人)	3.9%	51.5%	44.6%
	女 (対象： 7,252 人)	5.2%	58.5%	36.3%
学 年	1 年生 (対象： 4,998 人)	5.2%	58.2%	36.7%
	2 年生 (対象： 4,807 人)	4.8%	56.5%	38.7%
	3 年生 (対象： 4,226 人)	3.7%	50.2%	46.1%
スマートフォン利用	利 用 (対象：11,942 人)	4.7%	57.4%	37.9%
	非利用 (対象： 2,112 人)	3.8%	43.2%	53.0%

▶ スマートフォン利用者の方が非利用者よりもネットへの依存傾向が高い。

6 トラブルの相談窓口



トラブルの相談窓口

(1) 東京子どもネット・ケータイヘルプデスク（こたエール）



 **03-3500-5181**

月曜日～金曜日 午前9時から午後6時まで

土曜日 午前9時から午後5時まで

※ 祝日、年末年始を除く。

上記の電話番号は、平成27年8月下旬に変更になります。

新しい電話番号は、音声ガイダンスで確認できるとともに、下記URLにも掲載します。

<メール相談> (24時間 365日)

<http://www.tokyohelpdesk.jp/>

(2) 東京都いじめ相談ホットライン (24時間)

 **03-5331-8288**

7 参考リンク



参考リンク

- ☆ 東京都教育委員会の重要な政策情報(ネット・携帯電話)
http://www.kyoiku.metro.tokyo.jp/pickup/seisaku_net.htm

- ☆ 警察庁 セキュリティポータルサイト @police
<http://www.npa.go.jp/cyberpolice/>

- ☆ 警察庁 インターネット安全・安心相談
<http://www.npa.go.jp/cybersafety/>

- ☆ 警察庁 サイバー犯罪対策
<http://www.npa.go.jp/cyber/>

- ☆ インターネット・ホットラインセンター
<http://www.internethotline.jp/>

- ☆ インターネットホットライン連絡協議会
<http://www.iajapan.org/hotline/consult/index.html>

- ☆ こころの東京革命 ファミリールール
<http://www.e-rule.jp/>

- ☆ 全国 web カウンセリング協議会
<http://www.web-mind.jp/>

- ☆ お役立ち情報のページ (財団法人インターネット協会)
<http://www.iajapan.org/kids/link.html>

- ☆ プロバイダ責任制限法関連情報 Web サイト
<http://www.isplaw.jp/>

8 主な外部記録媒体

SD カード (サイズによって大きく2種類に分かれる。)					
 SD カードサイズ(大きい) H32×W24×D2.1mm			 microSD カードサイズ(小さい) H15×W11×D1.0mm		
SD カード 容量: ~2GB	SDHC カード 容量: 4~32GB	SDXC カード 容量: 64GB~	microSD カード 容量: ~2GB	microSDHC カード 容量: 4~32GB	microSDXC カード 容量: 64GB~
主に使われる機器					
デジタルカメラ・デジタルビデオカメラ テレビ・音楽プレーヤー・プリンタ			携帯電話 スマートフォン		
※ 現在あまり利用されなくなったが、以下のSDカードも存在する。 miniSD カード 容量: ~2GB 主に使われる機器: 携帯電話					

メモリースティック (サイズによって大きく3種類に分かれる。)		
 標準サイズ H21.5×W50×D2.8mm	 Duo サイズ H20×W31×D1.6mm	 マイクロサイズ H12.5×W15×D1.2mm
メモリースティック 容量: 128MBx2 メモリースティック PRO 容量: ~4GB	メモリースティック DUO 容量: 128MB メモリースティック PRO DUO 容量: ~32GB	メモリースティック マイクロ 容量: ~16GB
主に使われる機器		
デジタルカメラ 携帯音楽プレーヤー	デジタルカメラ 携帯音楽プレーヤー 携帯ゲーム機	携帯電話

コンパクトフラッシュカード (厚さ 3.3 ミリの Type I と厚さ 5 ミリの Type II の2種類ある。)
容量: 最大 256GB サイズ: タイプ1 W36.4×H42.8×D3.3 mm タイプ2 W36.4×H42.8×D5mm
主に使われる機器: デジタル一眼レフカメラ

USB メモリ
 容量: 1G~256GB
主に使われる機器: パーソナルコンピュータ

CD-R	CD-RW	DVD-R	DVD-RW
容量: 650MB~700MB		容量: 4.7GB	
主に使われる機器: パーソナルコンピュータ		主に使われる機器: パーソナルコンピュータ	
特徴		特徴	
一度しか記録できない。	約 1,000 回書き込みできる。	一度しか記録できない。	約 1,000 回書き込みできる。

9 SNS等のアプリの特徴

(1) 無料通話アプリ

- 無料通話アプリとは、主にスマートフォンで利用されるソフトウェア（アプリ）のこと。
- 電話やメールの代わりに使用されている。
- パーソナルコンピュータや携帯電話、音楽プレーヤーでも利用できる。
- 主な無料通話アプリは、「LINE」、「comm」、「カカオトーク」

無料通話アプリの主な機能

- **チャット**
(文字によるメッセージのやり取り)
- **グループチャット**
(複数人でのメッセージのやり取り)
- **既読確認**
(送ったメッセージを相手を読むと「既読」と表示される。)
- **画像、動画ファイルの送受信**
(画像や動画を相手に送ることができる。)

なかよしグループ (4)

おつかれー 既読3
19:10

誕生日プレゼントに音楽プレーヤー買ってもらったー 既読3
19:12

これ 既読3
19:13

 既読2
19:14

おめでとう 既読2
19:18

おめでとうー♥明日見せて 既読2
19:20

おつかれ~

いいなー

- 無料通話アプリの主な機能
 - チャット (文字によるメッセージのやり取り)
 - グループチャット (複数人での、文字によるメッセージのやり取り)
 - 既読確認 (送ったメッセージを相手を読むと、自分の画面に「既読」の文字が表示される。)
 - 画像、動画ファイルの送受信
 - スタンプ (チャットで使用するキャラクターなどの画像)
 - ゲーム

【無料通話アプリによるトラブル】

無料通話アプリは、便利なツールではあるが、使い方によっては、トラブルが発生する。

▶ **トラブル事例その1 <グループ外し>**

クラスや部活動などの単位でグループを作り、1対複数のチャットを楽しむことができる。しかし、グループの特定の児童・生徒だけを強制的に除外したり、そもそもグループに入れなかったりといった、「グループ外し」と呼ばれるトラブルが発生している。

▶ **トラブル事例その2 <既読スルー（「既読無視」、「KS」）>**

メッセージの送信者は、「既読」の表示を見ると、相手からの返信を期待する傾向が強い。そのため、受信者が返信をし忘れてしまうと、返信が来ないことに不安を感じたり、メッセージを無視されたと思ひ込み、誹謗中傷や暴力行為を行う事例がある。

一方、受信者は、早く返信しなくてはならないという義務感から、スマートフォンを手放せなくなったり、メッセージのやり取りに苦痛を感じたりしていることも少なくない。

▶ **トラブル事例その3 <ID交換掲示板>**

無料通話アプリに登録すると、個人を識別するIDが発行され、アプリ上のID検索機能を使って他人とチャットなどを行うことができる。知らない人とチャットなどをするには、相手のIDを知る必要があるため、出会いを目的とした「ID交換掲示板」と呼ばれるサイトが利用者によって多数作られた。そのサイトで、未成年者を対象とした買春や脅迫などの問題が起こった。

そのため、無料通話アプリ提供事業者（LINE株式会社）は、18歳未満の利用者は、ID検索機能を一切使用できなくする措置を自主的に行った。

しかし、保護者名義のスマートフォンを使っている児童・生徒であれば、ID検索機能が利用できるため、ID交換掲示板による買春や脅迫などの問題が完全に解決したとはいえない状況である。

(2) Twitter

- ▶ 全角文字 / 半角文字を問わず、140 文字までの短い文章を書き込むことができるサービス



- ▶ Twitter 上の書き込みを「ツイート」といい、写真を公開することもできる。
- ▶ 興味がある人の書き込みを購読することを「フォロー」という。逆に、自分の書き込みを購読している人を「フォロワー」という。
- ▶ 他人の書き込みを、再投稿・共有することを「リツイート (RT)」という。
- ▶ @ (アットマーク) から始まる Twitter 上の名前をアカウントという。
- ▶ 個人間の非公開メッセージのやり取りは、「ダイレクトメッセージ」機能 (※) を使う。
 - ※ お互いにフォローしている人同士で使える機能
- ▶ アカウントには、公式と非公式 (一般) とあり、公式なアカウントには、認証マークが付いている。



認証済みアカウントのマーク

【Point !】

- 初期設定は「公開」
ツイートすると、その内容はインターネット利用者全員が見ることができる。不適切な書き込みをすると、「炎上」騒ぎになることが多い。アメリカの PR 会社の広報部長が、人種差別的発言をして、解雇されるといった事例も起きている。
- 非公開設定 (「鍵付き」ともいう。) にした場合は、承認したフォロワー以外はツイートが見られなくなる。
- プロフィールは、ニックネームでも登録できるため、なりすましによる登録もできてしまう。
- 誰でも複数のアカウントをもつことができる。

(3) Facebook

- ▶ 利用者が実名で登録し、任意の文章や画像を公開できるサービス



- ▶ 他の利用者の書き込みを良いと感じた場合、「いいね！」ボタンを押し、相手に知らせることができる。
- ▶ 他の利用者の書き込みに対して、コメントを付けることができる。
- ▶ 法人や有名人などは、「Facebook ページ」というページが作成できる。認証済みのアカウントには、認証済みを表すチェックマークが名前の横に付いている。



認証済みアカウントのマーク

- ▶ GPS 機能を利用し、自分の居場所を友人に知らせる「チェックイン」という機能がある。
- ▶ 学校などの個人情報や友人関係のデータを基に、「知り合いかも？」と、他の利用者を紹介する機能がある。

【Point !】

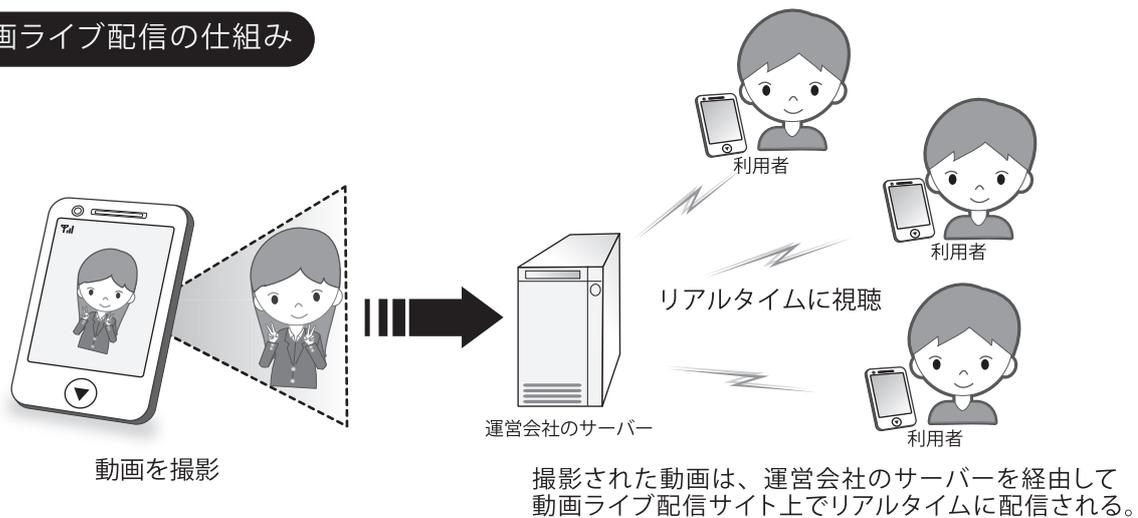
- 公開範囲は、「自分のみ」、「知り合い以外の友達」、「友達」、「公開」というように、段階的に設定することができる。
- 「公開」とすると、Facebook の利用者全体に公開される。
- 初期設定は「公開」となっている。
- 書き込みごとに、公開範囲を変更することができる。
- 実名登録が原則だが、本人確認がないため、なりすましによる登録もできてしまう。
- 利用規約上、13 歳未満は利用できない。(システム上はできてしまう。)
- 公開設定を意識せず、利用者全体に「公開」としたまま、他人を誹謗中傷するような不適切な書き込みをし、「炎上」騒ぎとなった事例がある。

(4) 動画ライブ配信（生放送）

スマートフォンやパーソナルコンピュータなどでライブ配信を無料でできる動画配信サービス

TwitCasting（ツイキャス）を代表とした多くのサービスが提供されており、中・高生を中心に人気のサービスとなっている。

動画ライブ配信の仕組み



- スマートフォンのカメラやPCのWebカメラなどで撮影した映像が、インターネット上にライブ配信（テレビの生中継と同じようなもの。）できる。
- 年齢制限は設けられていないため、誰でも利用できる。
- 配信中に視聴者がコメントを書き込めるなど、配信者と視聴者が双方向のコミュニケーションを取ることができる。
- ラジオのように音声のみの配信もできる。

【問題点】

- 学校内から配信が行われている場合がある。
- 無関係の他の児童・生徒が映り込んでしまい配信される可能性がある。
- 配信者の個人情報（氏名・学校名・顔写真）がインターネット上に流出される可能性がある。

【留意点】

- 性的な配信を行う可能性がある。
- お風呂から配信されているケースもみられる。
- お風呂からの配信を行っている場合、掲示板などで話題になり、氏名や学校名、顔写真などの個人情報が書き込まれているケースもみられる。
- ストーカー被害などに巻き込まれる可能性がある。

10 インターネット隠語・用語集



インターネット隠語・用語集

掲載している用語や用例の中には、人権上問題がある表現も含まれているが、利用実態を把握するために掲載しているものであり、これらの用語の使用を認めるものではない。

用語	意味
垢	アカウントの意味 「アカウント」とは、インターネット上のサービスを利用する際などに必要となる ID のことである。「リア垢」は「リアルアカウント」の略、「本垢」は「本当の（メインの）アカウント」の略で、本当（リアル）の知り合い用の専用アカウントを表す。「裏垢」は、「裏アカウント」の意で、不適切な書き込みなどをするためのアカウントを表す。
あーね	「あー、なるほどね。」「あー、そうだね。」など、納得した様子を表す言葉
アバター	インターネットコミュニティ等で用いられる、「自分の分身となるキャラクター」、または、そのサービスの名称をいう。
※ 英雄	携帯会社「au」の隠語。 SoftBank は「やわらか銀行」、 docomo は「こども」、「きのこ」などの隠語が使われる。 使用例：連絡先は、〇〇〇あとは英雄（※）です。 ※ 〇〇〇@ezweb.ne.jp
※ 援	「援助交際」の隠語。その他「円光」、「円」、 「瓜」、「円」なども使われる。
炎上	インターネット上に不適切な書き込みをした人に対して、第三者が、個人を特定し、不適切な書き込みを複製・拡散した上で、大量の非難や批判、誹謗中傷などの書き込みを行うことをいう。
オコ	「怒っている」、「怒る」といった意味で利用される。
オワコン	終わったコンテンツの略。一時期流行していたが、現在は人気がなくなったこと。流行ではなくなった商品やサービスのこと。
※ ^{がいじ} 害児	障害児の略 いじめや差別的な書き込みに見られる。
拡散	他人の書き込みを、Twitter や掲示板などで不特定多数の人間に広めること。

※ SNSや掲示板などの一部では、差別や犯罪に係る不適切な表現を、自動的に検出するシステムを備えている。こうした表現は、その監視をかいくぐるために生み出されたものである。

用語	意味
鍵付き	Twitter のアカウントを非公開（非公開設定にすると鍵マークが表示される。）にすること。 鍵付きのアカウントは、フォロワー以外のユーザーは「非公開」の状態になり、投稿内容が閲覧できなくなる。
ガンダ	ガンダッシュの略 「ものすごく走った。」という意味。「ガン」は「ものすごい」、「全力」といった意味で利用される。
※ 基知害 <small>きちがい</small>	「きちがい」の意味 障害者に対する差別的な表現。「基地」、「キティ」、「Kitty Guy」、「基地外」などとも書かれる。
きゃわわ	「可愛い」という意味
魚拓 (Web 魚拓)	Web サイト（ホームページ）の情報を Web ページ記録サービス上に保存（コピー）すること。一定期間が経過すると、削除されてしまいそうな記事を保存しておきたい場合などに利用される。
ぐう～	ぐうの音も出ないほど～である。 例：ぐうかわ（ぐうの音も出ないほど可愛い。）
ぐるちゃ	LINE を代表とする無料通話アプリなどで、複数人が参加するグループを作り、同時にチャット（メッセージのやり取り）すること。
工房	高校生を表す隠語。類語として、消防（小学生）、厨房（中学生）なども存在する。
個チャ(こちゃ)	LINE を代表とする無料通話アプリなどで、個別にチャット（一対一でのメッセージのやり取り）すること。
誤爆	自分の意図する場所（相手）とは、別の場所（別人）に誤って書き込みをしたり、メッセージを送ってしまったこと。
コミュ障	コミュニケーション障害の略。人とのコミュニケーションが苦手な人のこと。
※ サポ	サポートの略で、援助交際（売春）の隠語「 <small>さぽ</small> 佐保」、「割り切り」、「割り」なども使用される。
ジオタグ	写真や Twitter のツイートなどに追加される、地図上の位置（緯度・経度）を示す数値データのこと。ジオタグが付与されたデータ（写真や書き込み）は、ジオタグをサポートしているアプリケーションやサービスなどを利用することにより、撮影場所を特定することができる。自宅で撮影した写真を公開する場合にはジオタグが付与されていないか注意が必要である。「位置情報」とも呼ばれる。

用語	意味
自炊	本や漫画、雑誌などをスキャナで読み込み、データ化すること。
自撮り	撮影者がスマートフォンなどのカメラを自分自身に向けて被写体とする撮影方法のこと。
それな	「そうだよね。」などの同意を表すときに使用される。
※ タヒたい	「死にたい。」の意味 漢字の「死」をカタカナに見立てて表現した言葉
チェーンメール	「このメールを何人かに転送してください。」などと、不特定多数の人へ送信され、連鎖的に広がって行くメールのこと。
※ 池沼 <small>ちしやう</small>	知的障害者を表す隠語
ちょw	「ちょっと待って」という意味
ツイ禁	Twitter の利用を禁止すること。
通報	不正行為などについて、サイトの管理者や運営元に報告すること。
ディスる	軽蔑し攻撃する状態や行為を表す隠語。軽蔑や無礼を意味する「disrespect」が語源と言われている。
豆腐メンタル	精神的に非常に弱いことを表す言葉
トプ画	プロフィールなどで使用されるトップ画像のこと。
舐めプレイ	ゲームなどで力量の低い相手に合わせて、自分のレベルを下げて相手をする事。
なり垢	「なりすましアカウント」または、「なりきりアカウント」を意味する隠語。他人になりすまして書き込みを行うアカウントのこと。
なりすまし	他人の名前や ID やパスワードを盗用し、その人のふりをして、不適切な書き込みを行うなど、ネット上で悪意のある行為をすること。

用語	意味
粘着	しつこくつきまとう人のこと。掲示板などで批判的な書き込みをしつこく続けること。
バイトテロ	バイトで働く人が、働き先において迷惑行為を行うこと。
バカッター	バカ+ツイッターを組み合わせた言葉 Twitter で不適切な行為が多く見受けられたことから、「バカ発見器」とも呼ばれる。
パクツイ	パクリツイートの略 他人の書き込みをコピーし、Twitter にそのまま書き込むことをいう。
禿同	「激しく同意」の略。書き込みや意見に強く同意を表す言葉
ふぁぼ (ファボ)	英語の「Favorite」が語源。Twitter 上で、他人のつぶやきを「お気に入り」に登録すること。「お気に入り」に登録する行為を、「ふぁぼる」という。
フィッシング 詐欺	金融機関などを装い、登録情報の変更を促すメールなどを無差別に送信し、偽サイトに誘導して暗証番号やクレジットカード番号などを詐取する詐欺のこと。
フォロー	Twitter 上において他の利用者の書き込みを購読すること。逆に自分の書き込みを購読している人を「フォロワー」という。また、自分の書き込みをフォローしてくれたユーザーに対し、フォローしかえす行為を「フォローバック」という。
ぼっち	一人ぼっちのこと。一人で行動する人や一人で寂しい人のことをいう。
迷惑メール	無差別に一方的に送りつけられる出会い系や架空請求などのメールのこと。スパム (spam) メールとも呼ばれる。
メシウマ	他人の不幸でメシがうまいの略。他人の不幸を喜ぶこと。
病み期	精神的に辛く落ち込んでいる時期のこと。

用語	意味
リア充 ^{じゅう}	実際の生活(リアル)が、恋人や友人に恵まれ、充実している人のこと。
わず ^{w a s}	過去を意味する言葉 例：バイトわず (アルバイトに行ってきた。)
bot	自動的につぶやき(書き込み)を行う、Twitterアカウント及びそのプログラムのこと。
DM	「ダイレクトメッセージ」の略。Twitterなどのサービスの機能を使用し、一対一で直接メッセージをやり取りすること。
GPS	カーナビゲーションなどにも用いられている、人工衛星を利用した位置測位システムのこと。人工衛星から発射する電波を携帯電話やスマートフォン、防犯装置などで受信することにより位置を測定することができる。
HN	ハンドルネームの略。ハンドルネームとは、インターネット上で利用する本名以外の別名のこと。
KS	既読スルーの略。主に、LINE利用者が使用する。「既読無視」や「既読ブッチ」とも言われる。 他に、役に立たない、つまらないという意味で「KS(カス)」と使われることもある。
kwsk	「詳しく」の意 詳細を聞きたいときなどに使用する。
JC ^{ジョシチュウガクセイ}	女子中学生のこと。
JK ^{ジョシコウケイ}	女子高生のこと。
JS ^{ジョシヨウガクセイ}	女子小学生のこと。
LJK ^{ラストジョシコウケイ}	Last Joshi Kosei (ラスト女子高生) 高校3年女子生徒のこと 中学3年女子生徒は、LJC=Last Joshi Chugakusei (ラスト女子中学生) という。
W	笑い(warai)を表す。(笑)などに相当する文字 「w w w w」と連続させると、草が生えているように見えることから、「草生える。」や「草不可避 ^{くさふかひ} 」(笑うしかない状態)ともいう。

11 東京都推奨携帯電話について



東京都推奨携帯電話について

東京都では、青少年に対するインターネット上の有害情報対策や生活習慣を乱すような利用や依存的な利用を抑止することを目的として、青少年の健全育成に配慮した携帯電話端末等と携帯電話端末等において利用可能な機能（以下「機能」という。）を推奨しています。

1 推奨制度について

■この推奨制度は、東京都青少年の健全な育成に関する条例第5条の2の規定に基づくものです。

■「おおむね小学生程度」、「おおむね中学生以上」の二つの区分に応じて推奨しています。

■東京都が推奨した携帯電話端末等（以下「端末」という。）及び機能を、東京都のほか、埼玉県、千葉県、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市の九都県市においても共同して推奨することとしています。推奨した端末及び機能には「九都県市携帯電話等推奨マーク」が事業者により、カタログ等に表示されることになります。

2 主な推奨基準について

(1) 利用時期を二つに区分

利用時期を「専ら保護者等との連絡のために携帯電話を利用する時期（おおむね小学生程度）」と、「インターネット利用について学習している時期（おおむね中学生以上）」の二つに区分しました。

(2) 区分ごとの主な要件

(ア) おおむね小学生程度の区分では、ウェブサイトの利用ができないことのほか、青少年が保護者の望まない相手と連絡を取ることを防止できること等を要件としています。

(イ) おおむね中学生以上の区分では、ウェブサイトを利用する場合に、いわゆるホワイトリスト方式のフィルタリング機能を有していることのほか、深夜の利用制限ができること、生活習慣を乱すような利用を抑止することができること等を要件としています。

(3) 両区分における共通の要件

上記(2)の要件を満たす端末や機能は、下記の(ア)・(イ)の要件を満たすことも求められます。

(ア) 契約時において、全ての要件を満たす機能が一括して提供されていること。又は、保護者が機能の設定を容易にできるためのマニュアル等が用意され、かつ、機能の設定や変更の操作が複雑でないこと。

(イ) 契約時において、要件を満たすようにするための機能を設定するパスワードを保護者に設定させるなど、青少年が推奨基準を満たさないような設定に変更できないように保護者が必ず機能の設定や変更をする際には、関与する仕組みが確保されていること。

※ 推奨基準については、平成27年度に改正される予定である。

～推奨した携帯電話端末等及び機能一覧～					
推奨年月日	申請者	推奨区分	推奨種別	端末・機能名	推奨条件
H25.6.26	ソフトバンク モバイル株式会社	おおむね 小学生程度	端末推奨	みまもりケータイ3 SoftBank 202Z	
H24.8.6	株式会社 NTTドコモ	おおむね 小学生程度	端末推奨	キッズケータイ HW-01D	※「電話帳登録外着信拒否・電話帳登録外受信拒否設定」を利用することによる。
H24.3.28	ソフトバンクモバイル 株式会社	おおむね 小学生程度	端末推奨	みまもりケータイ2 SoftBank 101Z	
H23.11.21	株式会社 ウィルコム	おおむね 小学生程度	機能推奨	セキュリティ機能 ／位置検索サービス(S I I 製端末向け)	【以下の機種に限る】 ①WX02S ②WX03S
H23.11.21	株式会社 ウィルコム	おおむね 小学生程度	機能推奨	管理者ロック／位置 検索サービス (JRC製端末向け)	【以下の機種に限る】 ①WX330J ②WX330JE
H23.11.21	株式会社 ウィルコム	おおむね 小学生程度	機能推奨	管理者ロック／位置 検索サービス (京セラ製端末向け)	【以下の機種に限る】 ①WX01K ②WX03K ③WX05K ④WX07K ⑤WX08K ⑥WX11K ⑦WX12K
H23.11.21	KDDI 株式会社	おおむね 中学生以上	機能推奨	ティーンズモード ／料金安心サービス ／通話明細サービス ／利用時間制限	【以下の機種に限る】 ①F001

～推奨した携帯電話端末等及び機能一覧～					
推奨年月日	申請者	推奨区分	推奨種別	端末・機能名	推奨条件
H23.11.21	KDDI 株式会社	おおむね 小学生程度	機能推奨	ティーンズモード	【以下の機種に限る】 ①G'ZOneTYPE-X ②CA007 ③CA006 ④SH011
H23.11.21	株式会社 NTTドコモ	おおむね 中学生以上	機能推奨	親子モード／迷惑 メール対策設定／ アクセス制限カス タマイズ／タイプリ ミット／ご請求内 訳サービス／一定 額到達通知	【以下の機種に限る】 ①F-01B ②F-02B ③F-03B ④F-04B ⑤F-06B ⑥F-07B ⑦F-08B ⑧F-01C ⑨F-02C ⑩F-03C ⑪F-04C ⑫F-05C ⑬F-09C ⑭F-10C ⑮F-11C ⑯F-02D ⑰F-04D ⑱F-06D ⑲F-06DGirls'
H23.11.21	株式会社 NTTドコモ	おおむね 小学生程度	端末推奨	キッズケータイ HW-02C	※事業者が提供する「迷惑メール対策設定」を利用することによる。
H23.11.21	ソフトバン クモバイル 株式会社	おおむね 小学生程度	端末推奨	みまもりケータイ SoftBank 005Z	



索引

【あ～お】

アカウント (垢)	50、53
あーね	53
アバター	53
インターネット隠語集・用語集	53
インターネット上のサービス	32
英雄	53
援	53
炎上	4、53
オコ	53
オワコン	53
音楽プレイヤー	35

【か～こ】

害見	53
外部記録媒体	47
書き込みの事例 (自身の個人情報を公開)	2
書き込みの事例 (誹 ^ひ 謗 ^{ぼう} 中傷)	2
書き込みの事例 (他者の個人情報を公開)	3
書き込みの事例 (学校から動画を生放送)	3
書き込みの事例 (飲酒行為)	4
書き込みの事例 (家出・家出受入れ)	4
書き込みの事例 (自傷・自殺)	5
書き込みの事例 (虐待・暴力行為)	5
書き込みの事例 (無料通話アプリのトラブル)	8
鍵付き	50、54
拡散	53
ガンダ	54
基地害	54
既読無視	8、49、57
既読スルー	8、49、57
魚拓 (Web 魚拓)	54
ぐるちゃ	54
グループ外し	8、49
掲示板 (BBS)	32
携帯電話	34
ゲーム機	35
工房	54
個チャ (こちゃ)	54
誤爆	54



索引

コンパクトフラッシュカード	47
---------------	----

【さ～そ】

サポ	54
参考リンク	46
ジオタグ	54
自傷・自殺	5
自身の個人情報を公開	2
自炊	55
自撮り	55
しゃしゃる	2
事例学習	17
スマートフォン	34

【た～と】

他者の個人情報を公開	3
タヒたい	55
チェーンメール	23
チャット	48
ツイート	50
池沼（ちしょう）	55
東京こどもネット・ケータイヘルプデスク	45
東京都いじめ相談ホットライン	45
東京都推奨携帯電話	58
トラブルの相談窓口	45

【な～の】

生放送	3
なりすまし	21
ネット依存	42
粘着	56

【は～ほ】

バイトテロ	56
バカッター	56
パクツイ	56
禿同（はげど）	56
パーソナルコンピュータ	34
誹謗中傷 <small>ひぼう</small>	2
フィッシング詐欺	56



索引

フィルタリング	36
フォロー	50、56
フォロワー	50、56
ブログ	32
プロフィール（プロフ）	32
ペアレンタルコントロール（保護者管理機能）	40
ぼっち	56

【ま～も】

無線 LAN	40
無料通話アプリ	48
迷惑メール	56
メモリースティック	47
モバイル Wi-Fi ルーター	40

【や～よ】

病み期	56
-----	----

【ら～ろ】

ログイン ID	34
リアル	32
リスカ	5
リツイート	50

【わ～ん】

ワンクリック詐欺	34
----------	----



【 アルファベット 】

BBS	32
CD-R(CD-RW)	47
DM	57
DQ 調査	42
DVD-R(DVD-RW)	47
Facebook	51
GPS	57
HN	57
ID 交換掲示板	49
JC	57
JK	57
JS	57
KS	57
LJK	57
microSD カード	47
RT	50
SD カード	47
SNS	48
Twitter	50
USB メモリ	47
Web スペース	32
Wi-Fi	40

インターネット等の適正な利用に関する 指導事例集・活用の手引

東京都教育委員会 印刷物登録番号
平成26年度第188号

平成27年3月

編集・発行

東京都教育庁指導部指導企画課
東京都新宿区西新宿2-8-1
03-5320-6848

作成

教育庁指導部指導企画課長

増渕 達夫

教育庁指導部主任指導主事

永浜 裕之

教育庁指導部指導企画課統括指導主事

前田 平作

教育庁指導部指導企画課指導主事

江川 徹

協力

ピットクルー株式会社

印刷

株式会社 太陽美術

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

平成26年度
インターネット・携帯電話利用に関する
実態調査報告書

平成27年3月
東京都教育庁

目 次

1	調査について	1
2	インターネットに接続する機器の利用状況	5
3	児童・生徒対象	39
4	保護者対象	65
5	教職員対象	77
6	学校管理職対象	89
7	調査票	99

1 調査について

〔1〕調査の目的

この調査は、インターネット・携帯電話の利用に係るトラブル被害を経験した、都内公立学校児童・生徒の割合及びその内容、保護者の認識、学校及び教職員の対応等の現状を明らかにし、情報教育に係る施策を進める上での基礎資料とするとともに、有害情報から子供を守るための情報教育等の推進を図ることを目的に実施した。

〔2〕調査対象校

	区市町村立 小学校	区市町村立 中学校	都立高等学校 附属中学校	都立 高等学校	都立 特別支援学校
① 児童・生徒調査	87校	53校	2校	32校	6校
② 保護者調査	87校	53校	2校	32校	6校
③ 教職員調査	36校	24校	2校	15校	5校
④ 学校管理職調査	37校	22校	1校	15校	4校

〔3〕調査方法

児童・生徒の総数の2%程度を抽出して、質問紙法により実施した。質問紙は、各学校へ郵送配布し、各学校経由で回収を行った（〔5〕回収数を参照）。

〔4〕調査期間

平成27年1月9日（金）～2月12日（木）

〔5〕回収数

学校種別	調査の種類			
	①児童・生徒	②保護者	③教職員	④学校管理職
小学校	10,052人	8,421人	635人	34人
中学校	5,214人	4,117人	417人	20人
高等学校	3,222人	1,878人	532人	15人
特別支援学校	124人	176人	153人	5人
合計	18,612人	14,592人	1,737人	74人

※都立高等学校附属中学校は、上記表の「中学校」に含む。

1 調査について

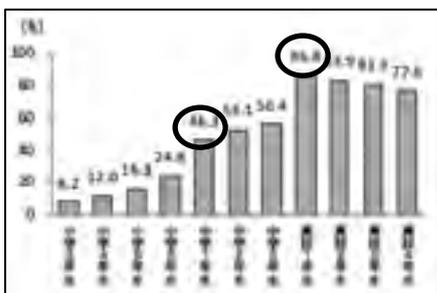
〔6〕集計・分析に当たって

- ① 回答比率(%)は、小数第2位を四捨五入して算出した。したがって、回答比率を合計しても、100%にならない場合がある。小さな数字を大きな母集団で割っている場合は、回答比率の表記が「0.0」等になっている場合がある。
- ② 設問によっては、複数回答の結果、回答比率の合計が100%を超える場合がある。
- ③ グラフや表の中での選択肢の文章が長い場合は、簡略化して表現しているため、アンケート調査票の文章とは一致していない場合がある。
- ④ 都立高等学校附属中学校は、「中学校」として集計・分析を行った。

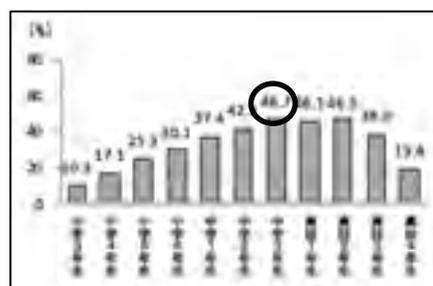
〔7〕主な調査結果

① インターネットに接続する機器の利用状況【機種別】(児童・生徒) p 6

【スマートフォン】



【携帯型音楽プレーヤー】

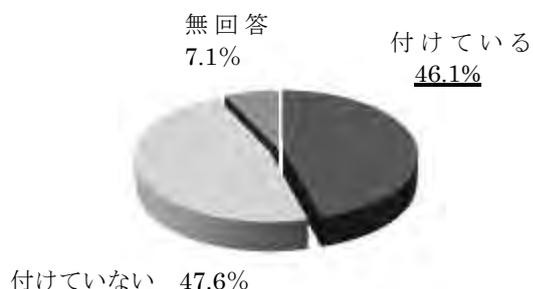


■46.3%の中学1年生、86.8%の高校1年生がスマートフォンで、インターネットに接続

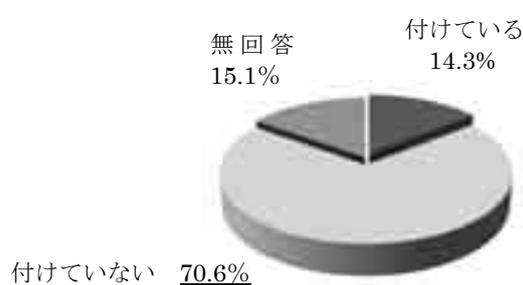
■46.7%の中学3年生が、携帯型音楽プレーヤーでインターネットに接続

② フィルタリング機能の有無(児童・生徒) p 12

【スマートフォン】



【携帯型音楽プレーヤー】



■小学生から高校生の46.1%の児童・生徒が、スマートフォンで、フィルタリング機能を付けて使用

■小学生から高校生の70.6%の児童・生徒が、携帯型音楽プレーヤーで、フィルタリング機能を付けていない状態で使用

③ オンラインゲームやSNS等の終了時刻【機種別】（児童・生徒） p 3 5

【スマートフォンの使用】

総数 7,080 件

時刻等	午後 7 時 まで	午後 7 時 過ぎから 8 時頃	午後 8 時 過ぎから 9 時頃	午後 9 時 過ぎから 10 時頃	午後 10 時過ぎか ら 11 時 頃	午後 11 時過ぎか ら 12 時 頃	午後 12 時過ぎか ら 午前 1 時頃	午前 1 時 以降	していな い	無回答
割合	4.8%	3.9%	7.5%	12.5%	16.0%	19.2%	10.7%	8.4%	8.4%	8.6%

※「していない」は、「(オンラインゲームやSNS等は) していない」の意味

■19.2%の児童・生徒が、午後 11 時過ぎから 12 時頃まで、スマートフォンを使用してオンラインゲームやSNS等を利用

■8.4%の児童・生徒が、午前 1 時以降、スマートフォンを使用してオンラインゲームやSNS等を利用

④ オンラインゲームやSNS等をしている一日当たりの時間【機種別】（児童・生徒） p 3 7

【スマートフォンの使用】

総数 7,080 件

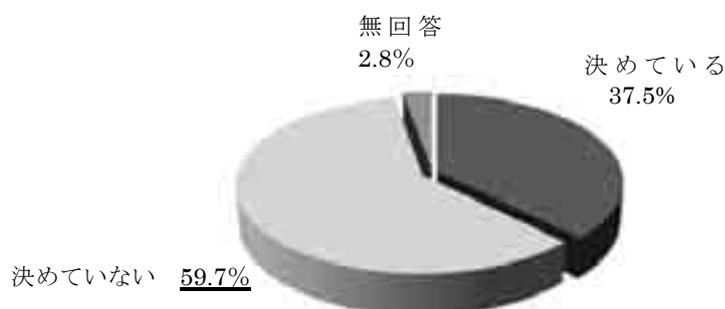
時刻等	1 時間 程度まで	2 時間 程度	3 時間 程度	4 時間 程度	5 時間 程度	6 時間 程度	7 時間 程度	7 時間 以上	していな い	無回答
割合	19.1%	20.0%	16.1%	10.0%	6.7%	3.8%	2.5%	6.5%	6.8%	8.5%

※「していない」は、「(オンラインゲームやSNS等は) していない」の意味

■19.1%の児童・生徒が、一日 1 時間までスマートフォンを使用してオンラインゲームやSNS等を利用

■6.5%の児童・生徒が、一日 7 時間以上スマートフォンを使用してオンラインゲームやSNS等を利用

⑤ インターネットの利用ルールについて（児童・生徒） p 4 6



■小学生から高校生の 59.7%の児童・生徒が、インターネットの利用についてルールを決めずに使用

1 調査について

⑥ インターネット利用によるトラブルの内容【全校種】（児童・生徒） p 5 4



■全回答中 18.9%の児童・生徒が、「知らない人や団体から、メールが送られてきた」と回答

■5.3%の児童・生徒が、「グループ内でメールできるアプリで仲間外れにされた」と回答

2 インターネットに接続する機器の利用状況

〔対象：児童・生徒〕〔対象：保護者〕

2. インターネットに接続する機器の利用状況

〔1〕インターネットに接続する機器の利用状況 【機器別】

[対象：児童・生徒]

質問4-(1) 現在、あなたは、自宅等で、下に示す機器を使っていますか

【分析】

機器の割合でみると、中学2年生までは、「ゲーム機」が最も多く、高校生になると、「自分のスマートフォン」が最も多い。「携帯電話」と「自分のスマートフォン」の利用率をみると、小学6年生まで「携帯電話」の方が割合が高かったものが、中学1年生で「自分のスマートフォン」と「携帯電話」の比率が逆転する。

【指導のポイント】

利用機器にもよるが、「自分のスマートフォン」と「携帯型音楽プレーヤー」を除いては小学校の低学年から利用しており、早い段階から適正な利用について指導する必要がある。

【各機器を使っていると回答した割合】

(上段:件/下段:%)

	全 体	小学 3 年 生	小学 4 年 生	小学 5 年 生	小学 6 年 生	中学 1 年 生	中学 2 年 生	中学 3 年 生	高校 1 年 生	高校 2 年 生	高校 3 年 生	高校 4 年 生
標本合計	18,612	2,399 100.0	2,404 100.0	2,590 100.0	2,687 100.0	1,681 100.0	1,798 100.0	1,769 100.0	1,467 100.0	1,001 100.0	682 100.0	134 100.0
携帯電話 (ガラケーと呼ばれるもの)	5,030	501 20.9	706 29.4	917 35.4	950 35.4	502 29.9	526 29.3	526 29.7	159 10.8	132 13.2	89 13.0	22 16.4
自分のスマートフォン	7,080	197 8.2	289 12.0	422 16.3	667 24.8	779 46.3	954 53.1	998 56.4	1,274 86.8	840 83.9	556 81.5	104 77.6
親や兄弟のスマートフォン	6,791	1,189 49.6	1,314 54.7	1,443 55.7	1,301 48.4	536 31.9	393 21.9	341 19.3	125 8.5	94 9.4	47 6.9	8 6.0
タブレット端末	6,080	780 32.5	872 36.3	963 37.2	992 36.9	659 39.2	636 35.4	507 28.7	333 22.7	203 20.3	116 17.0	19 14.2
パソコン	10,208	933 38.9	1,178 49.0	1,491 57.6	1,586 59.0	998 59.4	1,112 61.8	1,098 62.1	853 58.1	542 54.1	366 53.7	51 38.1
ゲーム機	12,567	1,805 75.2	1,873 77.9	2,080 80.3	2,036 75.8	1,145 68.1	1,150 64.0	943 53.3	703 47.9	475 47.5	297 43.5	60 44.8
携帯型音楽プレーヤー	5,767	246 10.3	410 17.1	655 25.3	809 30.1	628 37.4	759 42.2	827 46.7	677 46.1	465 46.5	265 38.9	26 19.4

※分母は各学年の人数

[対象：保護者]

質問1 インターネットに接続できる機器のうち、お子さんが現在使っている機器について、右の空欄すべてに数字を記入してください。

(1) 現在、自宅等で、お子さんが下の機器を使っていますか。

【分析】

各学年において利用されている割合が最も高いのは、小学3年生から中学2年生まではゲーム機、中学3年生はパソコン、高校1年生以上は自分のスマートフォンであり、保護者の回答と児童・生徒の回答は同じ傾向である。

【啓発のポイント】

小学3年生から5年生までの「自分のスマートフォン」の利用（保有）率は1割未満だが、「親や兄弟のスマートフォン」は半数近くが使っており、スマートフォンの適切な利用についても、小学校で重点的に指導する。

【各機器を使っていると回答した割合】

(上段：件/下段：%)

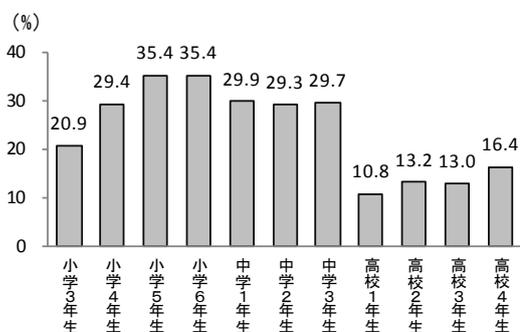
	全 体	小学 3 年 生	小学 4 年 生	小学 5 年 生	小学 6 年 生	中学 1 年 生	中学 2 年 生	中学 3 年 生	高校 1 年 生	高校 2 年 生	高校 3 年 生	高校 4 年 生
標本合計	14,592	2,057 100.0	2,022 100.0	2,203 100.0	2,190 100.0	1,484 100.0	1,416 100.0	1,280 100.0	1,005 100.0	593 100.0	311 100.0	31 100.0
携帯電話 (ガラケーと呼ばれるもの)	4,678	582 28.3	661 32.7	807 36.6	823 37.6	480 32.3	478 33.8	456 35.6	173 17.2	132 22.3	77 24.8	9 29.0
自分のスマートフォン	4,270	101 4.9	139 6.9	207 9.4	376 17.2	590 39.8	640 45.2	607 47.4	874 87.0	472 79.6	243 78.1	21 67.7
親や兄弟のスマートフォン	4,889	966 47.0	919 45.5	969 44.0	894 40.8	447 30.1	319 22.5	236 18.4	64 6.4	46 7.8	27 8.7	2 6.5
タブレット端末	4,467	683 33.2	703 34.8	730 33.1	705 32.2	526 35.4	458 32.3	327 25.5	192 19.1	89 15.0	53 17.0	1 3.2
パソコン	7,680	830 40.4	893 44.2	1,159 52.6	1,227 56.0	837 56.4	837 59.1	774 60.5	601 59.8	335 56.5	176 56.6	11 35.5
ゲーム機	9,561	1,456 70.8	1,458 72.1	1,646 74.7	1,575 71.9	949 63.9	866 61.2	682 53.3	483 48.1	288 48.6	147 47.3	11 35.5
携帯型音楽プレーヤー	3,916	158 7.7	271 13.4	438 19.9	584 26.7	510 34.4	562 39.7	552 43.1	442 44.0	264 44.5	131 42.1	4 12.9

※分母は各学年の人数

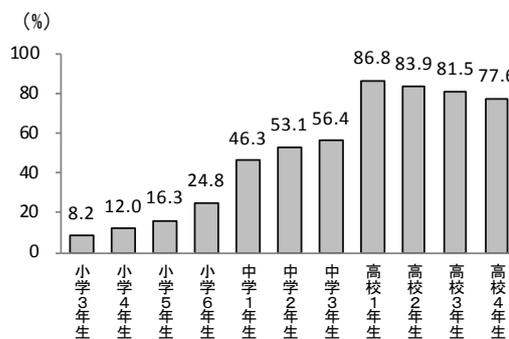
[対象：児童・生徒]

【各機器を使っていると回答した割合】

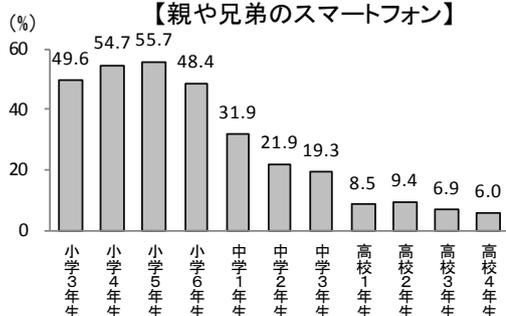
【携帯電話】



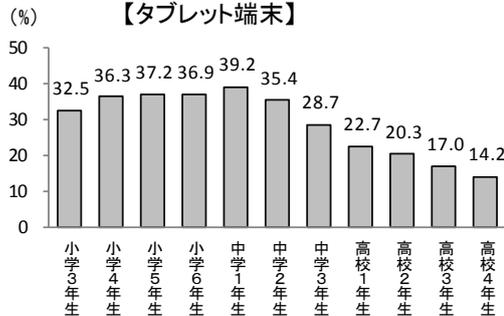
【自分のスマートフォン】



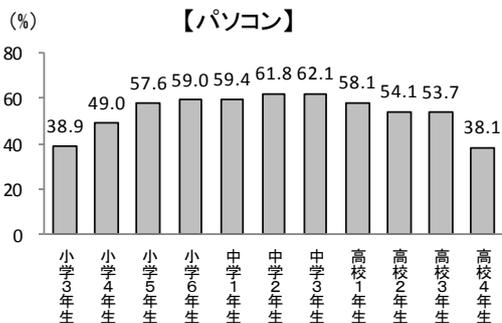
【親や兄弟のスマートフォン】



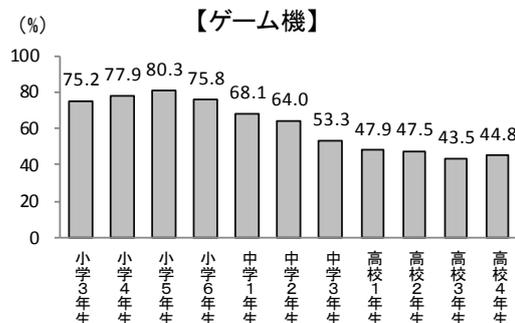
【タブレット端末】



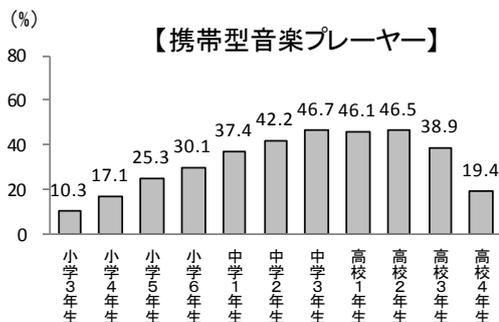
【パソコン】



【ゲーム機】



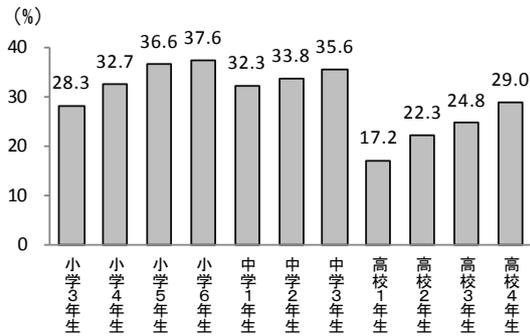
【携帯型音楽プレーヤー】



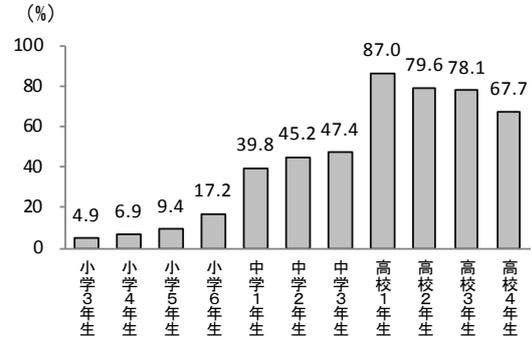
[対象：保護者]

【各機器を使っていると回答した割合】

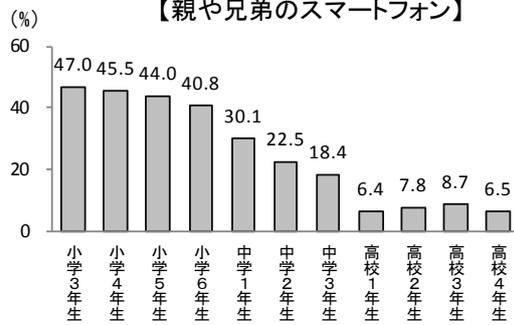
【携帯電話】



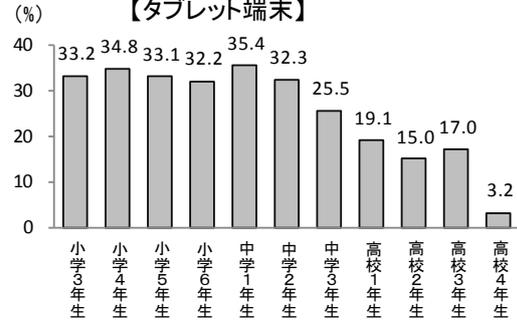
【自分のスマートフォン】



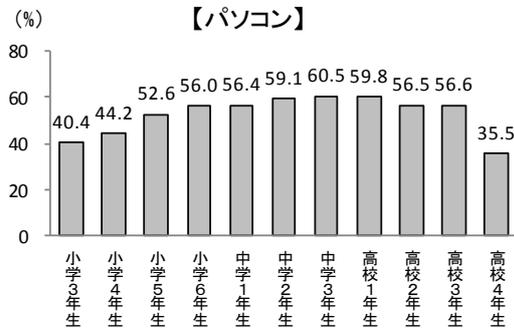
【親や兄弟のスマートフォン】



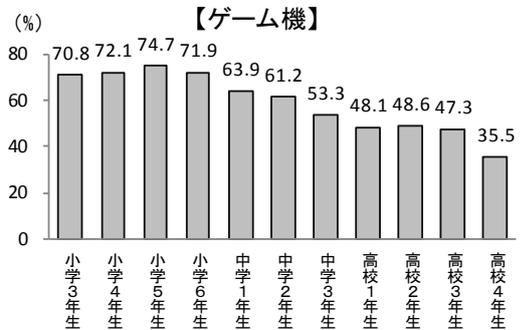
【タブレット端末】



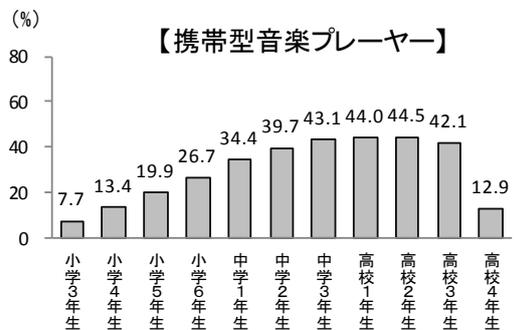
【パソコン】



【ゲーム機】



【携帯型音楽プレーヤー】



〔2〕インターネットに接続する機器の利用開始時期 【機器別】

[対象：児童・生徒]

質問4-(2) あなたは、(1)で回答した機器を、いつ頃から使っていますか

【分析】

「自分のスマートフォン」は中学1年生頃や高校1年生頃の利用開始が多い。小学校低学年では「ゲーム機」、小学校高学年では「携帯型音楽プレーヤー」の利用が多い。

【指導のポイント】

スマートフォンの利用については、中学・高校入学の時期を捉えて、指導することが有効である。

(上段:件/下段:%)

	全 体	小 学 校 入 学 前 か ら 使 っ て	小 学 1 年 頃	小 学 2 年 頃	小 学 3 年 頃	小 学 4 年 頃	小 学 5 年 頃	小 学 6 年 頃	中 学 1 年 頃	中 学 2 年 頃	中 学 3 年 頃	高 校 1 年 頃	高 校 2 年 頃	高 校 3 年 頃	高 校 4 年 頃	無 回 答
携帯電話 (ガラケーと呼ばれるもの)	5,030	243 4.8	599 11.9	562 11.2	825 16.4	850 16.9	659 13.1	434 8.6	393 7.8	90 1.8	54 1.1	56 1.1	4 0.1	1 0.0	1 0.0	259 5.1
自分のスマートフォン	7,080	30 0.4	93 1.3	128 1.8	299 4.2	378 5.3	558 7.9	898 12.7	1,377 19.4	772 10.9	824 11.6	1,166 16.5	140 2.0	44 0.6	4 0.1	369 5.2
親や兄弟のスマートフォン	6,791	218 3.2	448 6.6	764 11.3	1,229 18.1	1,157 17.0	1,027 15.1	606 8.9	483 7.1	185 2.7	104 1.5	61 0.9	24 0.4	4 0.1	0 0.0	481 7.1
タブレット端末	6,080	93 1.5	255 4.2	461 7.6	803 13.2	890 14.6	883 14.5	683 11.2	726 11.9	341 5.6	245 4.0	224 3.7	81 1.3	40 0.7	4 0.1	351 5.8
パソコン	10,208	842 8.2	988 9.7	1,007 9.9	1,938 19.0	1,833 18.0	1,245 12.2	647 6.3	674 6.6	232 2.3	99 1.0	107 1.0	26 0.3	15 0.1	4 0.0	551 5.4
ゲーム機	12,567	2,224 17.7	3,177 25.3	2,111 16.8	1,852 14.7	1,146 9.1	588 4.7	265 2.1	439 3.5	75 0.6	34 0.3	30 0.2	17 0.1	3 0.0	1 0.0	605 4.8
携帯型音楽プレーヤー	5,767	119 2.1	172 3.0	264 4.6	517 9.0	894 15.5	985 17.1	801 13.9	960 16.6	390 6.8	176 3.1	130 2.3	28 0.5	5 0.1	0 0.0	326 5.7

[対象：保護者]

質問1 インターネットに接続できる機器のうち、お子さんが現在使っている機器について、右の空欄すべてに数字を記入してください。

(2) いつ頃からお子さんが使うようになりましたか。

【分析】

保護者の回答をみると、児童・生徒と同様に利用開始時期は「ゲーム機」が最も早く、「自分のスマートフォン」の利用開始時期も中学1年頃が最も多く（保護者の回答は20.2%）、次に高校1年頃が多い。

【啓発のポイント】

保護者が、携帯電話・スマートフォンなどの機器を子供に持たせるときには、利用目的や利用時間などについて、家庭でしっかりと話し合い、入学の時期等においてルールを決めるよう啓発することが重要である。

(上段：件/下段：%)

	全 体	小 学 校 入 学 前 か ら 使 っ て	小 学 1 年 頃	小 学 2 年 頃	小 学 3 年 頃	小 学 4 年 頃	小 学 5 年 頃	小 学 6 年 頃	中 学 1 年 頃	中 学 2 年 頃	中 学 3 年 頃	高 校 1 年 頃	高 校 2 年 頃	高 校 3 年 頃	高 校 4 年 頃	無 回 答
携帯電話 (ガラケーと呼ばれるもの)	4,678	127 2.7	779 16.7	411 8.8	651 13.9	736 15.7	479 10.2	298 6.4	405 8.7	102 2.2	32 0.7	41 0.9	3 0.1	1 0.0	0 0.0	613 13.1
自分のスマートフォン	4,270	7 0.2	56 1.3	51 1.2	110 2.6	169 4.0	236 5.5	418 9.8	862 20.2	380 8.9	354 8.3	691 16.2	59 1.4	10 0.2	1 0.0	866 20.3
親や兄弟のスマートフォン	4,889	160 3.3	428 8.8	441 9.0	760 15.5	692 14.2	655 13.4	383 7.8	328 6.7	112 2.3	63 1.3	34 0.7	11 0.2	2 0.0	0 0.0	820 16.8
タブレット端末	4,467	88 2.0	251 5.6	290 6.5	563 12.6	590 13.2	554 12.4	429 9.6	477 10.7	198 4.4	132 3.0	118 2.6	24 0.5	10 0.2	1 0.0	742 16.6
パソコン	7,680	480 6.3	868 11.3	496 6.5	1,219 15.9	1,224 15.9	1,035 13.5	490 6.4	514 6.7	140 1.8	55 0.7	57 0.7	8 0.1	4 0.1	0 0.0	1090 14.2
ゲーム機	9,561	1,596 16.7	2,752 28.8	1,136 11.9	1,157 12.1	756 7.9	355 3.7	132 1.4	94 1.0	28 0.3	16 0.2	15 0.2	2 0.0	0 0.0	1 0.0	1521 15.9
携帯型音楽プレーヤー	3,916	41 1.0	94 2.4	120 3.1	291 7.4	454 11.6	639 16.3	541 13.8	695 17.7	256 6.5	110 2.8	108 2.8	17 0.4	1 0.0	0 0.0	549 14.0

〔3〕－1 インターネットに接続する機器の安全対策【学校別、機器別】

【対象：児童・生徒】

質問4－(3) (1)で回答した機器を、インターネットに接続するとき、フィルタリング機能などの制限を付けていますか。

【分析】

小学校では、全ての機器において「付けているかどうか、分からない」が最も多い。「携帯電話」と「自分のスマートフォン」をみると、中学校・高等学校では「付けている」が最も多い。「カスタマイズした」、「一部のアプリ・サイトだけ利用できるように変えた」、「今は外している」は、どの校種別・機器別でも1割に達していない。

【指導のポイント】

児童・生徒に対して、「平成26年度インターネット等の適正な利用に関する指導事例集・活用の手引（平成27年3月・東京都教育庁指導部）」36～39 ページの「フィルタリングの重要性」を活用し、インターネットを安全に利用することの意義をきちんと理解させる。

(上段:件/下段:%)

	全 体	現在、フィルタリングを付けている					て 最 初 は 付 け て い る が 、 今 は す べ て 外 し て い る	最 初 か ら 付 け て い な い	い 付 け て い る か ど う か 、 分 か ら な い	い イ ン タ ー ネ ッ ト に 接 続 し て い な い	無 回 答
		に 最 初 か ら 付 け て お い な い 、 特	う 部 最 初 は 付 け て お い な い 、 特	部 最 初 は 付 け て お い な い 、 特	き 購 入 す る と き 、 一 部 の ア プ リ ・ サ イ ト だ け 利 用 で き る よ う に 変 え た	購 入 す る と き 、 一 部 の ア プ リ ・ サ イ ト だ け 利 用 で き る よ う に 変 え た					
全 体	携帯電話 (ガラケーと呼ばれるもの)	5,030	1,712 34.0	82 1.6	61 1.2	52 1.0	376 7.5	1,405 27.9	829 16.5	513 10.2	
	自分のスマートフォン	7,080	2,681 37.9	392 5.5	192 2.7	360 5.1	1,299 18.3	1,565 22.1	86 1.2	505 7.1	
	親や兄弟のスマートフォン	6,791	1,000 14.7	96 1.4	74 1.1	39 0.6	748 11.0	3,734 55.0	142 2.1	958 14.1	
	タブレット端末	6,080	1,346 22.1	163 2.7	87 1.4	77 1.3	1,095 18.0	2,522 41.5	105 1.7	685 11.3	
	携帯型音楽プレーヤー	5,767	727 12.6	60 1.0	38 0.7	42 0.7	1,218 21.1	1,486 25.8	1,324 23.0	872 15.1	
小 学 校	携帯電話 (ガラケーと呼ばれるもの)	3,072	855 27.8	37 1.2	29 0.9	16 0.5	204 6.6	1,085 35.3	485 15.8	361 11.8	
	自分のスマートフォン	1,575	473 30.0	75 4.8	36 2.3	30 1.9	166 10.5	580 36.8	58 3.7	157 10.0	
	親や兄弟のスマートフォン	5,240	667 12.7	63 1.2	49 0.9	21 0.4	445 8.5	3,058 58.4	123 2.3	814 15.5	
	タブレット端末	3,600	668 18.6	81 2.3	49 1.4	34 0.9	396 11.0	1,805 50.1	84 2.3	483 13.4	
	携帯型音楽プレーヤー	2,120	271 12.8	15 0.7	15 0.7	10 0.5	274 12.9	798 37.6	335 15.8	402 19.0	
中 学 校	携帯電話 (ガラケーと呼ばれるもの)	1,539	674 43.8	29 1.9	26 1.7	19 1.2	113 7.3	277 18.0	297 19.3	104 6.8	
	自分のスマートフォン	2,724	1,237 45.4	178 6.5	82 3.0	90 3.3	379 13.9	589 21.6	19 0.7	150 5.5	
	親や兄弟のスマートフォン	1,264	288 22.8	27 2.1	17 1.3	11 0.9	216 17.1	577 45.6	18 1.4	110 8.7	
	タブレット端末	1,796	544 30.3	72 4.0	30 1.7	31 1.7	395 22.0	568 31.6	16 0.9	140 7.8	
	携帯型音楽プレーヤー	2,205	335 15.2	33 1.5	18 0.8	16 0.7	504 22.9	507 23.0	544 24.7	248 11.2	
高 等 学 校	携帯電話 (ガラケーと呼ばれるもの)	386	170 44.0	16 4.1	6 1.6	17 4.4	56 14.5	32 8.3	43 11.1	46 11.9	
	自分のスマートフォン	2,745	959 34.9	138 5.0	73 2.7	240 8.7	744 27.1	385 14.0	9 0.3	197 7.2	
	親や兄弟のスマートフォン	269	44 16.4	6 2.2	8 3.0	7 2.6	83 30.9	87 32.3	1 0.4	33 12.3	
	タブレット端末	660	127 19.2	10 1.5	7 1.1	12 1.8	300 45.5	140 21.2	5 0.8	59 8.9	
	携帯型音楽プレーヤー	1,418	119 8.4	12 0.8	5 0.4	16 1.1	436 30.7	171 12.1	440 31.0	219 15.4	
特 別 支 援 学 校	携帯電話 (ガラケーと呼ばれるもの)	33	13 39.4	0 0.0	0 0.0	0 0.0	3 9.1	11 33.3	4 12.1	2 6.1	
	自分のスマートフォン	36	12 33.3	1 2.8	1 2.8	0 0.0	10 27.8	11 30.6	0 0.0	1 2.8	
	親や兄弟のスマートフォン	18	1 5.6	0 0.0	0 0.0	0 0.0	4 22.2	12 66.7	0 0.0	1 5.6	
	タブレット端末	24	7 29.2	0 0.0	1 4.2	0 0.0	4 16.7	9 37.5	0 0.0	3 12.5	
	携帯型音楽プレーヤー	24	2 8.3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	4 16.7	10 41.7	5 20.8	3 12.5	

[対象：保護者]

質問1 インターネットに接続できる機器のうち、お子さんが現在使っている機器について、右の空欄すべてに数字を記入してください。

(3) インターネットに接続するとき、フィルタリング機能などの制限を付けていますか。

【分析】

保護者の回答をみると、「付けているかどうか、分からない」は「携帯電話」、「自分のスマートフォン」などではどの校種別も1割未満であるが、「ゲーム機」、「携帯型音楽プレーヤー」では、小・中学校、高等学校で1割以上になっている。

【啓発のポイント】

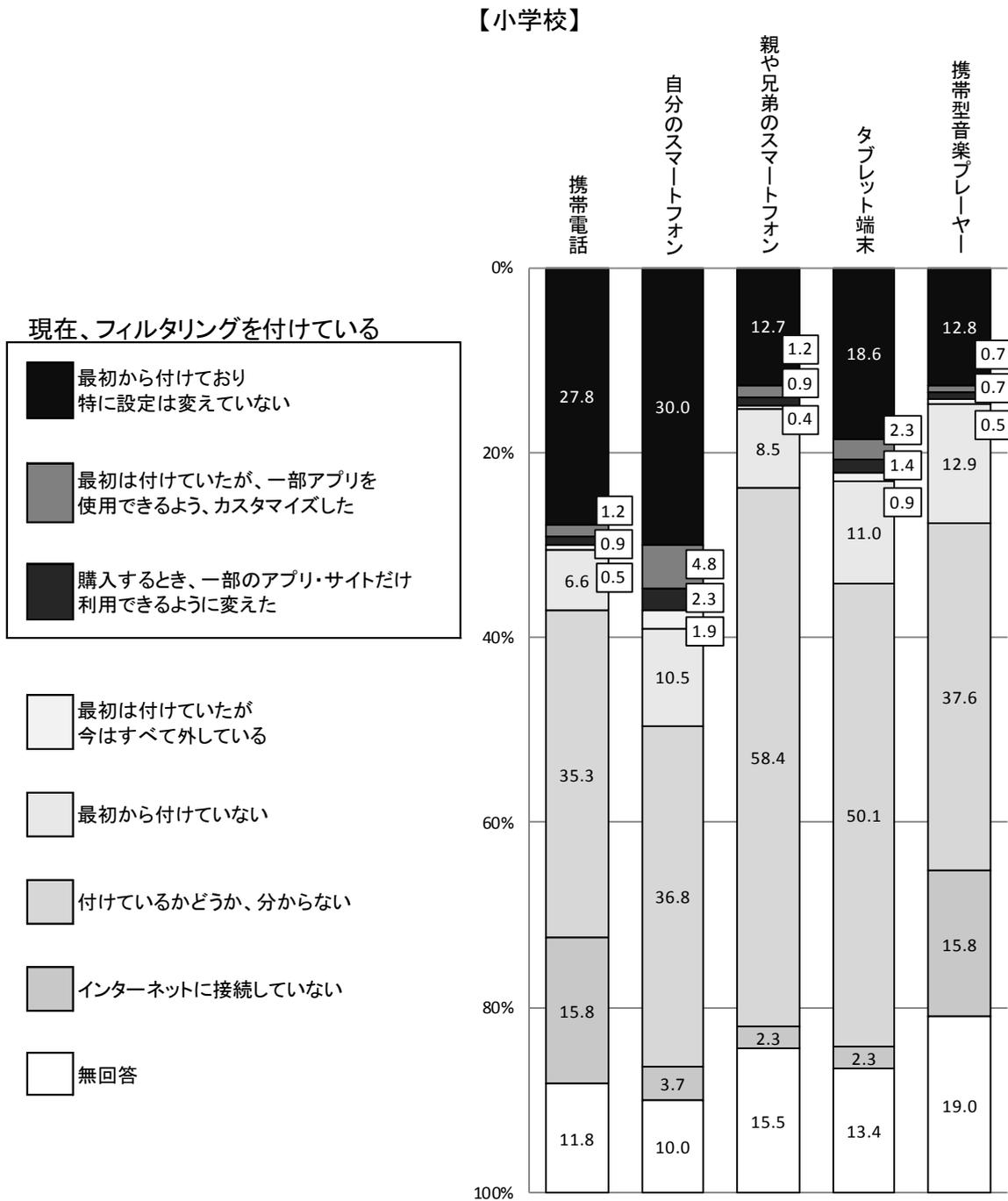
「付けているかどうか、分からない」という回答を減らすようフィルタリング機能を付けることの必要性について、保護者への啓発を図ることが重要である。また、保護者が子供に対して、フィルタリング機能を付与していることやその重要性について認識させるため、「インターネットの安全利用に向けて」（保護者向けリーフレット 平成27年3月 東京都教育委員会）などを活用し、家庭で安全なインターネットの利用法を話し合う機会を啓発することを働き掛けていくことが大切である。

(上段:件/下段:%)

	全 体	現在、フィルタリングを 付けている				最 初 か ら 付 け て い な い	無 回 答		
		設 定 は し て お き な い 特 定 の カ タ グ リ に よ り フ ィ ル タ リ ン グ を 付 け て お き な い	設 定 は し て お き な い 特 定 の カ タ グ リ に よ り フ ィ ル タ リ ン グ を 付 け て お き な い	設 定 は し て お き な い 特 定 の カ タ グ リ に よ り フ ィ ル タ リ ン グ を 付 け て お き な い	設 定 は し て お き な い 特 定 の カ タ グ リ に よ り フ ィ ル タ リ ン グ を 付 け て お き な い				
全 体	携帯電話 (ガラケーと呼ばれるもの)	4,678	2,348	58	120	42	618	169	1,322
	自分のスマートフォン	4,270	1,594	12	2.6	0.9	13.2	3.6	28.3
	親や兄弟のスマートフォン	4,889	668	171	111	55	2,399	201	968
	タブレット端末	4,467	914	219	123	61	1,768	399	983
	パソコン	7,680	2,448	239	120	194	3,398	603	1,589
	ゲーム機	9,561	2,936	468	182	151	1,856	1,096	2,872
	携帯型音楽プレーヤー	3,916	406	65	32	32	1,277	591	1,513
小 学 校	携帯電話 (ガラケーと呼ばれるもの)	2,868	1,499	24	73	13	403	104	752
	自分のスマートフォン	822	322	73	44	11	116	34	222
	親や兄弟のスマートフォン	3,741	505	128	85	39	1,825	313	845
	タブレット端末	2,812	540	132	79	27	1,141	270	623
	パソコン	4,106	798	122	62	65	1,873	396	790
	ゲーム機	6,117	2,284	372	150	87	928	636	1,680
	携帯型音楽プレーヤー	1,445	370	64	25	14	459	213	517
中 学 校	携帯電話 (ガラケーと呼ばれるもの)	1,393	694	28	37	17	173	48	296
	自分のスマートフォン	1,831	763	166	98	81	251	94	378
	親や兄弟のスマートフォン	989	147	41	19	12	502	59	209
	タブレット端末	1,292	326	82	37	25	467	95	260
	パソコン	2,425	477	81	41	80	1,029	216	495
	ゲーム機	2,474	581	84	28	44	618	323	796
	携帯型音楽プレーヤー	1,611	171	26	14	16	539	252	597
高 等 学 校	携帯電話 (ガラケーと呼ばれるもの)	367	135	6	9	11	35	14	157
	自分のスマートフォン	1,579	496	99	76	163	319	71	355
	親や兄弟のスマートフォン	135	31	6	3	4	63	8	42
	タブレット端末	326	120	39	3	4	9	151	26
	パソコン	1,095	160	29	16	46	480	74	290
	ゲーム機	897	269	36	42	17	291	125	370
	携帯型音楽プレーヤー	824	88	10	0.4	1.9	32.4	14.0	41.2
特 別 支 援 学 校	携帯電話 (ガラケーと呼ばれるもの)	50	20	0	1	1	8	3	17
	自分のスマートフォン	38	13	0	2	3	5	2	13
	親や兄弟のスマートフォン	24	1	2	3	0	9	3	6
	タブレット端末	37	4	2	3	0	9	3	6
	パソコン	54	13	1	1	3	16	6	14
	ゲーム機	73	11	3	0	3	19	11	26
	携帯型音楽プレーヤー	35	3	1	1	2	12	3	13

〔3〕－2 インターネットに接続する機器の安全対策【小学校】

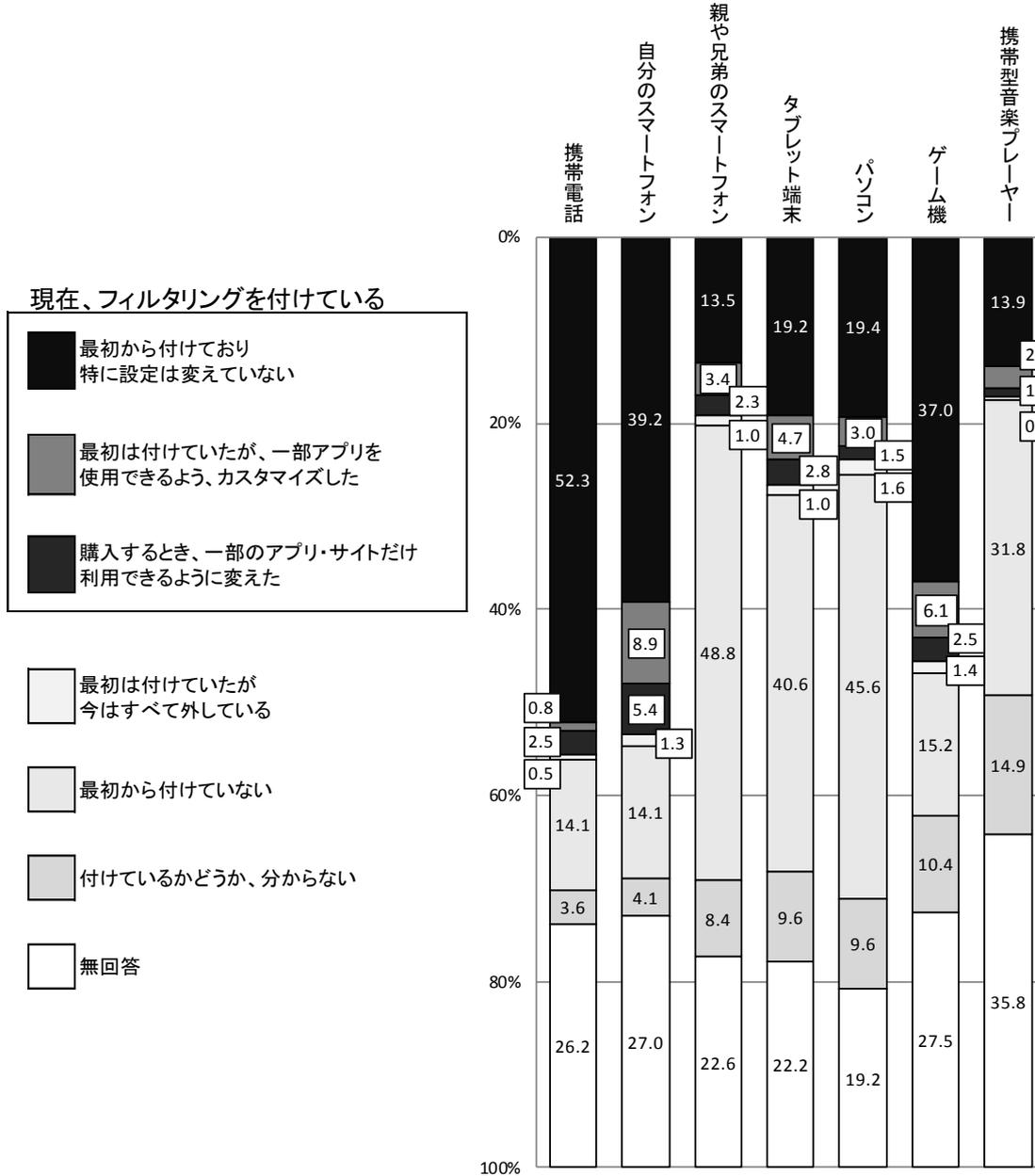
[対象：児童]



携帯電話： 総数 3,072 件
 自分のスマートフォン： 総数 1,575 件
 親や兄弟のスマートフォン： 総数 5,240 件
 タブレット端末： 総数 3,600 件
 携帯型音楽プレーヤー： 総数 2,120 件

[対象：保護者]

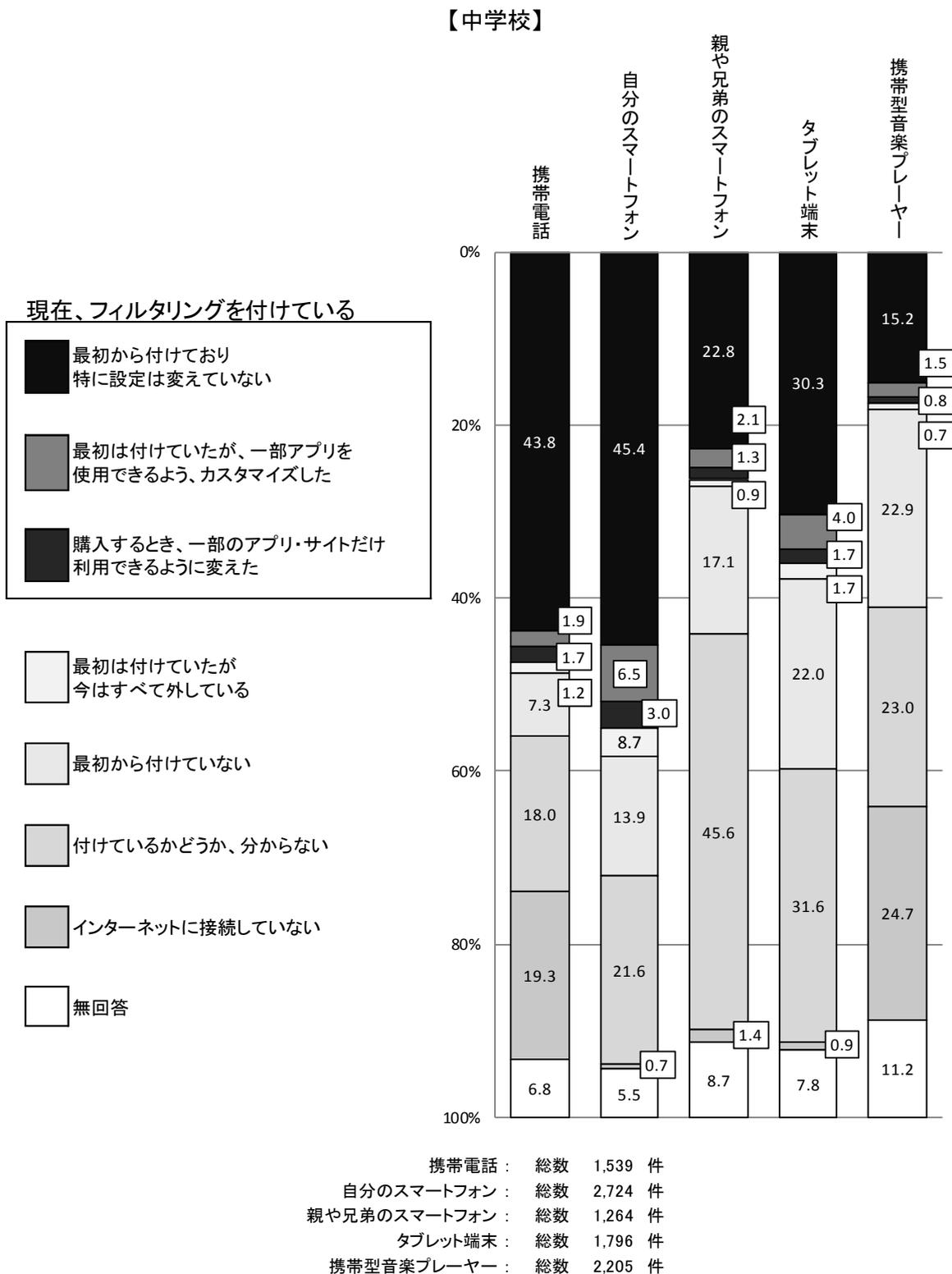
【小学校】



携帯電話	総数	2,868 件
自分のスマートフォン	総数	822 件
親や兄弟のスマートフォン	総数	3,741 件
タブレット端末	総数	2,812 件
パソコン	総数	4,106 件
ゲーム機	総数	6,117 件
携帯型音楽プレーヤー	総数	1,445 件

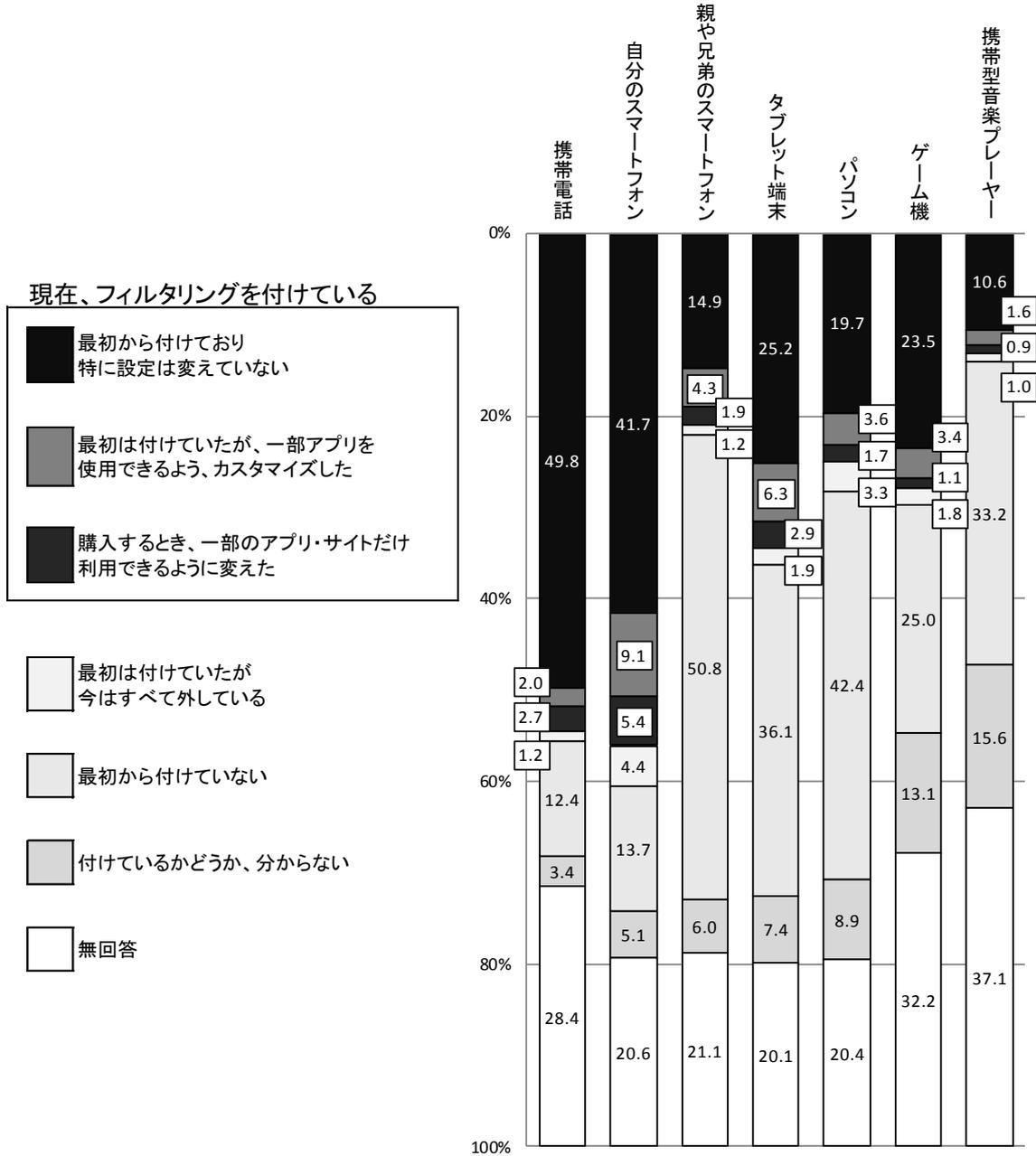
〔3〕－3 インターネットに接続する機器の安全対策【中学校】

[対象：生徒]



[対象：保護者]

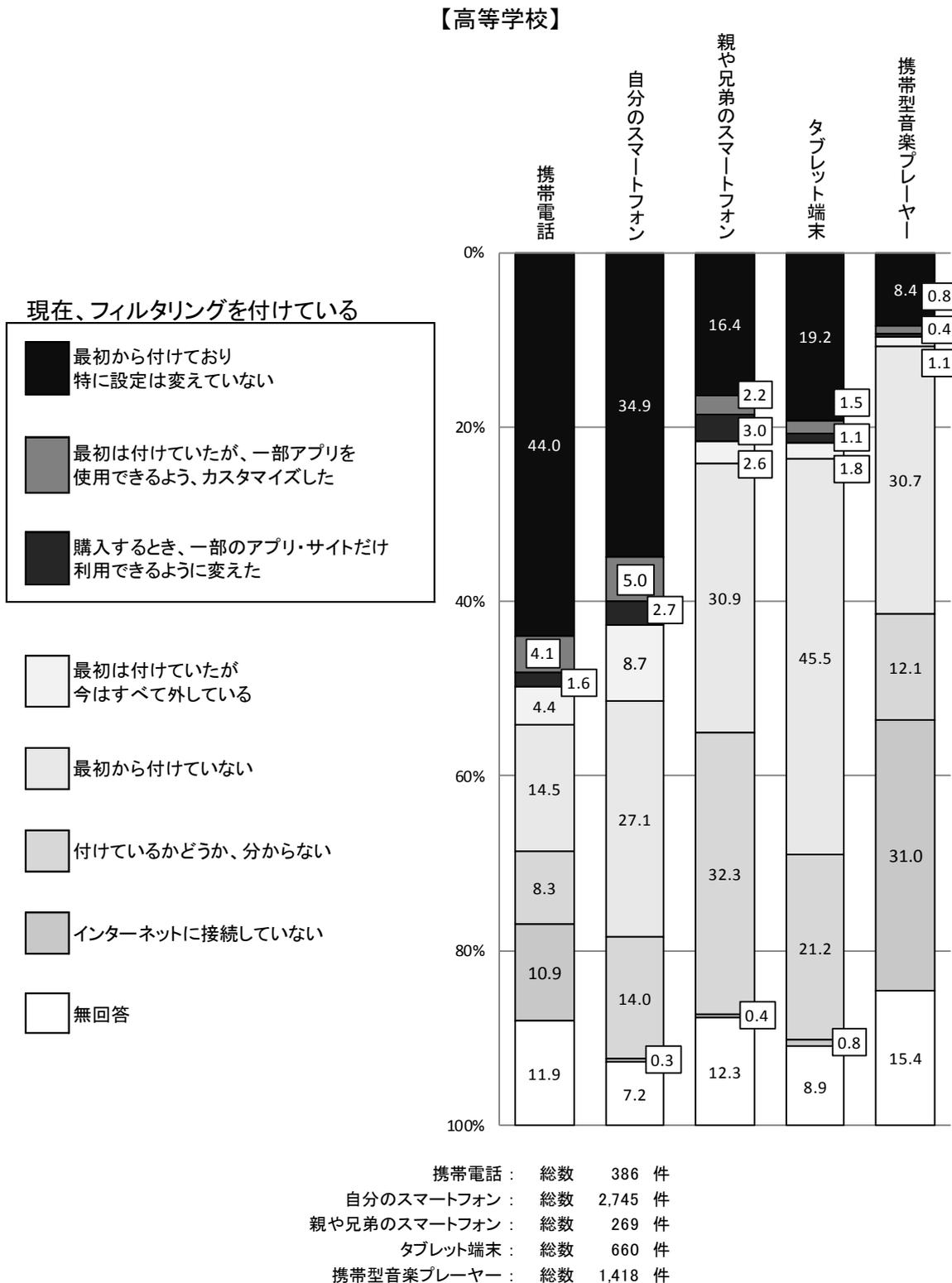
【中学校】



携帯電話：総数 1,393 件
 自分のスマートフォン：総数 1,831 件
 親や兄弟のスマートフォン：総数 989 件
 タブレット端末：総数 1,292 件
 パソコン：総数 2,425 件
 ゲーム機：総数 2,474 件
 携帯型音楽プレーヤー：総数 1,611 件

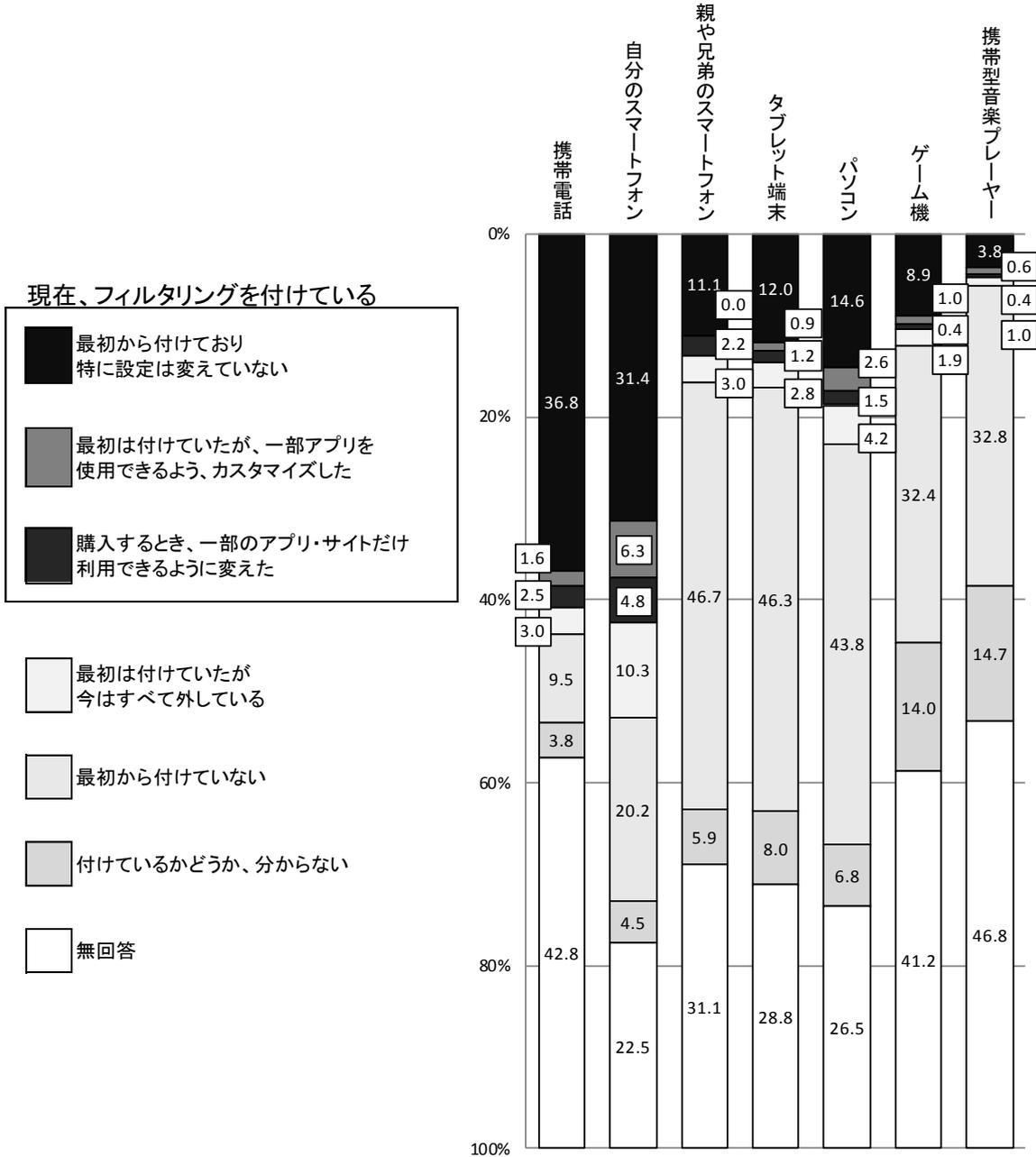
〔3〕－4 インターネットに接続する機器の安全対策【高等学校】

[対象：生徒]



[対象：保護者]

【高等学校】

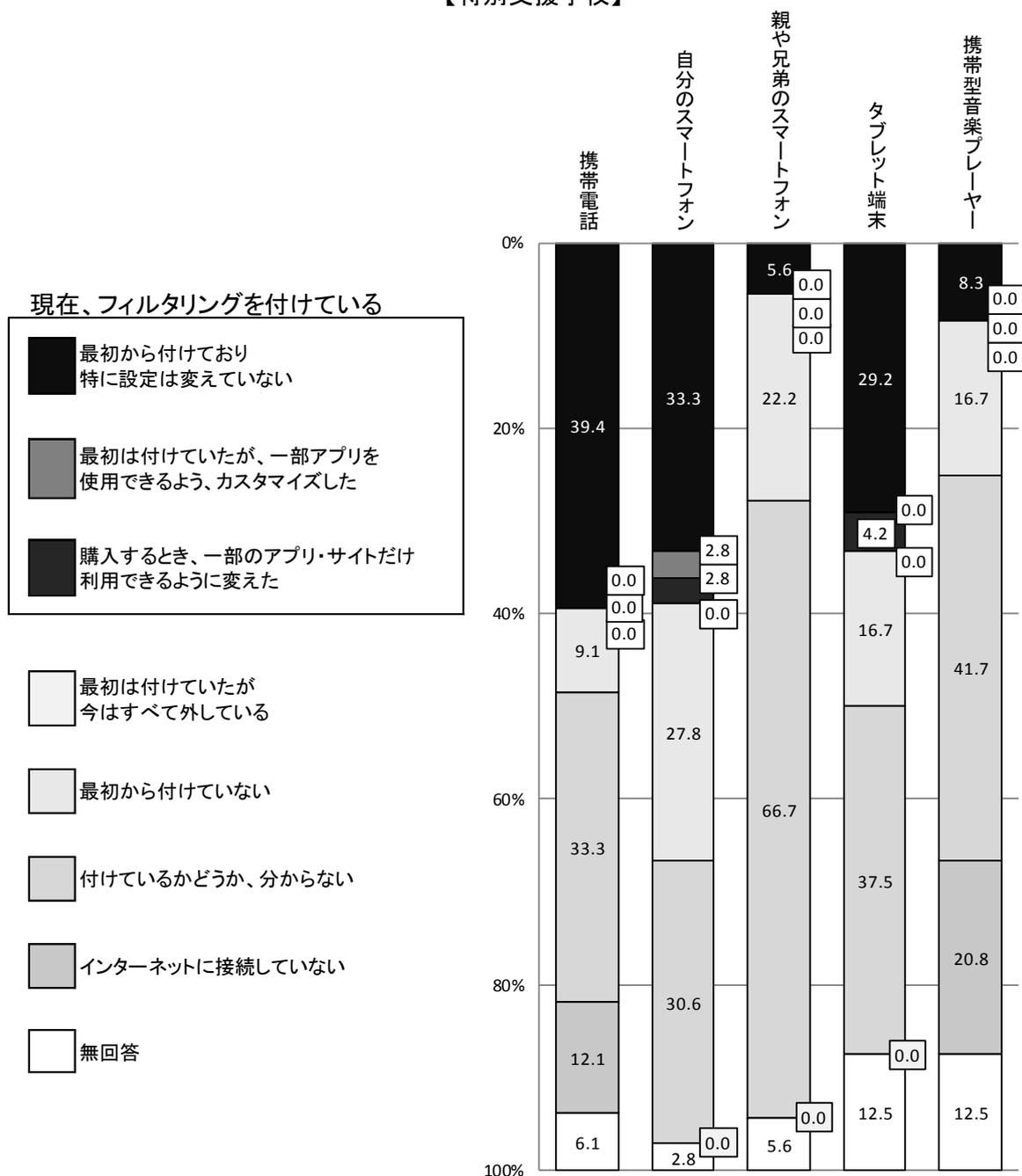


携帯電話	総数	367 件
自分のスマートフォン	総数	1,579 件
親や兄弟のスマートフォン	総数	135 件
タブレット端末	総数	326 件
パソコン	総数	1,095 件
ゲーム機	総数	897 件
携帯型音楽プレーヤー	総数	825 件

〔3〕－5 インターネットに接続する機器の安全対策【特別支援学校】

[対象：児童・生徒]

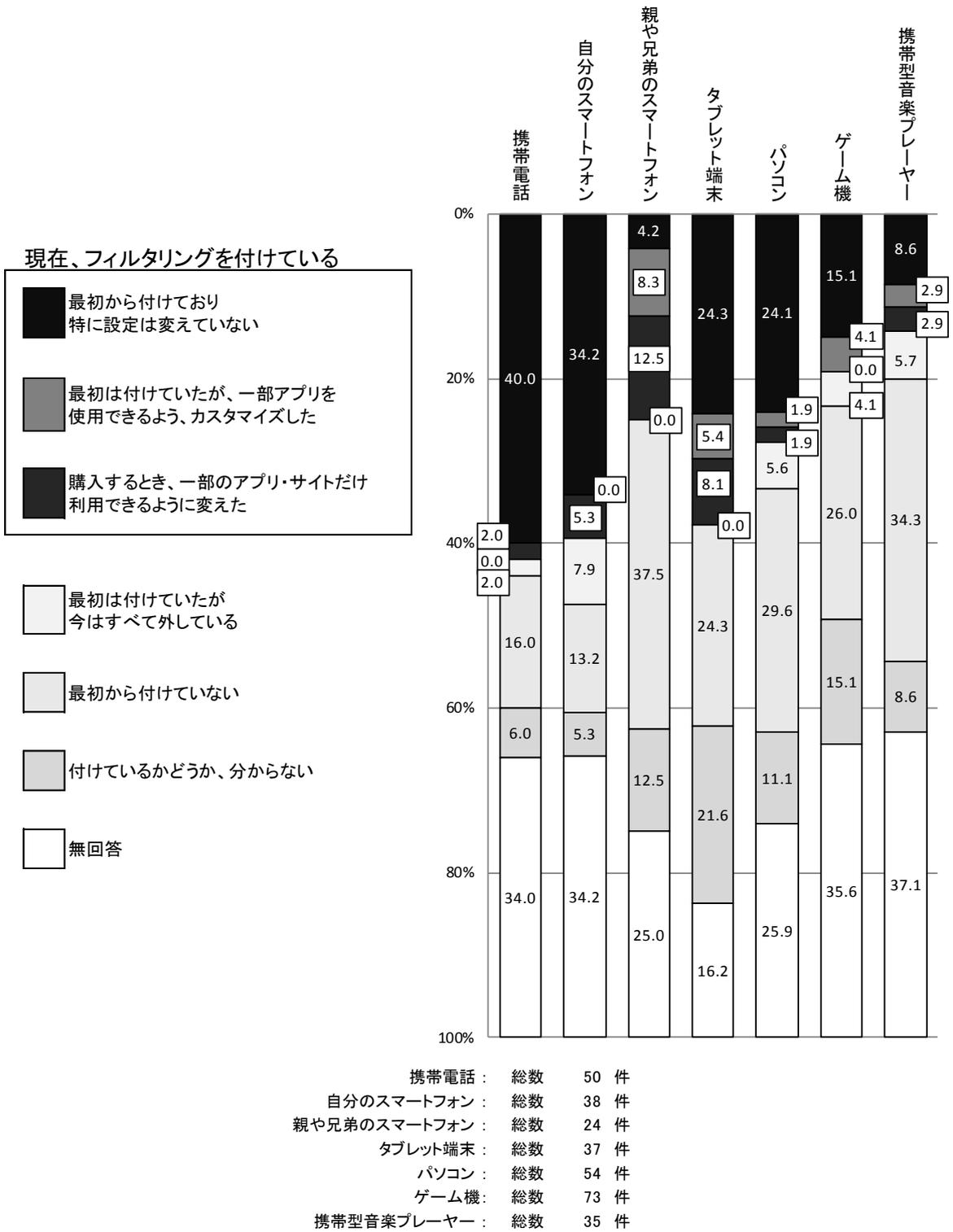
【特別支援学校】



携帯電話	総数	33 件
自分のスマートフォン	総数	36 件
親や兄弟のスマートフォン	総数	18 件
タブレット端末	総数	24 件
携帯型音楽プレーヤー	総数	24 件

[対象：保護者]

【特別支援学校】



【参考】

インターネットに接続する機器の安全対策

都教育委員会は、平成24年度からの「携帯電話やスマートフォンのフィルタリング機能」について、以下のとおり調査している。「インターネットの安全利用に向けて」（保護者向けリーフレット 平成27年3月 東京都教育委員会）などを活用し、家庭で安全なインターネットの利用法を話し合う機会を啓発することを働き掛けていくことが大切である。

	携帯電話やスマートフォンのフィルタリング機能（児童・生徒） 【携帯電話やスマートフォンのフィルタリング機能を付けている】				
	平成24年度	平成25年度		平成26年度	
		携帯電話	スマートフォン	携帯電話	スマートフォン
小学校	37.2%	30.4%	24.7%	29.9%	37.1%
中学校	58.3%	49.3%	46.6%	47.4%	54.9%
高等学校	36.8%	37.1%	35.6%	49.7%	42.6%
特別支援学校	49.3%	32.1%	33.3%	39.4%	38.9%

平成25年度から携帯電話とスマートフォンを分けて調査している。

〔4〕無料通話アプリやコミュニケーションアプリの利用状況【全機種計・学校種別】

[対象：児童・生徒]

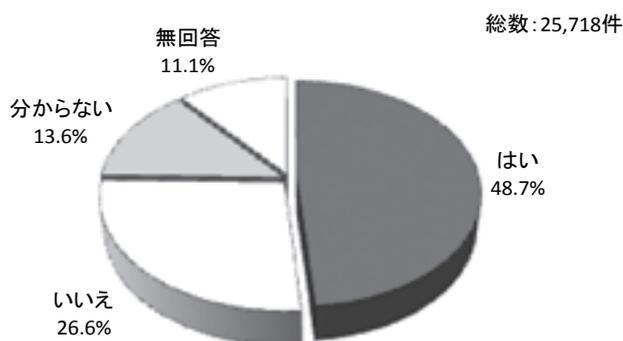
質問4-(3) (1)で回答した機器(P6)に、無料通話アプリやコミュニケーションアプリ(写真や動画の投稿も含む)をインストールしていますか。

【分析】

無料通話アプリやコミュニケーションアプリについては、どの校種別も「はい」が「いいえ」を上回っており、高等学校では「はい」が63.4%になっている。

【指導のポイント】

無料通話アプリやコミュニケーションアプリは、使い方によっては、「グループ外し」、「長時間利用」、「既読スルーによる子供同士のトラブル」等が発生しやすいことから、「平成26年度インターネット等の適正な利用に関する指導事例集・活用の手引(平成27年3月・東京都教育庁指導部)」8ページの「無料通話アプリのトラブル」を活用して、適切な使い方を具体的に指導する。



(上段:件/下段:%)

		全 体	はい	いい え	分 か ら な い	無 回 答
全 体		25,718	12,517 48.7	6,846 26.6	3,502 13.6	2,853 11.1
学 校 種 別	小学校	12,535	4,804 38.3	3,268 26.1	2,768 22.1	1,695 13.5
	中学校	7,989	4,441 55.6	2,370 29.7	565 7.1	613 7.7
	高等学校	5,092	3,229 63.4	1,176 23.1	154 3.0	533 10.5
	特別支援学校	102	43 42.2	32 31.4	15 14.7	12 11.8

※「全体」は自分のスマートフォン、親や兄弟のスマートフォン、タブレット端末、携帯型音楽プレーヤーの延べ件数である。

[対象：保護者]

質問1 インターネットに接続できる機器のうち、お子さんが現在使っている機器について、右の空欄すべてに数字を記入してください。

(4) 無料通話アプリやコミュニケーションアプリ（写真や動画の投稿も含む）をインストールしていますか。

【分析】

保護者の回答をみると、無料通話アプリやコミュニケーションアプリについては、小・中学校、高等学校で「はい」が「いいえ」を上回っている。

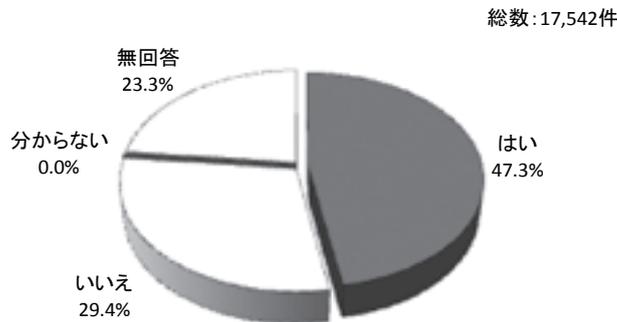
小学校をみると、児童・生徒の回答では「分からない」は22.1%であるが、保護者では0.0%になっている。

【啓発のポイント】

無料通話アプリの利用上、トラブルが発生しやすい原因（短い文章によるコミュニケーションは誤解を生みやすい等）について、保護者への啓発を行うことが重要である。

「平成26年度インターネット等の適正な利用に関する指導事例集・活用の手引（平成27年3月・東京都教育庁指導部）」8ページの「無料通話アプリのトラブル」を活用し、無料通話アプリでどのようなトラブルが起きやすいかを伝えた上で、家庭でのルール作りを含め保護者としてどう対応するべきかを啓発する。

また、トラブルが深刻化した際の相談窓口についても、「インターネットの安全利用に向けて（保護者向けリーフレット 平成27年3月 東京都教育委員会）」を活用し、周知する。



(上段:件/下段:%)

	全 体	はい	いい え	分 か ら な い	無 回 答
全 体	17,542	8,293 47.3	5,149 29.4	4 0.0	4,096 23.3
学 校 種 別	小学校	8,820 44.4	3,016 34.2	2 0.0	1,889 21.4
	中学校	5,723 48.6	2,782 27.9	2 0.0	1,341 23.4
	高等学校	2,865 54.2	1,553 16.9	0 0.0	829 28.9
	特別支援学校	134 33.6	45 38.8	52 0.0	37 27.6

※「全体」は自分のスマートフォン、親や兄弟のスマートフォン、タブレット端末、携帯型音楽プレーヤーの延べ件数である。

〔5〕－1 無料通話アプリやコミュニケーションアプリの利用状況【機器別】

[対象：児童・生徒]

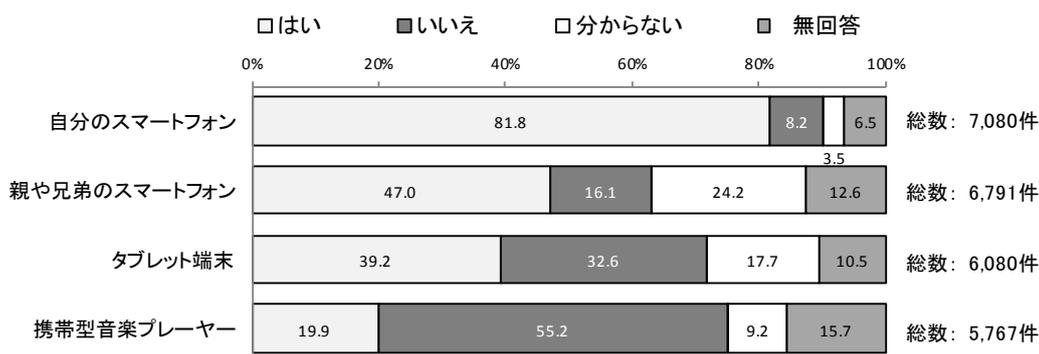
質問4－(3) (1)で回答した機器(P6)に、無料通話アプリやコミュニケーションアプリ(写真や動画の投稿も含む)をインストールしていますか。

【分析】

全体では、「自分のスマートフォン」には81.8%が無料通話アプリやコミュニケーションアプリをインストールしている。「タブレット端末」と「携帯型音楽プレーヤー」にインストールしている割合はそれぞれ39.2%と19.9%である。

【指導のポイント】

無料通話アプリやコミュニケーションアプリは、使い方によっては、「グループ外し」、「長時間利用」、「既読スルーによる子供同士のトラブル」等が発生しやすいことから、「平成26年度インターネット等の適正な利用に関する指導事例集・活用の手引(平成27年3月・東京都教育庁指導部)」8ページの「無料通話アプリのトラブル」を活用して、適切な使い方を具体的に指導する。



(上段:件/下段:%)

	全 体	はい	いいえ	分 か ら な い	無 回 答
自分のスマートフォン	7,080	5,791 81.8	584 8.2	248 3.5	457 6.5
親や兄弟のスマートフォン	6,791	3,195 47.0	1,096 16.1	1,644 24.2	856 12.6
タブレット端末	6,080	2,384 39.2	1,980 32.6	1,079 17.7	637 10.5
携帯型音楽プレーヤー	5,767	1,147 19.9	3,186 55.2	531 9.2	903 15.7

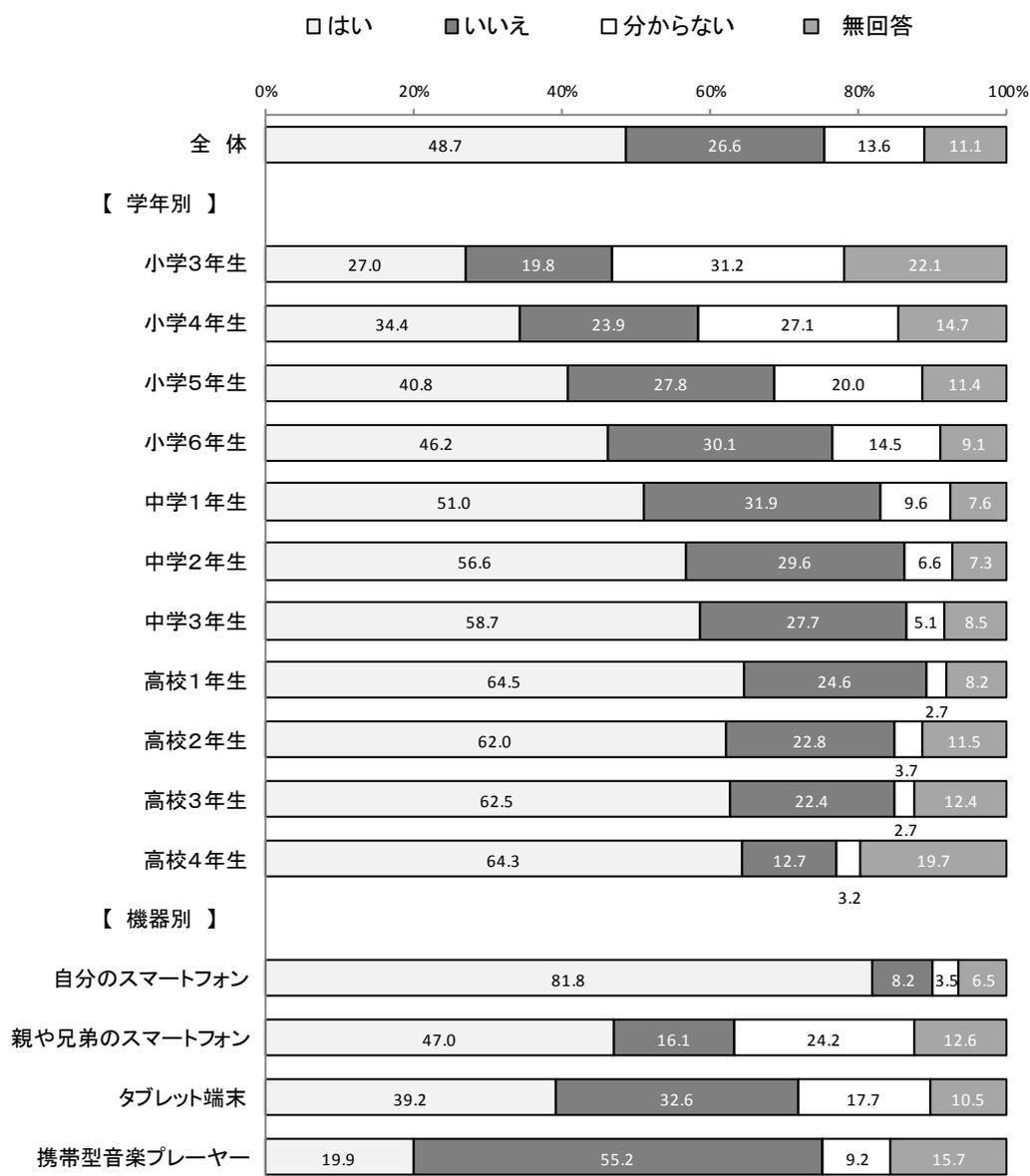
〔5〕－2 無料通話アプリやコミュニケーションアプリの利用状況【クロス集計】

[対象：児童・生徒]

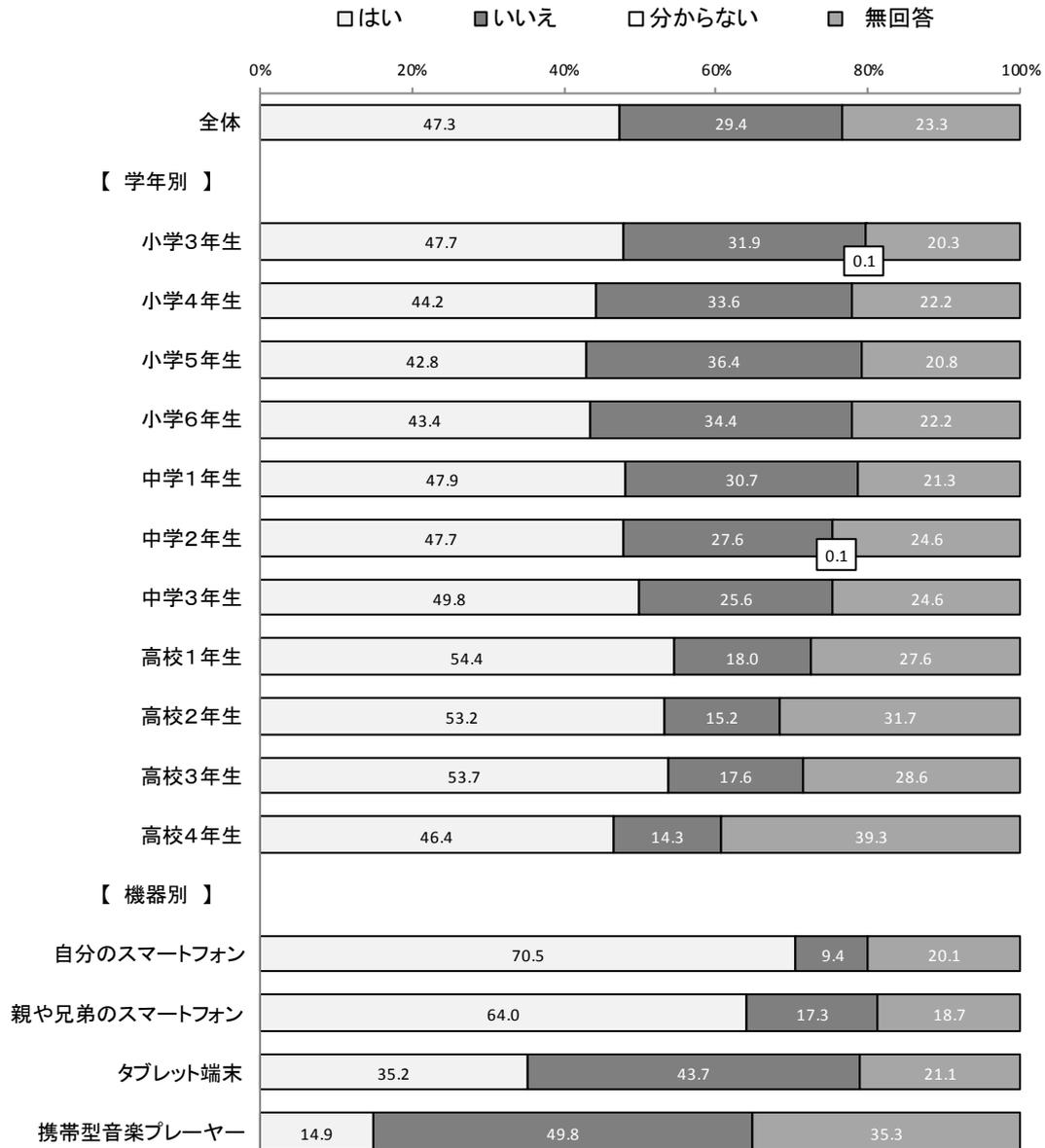
質問4－(3) 無料通話アプリやコミュニケーションアプリ（写真や動画の投稿も含む）をインストールしていますか。

【分析】

学年別にみると高学年になるにつれて、無料通話アプリやコミュニケーションアプリを利用する割合が高くなっている。機器別では、「自分のスマートフォン」で無料通話アプリやコミュニケーションアプリを利用する割合が最も多くなっている。(81.8%)



[対象：保護者]



〔6〕オンラインゲームやSNS等の開始時期【全機種計・学校種別】

[対象：児童・生徒]

質問4-(5) オンラインゲーム(自分の家族以外の人とチームを組んだり、対戦するもの)や、SNS等(メール、通話、チャット、ゲーム内のチャット)をすることについて質問します。
A. いつ頃からしていますか。

【分析】

「小学校入学前」から「小学6年頃」までにオンラインゲームやSNS等を利用開始する割合は、合計30.8%となり、「中学3年頃」までに開始する割合は、合計42.5%となっている。

(上段:件/下段:%)

	全 体	小 学 校 入 学 前 か ら	小 学 1 年 頃	小 学 2 年 頃	小 学 3 年 頃	小 学 4 年 頃	小 学 5 年 頃	小 学 6 年 頃	中 学 1 年 頃	中 学 2 年 頃	中 学 3 年 頃	高 校 1 年 頃	高 校 2 年 頃	高 校 3 年 頃	高 校 4 年 頃	ま し て は 無 回 答 、	
全 体	53,523	814 1.5	1,654 3.1	1,628 3.0	2,817 5.3	3,387 6.3	3,411 6.4	2,775 5.2	3,409 6.4	1,699 3.2	1,144 2.1	1,512 2.8	231 0.4	68 0.1	10 0.0	28,964 54.1	
学 校 種 別	小学校	28,572	658 2.3	1,158 4.1	1,387 4.9	2,353 8.2	2,511 8.8	2,210 7.7	1,057 3.7	0 0.0	17,229 60.3						
	中学校	15,936	117 0.7	320 2.0	181 1.1	340 2.1	698 4.4	985 6.2	1,508 9.5	2,774 17.4	1,027 6.4	342 2.1	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	7,644 48.0
	高等学校	8,760	37 0.4	175 2.0	57 0.7	119 1.4	165 1.9	208 2.4	207 2.4	625 7.1	668 7.6	784 8.9	1,493 17.0	219 2.5	64 0.7	10 0.1	3,929 44.9
	特別支援学校	255	2 0.8	1 0.4	3 1.2	5 2.0	13 5.1	8 3.1	3 1.2	10 3.9	4 1.6	9 3.5	19 7.5	12 4.7	4 1.6	0 0.0	162 63.5

※「全体」は携帯電話、自分のスマートフォン、親や兄弟のスマートフォン、タブレット端末、パソコン、ゲーム機、携帯型音楽プレーヤーの延べ件数である。

[対象：保護者]

質問1 インターネットに接続できる機器のうち、お子さんが現在使っている機器について、右の空欄すべてに数字を記入してください。

(5) お子さんは、オンラインゲーム（自分の家以外の人とチームを組んだり、対戦するもの）やSNS等（メール、通話、チャット、ゲーム内のチャット）について、いつ頃から使っていますか。

【分析】

全体では、「小学6年頃」までにオンラインゲームやSNS等を利用開始する割合は、合計21.0%となり、「中学3年頃」までに開始する割合は30.1%となっており、子供の回答に比べて、割合は低くなっている。低学年でのオンラインゲームやSNS等の利用開始は少ないと回答しており、子供の実態を必ずしも十分に把握できているとは言えない状況がある。

(上段:件/下段:%)

	全 体	使 小 学 校 で 入 学 前 か ら	小 学 1 年 頃	小 学 2 年 頃	小 学 3 年 頃	小 学 4 年 頃	小 学 5 年 頃	小 学 6 年 頃	中 学 1 年 頃	中 学 2 年 頃	中 学 3 年 頃	高 校 1 年 頃	高 校 2 年 頃	高 校 3 年 頃	高 校 4 年 頃	無 回 答	
全 体	39,461	242 0.6	793 2.0	665 1.7	1,492 3.8	1,703 4.3	1,760 4.5	1,619 4.1	2,189 5.5	895 2.3	505 1.3	891 2.3	82 0.2	19 0.0	1 0.0	26,605 67.4	
学 校 種 別	小学校	21,911	188 0.9	614 2.8	606 2.8	1,323 6.0	1,409 6.4	1,193 5.4	648 3.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	15,930 72.7
	中学校	12,015	44 0.4	138 1.1	43 0.4	124 1.0	230 1.9	478 4.0	876 7.3	1,863 15.5	605 5.0	198 1.6	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	7,416 61.7
	高等学校	5,224	10 0.2	35 0.7	13 0.2	44 0.8	62 1.2	85 1.6	93 1.8	319 6.1	283 5.4	297 5.7	879 16.8	74 1.4	15 0.3	1 0.0	3,014 57.7
	特別支援学校	311	0 0.0	6 1.9	3 1.0	1 0.3	2 0.6	4 1.3	2 0.6	7 2.3	7 2.3	10 3.2	12 3.9	8 2.6	4 1.3	0 0.0	245 78.8

※「全体」は携帯電話、自分のスマートフォン、親や兄弟のスマートフォン、タブレット端末、パソコン、ゲーム機、携帯型音楽プレーヤーの延べ件数である。

〔7〕 オンラインゲームやSNS等の開始時期【機器別】

[対象：児童・生徒]

質問4-(5) オンラインゲーム(自分の家以外の人とチームを組んだり、対戦するもの)や、SNS等(メール、通話、チャット、ゲーム内のチャット)をすることについて質問します。
A. いつ頃からしていますか。

【分析】

機器別にみると、「ゲーム機」が最も早い時期からオンラインゲームやSNS等で利用されているが、「自分のスマートフォン」では、小学6年頃から、大幅にオンラインゲームやSNS等での利用が増えている。

(上段:件/下段:%)

	全 体	小 学 校 入 学 前 か ら し て	小 学 1 年 頃	小 学 2 年 頃	小 学 3 年 頃	小 学 4 年 頃	小 学 5 年 頃	小 学 6 年 頃	中 学 1 年 頃	中 学 2 年 頃	中 学 3 年 頃	高 校 1 年 頃	高 校 2 年 頃	高 校 3 年 頃	高 校 4 年 頃	ま し て は 無 回 答
携帯電話 (ガラケーと呼ばれるもの)	5,030	73 1.5	215 4.3	156 3.1	280 5.6	361 7.2	315 6.3	220 4.4	209 4.2	50 1.0	28 0.6	35 0.7	5 0.1	1 0.0	0 0.0	3,082 61.3
自分のスマートフォン	7,080	16 0.2	92 1.3	81 1.1	180 2.5	241 3.4	440 6.2	754 10.6	1,331 18.8	745 10.5	658 9.3	1,044 14.7	125 1.8	32 0.5	5 0.1	1,336 18.9
親や兄弟のスマートフォン	6,791	104 1.5	151 2.2	228 3.4	484 7.1	487 7.2	542 8.0	341 5.0	260 3.8	92 1.4	67 1.0	32 0.5	9 0.1	3 0.0	0 0.0	3,991 58.8
タブレット端末	6,080	40 0.7	91 1.5	142 2.3	285 4.7	401 6.6	459 7.5	382 6.3	457 7.5	228 3.8	136 2.2	120 2.0	37 0.6	16 0.3	2 0.0	3,284 54.0
パソコン	10,208	59 0.6	237 2.3	237 2.3	463 4.5	562 5.5	510 5.0	293 2.9	390 3.8	204 2.0	82 0.8	89 0.9	17 0.2	8 0.1	0 0.0	7,057 69.1
ゲーム機	12,567	482 3.8	808 6.4	723 5.8	1,029 8.2	1,157 9.2	922 7.3	555 4.4	389 3.1	185 1.5	94 0.7	108 0.9	22 0.2	4 0.0	3 0.0	6,086 48.4
携帯型音楽プレイヤー	5,767	40 0.7	60 1.0	61 1.1	96 1.7	178 3.1	223 3.9	230 4.0	373 6.5	195 3.4	79 1.4	84 1.5	16 0.3	4 0.1	0 0.0	4,128 71.6

[対象：保護者]

質問1 インターネットに接続できる機器のうち、お子さんが現在使っている機器について、右の空欄すべてに数字を記入してください。

(5) お子さんは、オンラインゲーム（自分の家以外の人とチームを組んだり、対戦するもの）やSNS等（メール、通話、チャット、ゲーム内のチャット）について、いつ頃から使っていますか。

【分析】

児童・生徒の回答と同様に、オンラインゲームやSNS等では「ゲーム機」が早い時期から利用されており、「自分のスマートフォン」は小学6年頃からの利用が急激に伸びている。

機器別に比べてみても、オンラインゲームやSNS等の開始時期は、保護者と児童・生徒の認識に大きな差はないとみられる。

(上段:件/下段:%)

	全 体	小 学 校 入 学 前 か ら 使 っ て い る	小 学 1 年 頃	小 学 2 年 頃	小 学 3 年 頃	小 学 4 年 頃	小 学 5 年 頃	小 学 6 年 頃	中 学 1 年 頃	中 学 2 年 頃	中 学 3 年 頃	高 校 1 年 頃	高 校 2 年 頃	高 校 3 年 頃	高 校 4 年 頃	無 回 答
携帯電話 (ガラケーと呼ばれるもの)	4,678	24 0.5	171 3.7	92 2.0	195 4.2	250 5.3	191 4.1	157 3.4	217 4.6	54 1.2	17 0.4	25 0.5	1 0.0	1 0.0	0 0.0	3,283 70.2
自分のスマートフォン	4,270	3 0.1	57 1.3	31 0.7	56 1.3	112 2.6	181 4.2	347 8.1	802 18.8	349 8.2	257 6.0	623 14.6	49 1.1	10 0.2	1 0.0	1,392 32.6
親や兄弟のスマートフォン	4,889	31 0.6	123 2.5	125 2.6	282 5.8	309 6.3	290 5.9	243 5.0	205 4.2	66 1.3	36 0.7	25 0.5	3 0.1	0 0.0	0 0.0	3,151 64.5
タブレット端末	4,467	12 0.3	62 1.4	65 1.5	157 3.5	187 4.2	220 4.9	213 4.8	264 5.9	101 2.3	54 1.2	58 1.3	8 0.2	6 0.1	0 0.0	3,060 68.5
パソコン	7,680	49 0.6	97 1.3	80 1.0	164 2.1	195 2.5	216 2.8	185 2.4	247 3.2	117 1.5	44 0.6	60 0.8	7 0.1	2 0.0	0 0.0	6,217 81.0
ゲーム機	9,561	113 1.2	265 2.8	267 2.8	608 6.4	583 6.1	572 6.0	353 3.7	222 2.3	97 1.0	50 0.5	46 0.5	8 0.1	0 0.0	0 0.0	6,377 66.7
携帯型音楽プレーヤー	3,916	10 0.3	18 0.5	5 0.1	30 0.8	67 1.7	90 2.3	121 3.1	232 5.9	111 2.8	47 1.2	54 1.4	6 0.2	0 0.0	0 0.0	3,125 79.8

〔8〕オンラインゲームやSNS等の終了時刻【全機種計・学校種別】

[対象：児童・生徒]

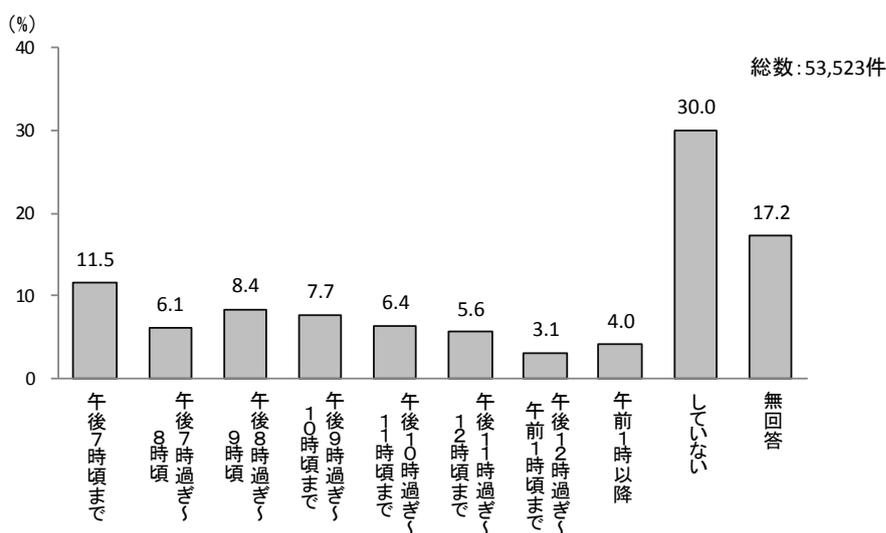
質問4-(5) オンラインゲーム(自分の家以外の人とチームを組んだり、対戦するもの)や、SNS等(メール、通話、チャット、ゲーム内のチャット)をすることについて質問します。
B. 夜何時頃までしていますか。

【分析】

全体では、「していない」が30.0%と最も多いが、午後10時過ぎ以降まで利用している児童・生徒は、全体の19.1%となっている。

【指導のポイント】

長時間利用することの弊害を伝え、「知っておきたいインターネットのルールとマナー！(平成27年3月 東京都教育委員会)」を活用し、家庭におけるルール作りの意義を考えさせ、一日当たりの利用時間を定めるよう指導する。



(上段: 件/下段: %)

学校種別	全体	午後7時頃まで	午後7時過ぎ～8時頃	午後8時過ぎ～9時頃	午後9時過ぎ～10時頃	午後10時過ぎ～11時頃	午後11時過ぎ～12時頃	午後12時過ぎ～午前1時頃	午前1時以降	していない	無回答
		件	件	件	件	件	件	件	件	件	件
全体	53,523	6,156	3,274	4,479	4,114	3,416	2,975	1,658	2,151	16,068	9,232
		11.5	6.1	8.4	7.7	6.4	5.6	3.1	4.0	30.0	17.2
小学校	28,572	4,696	2,382	2,924	1,888	873	401	262	826	9,193	5,127
		16.4	8.3	10.2	6.6	3.1	1.4	0.9	2.9	32.2	17.9
中学校	15,936	1,110	713	1,256	1,688	1,696	1,377	627	594	4,572	2,303
		7.0	4.5	7.9	10.6	10.6	8.6	3.9	3.7	28.7	14.5
高等学校	8,760	334	169	286	519	833	1,182	764	730	2,213	1,730
		3.8	1.9	3.3	5.9	9.5	13.5	8.7	8.3	25.3	19.7
特別支援学校	255	16	10	13	19	14	15	5	1	90	72
		6.3	3.9	5.1	7.5	5.5	5.9	2.0	0.4	35.3	28.2

※「全体」は携帯電話、自分のスマートフォン、親や兄弟のスマートフォン、タブレット端末、パソコン、ゲーム機、携帯型音楽プレーヤーの延べ件数である。

〔9〕オンラインゲームやSNS等の終了時刻【機器別】

[対象：児童・生徒]

質問4－(5) オンラインゲーム(自分の家以外の人とチームを組んだり、対戦するもの)や、SNS等(メール、通話、チャット、ゲーム内のチャット)をすることについて質問します。
B. 夜何時頃までしていますか。

【分析】

自分のスマートフォンをもっている7,080人のうち54.3%は、午後10時過ぎまで利用しており、その内8.4%が午前1時以降まで利用している。

【指導のポイント】

長時間利用することの弊害を伝え、「知っておきたいインターネットのルールとマナー！(平成27年3月 東京都教育委員会)」を活用し、家庭におけるルール作りの意義を考えさせ、一日当たりの利用時間を定めるよう指導する。

(上段:件/下段:%)

	全 体	午後7時頃まで	午後7時過ぎ～8時頃	午後8時過ぎ～9時頃	午後9時過ぎ～10時頃	午後10時過ぎ～11時頃	午後11時過ぎ～12時頃	午後12時過ぎ～午前1時	午後1時以降	していない	無回答
携帯電話 (ガラケーと呼ばれるもの)	5,030	620 12.3	248 4.9	344 6.8	339 6.7	233 4.6	136 2.7	64 1.3	116 2.3	2,051 40.8	879 17.5
自分のスマートフォン	7,080	337 4.8	276 3.9	533 7.5	890 12.6	1,135 16.0	1,356 19.2	755 10.7	595 8.4	594 8.4	609 8.6
親や兄弟のスマートフォン	6,791	942 13.9	563 8.3	672 9.9	466 6.9	298 4.4	144 2.1	79 1.2	177 2.6	2,262 33.3	1,188 17.5
タブレット端末	6,080	718 11.8	445 7.3	584 9.6	534 8.8	352 5.8	273 4.5	138 2.3	200 3.3	1,958 32.2	878 14.4
パソコン	10,208	1,235 12.1	578 5.7	740 7.2	584 5.7	388 3.8	307 3.0	167 1.6	326 3.2	3,553 34.8	2,330 22.8
ゲーム機	12,567	1,798 14.3	967 7.7	1,305 10.4	924 7.4	594 4.7	401 3.2	260 2.1	476 3.8	3,481 27.7	2,361 18.8
携帯型音楽プレーヤー	5,767	506 8.8	197 3.4	301 5.2	377 6.5	416 7.2	358 6.2	195 3.4	261 4.5	2,169 37.6	987 17.1

〔10〕 オンラインゲームやSNS等をしている一日当たりの時間【全機種計・学校種別】

〔対象：児童・生徒〕

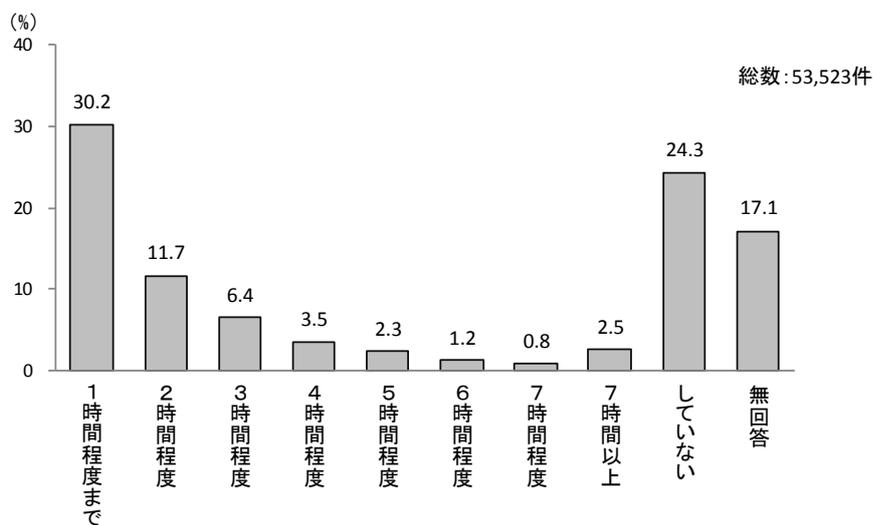
質問4－(5) オンラインゲーム（自分の家以外の人とチームを組んだり、対戦するもの）や、SNS等（メール、通話、チャット、ゲーム内のチャット）をすることについて質問します。
C. 一日何時間程度していますか。

【分析】

オンラインゲームやSNS等をしている時間は、「1時間程度まで」が30.2%で最も割合が高くなっているが、一方「7時間以上」も2.5%となっている。

【指導のポイント】

長時間利用することの弊害を伝え、「知っておきたいインターネットのルールとマナー！（平成27年3月 東京都教育委員会）」を活用し、家庭におけるルール作りの意義を考えさせ、一日当たりの利用時間を定めるよう指導する。



(上段: 件/下段: %)

		全 体	1 時 間 程 度 ま で	2 時 間 程 度	3 時 間 程 度	4 時 間 程 度	5 時 間 程 度	6 時 間 程 度	7 時 間 程 度	7 時 間 以 上	し て い な い	無 回 答
全 体		53,523	16,172 30.2	6,244 11.7	3,429 6.4	1,857 3.5	1,225 2.3	634 1.2	445 0.8	1,331 2.5	13,013 24.3	9,173 17.1
学 校 種 別	小学校	28,572	9,761 34.2	2,926 10.2	1,377 4.8	633 2.2	481 1.7	258 0.9	168 0.6	524 1.8	7,234 25.3	5,210 18.2
	中学校	15,936	4,619 29.0	2,171 13.6	1,224 7.7	691 4.3	408 2.6	220 1.4	140 0.9	399 2.5	3,857 24.2	2,207 13.8
	高等学校	8,760	1,763 20.1	1,127 12.9	814 9.3	517 5.9	330 3.8	151 1.7	130 1.5	401 4.6	1,837 21.0	1,690 19.3
	特別支援学校	255	29 11.4	20 7.8	14 5.5	16 6.3	6 2.4	5 2.0	7 2.7	7 2.7	85 33.3	66 25.9

※「全体」は携帯電話、自分のスマートフォン、親や兄弟のスマートフォン、タブレット端末、パソコン、ゲーム機、携帯型音楽プレイヤーの延べ件数である。

[11] オンラインゲームやSNS等をしている一日当たりの時間【機器別】

[対象：児童・生徒]

質問4－(5) オンラインゲーム（自分の家以外の人とチームを組んだり、対戦するもの）や、SNS等（メール、通話、チャット、ゲーム内のチャット）をすることについて質問します。
C. 一日何時間程度していますか。

【分析】

機器別にみると、「自分のスマートフォン」を除いて「1時間程度まで」が最も割合が高い。「自分のスマートフォン」では「7時間以上」が6.5%となっているなど、長時間使用する傾向が見られる。

【指導のポイント】

利用する場所や時間のルール作り等を家庭で話し合い、適切な利用ができるよう啓発する。

(上段:件/下段:%)

	全 体	1 時 間 程 度 ま で	2 時 間 程 度	3 時 間 程 度	4 時 間 程 度	5 時 間 程 度	6 時 間 程 度	7 時 間 程 度	7 時 間 以 上	し て い な い	無 回 答
携帯電話 (ガラケーと呼ばれるもの)	5,030	1,873 37.2	284 5.6	103 2.0	62 1.2	37 0.7	19 0.4	13 0.3	56 1.1	1,704 33.9	879 17.5
自分のスマートフォン	7,080	1,354 19.1	1,415 20.0	1,143 16.1	708 10.0	472 6.7	268 3.8	179 2.5	461 6.5	479 6.8	601 8.5
親や兄弟のスマートフォン	6,791	2,762 40.7	492 7.2	196 2.9	97 1.4	64 0.9	31 0.5	24 0.4	90 1.3	1,821 26.8	1,214 17.9
タブレット端末	6,080	2,072 34.1	739 12.2	334 5.5	186 3.1	114 1.9	63 1.0	37 0.6	123 2.0	1,535 25.2	877 14.4
パソコン	10,208	3,026 29.6	932 9.1	402 3.9	185 1.8	112 1.1	63 0.6	52 0.5	170 1.7	2,953 28.9	2,313 22.7
ゲーム機	12,567	3,426 27.3	1,782 14.2	935 7.4	439 3.5	316 2.5	143 1.1	94 0.7	304 2.4	2,781 22.1	2,347 18.7
携帯型音楽プレーヤー	5,767	1,659 28.8	600 10.4	316 5.5	180 3.1	110 1.9	47 0.8	46 0.8	127 2.2	1,740 30.2	942 16.3

3 児童・生徒対象

3 児童・生徒対象

〔1〕 学年

質問 あなたの学年を教えてください。

(上段:件/下段:%)

		全 体	小 学 校 3 年 生	小 学 校 4 年 生	小 学 校 5 年 生	小 学 校 6 年 生	中 学 校 1 年 生	中 学 校 2 年 生	中 学 校 3 年 生	高 校 1 年 生	高 校 2 年 生	高 校 3 年 生	高 校 4 年 生
全 体		18,612	2,399 12.9	2,404 12.9	2,590 13.9	2,687 14.4	1,681 9.0	1,798 9.7	1,769 9.5	1,467 7.9	1,001 5.4	682 3.7	134 0.7
学 校 種 別	小学校	10,052	2,397 23.8	2,396 23.8	2,578 25.6	2,681 26.7	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
	中学校	5,214	-	-	-	-	1,676 32.1	1,780 34.1	1,758 33.7	-	-	-	-
	高等学校	3,222	-	-	-	-	-	-	-	1,450 45.0	974 30.2	664 20.6	134 4.2
	特別支援学校	124	2 1.6	8 6.5	12 9.7	6 4.8	5 4.0	18 14.5	11 8.9	17 13.7	27 21.8	18 14.5	-

〔2〕 性別

質問 あなたの性別を教えてください。

(上段:件/下段:%)

		全 体	男 子	女 子	無 回 答
全 体		18,612	9,403 50.5	8,946 48.1	263 1.4
学 校 種 別	小学校	10,052	4,988 49.6	4,871 48.5	193 1.9
	中学校	5,214	2,686 51.5	2,496 47.9	32 0.6
	高等学校	3,222	1,645 51.1	1,541 47.8	36 1.1
	特別支援学校	124	84 67.7	38 30.6	2 1.6

〔3〕インターネットに接続する機器の利用目的

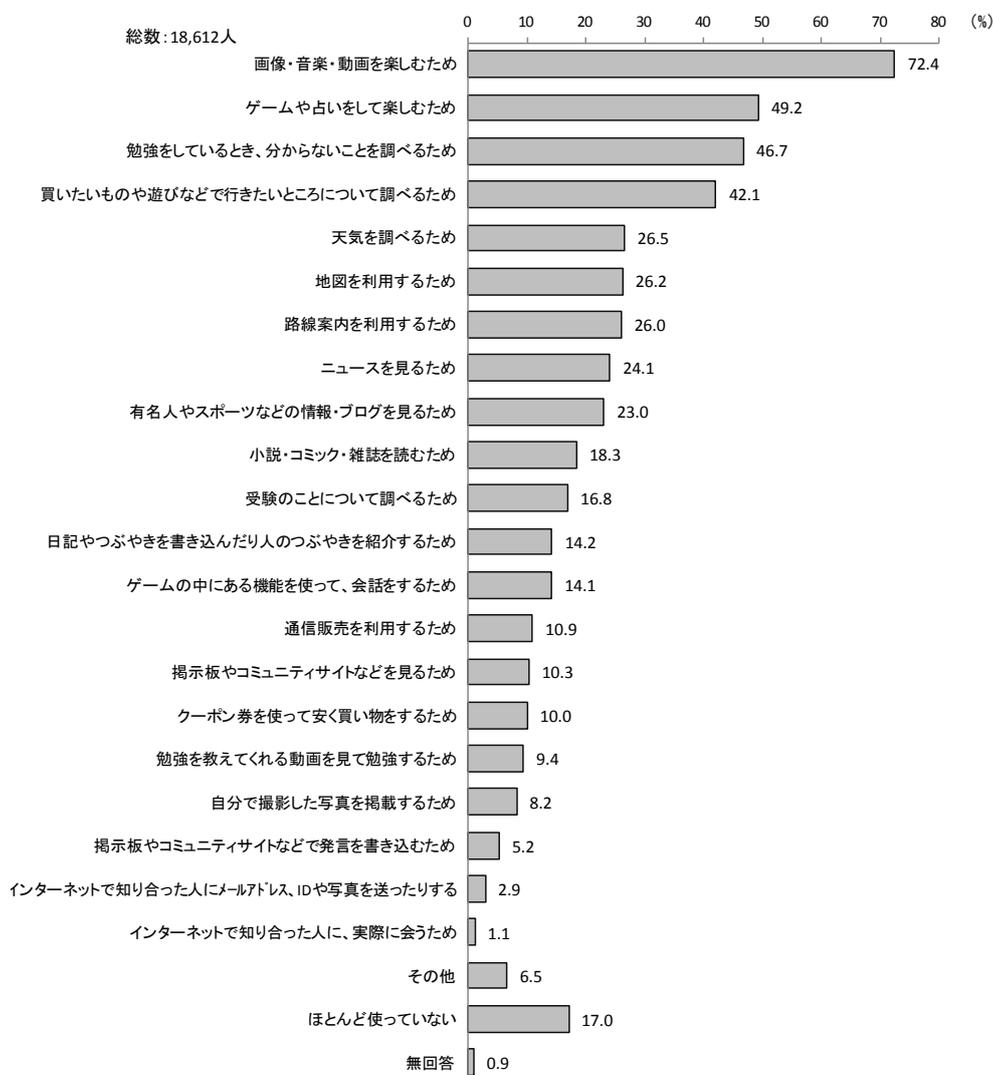
質問1 インターネットに接続する機器を、どのような目的で利用しますか。あてはまるものの数字に○を付けてください。【複数回答】

【分析】

全体では、「画像・音楽・動画」が72.4%、「ゲームや占い」が49.2%と娯楽目的が上位となっている。「勉強をしているとき、分からないことを調べる」は、全体で46.7%であるが、小学校34.8%に対し中学校で60.8%となっている。

【指導のポイント】

インターネットには、瞬時に様々な情報を得られる良い面と、長時間利用による生活の乱れやトラブルに巻き込まれるといった悪い面があることを理解させ、より適切に利用できるよう指導する。



	全 体		小学校		中学校		高等学校		特別支援学校	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
画像・音楽・動画を楽しむため	13,473	72.4	6,201	61.7	4,432	85.0	2,763	85.8	77	62.1
ゲームや占いをして楽しむため	9,162	49.2	4,779	47.5	2,635	50.5	1,700	52.8	48	38.7
勉強をしているとき、分からないことを調べるため	8,690	46.7	3,495	34.8	3,168	60.8	1,994	61.9	33	26.6
買いたいものや遊びなどで行きたいところについて調べるため	7,829	42.1	2,667	26.5	2,943	56.4	2,185	67.8	34	27.4
天気調べるため	4,936	26.5	1,642	16.3	1,705	32.7	1,557	48.3	32	25.8
地図を利用するため	4,872	26.2	1,132	11.3	2,009	38.5	1,706	52.9	25	20.2
路線案内を利用するため	4,834	26.0	653	6.5	2,032	39.0	2,116	65.7	33	26.6
ニュースを見るため	4,477	24.1	1,457	14.5	1,635	31.4	1,361	42.2	24	19.4
有名人やスポーツなどの情報・ブログを見るため	4,290	23.0	1,423	14.2	1,718	32.9	1,129	35.0	20	16.1
小説・コミック・雑誌を読むため	3,414	18.3	934	9.3	1,453	27.9	1,015	31.5	12	9.7
受験のことで調べるため	3,136	16.8	598	5.9	1,526	29.3	1,009	31.3	3	2.4
日記やつづやきを書き込んだり、人のつづやきを紹介するため	2,643	14.2	229	2.3	1,008	19.3	1,393	43.2	13	10.5
ゲームの中にある機能を使って、会話をするため	2,632	14.1	1,243	12.4	950	18.2	432	13.4	7	5.6
通信販売を利用するため	2,027	10.9	531	5.3	712	13.7	779	24.2	5	4.0
掲示板やコミュニティサイトなどを見るため	1,915	10.3	356	3.5	780	15.0	769	23.9	10	8.1
クーポン券を使って安く買い物をするため	1,853	10.0	298	3.0	662	12.7	886	27.5	7	5.6
勉強を教えてくれる動画を見て勉強するため	1,743	9.4	886	8.8	544	10.4	307	9.5	6	4.8
自分で撮影した写真を掲載するため	1,527	8.2	183	1.8	532	10.2	806	25.0	6	4.8
掲示板やコミュニティサイトなどで発言を書き込むため	975	5.2	185	1.8	401	7.7	382	11.9	7	5.6
インターネットで知り合った人にメールアドレス、IDや写真を送ったりする	532	2.9	148	1.5	200	3.8	184	5.7	0	0.0
インターネットで知り合った人に、実際に会うため	203	1.1	34	0.3	63	1.2	106	3.3	0	0.0
その他	1,216	6.5	881	8.8	257	4.9	72	2.2	6	4.8
ほとんど使っていない	3,161	17.0	2,514	25.0	423	8.1	188	5.8	36	29.0
無回答	174	0.9	132	1.3	22	0.4	18	0.6	2	1.6
全 体	18,612		10,052		5,214		3,222		124	

〔4〕インターネットを長時間利用することで困っていること

質問2 インターネットを長時間利用していることにより、あなたの生活や健康に変化がありましたか。
あてはまるものの数字に○を付けてください。【複数回答】

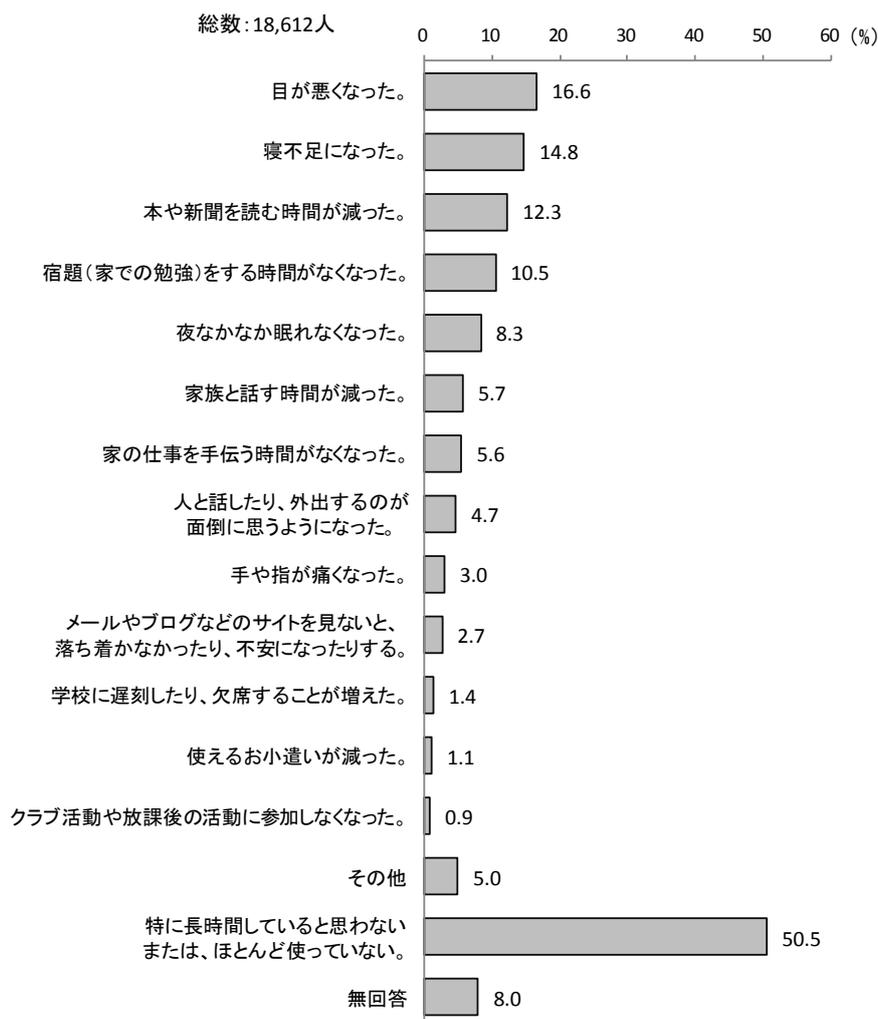
【分析】

全体では、変化があったとしているなかで、「目が悪くなった」が16.6%、「寝不足になった」が14.8%である。どちらも、学年が上がるにつれて割合が増えており、高等学校では「目が悪くなった」、「寝不足になった」が、共に2割台半ばとなっている。

【指導のポイント】

長時間利用による健康上の問題を未然に防止するため、「知っておきたいインターネットのルールとマナー！（平成27年3月 東京都教育委員会）」を活用し、利用時間等について家庭でルールを定めることの意義を指導する。

不眠や不安、視力低下や手指の痛みなどについては、児童・生徒の相談を受け、必要に応じて養護教諭やスクールカウンセラーとも連携を図る。



	全 体		小学校		中学校		高等学校		特別支援学校	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
目が悪くなった。	3,087	16.6	985	9.8	1,182	22.7	901	28.0	19	15.3
寝不足になった。	2,748	14.8	775	7.7	1,109	21.3	847	26.3	17	13.7
本や新聞を読む時間が減った。	2,287	12.3	907	9.0	750	14.4	619	19.2	11	8.9
宿題(家での勉強)をする時間がなくなった。	1,953	10.5	450	4.5	878	16.8	618	19.2	7	5.6
夜なかなか眠れなくなった。	1,550	8.3	541	5.4	570	10.9	426	13.2	13	10.5
家族と話す時間が減った。	1,062	5.7	423	4.2	403	7.7	223	6.9	13	10.5
家の仕事を手伝う時間がなくなった。	1,034	5.6	415	4.1	419	8.0	190	5.9	10	8.1
人と話したり、外出するのが面倒に思うようになった。	870	4.7	325	3.2	335	6.4	206	6.4	4	3.2
手や指が痛くなった。	561	3.0	322	3.2	131	2.5	98	3.0	10	8.1
メールやブログを見ないと、落ち着かない、不安になる。	497	2.7	97	1.0	222	4.3	172	5.3	6	4.8
学校に遅刻したり、欠席することが増えた。	255	1.4	118	1.2	59	1.1	76	2.4	2	1.6
使えるお小遣いが減った。	209	1.1	112	1.1	55	1.1	40	1.2	2	1.6
クラブ活動や放課後の活動に参加しなくなった。	161	0.9	40	0.4	71	1.4	50	1.6	0	0.0
その他	927	5.0	582	5.8	238	4.6	102	3.2	5	4.0
特に長時間していると思わない、または、ほとんど使っていない。	9,408	50.5	6,305	62.7	2,088	40.0	954	29.6	61	49.2
無回答	1,484	8.0	835	8.3	377	7.2	256	7.9	16	12.9
全 体	18,612		10,052		5,214		3,222		124	

〔5〕インターネットの利用ルールについて

質問3 インターネットを利用する場所や時間に関するルールについて質問します。あてはまるものの数字に○を付けてください。

(1) 利用する場所や時間のルールはありますか。

【分析】

全体では、「決めている」が37.5%、「決めていない」は59.7%となっている。学校種別でみると、高学年になるほど、「決めている」の割合が低くなり、高等学校では「決めている」が11.4%となっている。

なお、中学校と高等学校の生徒の回答は、保護者の回答より「決めている」が20%以上低くなっており、親子で認識が異なっている状況がある。

【指導のポイント】

家庭等でルールを定めていない児童・生徒に対し、ルールを定め、適切に利用することの意義を考えさせることが重要である。

さらに、家庭等で決めたルールを子供に意識させ、守らせるよう指導していくことが重要である。

(上段:件/下段:%)

	全 体	決 め て い る	決 め て い な い	無 回 答
全 体	18,612	6,982 37.5	11,105 59.7	525 2.8
学 校 種 別	小学校	10,052 49.4	4,639 46.2	452 4.5
	中学校	5,214 31.0	3,557 68.2	40 0.8
	高等学校	3,222 11.4	2,835 88.0	21 0.7
	特別支援学校	124 30.6	38 59.7	74 9.7

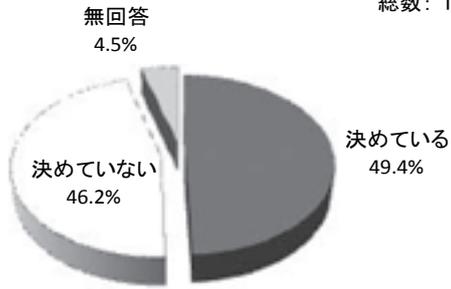
[参考：保護者の回答]

(上段:件/下段:%)

	全 体	決 め て い る	決 め て い な い	ど ち ら と も 言 え な い	無 回 答	
全 体	14,592	7,124 48.8	2,194 15.0	2,344 16.1	2,930 20.1	
学 校 種 別	小学校	8,421 50.1	4,216 50.1	1,140 13.5	1,236 14.7	1,829 21.7
	中学校	4,117 52.3	2,154 52.3	511 12.4	683 16.6	769 18.7
	高等学校	1,878 37.2	698 37.2	508 27.1	401 21.4	271 14.4
	特別支援学校	176 31.8	56 31.8	35 19.9	24 13.6	61 34.7

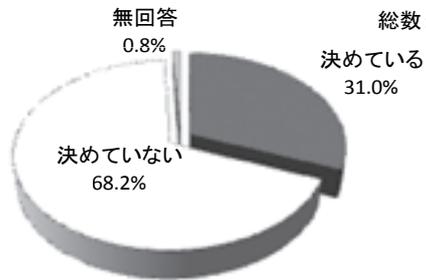
【小学校】

総数：10,052人



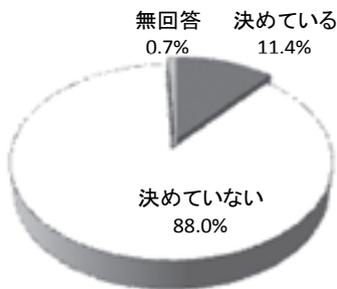
【中学校】

総数：5,214人



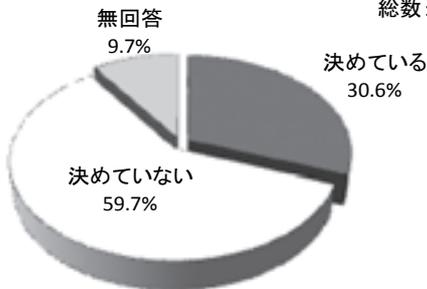
【高等学校】

総数：3,222人



【特別支援学校】

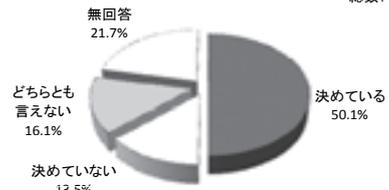
総数：124人



[参考：保護者の回答]

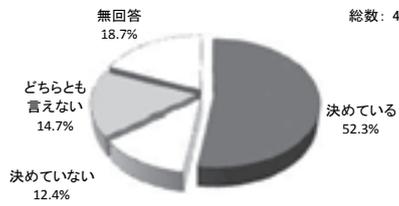
【小学校】

総数：8,421人



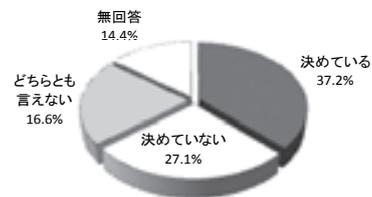
【中学校】

総数：4,117人



【高等学校】

総数：1,878人



【特別支援学校】

総数：176人



〔6〕インターネットを利用する場所のルールについて

質問3 インターネットを利用する場所や時間に関するルールについて質問します。あてはまるものの数字に○を付けてください。

(2) 自室で利用しないなど、利用する場所のルールについて

(3) 上の(2)で「決めている」と回答した方のみ答えてください。

【分析】

利用する場所のルールについて、「決めている」と回答した児童・生徒が、全体で25.8%、「決めていない」は70.4%となっている。学年が上がるにつれて、「決めている」の割合が低くなり、高等学校では「決めている」が9.2%となっている

利用する場所のルールを決めているなかでは、全体で80.6%が「ルールを守っている」と回答している。

【指導のポイント】

時間のルール、ネットでの接触先に関するルールに加えて、使う場所のルールの重要性を認識させる必要がある。

インターネットでトラブルにあった際、すぐに大人に相談することが重要である。インターネットを利用する場所のルールについて、家庭等で話し合う意義を考えさせる。

〔場所のルールを決めているか〕

(上段:件/下段:%)

		全 体	決 め て い る	決 め て い な い	無 回 答
全 体		18,612	4,796 25.8	13,096 70.4	720 3.9
学 校 種 別	小学校	10,052	3,347 33.3	6,116 60.8	589 5.9
	中学校	5,214	1,125 21.6	4,013 77.0	76 1.5
	高等学校	3,222	296 9.2	2,886 89.6	40 1.2
	特別支援学校	124	28 22.6	81 65.3	15 12.1

〔場所のルールを守っているか〕

(上段:件/下段:%)

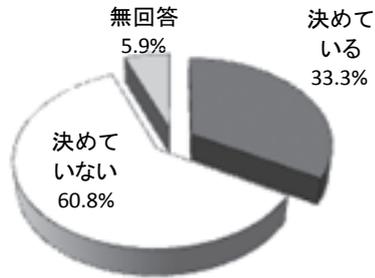
		全 体	ル ー ル を 守 っ て い る	ル ー ル を 守 っ て い な い	ど ち ら と も い え な い	無 回 答
全 体		4,796	3,866 80.6	112 2.3	618 12.9	200 4.2
学 校 種 別	小学校	3,347	2,801 83.7	57 1.7	361 10.8	128 3.8
	中学校	1,125	838 74.5	41 3.6	204 18.1	42 3.7
	高等学校	296	207 69.9	12 4.1	49 16.6	28 9.5
	特別支援学校	28	20 71.4	2 7.1	4 14.3	2 7.1

[場所のルールを決めているか]

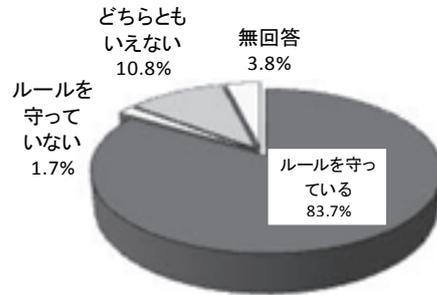
[場所のルールを守っているか]

【小学校】

総数: 10,052人

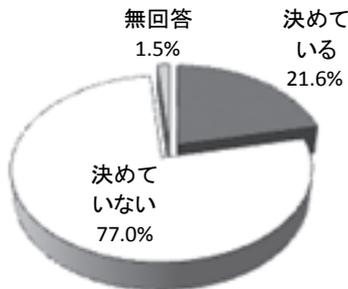


総数: 3,347人

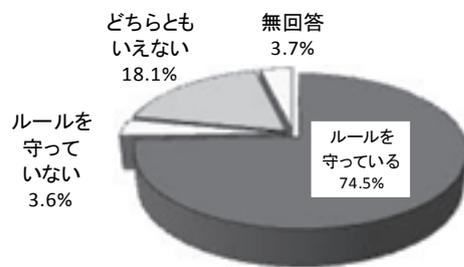


【中学校】

総数: 5,214人

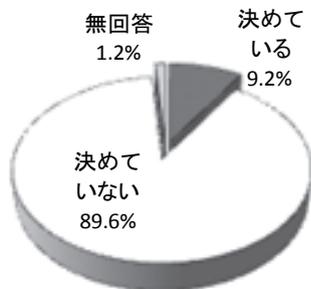


総数: 1,125人

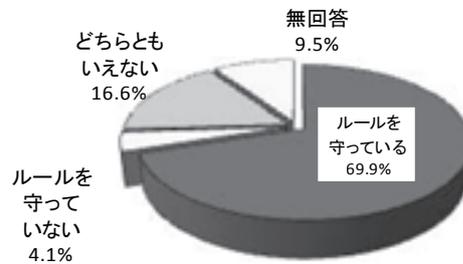


【高等学校】

総数: 3,222人

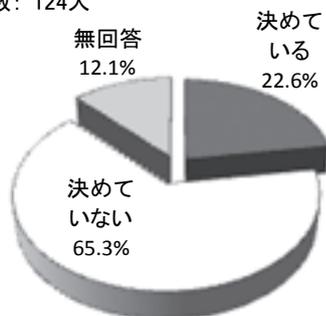


総数: 296人

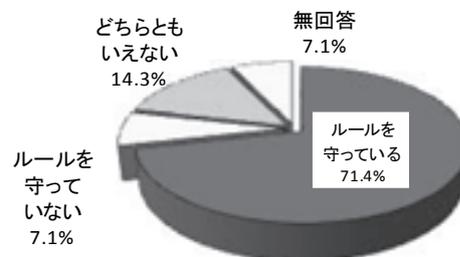


【特別支援学校】

総数: 124人



総数: 28人



〔7〕インターネットの利用時間のルールを誰と決めているか

質問3 インターネットを利用する場所や時間に関するルールについて質問します。あてはまるものの数字に○を付けてください。

(4) 例えば、「夜9時まで利用してよい。」「一日1時間まで利用してよい。」といった、利用時間のルールについて【1から3までは、いくつ○を付けてもかまいません。4を選ぶときは一つだけ○をします。】

(5) 上の(4)で「決めている」と回答した方のみ答えてください。

【分析】

「利用時間のルールは決めていない」と回答した児童・生徒が、全体で52.4%と最も多いが、次いで「(利用時間のルールは) 家族と決めている」が40.0%となっている。小学校では「家族と決めている」が最も多く53.3%となっている。

【指導のポイント】

「クラス・学校で決めている」、「友人同士で決めている」は非常に少ないことから、利用時間に関するルールづくりなどについて、児童・生徒に話し合いを勧めたり、考えさせたりする。

〔利用時間のルールを誰と決めているか〕

(上段:件/下段:%)

	全 体	家 族 と 決 め て い る	ク ラ ス ・ 学 校 で 決 め て い る	友 人 同 士 で 決 め て い る	利 用 時 間 の ル ー ル は 決 め て い な い	無 回 答	
全 体	18,612	7,450 40.0	280 1.5	148 0.8	9757 52.4	1,283 6.9	
学 校 種 別	小学校	10,052 53.4	5,371 53.4	235 2.3	123 1.2	3,864 38.4	729 7.3
	中学校	5,214	1,761 33.8	18 0.3	19 0.4	3,195 61.3	243 4.7
	高等学校	3,222	282 8.8	23 0.7	6 0.2	2,633 81.7	291 9.0
	特別支援学校	124	36 29.0	4 3.2	0 0.0	65 52.4	20 16.1

〔利用時間のルールを守っているか〕

(上段:件/下段:%)

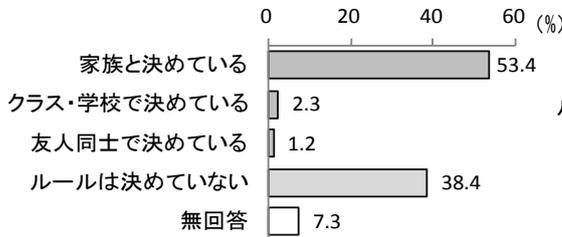
	全 体	ル ー ル を 守 っ て い る	ル ー ル を 守 っ て い な い	ど ち ら と も い え な い	無 回 答	
全 体	7,878	5,371 68.2	359 4.6	1,665 21.1	483 6.1	
学 校 種 別	小学校	5,729	4,069 71.0	188 3.3	1,069 18.7	403 7.0
	中学校	1,798	1,091 60.7	141 7.8	509 28.3	57 3.2
	高等学校	311	183 58.8	29 9.3	80 25.7	19 6.1
	特別支援学校	40	28 70.0	1 2.5	7 17.5	4 10.0

[利用時間のルールを誰と決めているか]

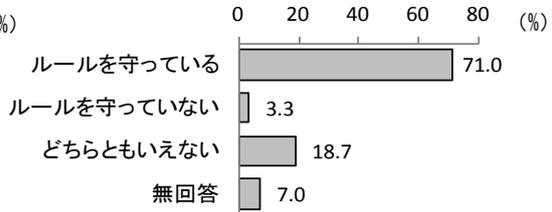
[利用時間のルールを守っているか]

【小学校】

総数: 10,052人

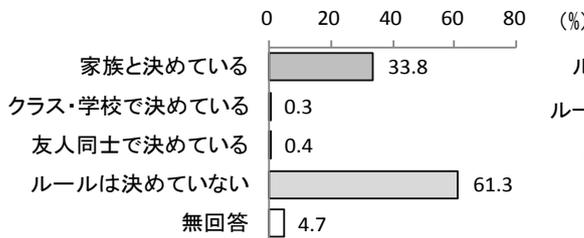


総数: 5,729人

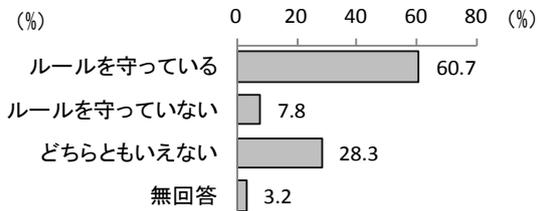


【中学校】

総数: 5,214人

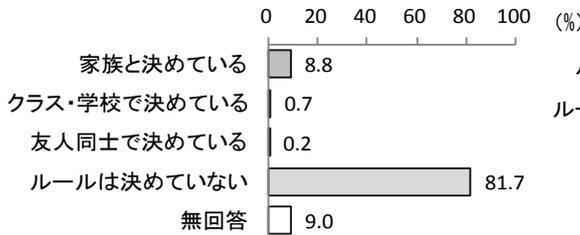


総数: 1,798人

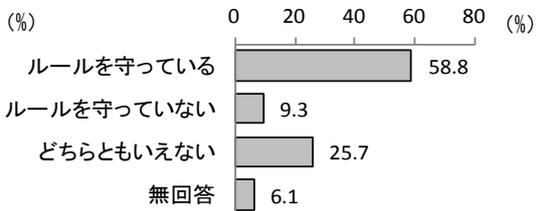


【高等学校】

総数: 3,222人

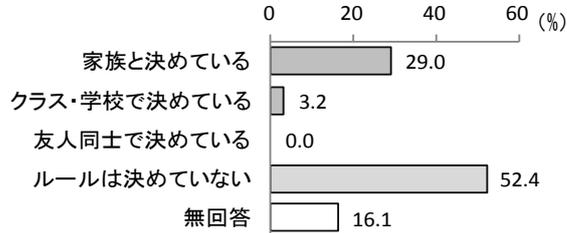


総数: 311人

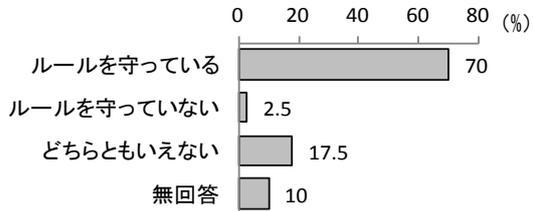


【特別支援学校】

総数: 311人



総数: 40人



【参考】

インターネットの利用に関するルールについて

インターネット・携帯電話利用に関する実態調査では、平成24年度からの「児童・生徒が保護者とルールを決めている」について、調査結果をまとめている。インターネットの利用に関するルールを定めている児童・生徒は年々減少している状況がある。「インターネットの安全活用に向けて」（保護者向けリーフレット 平成27年3月 東京都教育委員会）などを活用し、ルールを決めていく意義を啓発していく必要がある。

	使い方のルールを決めている（児童・生徒） 【児童・生徒が保護者とルールをきめている】		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
小学校	59.1%	53.6%	49.4%
中学校	45.8%	48.4%	31.0%
高等学校	21.9%	21.5%	11.4%
特別支援学校	51.1%	53.3%	30.6%

〔8〕インターネット利用によるトラブルの内容

質問5（インターネットを利用するとき、次にあげたトラブルや嫌な思いをしたことがある人だけ回答してください。）トラブルや嫌な思いをした後、どのようにしたかを選び、あてはまる場所に○を付けてください。【いくつ○を付けてもかまいません。】

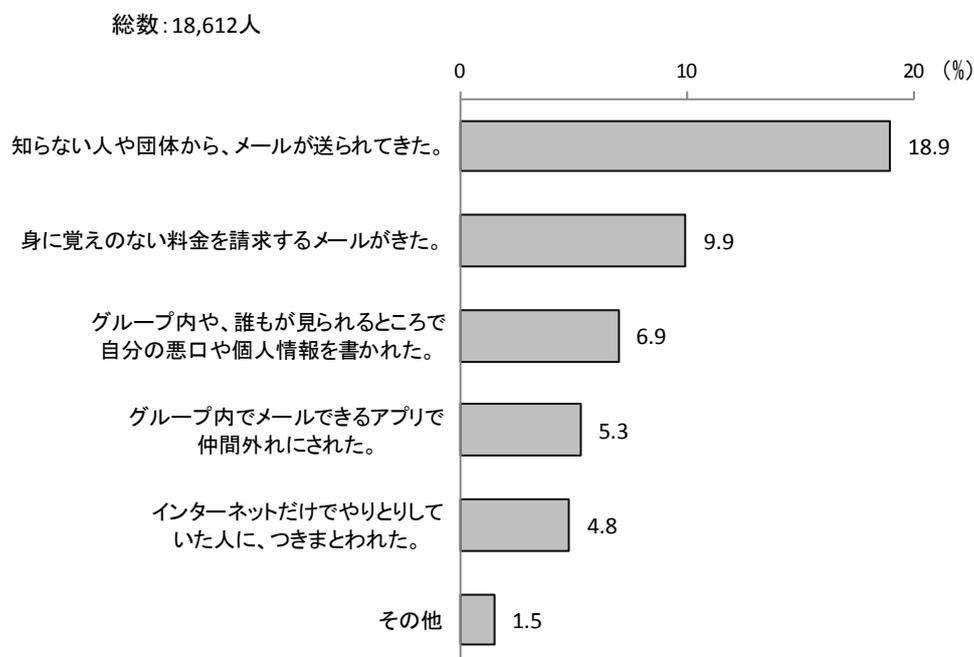
【分析】

全体では、「知らない人や団体から、メールが送られてきた。」が18.9%と最も多く、次いで、「身に覚えのない料金を請求するメールがきた。」が9.9%となっている。どの校種別でも、この2項目が多くなっている。

高等学校では「グループ内や、誰もが見られるところで自分の悪口や個人情報を書かれた。」が15.4%など、知人との関係の中で発生するトラブルを経験している生徒が多い。

【指導のポイント】

年齢が上がるにつれ、「知らない人や団体から、メールが送られてきた。」「身に覚えのない料金を請求するメールがきた。」が増えていることから、高等学校ではそれらについて重点的に指導する。また、割合は低いですが、「グループ内でメールできるアプリで仲間外れにされた。」はいじめなどは大きなトラブルになる危険性がある。「つきまとい」などは、児童・生徒の生命に関わる事件や事故に発展する危険性がある。様々なトラブルに対する適切な対応の仕方について指導する。



(上段:件/下段:%)

		全 体	知らない人や団体から、メールが送られてきた。	身に覚えのない料金を請求するメールがきた。	グループ内や、誰もがみられるところで、自分の悪口や個人情報を書かれた。	グループ内でメールできるアプリで仲間外れにされた。	インターネットだけでやりとりしていた人に、つきまとわれた。	その他
全 体		18,612	3,516 18.9	1,846 9.9	1,290 6.9	983 5.3	892 4.8	275 1.5
学 校 種 別	小学校	10,052	748 7.4	337 3.4	319 3.2	261 2.6	239 2.4	164 1.6
	中学校	5,214	1,387 26.6	645 12.4	463 8.9	332 6.4	271 5.2	71 1.4
	高等学校	3,222	1,363 42.3	854 26.5	497 15.4	383 11.9	378 11.7	36 1.1
	特別支援学校	124	18 14.5	10 8.1	11 8.9	7 5.6	4 3.2	4 3.2

その他:知らない人からの電話/友達に自分の写真を無断で載せられた、など

【9】インターネット利用によるトラブルの内容【クロス集計】

【分析】

学年別でみると、トラブルは高学年になるほど多くなる傾向がある。利用している機器でみると、自分のスマートフォンは携帯電話と比較して、トラブルが多い。

「グループ内でメールできるアプリで仲間外れにされた」は、「自分のスマートフォン」で9.1%、「携帯型音楽プレーヤー」で7.4%になり、他の機器より高い割合になっている。

(上段:件/下段:%)

	全 体	が 送 ら な い 人 や 団 体 か ら 、 メ ー ル	身 に 覚 え の な い 料 金 を 請 求 す る メ ー ル が き た。	報 を 書 か れ た。 自 分 の 悪 口 や 個 人 情	グ ル ー プ 内 で メ ー ル で き る ア プ リ で 仲 間 外 れ に さ れ た。	グ ル ー プ 内 に 、 つ き ま と わ れ た。 イ ン タ ー ネ ッ ト に 、 た だ け で や り と り	そ の 他	
全体	18,612	3,516 18.9	1,846 9.9	1,290 6.9	983 5.3	892 4.8	275 1.5	
学 年 別	小学3年生	2,399	104 4.3	60 2.5	55 2.3	50 2.1	45 1.9	29 1.2
	小学4年生	2,404	114 4.7	55 2.3	65 2.7	53 2.2	51 2.1	36 1.5
	小学5年生	2,590	211 8.1	96 3.7	94 3.6	75 2.9	68 2.6	49 1.9
	小学6年生	2,687	319 11.9	126 4.7	105 3.9	83 3.1	75 2.8	50 1.9
	中学1年生	1,681	341 20.3	143 8.5	119 7.1	82 4.9	59 3.5	34 2.0
	中学2年生	1,798	469 26.1	211 11.7	160 8.9	111 6.2	94 5.2	20 1.1
	中学3年生	1,769	581 32.8	294 16.6	185 10.5	140 7.9	118 6.7	18 1.0
	高校1年生	1,467	554 37.8	318 21.7	178 12.1	139 9.5	126 8.6	12 0.8
	高校2年生	1,001	433 43.3	283 28.3	170 17.0	126 12.6	125 12.5	12 1.2
	高校3年生	682	327 47.9	218 32.0	129 18.9	104 15.2	106 15.5	7 1.0
高校4年生	134	63 47.0	42 31.3	30 22.4	20 14.9	25 18.7	8 6.0	
機 器 別	携帯電話 (ガラケーと呼ばれるもの)	5,030	951 18.9	429 8.5	312 6.2	236 4.7	213 4.2	108 2.1
	自分のスマートフォン	7,080	2,483 35.1	1,339 18.9	847 12.0	644 9.1	570 8.1	105 1.5
	親や兄弟のスマートフォン	6,791	922 13.6	448 6.6	359 5.3	275 4.0	250 3.7	108 1.6
	タブレット端末	6,080	1,146 18.8	625 10.3	424 7.0	316 5.2	285 4.7	95 1.6
	パソコン	10,208	2,097 20.5	1,097 10.7	715 7.0	534 5.2	476 4.7	158 1.5
	ゲーム機	12,567	2,161 17.2	1,176 9.4	807 6.4	616 4.9	547 4.4	196 1.6
	携帯型音楽プレーヤー	5,767	1,592 27.6	832 14.4	558 9.7	429 7.4	360 6.2	85 1.5

[10] インターネット利用によるトラブルの内容と対応

質問5（インターネットを利用するとき、次にあげたトラブルや嫌な思いをしたことがある人だけ回答してください。）トラブルや嫌な思いをした後、どのようにしたかを選び、あてはまる場所に○を付けてください。【いくつ○を付けてもかまいません。】

【分析】

全部の項目で「がまんした」と「家族や親戚に相談した」が多くなっているが、「グループ内での悪口、個人情報の書き込み」は、家族よりも友達に相談する割合が多くなっている。

【指導のポイント】

どの項目でも、「先生に相談した」の割合が低い。また、トラブルが深刻化する前に、相談しやすい雰囲気作りや校内の相談体制の確立など学校全体で取り組むとともに、専門機関に相談するよう指導することが重要である。

(上段:件/下段:%)

	全 体	が ま ん し た	家 族 や 親 戚 に 相 談 し た	友 達 に 相 談 し た	先 生 に 相 談 し た	警 察 に 相 談 し た	い じ め 相 談 ホ ッ ト ラ イ ン に 電 話 を し た	教 育 相 談 セ ン タ ー に 電 話 を し た	し イ ヘ ル プ デ ス ク に 電 話 を し た	東 京 こ ど も ネ ッ ト ケ ー タ に 電 話 を し た	そ の 他
知らない人や団体から、メールが送られてきた。	3,516	1,264 35.9	1,063 30.2	268 7.6	35 1.0	36 1.0	19 0.5	16 0.5	26 0.7	1,325 37.7	
身に覚えのない料金を請求するメールがきた。	1,846	586 31.7	484 26.2	86 4.7	24 1.3	46 2.5	24 1.3	17 0.9	25 1.4	803 43.5	
グループ内や、誰もが見られるところで、自分の悪口や個人情報を書かれた。	1,290	485 37.6	207 16.0	218 16.9	95 7.4	27 2.1	24 1.9	21 1.6	21 1.6	524 40.6	
グループ内でメールできるアプリで仲間外れにされた。	983	371 37.7	101 10.3	93 9.5	34 3.5	25 2.5	28 2.8	21 2.1	24 2.4	478 48.6	
インターネットだけでやりとりしていた人に、つきまとわれた。	892	239 26.8	112 12.6	82 9.2	28 3.1	47 5.3	23 2.6	21 2.4	25 2.8	515 57.7	
その他	275	97 35.3	85 30.9	53 19.3	22 8.0	12 4.4	9 3.3	11 4.0	10 3.6	116 42.2	

【参考】

インターネット利用によるトラブルについて

インターネット・携帯電話利用に関する実態調査では、平成24年度からの「インターネットや携帯電話・スマートフォンによるトラブル」について、調査をまとめている。

主なトラブルの中で、「知らない人や団体から、メールが送られてきた」、「身に覚えのない料金を請求するメールがきた」及び「インターネットなどで知り合った人につきまとわれた」について、調査結果をまとめた。

	知らない人や団体から、メールが送られてきた		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
小学校	20.0%	20.9%	7.4%
中学校	36.6%	39.7%	26.6%
高等学校	40.3%	45.0%	42.3%
特別支援学校	37.8%	38.7%	14.5%

	身に覚えのない料金を請求するメールがきた		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
小学校	7.7%	8.7%	3.4%
中学校	14.1%	18.5%	12.4%
高等学校	30.3%	34.1%	26.5%
特別支援学校	15.6%	12.9%	8.1%

	インターネットなどで知り合った人につきまといわれた		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
小学校	1.0%	1.9%	2.4%
中学校	2.8%	2.7%	5.2%
高等学校	6.3%	4.5%	11.7%
特別支援学校	4.4%	6.5%	3.2%

〔11〕ルール決定の必要性

質問7 たとえば、夜9時以降の利用を禁止するなど、インターネットを利用することについて、クラス、学校において、みんなで話し合ってルールを決めることは、必要だと思いますか。

【分析】

全体では、「分からない」(45.7%)、「必要ないと思う」(30.9%)、「必要だと思う」(14.8%)の順になっており、高学年になるにつれて、「必要だと思う」の割合が低くなっている。

【指導のポイント】

無料通話アプリ等を長時間利用し、学業に悪い影響を起こさないよう友人同士でルールを定めることなどの意義を考えさせることが重要である。

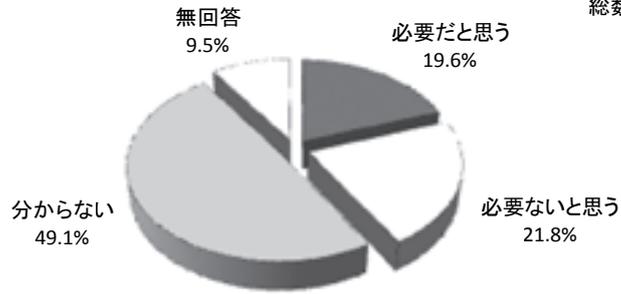
また、ルールを定めた場合、それを破った場合のルールも考えさせるなど、ルールに実効性をもたせることが重要である。

(上段:件/下段:%)

		全 体	必 要 だ と 思 う	必 要 な い と 思 う	分 か ら な い	無 回 答
全 体		18,612	2,763 14.8	5,745 30.9	8,513 45.7	1,591 8.5
学 校 種 別	小学校	10,052	1,970 19.6	2,192 21.8	4,937 49.1	953 9.5
	中学校	5,214	625 12.0	1,970 37.8	2,289 43.9	330 6.3
	高等学校	3,222	141 4.4	1,563 48.5	1,224 38.0	294 9.1
	特別支援学校	124	27 21.8	20 16.1	63 50.8	14 11.3

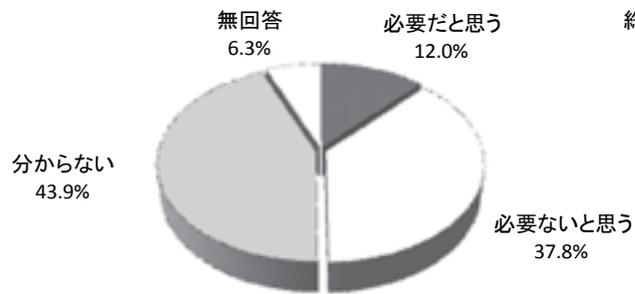
【小学校】

総数：10,052人



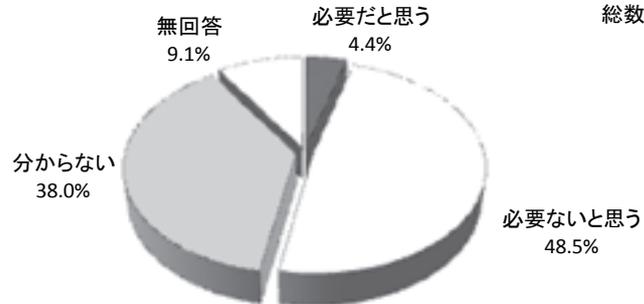
【中学校】

総数：5,214人



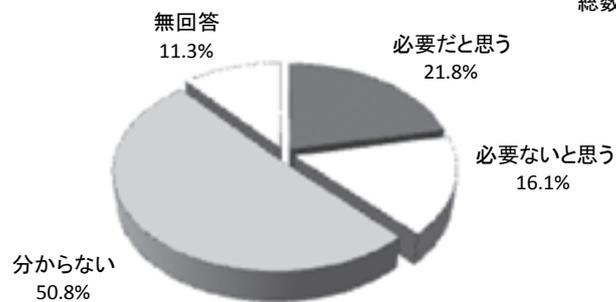
【高等学校】

総数：3,222人



【特別支援学校】

総数：124人



〔12〕ルールが必要だと思う理由・必要ないと思う理由

【質問8は、質問7で「1 必要だと思う」または「2 必要ないと思う」を選んだ方だけが回答してください。】

質問8 そのように回答した理由を書いてください。【自由記述】

【分析】

「必要だと思う」と回答した児童・生徒から2,343件の具体的回答が寄せられた。内容による分類は以下のとおりとなっている。最も多い内容は、「寝不足になるので（ルールは必要だと思う）」となっている。

「必要ないと思う」と回答した児童・生徒から5,041件の具体的回答が寄せられた。最も多い内容は「ルールは家族と決めるべきで、学校で決める必要はない」となっている。

【指導のポイント】

児童・生徒の発達段階や利用の仕方に応じたルール作りの必要性を、話し合いを通じて認識させることが重要である。

○必要だと思う理由

《主な回答分類》	類似回答数
ルールがないと寝不足になるから	312
トラブルを避ける・犯罪に会わないため	297
ルールがないと目が悪くなるから	269
ルールがないと健康に影響があるから	227
みんなでルールを決めたほうが守れるから	226
ルールがないと学習に影響があるから	172
ルールがないと生活のバランスがくずれるから	141
ネット依存症にならないため	117
ルールを決めることでいやな思いをする人を減らせるから	109
夜の利用は危険なサイトにつながるから	86
ゲーム中毒にならないため	78
友だち間での既読スルー等のトラブルを避けるため	71
ルールがないと家族との会話が減るから	41
その他の回答、上記に分類不能の回答	656
回答計	2,343

○必要ないと思う理由

《主な回答分類》	類似回答数
ルールは家族と決めるべきであり、学校で決める必要はない	1,250
インターネットの利用は自己管理するものだから	1,028
ルールを作っても守れない人が多いから	625
学校外でのインターネットの利用は個人の自由だと思うから	464
わざわざルールを学校で話し合う必要はない	439
家庭により生活時間帯が違うため、ルール化できない	302
学校からルールで束縛されたくない	161
夜でも学習・友達の連絡等にインターネットは必要だから	152
使わない人もおり、一律にルールを決めることはない	137
自分の年齢（高校など）にはルールは必要ない	74
その他の回答、上記に分類不能の回答	928
回答計	5,041

(注1) 複数の内容を回答しているものは双方に計上しているため、類似回答の合計は回答計と一致しない。

(注2) 集計の結果、類似回答の多い順に並び替えて掲載している。

[13] メッセージアプリや無料通話アプリを利用することで困っている内容

質問9 メッセージアプリや無料通話アプリ(無料通話やグループでメールできるアプリ)を使う上で、嫌な思いをした、または友達が嫌な思いをしたことを聞いたことがあれば、その内容を書いてください。【自由記述】

【分析】

児童・生徒から754件の具体的回答が寄せられた。内容による分類は、以下のとおりとなっている。最も多い内容は、「悪口・デマを書かれた、見た」となっている。

【指導のポイント】

以下のように回答された事例があることから、「平成26年度インターネット等の適正な利用に関する指導事例集・活用の手引（平成27年3月・東京都教育庁指導部）」8ページの「無料通話アプリのトラブル」を活用して、児童・生徒にメッセージアプリや無料通話アプリのトラブルに対する指導をしていく。

○ 嫌な思いをした、または友達が嫌な思いをした内容

〈主な回答分類〉	類似回答数
悪口・デマを書かれた、見た	186
グループ外しにあった	121
全く知らない人からのメール・電話	92
写真などの個人情報を載せられた	49
つきまといがしつこい	36
誤解で友だちと人間関係がおかしくなった	31
大量の通知・連絡が煩わしい	28
ID・アカウントを盗まれた	24
既読スルー関連	22
金銭等の要求、脅迫をされた	21
わいせつな文章が送られてきた	17
その他の回答、上記に分類不能の回答	179
回答計	754

(注1) 複数の内容を回答しているものは双方に計上しているため、類似回答の合計は回答計と一致しない。

(注2) 集計の結果、類似回答の多い順に並び替えて掲載している。

4 保護者対象

4 保護者対象の調査

〔1〕児童・生徒の学年

(上段:件/下段:%)

		全 体	小学 校 3 年 生	小学 校 4 年 生	小学 校 5 年 生	小学 校 6 年 生	中学 校 1 年 生	中学 校 2 年 生	中学 校 3 年 生	高校 1 年 生	高校 2 年 生	高校 3 年 生	高校 4 年 生
全 体		14,592	2,057 14.1	2,022 13.9	2,203 15.1	2,190 15.0	1,484 10.2	1,416 9.7	1,280 8.8	1,005 6.9	593 4.1	311 2.1	31 0.2
学校 種 別	小学校	8,421	2,054 24.4	2,010 23.9	2,188 26.0	2,169 25.8	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
	中学校	4,117	- -	- -	- -	- -	1,465 35.6	1,399 34.0	1,253 30.4	- -	- -	- -	- -
	高等学校	1,878	- -	986 52.5	577 30.7	284 15.1	31 1.7						
	特別支援学校	176	3 1.7	12 6.8	15 8.5	21 11.9	19 10.8	17 9.7	27 15.3	19 10.8	16 9.1	27 15.3	- -

〔2〕児童・生徒の性別

(上段:件/下段:%)

		全 体	男 子	女 子	無 回 答
全 体		14,592	7,147 49.0	7,255 49.7	190 1.3
学校 種 別	小学校	8,421	4,097 48.7	4,221 50.1	103 1.2
	中学校	4,117	2,018 49.0	2,044 49.6	55 1.3
	高等学校	1,878	915 48.7	933 49.7	30 1.6
	特別支援学校	176	117 66.5	57 32.4	2 1.1

〔3〕固定電話の有無

質問2 自宅に固定電話がありますか。

【分析】

全体では、「ある」は80.4%で、「ない」は5.2%となっている。校種別にみても固定電話の所有率は大きな差がない。

(上段:件/下段:%)

		全 体	あ る	な い	無 回 答
全 体		14,592	11,739 80.4	763 5.2	2,090 14.3
学 校 種 別	小学校	8,421	6,723 79.8	492 5.8	1,206 14.3
	中学校	4,117	3,349 81.3	177 4.3	591 14.4
	高等学校	1,878	1,544 82.2	81 4.3	253 13.5
	特別支援学校	176	123 69.9	13 7.4	40 22.7

〔4〕携帯電話やスマートフォンの使い方のルールについて

質問3 携帯電話やスマートフォンの使い方について、お子さんとルール（約束）を決めていますか。

【分析】

全体では、「決めている」は48.8%で、「決めていない」が15.0%となっているが、高等学校では「決めている」が37.2%と、小・中学校と比較して割合が低くなっている。

なお、中学校と高等学校の保護者の回答は、生徒の回答より「決めている」が20%以上高くなっており、親子で認識が異なっている状況がある。

【啓発のポイント】

児童・生徒の回答と、保護者の回答は、必ずしも一致していない（46ページ参照）。保護者会等において、家庭でのルール作りの意義を理解させ、各家庭における取組の状況を共有しながら、児童・生徒が適切に利用することを啓発していく。

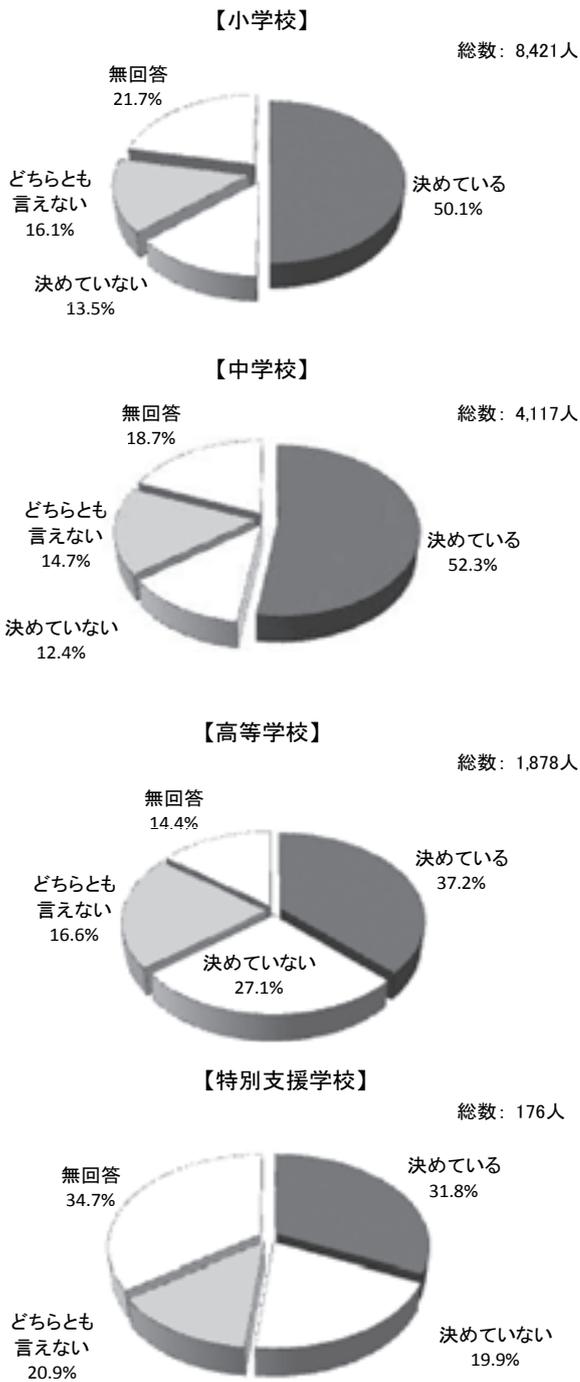
(上段:件/下段:%)

	全 体	決 め て い る	決 め て い な い	ど ち ら と も 言 え な い	無 回 答
全 体	14,592	7,124 48.8	2,194 15.0	2,344 16.1	2,930 20.1
学 校 種 別	小学校	8,421 50.1	4,216 13.5	1,140 14.7	1,236 21.7
	中学校	4,117 52.3	2,154 12.4	511 16.6	683 18.7
	高等学校	1,878 37.2	698 27.1	508 21.4	401 14.4
	特別支援学校	176 31.8	56 19.9	35 13.6	24 34.7

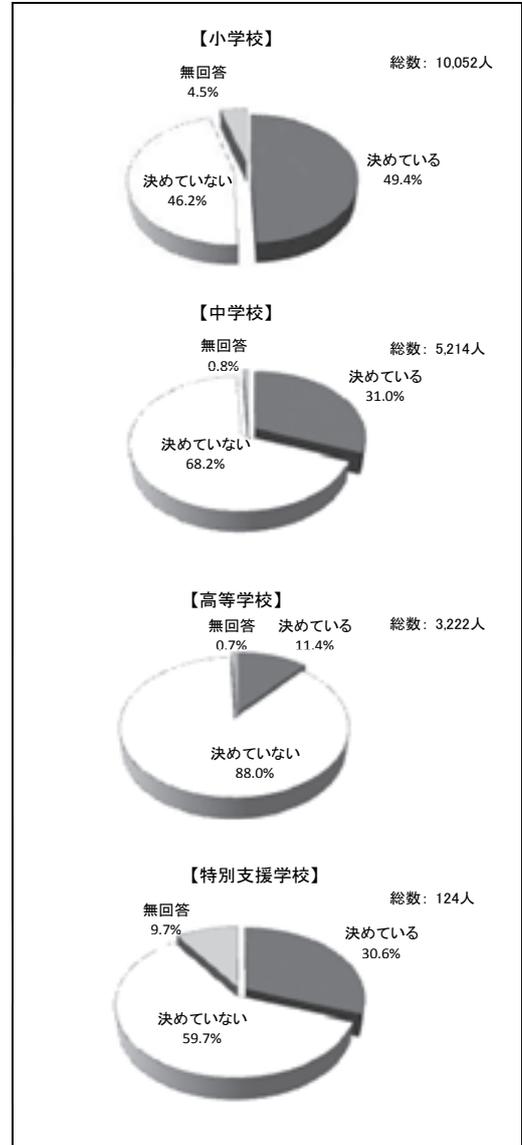
[参考 児童・生徒の回答]

(上段:件/下段:%)

	全 体	決 め て い る	決 め て い な い	無 回 答
全 体	18,612	6,982 37.5	11,105 59.7	525 2.8
学 校 種 別	小学校	10,052 49.4	4,961 46.2	452 4.5
	中学校	5,214 31.0	1,617 68.2	40 0.8
	高等学校	3,222 11.4	366 88.0	21 0.7
	特別支援学校	124 30.6	38 59.7	74 9.7



[参考：児童・生徒の回答]



〔5〕携帯電話やスマートフォンの使い方のルールの内容

【質問4は、質問3で「①決めている」を選んだ方だけが答えてください。】

質問4 お子さんと決めているのはどのようなルール（約束）ですか。当てはまるものは全て、番号を○で囲んでください。【複数回答】

【分析】

全体では、「利用時間の限度を決める」が41.9%となっており、次いで、「メールや通話の相手を決める」(40.0%)、「出会い系サイトなどの有害サイトを利用しない」(38.4%)と続いている。中学校と高等学校では、「出会い系サイトなどの有害サイトを利用しない」が、最も多くなっている。

【啓発のポイント】

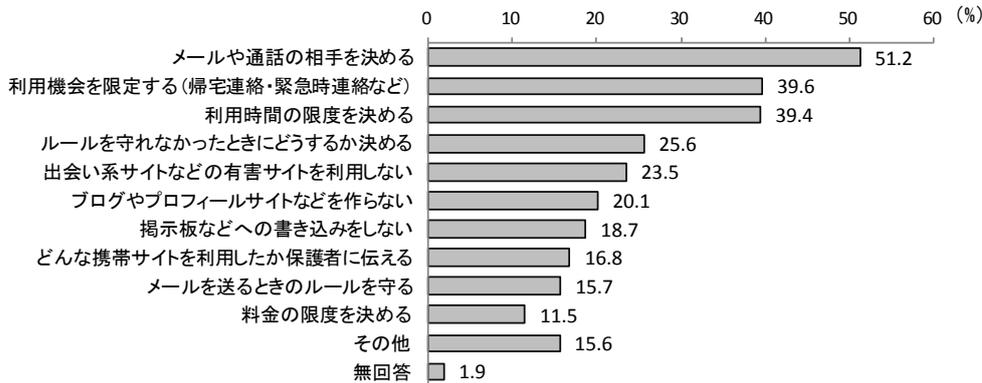
「利用時間の限度を決める（決めている）」という回答は、完全に子供と一致しているわけではない（50 ページ参照）。保護者会等において、家庭でのルール作りの意義を理解させ、各家庭における取組の状況を共有しながら、児童・生徒が適切に利用することを啓発していく。

(上段:件/下段:%)

	全 体	料 金 の 限 度 を 決 め る。	利 用 時 間 の 限 度 を 決 め る。	メ ー ル や 通 話 の 相 手 を 決 め る。	ど ん な 携 帯 サ イ ト を 利 用 し た か 保 護 者 に 伝 え る。	ブ ロ グ や プ ロ フ イ ー ル サ イ ト な ど を 作 ら な い。	掲 示 板 な ど へ の 書 き 込 み を し な い。	サ イ ト を 利 用 し な い。 出 会 い 系 サ イ ト な ど の 有 害 サ イ ト を 利 用 し な い。	め か つ た と き に ど う す る か 決 め る。	ル ー ル （ 約 束 ） を 守 れ な い。	メ ー ル を 送 る と き の ル ー ル を 守 る。	利 用 機 会 を 限 定 す る （ 帰 宅 連 絡 ・ 緊 急 時 連 絡 な ど ）。	そ の 他	無 回 答
全 体	7,124	1,513 21.2	2,988 41.9	2,853 40.0	1,166 16.4	1,893 26.6	1,786 25.1	2,738 38.4	2,331 32.7	1,257 17.6	2,158 30.3	1,092 15.3	113 1.6	
学 校 種 別	小学校	4,216	483 11.5	1,663 39.4	2,160 51.2	709 16.8	849 20.1	789 18.7	991 23.5	1,080 25.6	664 15.7	1,668 39.6	656 15.6	79 1.9
	中学校	2,154	668 31.0	1,116 51.8	609 28.3	382 17.7	816 37.9	779 36.2	1,231 57.1	996 46.2	485 22.5	419 19.5	328 15.2	23 1.1
	高等学校	698	341 48.9	194 27.8	59 8.5	66 9.5	213 30.5	199 28.5	493 70.6	237 34.0	97 13.9	49 7.0	103 14.8	7 1.0
	特別支援学校	56	21 37.5	15 26.8	25 44.6	9 16.1	15 26.8	19 33.9	23 41.1	18 32.1	11 19.6	22 39.3	5 8.9	4 7.1

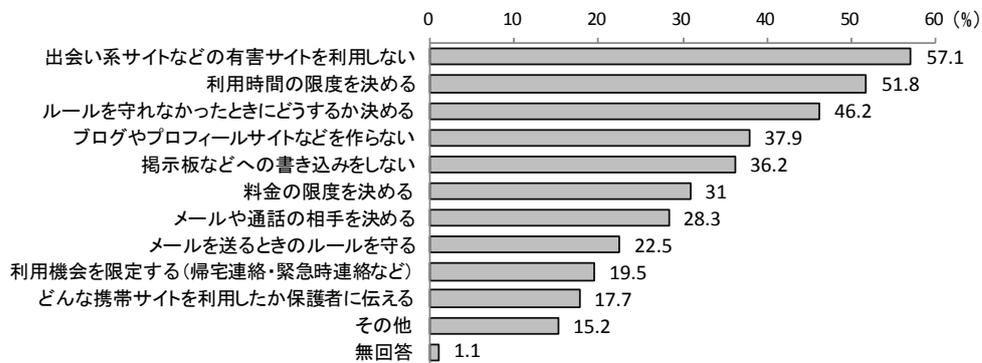
【小学校】

総数：4,216人



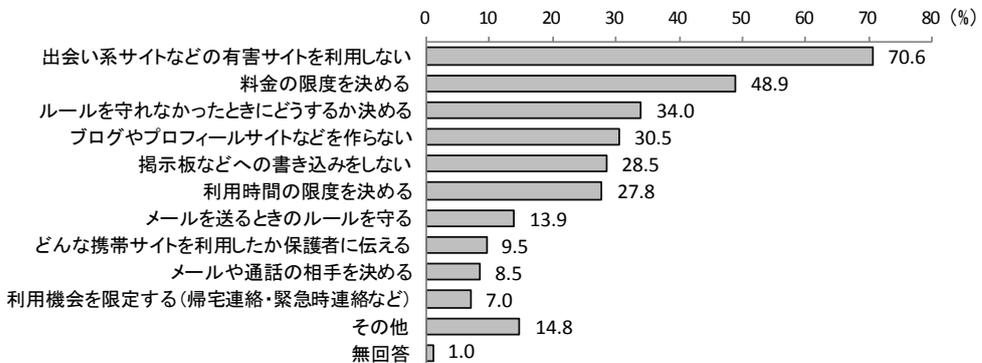
【中学校】

総数：2,154人



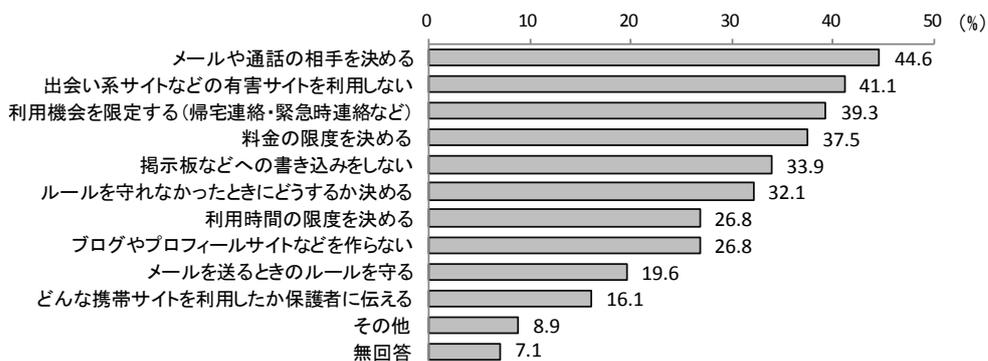
【高等学校】

総数：698人



【特別支援学校】

総数：56人



〔6〕インターネットや携帯ネット、電子メール、SNS等に関するトラブルの経験

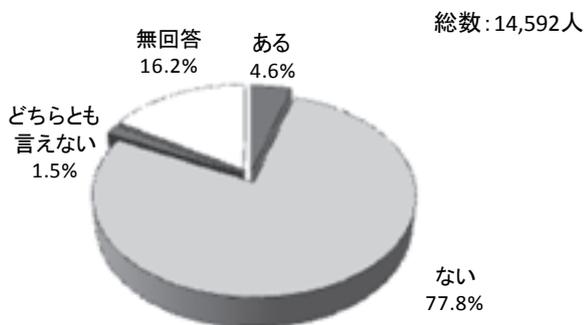
質問5 お子さんから、学校非公式サイト等を含むインターネットや携帯ネット、電子メール、SNS等に関するトラブルや被害について相談を受けたことがありますか。

【分析】

全体では、「ある」は4.6%で1割以下であるが、実数では665人となっている。校種別では「ある」は小学校で2.0%と割合が低い。

【啓発のポイント】

学校は、トラブルがあった場合に相談に応じることを周知し、保護者と共に問題解決に当たる姿勢を明確にする。



(上段:件/下段:%)

		全 体	あ る	な い	ど ち ら と も 言 え な い	無 回 答
全 体		14,592	665 4.6	11,349 77.8	220 1.5	2,358 16.2
学 校 種 別	小学校	8,421	166 2.0	6,769 80.4	75 0.9	1,411 16.8
	中学校	4,117	341 8.3	3,048 74.0	91 2.2	637 15.5
	高等学校	1,878	151 8.0	1,418 75.5	50 2.7	259 13.8
	特別支援学校	176	7 4.0	114 64.8	4 2.3	51 29.0

〔7〕インターネットや携帯ネット、電子メール、SNS等に関するトラブルの内容

【質問6は、質問5で「①ある」を選んだ方だけが回答してください。】

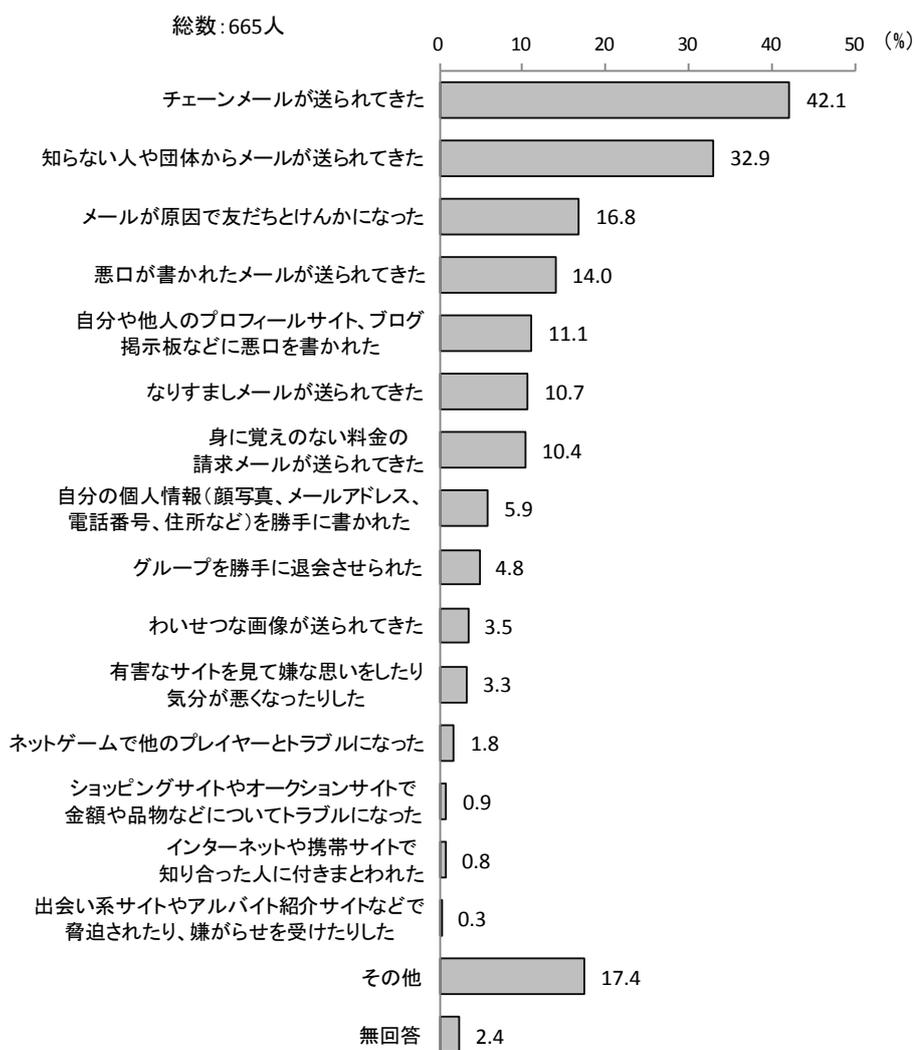
質問6 お子さんから受けた相談の内容は、どのようなものですか。当てはまるものは全て、番号を○で囲んでください。【複数回答】

【分析】

全体では、「チェーンメールが送られてきた」が42.1%となっており、次いで、「知らない人や団体からメールが送られてきた」(32.9%)、「メールが原因で友だちとけんかになった」(16.8%)と続いている。

【啓発のポイント】

トラブルに当たっては、学校が共に解決に当たるなど、共に考えようとする姿勢を示すことが重要である。また、「平成26年度インターネット等の適正な利用に関する指導事例集・活用の手引(平成27年3月・東京都教育庁指導部)」45ページに掲載した各種相談機関を紹介することで保護者を支援していく。



その他：ゲームの課金が多額になっていた、コンピューターウイルスに感染した、など

4 保護者対象

〔7〕インターネットや携帯ネット、電子メール、SNS等に関するトラブルの内容
(続き)

	全 体		小学校		中学校		高等学校		特別支援学校	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
チェーンメールが送られてきた	280	42.1	56	33.7	156	45.7	67	44.4	1	14.3
知らない人や団体からメールが送られてきた	219	32.9	61	36.7	102	29.9	54	35.8	2	28.6
メールが原因で友だちとけんかになった	112	16.8	38	22.9	51	15.0	19	12.6	4	57.1
悪口が書かれたメールが送られてきた	93	14.0	25	15.1	48	14.1	16	10.6	4	57.1
自分や他人のプロフィールサイト、ブログ、掲示板などに悪口を書かれた	74	11.1	11	6.6	43	12.6	19	12.6	1	14.3
なりすましメールが送られてきた	71	10.7	21	12.7	29	8.5	21	13.9	0	0.0
身に覚えのない料金の請求メールが送られてきた	69	10.4	9	5.4	36	10.6	24	15.9	0	0.0
自分の個人情報(顔写真、メールアドレス、電話番号、住所など)を勝手に書かれた	39	5.9	3	1.8	23	6.7	12	7.9	1	14.3
グループを勝手に退会させられた	32	4.8	3	1.8	25	7.3	4	2.6	0	0.0
わいせつな画像が送られてきた	23	3.5	8	4.8	9	2.6	6	4.0	0	0.0
有害なサイトを見て嫌な思いをしたり、気分が悪くなったりした	22	3.3	11	6.6	7	2.1	4	2.6	0	0.0
ネットゲームで他のプレイヤーとトラブルになった	12	1.8	5	3.0	6	1.8	1	0.7	0	0.0
ショッピングやオークションサイトで、金額や品物などについてトラブルになった	6	0.9	0	0.0	3	0.9	2	1.3	1	14.3
インターネットや携帯サイトで知り合った人に付きまとわれた	5	0.8	0	0.0	4	1.2	1	0.7	0	0.0
出会い系サイト、アルバイトサイトなどで脅迫、嫌がらせを受けたりした	2	0.3	0	0.0	1	0.3	1	0.7	0	0.0
その他	116	17.4	32	19.3	60	17.6	24	15.9	0	0.0
無回答	16	2.4	4	2.4	8	2.3	4	2.6	0	0.0
全 体	665		166		341		151		7	

〔8〕インターネットや携帯ネット、電子メール、SNS等に関するトラブルへの対応

【質問8は、質問5で「①ある」を選んだ方だけが回答してください。】

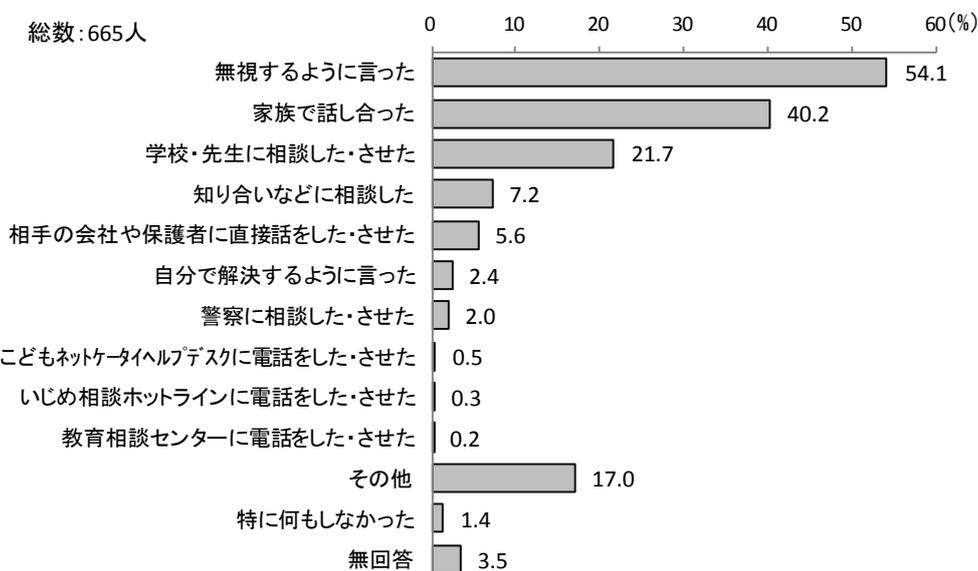
質問8 お子さんから相談を受けたとき、どのように対応しましたか。当てはまるものは全て、番号を○で囲んでください。【複数回答】

【分析】

全体では、「無視するように言った」が54.1%で最も多く、次いで「家族で話し合った」(40.2%)、「学校・先生に相談した・させた」(21.7%)と続いている。

【啓発のポイント】

学校・教職員は、保護者にとって最も身近な相談場所・相手であることから、保護者が一層気軽に相談できるよう、校内の相談体制を整えて保護者へ周知していくとともに、対応可能な関係機関を紹介していくことが重要である。



(上段:件/下段:%)

学校種別	全	無視するように言った	家族で話し合った	学校・先生に相談した・させた	知り合いなどに相談した	相手の会社や保護者に直接話をした・させた	自分で解決するように言った	警察に相談した・させた	東京子どもネットケータイヘルプデスクに電話をした・させた	いじめ相談ホットラインに電話をした・させた	教育相談センターに電話をした・させた	その他	特に何もしなかった	無回答
全体	665	360	267	144	48	37	16	13	3	2	1	113	9	23
		54.1	40.2	21.7	7.2	5.6	2.4	2.0	0.5	0.3	0.2	17.0	1.4	3.5
小学校	166	84	73	36	14	12	6	0	0	0	0	33	2	5
		50.6	44.0	21.7	8.4	7.2	3.6	0.0	0.0	0.0	0.0	19.9	1.2	3.0
中学校	341	190	138	76	24	20	5	6	3	1	1	54	4	14
		55.7	40.5	22.3	7.0	5.9	1.5	1.8	0.9	0.3	0.3	15.8	1.2	4.1
高等学校	151	83	52	29	9	4	4	6	0	1	0	26	3	4
		55.0	34.4	19.2	6.0	2.6	2.6	4.0	0.0	0.7	0.0	17.2	2.0	2.6
特別支援学校	7	3	4	3	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0
		42.9	57.1	42.9	14.3	14.3	14.3	14.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

その他：消費者センターに電話をした、電話番号・メールアドレスを変えた、など

〔9〕メッセージアプリや無料通話アプリを利用することで困っている内容

質問10 お子さんが、メッセージアプリや無料通話アプリ(無料通話やグループでメールできるアプリ)を使う上で、心配なことや困ったことがありましたら、その内容を書いてください。【自由記述】

【分析】

保護者から 2,564 件の具体的回答が寄せられた。「長時間利用と依存傾向」や「短文だけのやり取りのコミュニケーションによる誤解」が多い。

【啓発のポイント】

保護者の心配は多岐に渡っており、多くの不安を抱えている。無料通話アプリの使用については、学校が保護者と共に考える姿勢を示し、特別活動等において自主ルール作りに取り組みさせるなど、積極的に関わるのが重要である。

○心配なことや困ったことの内容

《主な回答分類》	類似回答数
長時間利用と依存傾向	237
短文だけのやり取りのコミュニケーションによる誤解	228
悪口、暴言のやり取り	201
トラブルに巻き込まれないか心配	188
写真等の個人情報の掲載	183
いじめにつながるおそれがある	145
通知・連絡に時間を費やし、学習への影響	141
仲間はずれ等がないか心配	127
主に誤解による人間関係のトラブル	72
金銭等の要求、脅迫等がないか心配	58
出会い系サイトへの接触	43
その他の回答、上記に分類不能の回答	1,136
回答計	2,564

(注1) 複数の内容を回答しているものは双方に計上しているため、類似回答の合計は回答計と一致しない。

(注2) 集計の結果、類似回答の多い順に並び替えて掲載している。

5 教職員対象

5 教職員対象

〔1〕 学校種別

(上段:件/下段:%)

		全 体	小 学 校	中 学 校	高 等 学 校	特 别 支 援 学 校	
全体		1,737	635 36.6	417 24.0	532 30.6	153 8.8	
学校種別	小学校	635	635 100.0	-	-	-	
	中学校	417	-	417 100.0	-	-	
	高等学校	全日制高校	478	-	-	478 100.0	-
		定時制高校	54	-	-	54 100.0	-
		高等学校計	532	-	-	532 100.0	-
	特別支援学校	153	-	-	-	153 100.0	

〔2〕インターネットや携帯電話、スマートフォンの利用に関する指導・啓発

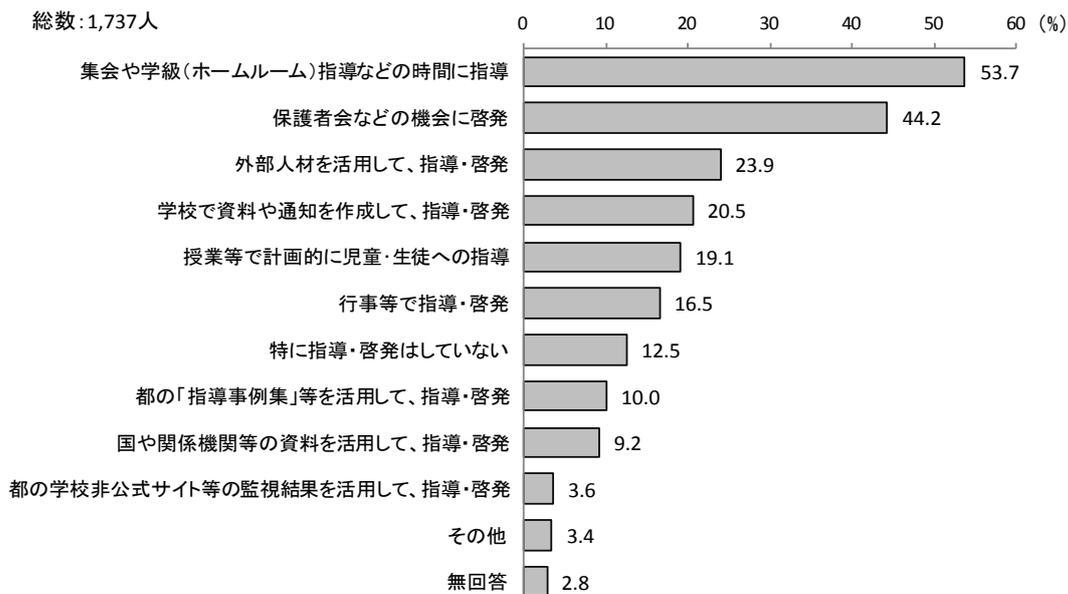
質問1 インターネットや携帯電話等（スマートフォンを含む。）の使用について、児童・生徒や保護者にどのように指導・啓発していますか。【複数回答】

【分析】

全体では、「集会や学級（ホームルーム）指導などの時間に児童・生徒に対する指導・啓発を行っている」が53.7%で最も多く、次いで「保護者会などの機会に保護者に対する啓発を行っている」（44.2%）、「外部人材を活用して、児童・生徒、保護者に対する指導・啓発を行っている」（23.9%）、「学校で資料や通知を作成して、児童・生徒、保護者に対する指導・啓発を行っている」（20.5%）となっている。

【指導のポイント】

東京都の学校非公式サイト等の監視結果や報告が十分活用されておらず、また、「特に指導はしていない」とする回答がいまだに12.5%もあることは大きな課題であり、各学校においては、児童・生徒の利用実態や発達段階に応じ、トラブル被害の有無にかかわらず、組織的・計画的に指導を行う。



(上段:件/下段:%)

	全 体	都 の「 イン ター ネッ ト等 の適 正な 利用 に関 する 指導 事例 集」 等を 活用 して 、指 導・ 啓発	都 の学 校非 公式 サイ ト等 の監 視結 果を 活用 し て、 指 導・ 啓発	国 や関 係機 関等 の資 料を 活用 して 、指 導・ 啓 発	学 校で 資料 や通 知を 作成 して 、指 導・ 啓 発	外 部人 材を 活用 して 、指 導・ 啓 発	集 会や 学級 (ホ ーム ルー ム)指 導な どの 時間 に指 導	授 業等 で計 画的 に児 童・ 生徒 への 指 導	行 事等 で指 導・ 啓 発	保 護者 会な どの 機会 に啓 発	特 に指 導・ 啓 発は して いな い	そ の 他	無 回 答		
全体	1,737	174 10.0	62 3.6	159 9.2	356 20.5	415 23.9	933 53.7	331 19.1	286 16.5	768 44.2	217 12.5	59 3.4	48 2.8		
学校種別	小学校	635 6.6	42 0.5	3 0.5	56 8.8	94 14.8	152 23.9	280 44.1	109 17.2	89 14.0	326 51.3	95 15.0	32 5.0	18 2.8	
	中学校	417 17.0	71 4.3	18 4.3	61 14.6	158 37.9	161 38.6	292 70.0	71 17.0	87 20.9	261 62.6	15 3.6	4 1.0	6 1.4	
	高等学校	全日制高校	478 9.6	46 7.1	34 7.1	32 6.7	66 13.8	72 15.1	250 52.3	113 23.6	79 16.5	124 25.9	72 15.1	18 3.8	21 4.4
		定時制高校	54 11.1	6 11.1	6 11.1	1 1.9	2 3.7	10 18.5	22 40.7	9 16.7	11 20.4	3 5.6	10 18.5	1 1.9	1 1.9
		高等学校計	532 9.8	52 7.5	40 7.5	33 6.2	68 12.8	82 15.4	272 51.1	122 22.9	90 16.9	127 23.9	82 15.4	19 3.6	22 4.1
	特別支援学校	153 5.9	9 5.9	1 0.7	9 5.9	36 23.5	20 13.1	89 58.2	29 19.0	20 13.1	54 35.3	25 16.3	4 2.6	2 1.3	

※ 「その他」についての自由記述は設定していない。

〔3〕児童・生徒に起きたインターネットや携帯電話、スマートフォン利用でのトラブル

質問2 あなたが勤務する学校の児童・生徒に、インターネットや携帯電話、スマートフォンの利用に関するトラブルが起きたことがありますか。※平成26年1月以降について回答してください。

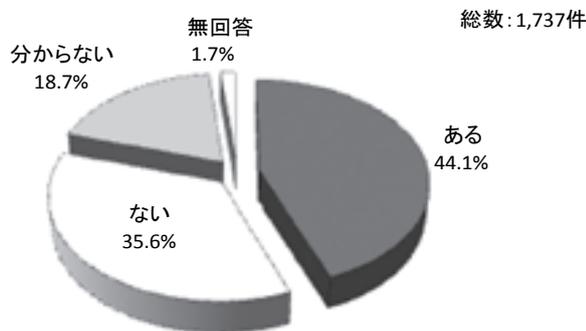
※前回調査（平成25年1月実施）後の状況について調査を行った。

【分析】

全体では、「ある」は44.1%になっている。特に中学校では、78.2%と割合が高くなっている。

【指導のポイント】

学校非公式サイト等の監視結果を踏まえた「平成26年度インターネット等の適正な利用に関する指導事例集・活用の手引（平成27年3月・教育庁指導部）」6～8ページ等を活用し、児童・生徒間のトラブルの発生を未然に防いだり、事件等へ発展しないよう速やかに対処したりする。



(上段: 件/下段: %)

	全 体	あ る	な い	分 か ら な い	無 回 答		
全体	1,737	766 44.1	618 35.6	324 18.7	29 1.7		
学校種別	小学校	635	139 21.9	339 53.4	146 23.0	11 1.7	
	中学校	417	326 78.2	55 13.2	31 7.4	5 1.2	
	高等学校	全日制高校	478	196 41.0	153 32.0	119 24.9	10 2.1
		定時制高校	54	22 40.7	20 37.0	11 20.4	1 1.9
		高等学校計	532	218 41.0	173 32.5	130 24.4	11 2.1
	特別支援学校	153	83 54.2	51 33.3	17 11.1	2 1.3	

〔4〕児童・生徒に起きたトラブルの内容

【質問3は、質問2で「①ある」を選んだ先生が回答してください。】

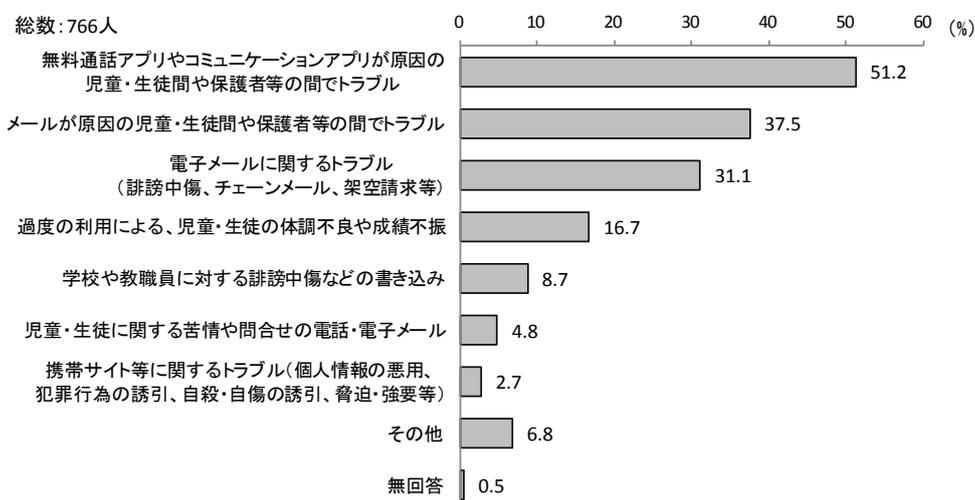
質問3 どのようなトラブルがありましたか。※平成26年 1月以降について回答してください。
 【複数回答】 ※前回調査（平成25年1月実施）後の状況について調査を行った。

【分析】

全体では、「無料通話アプリやコミュニケーションアプリが原因でのトラブル」が51.2%で最も多く、次いで「電子メールが原因の児童・生徒間や保護者等の中でのけんかやトラブル」が37.5%、「電子メールに関するトラブル（誹謗中傷、チェーンメール、架空請求等）」が31.1%と続いている。

【指導のポイント】

学校非公式サイト等の監視結果を踏まえた「平成26年度インターネット等の適正な利用に関する指導事例集・活用の手引（平成27年3月・教育庁指導部）」6～8ページ等を活用し、児童・生徒間のトラブルの発生を未然に防いだり、事件等へ発展しないよう速やかに対処したりする。



(上段:件/下段:%)

学校種別	全	トラブルの種類										
		等中傷、チェーンメールに関するトラブル、架空請求(誹謗)	電子メールが原因の児童・生徒間や保護者等の中でトラブル	無料通話アプリやコミュニケーションアプリが原因の児童・生徒間や保護者等の中でトラブル	調不良や成績不振	過度の利用による、児童・生徒の体調不良や成績不振	殺人・自傷の誘引、脅迫・強要等	携帯サイト等に関するトラブル(個人情報の悪用、犯罪行為の誘引、自殺・自傷の誘引、脅迫・強要等)	児童・生徒に関する苦情や問合せの電話・電子メール	学校や教職員に対する誹謗中傷などの書き込み	その他	無回答
全体	766	238 31.1	287 37.5	392 51.2	128 16.7	21 2.7	37 4.8	67 8.7	52 6.8	4 0.5		
小学校	小学校	139	35 25.2	58 41.7	62 44.6	12 8.6	2 1.4	7 5.0	5 3.6	12 8.6	0 0.0	
	中学校	326	122 37.4	124 38.0	225 69.0	78 23.9	8 2.5	10 3.1	16 4.9	12 3.7	1 0.3	
	高等学校	全日制高校	196	52 26.5	41 20.9	61 31.1	32 16.3	8 4.1	19 9.7	45 23.0	20 10.2	3 1.5
		定時制高校	22	8 36.4	15 68.2	9 40.9	3 13.6	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 4.5	0 0.0
		高等学校計	218	60 27.5	56 25.7	70 32.1	35 16.1	8 3.7	19 8.7	45 20.6	21 9.6	3 1.4
特別支援学校	83	21 25.3	49 59.0	35 42.2	3 3.6	3 3.6	1 1.2	1 1.2	7 8.4	0 0.0		

その他：校内への携帯電話の持ち込みと授業風景の盗撮、自身の飲酒経験の書き込み、など

〔5〕児童・生徒に起きたトラブル把握の経緯

【質問6は、質問2で「①ある」を選んだ先生が回答してください。】

質問6 どのようにしてトラブルを把握しましたか。※平成26年1月以降について把握している範囲で回答してください。【複数回答】

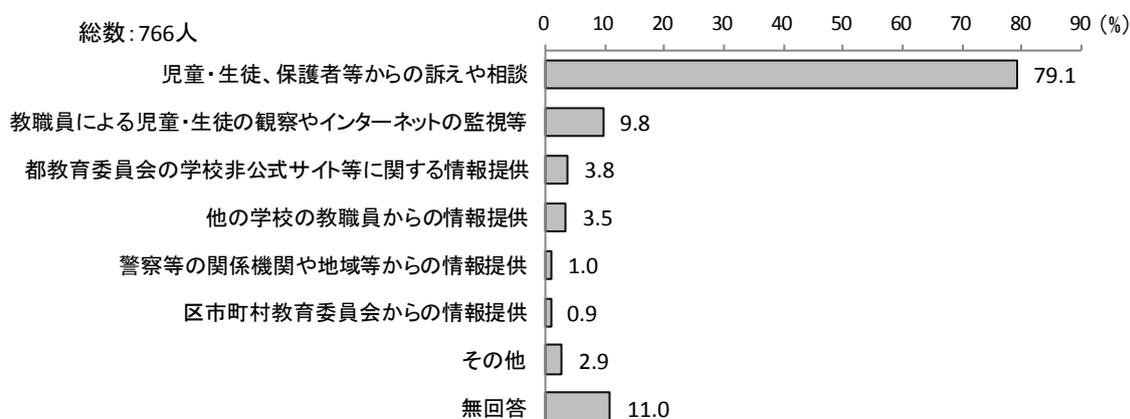
※前回調査（平成25年1月実施）後の状況について調査を行った。

【分析】

全体では、「児童・生徒、保護者等からの訴えや相談」が79.1%で最も多く、「教職員による児童・生徒の観察やインターネットの監視等」が9.8%が続いている。

【指導のポイント】

情報源の大半が児童・生徒、保護者からの訴えや相談である。このため、日頃から相談しやすい体制作りを行っていくことが重要である。



(上段:件/下段:%)

	全 体	児童・生徒、保護者等からの訴えや相談	教職員によるインターネットの児童・生徒の観察等	警察等の関係機関や地域等からの情報提供	他の学校の教職員からの情報提供	区市町村教育委員会からの情報提供	都教育委員会等に関する学校非公式サイトからの情報提供	その他	無回答		
		件	件	件	件	件	件	件	件		
全体	766	606 79.1	75 9.8	8 1.0	27 3.5	7 0.9	29 3.8	22 2.9	84 11.0		
学校種別	小学校	139	110 79.1	8 5.8	1 0.7	7 5.0	0 0.0	0 0.0	6 4.3	15 10.8	
	中学校	326	280 85.9	21 6.4	5 1.5	9 2.8	2 0.6	3 0.9	6 1.8	34 10.4	
	高等学校	全日制高校	196	128 65.3	31 15.8	1 0.5	8 4.1	5 2.6	26 13.3	7 3.6	28 14.3
		定時制高校	22	18 81.8	0 0.0	0 0.0	1 4.5	0 0.0	0 0.0	1 4.5	2 9.1
		高等学校計	218	146 67.0	31 14.2	1 0.5	9 4.1	5 2.3	26 11.9	8 3.7	30 13.8
	特別支援学校	83	70 84.3	15 18.1	1 1.2	2 2.4	0 0.0	0 0.0	2 2.4	5 6.0	

※ 「その他」についての自由記述は設定していない。

〔6〕児童・生徒に起きたトラブルへの対応

【質問7は、質問2で「①ある」を選んだ先生が教えてください。】

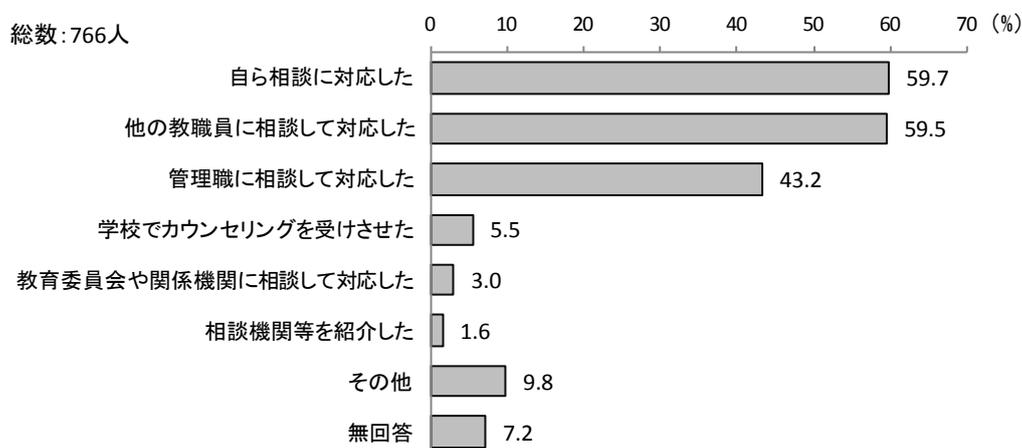
質問7 トラブルを把握した際、どのように対応しましたか。【複数回答】。

【分析】

全体では、「自ら児童・生徒、保護者等からの訴えや相談に対応した」(59.7%)、「他の教職員に相談して対応した」(59.5%)、「管理職に相談して対応した」(43.2%)の3つの割合が高く、関係機関等に相談する等の割合は低い。

【指導のポイント】

管理職に相談して対応している割合よりも、教職員自らが対応している割合が多くなっている。素早く対応したり、情報を共有したりするためにも、学校全体で組織的に対応していく。また、教育委員会や関係機関と積極的に連携する必要がある。



(上段:件/下段:%)

学校種別	全体	自ら相談に対応した	他の教職員に相談して対応した	管理職に相談して対応した	教育委員会や関係機関に相談して対応した	学校でカウンセリングを受けさせた	相談機関等を紹介した	その他	無回答	
		件	件	件	件	件	件	件	件	
全体	766	457	456	331	23	42	12	75	55	
		59.7	59.5	43.2	3.0	5.5	1.6	9.8	7.2	
学校種別	小学校	139	82	66	69	6	4	1	17	11
			59.0	47.5	49.6	4.3	2.9	0.7	12.2	7.9
	中学校	326	235	222	148	4	22	5	16	15
			72.1	68.1	45.4	1.2	6.7	1.5	4.9	4.6
	高等学校	196	81	95	73	9	14	4	30	23
			41.3	48.5	37.2	4.6	7.1	2.0	15.3	11.7
高等学校	22	10	17	11	2	2	1	6	0	
		45.5	77.3	50.0	9.1	9.1	4.5	27.3	0.0	
高等学校計	218	91	112	84	11	16	5	36	23	
		41.7	51.4	38.5	5.0	7.3	2.3	16.5	10.6	
特別支援学校	83	49	56	30	2	0	1	6	6	
		59.0	67.5	36.1	2.4	0.0	1.2	7.2	7.2	

※ 「その他」についての自由記述は設定していない。

〔7〕インターネットや携帯電話、スマートフォンの利用による児童・生徒への影響

質問8 インターネットや携帯電話、スマートフォンの利用による児童・生徒への影響について、懸念していることはどんなことですか。【複数回答】

【分析】

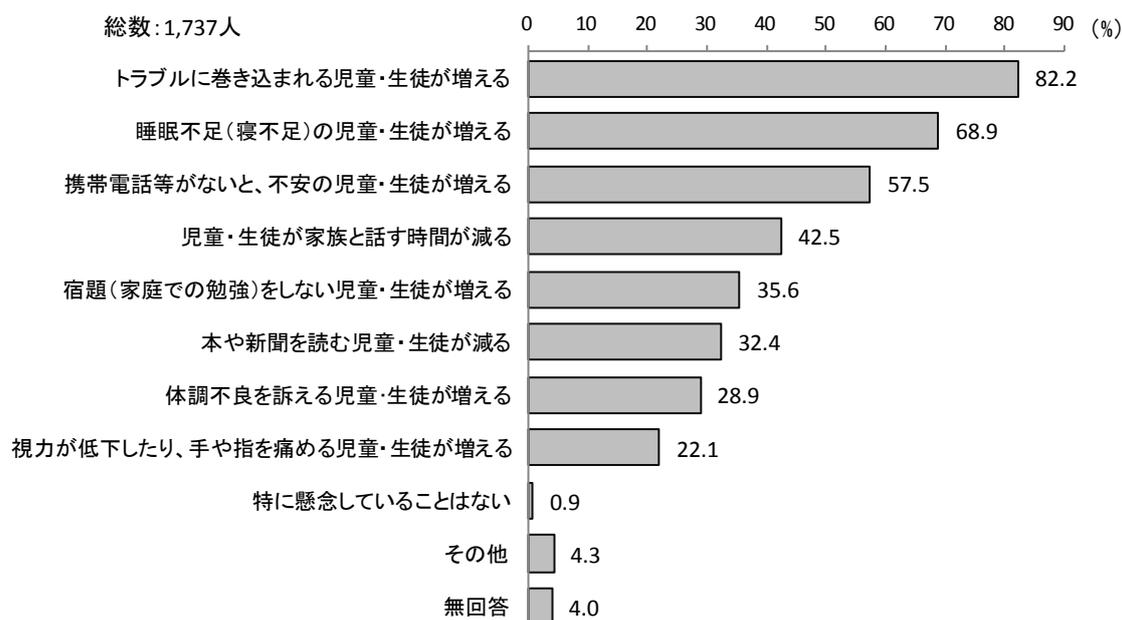
全体では、「インターネットや携帯電話の利用に関するトラブルに巻き込まれる児童・生徒が増える」が82.2%で最も多く、次いで「睡眠不足（寝不足）の児童・生徒が増える」68.9%、「携帯電話がないと、不安になったり、落ち着かなくなる児童・生徒が増える」57.5%、「児童・生徒が家族と話す時間が減る」42.5%と続いている。

【指導のポイント】

トラブル被害に加え、児童・生徒の心と身体の健康（寝不足や不安感）に強い懸念を抱いていることがうかがえる。スクールカウンセラーや養護教諭等と連携し、引き続き児童・生徒の学校生活の様子を丁寧に見守って、学校全体で子供の状況を共有化して対応する。

長時間利用による健康上の問題を未然に防止するため、「知っておきたいインターネットのルールとマナー！（平成27年3月 東京都教育委員会）」を活用し、利用時間等について家庭でルールを定めることの意義を指導する。

不眠や不安、視力低下や手指の痛みなどについては、児童・生徒の相談を受け、必要に応じて養護教諭やスクールカウンセラーとも連携を図る。



(上段:件/下段:%)

	全 体	睡眠不足（寝不足）の児童・生徒が増える。	宿題（家庭での勉強）をしない児童・生徒が増える。	本や新聞を読む児童・生徒が減る。	体調不良を訴える児童・生徒が増える。	児童・生徒が家族と話す時間が減る。	携帯電話等がないと、不安になったりする児童・生徒が増える。	視力が低下したり、手や指を痛める児童・生徒が増える。	トラブルに巻き込まれる児童・生徒が増える。	特に懸念していることはない。	その他	無回答		
全体	1,737	1,196 68.9	618 35.6	563 32.4	502 28.9	738 42.5	998 57.5	384 22.1	1,428 82.2	15 0.9	75 4.3	70 4.0		
学校種別	小学校	635	444 69.9	188 29.6	214 33.7	183 28.8	321 50.6	328 51.7	149 23.5	544 85.7	2 0.3	27 4.3	24 3.8	
	中学校	417	332 79.6	174 41.7	114 27.3	165 39.6	191 45.8	271 65.0	88 21.1	363 87.1	2 0.5	24 5.8	14 3.4	
	高等学校	全日制高校	478	309 64.6	206 43.1	199 41.6	113 23.6	164 34.3	294 61.5	109 22.8	356 74.5	5 1.0	16 3.3	27 5.6
		定時制高校	54	32 59.3	9 16.7	9 16.7	13 24.1	16 29.6	42 77.8	13 24.1	39 72.2	0 0.0	5 9.3	0 0.0
		高等学校計	532	341 64.1	215 40.4	208 39.1	126 23.7	180 33.8	336 63.2	122 22.9	395 74.2	5 0.9	21 3.9	0 0.0
	特別支援学校	153	79 51.6	41 26.8	27 17.6	28 18.3	46 30.1	63 41.2	25 16.3	126 82.4	6 3.9	3 2.0	3 2.0	

その他：対話によるコミュニケーション能力が低下する、犯罪に巻き込まれたり起こしたりする可能性、
本人が知らないところでの個人情報漏えい、など

6 学校管理職対象

6 学校管理職対象の調査

〔1〕学校種別

(上段:件/下段:%)

		全 体	小 学 校	中 学 校	高 等 学 校	特 別 支 援 学 校	
全体		74	34 45.9	20 27.0	15 20.3	5 6.8	
学校種別	小学校	34	34 100.0	- -	- -	- -	
	中学校	20	- -	20 100.0	- -	- -	
	高等学校	全日制高校	13	- -	- -	13 100.0	- -
		定時制高校	2	- -	- -	2 100.0	- -
		高等学校計	15	- -	- -	15 100.0	- -
	特別支援学校	5	- -	- -	- -	5 100.0	

〔2〕児童・生徒へ携帯電話、スマートフォンの校内持ち込み指導

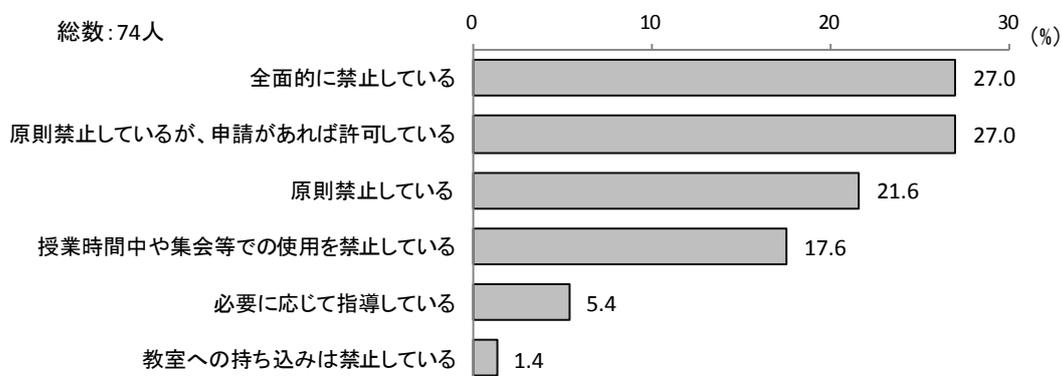
質問1 児童・生徒の携帯電話等（スマートフォンを含む。）の校内への持ち込みについて、どのように指導していますか。

【分析】

高等学校では、「持ち込みは禁止していないが、授業中や集会等での使用を禁止している」が80.0%であった。小・中学校においては、何らかの形で禁止している学校が100%である。

【指導のポイント】

携帯電話の校内への持ち込みについて、各学校が問題意識をもち、家庭とも連携して計画的に指導することが大切である。



(上段:件/下段:%)

学校種別	全体	全面的に禁止している	原則禁止している	申請があれば許可している	原則禁止しているが、教室への持ち込みは禁止している	授業時間中や集会等での使用を禁止している	必要に応じて指導している	特に指導していない	その他	無回答
		件	件	件	件	件	件	件	件	件
全体	74	20	16	20	1	13	4	0	0	0
		27.0	21.6	27.0	1.4	17.6	5.4	0.0	0.0	0.0
学校種別	小学校	34	11	12	11	0	0	0	0	0
			32.4	35.3	32.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	中学校	20	9	3	8	0	0	0	0	0
			45.0	15.0	40.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	高等学校	13	0	0	1	0	11	1	0	0
			0.0	0.0	7.7	0.0	84.6	7.7	0.0	0.0
高等学校	2	0	0	0	0	1	1	0	0	
		0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	50.0	0.0	0.0	
高等学校計	15	0	0	1	0	12	2	0	0	
		0.0	0.0	6.7	0.0	80.0	13.3	0.0	0.0	
特別支援学校	5	0	1	0	1	1	2	0	0	
		0.0	20.0	0.0	20.0	20.0	40.0	0.0	0.0	

〔3〕インターネットや携帯電話、スマートフォンの利用に関する指導・啓発

質問2 インターネットや携帯電話等の使用について、どのように指導・啓発していますか。
【複数回答】

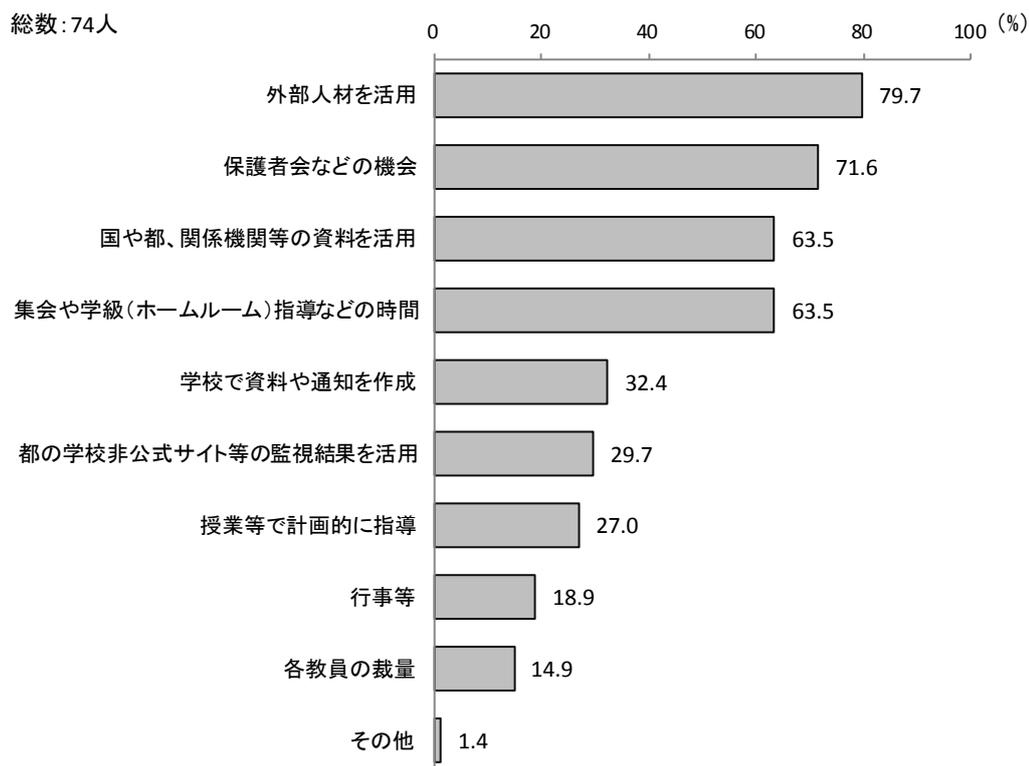
【分析】

全体では、「外部人材を活用して、児童・生徒、保護者への指導・啓発を行っている」が79.7%で最も多くなっており、次いで、「保護者会などの機会に保護者に対する啓発を行っている」(71.6%)、「国や都、関係機関等の資料を活用して、児童・生徒、保護者に対する指導・啓発を行っている」(63.5%)、「集会や学級(ホームルーム)指導などの時間に、児童・生徒に対する指導を行っている」(63.5%)と続いている。

中学校では、「保護者会などの機会に保護者に対する啓発を行っている」が100%となっている。

【指導のポイント】

保護者への啓発について、学校管理職の認識を教職員に十分に浸透させ、組織的に対応できるようにする。



(上段:件/下段:%)

	全 体	国 や 都 、 関 係 機 関 等 の 資 料 を 活 用 し て 、 指 導 ・ 啓 発	都 の 学 校 非 公 式 サ イ ト 等 の 監 視 結 果 を 活 用 し て 、 指 導 ・ 啓 発	学 校 で 資 料 や 通 知 を 作 成 し て 、 指 導 ・ 啓 発	外 部 人 材 を 活 用 し て 、 指 導 ・ 啓 発	集 会 や 学 級 （ ホ ー ム ル ー ム ） 指 導 な ど の 時 間 に 指 導 ・ 啓 発	授 業 等 で 計 画 的 に 児 童 ・ 生 徒 へ の 指 導	行 事 等 で 指 導 ・ 啓 発	保 護 者 会 な ど の 機 会 に 啓 発	各 教 員 の 裁 量 に よ り 指 導 ・ 啓 発	特 に 指 導 ・ 啓 発 は し て い な い	そ の 他	無 回 答		
全体	74	47 63.5	22 29.7	24 32.4	59 79.7	47 63.5	20 27.0	14 18.9	53 71.6	11 14.9	0 0.0	1 1.4	0 0.0		
学校種別	小学校	34	23 67.6	1 2.9	8 23.5	30 88.2	13 38.2	8 23.5	9 26.5	25 73.5	6 17.6	0 0.0	1 2.9	0 0.0	
	中学校	20	15 75.0	7 35.0	11 55.0	18 90.0	17 85.0	5 25.0	1 5.0	20 100.0	2 10.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	
	高等学校	全日制高校	13	6 46.2	12 92.3	2 15.4	9 69.2	11 84.6	4 30.8	2 15.4	5 38.5	1 7.7	0 0.0	0 0.0	0 0.0
		定時制高校	2	1 50.0	1 50.0	1 50.0	0 0.0	2 100.0	1 50.0	1 50.0	1 50.0	1 50.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
		高等学校計	15	7 46.7	13 86.7	3 20.0	9 60.0	13 86.7	5 33.3	3 20.0	6 40.0	2 13.3	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	特別支援学校	5	2 40.0	1 20.0	2 40.0	2 40.0	4 80.0	2 40.0	1 20.0	2 40.0	1 20.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	

※ 「その他」についての自由記述は設定していない。

〔4〕児童・生徒に起きたインターネットや携帯電話、スマートフォン利用でのトラブル

質問3 自校の児童・生徒に、インターネットや携帯電話利用に関するトラブルが起きたことがありますか。※平成26年1月以降について回答してください。

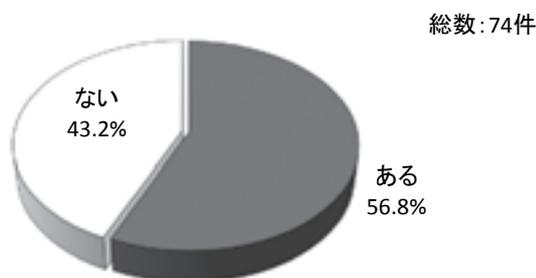
※前回調査（平成25年1月実施）後の状況について調査を行った。

【分析】

全体では、「ある」は56.8%、「ない」は43.2%となっている。中学校では、今回回答を寄せた学校では、「ある」は100%となっている。

【指導のポイント】

特に中学校と高等学校での割合が高いことから、トラブルの未然防止に向けて、都のICT活用講座（情報モラル・リテラシーに関する訪問講座）等を活用し、学校全体で計画的に取り組む。



(上段:件/下段:%)

		全 体	あ る	な い	無 回 答	
全体		74	42 56.8	32 43.2	0 0.0	
学校 種別	小学校	34	11 32.4	23 67.6	0 0.0	
	中学校	20	20 100.0	0 0.0	0 0.0	
	高等 学校	全日制高校	13	9 69.2	4 30.8	0 0.0
		定時制高校	2	0 0.0	2 100.0	0 0.0
		高等学校計	15	9 60.0	6 40.0	0 0.0
	特別支援学校	5	2 40.0	3 60.0	0 0.0	

〔5〕児童・生徒に起きたトラブルの内容

【質問4は、質問3で「①ある」を選んだ学校が回答してください。】

質問4 どのようなトラブルがありましたか。該当する番号を、○で囲んでください。※平成26年1月以降について、学校が把握している範囲で回答してください。【複数回答】

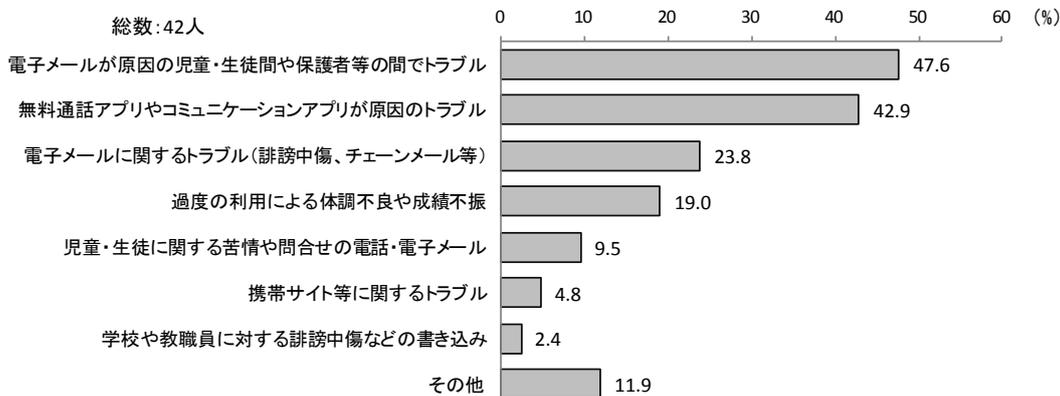
※前回調査（平成25年1月実施）後の状況について調査を行った。

【分析】

全体では、「電子メールが原因の児童・生徒間や保護者等の間でのけんかやトラブル」が47.6%で最も多く、次いで「無料通話アプリやコミュニケーションアプリが原因でのトラブル」が42.9%、「電子メールに関するトラブル（誹謗中傷、チェーンメール、架空請求等）」が23.8%と続いている。

【指導のポイント】

児童・生徒間のトラブルが大きな割合を占めていることから、トラブルへの対処の仕方を指導するとともに、必要のないメールは避け、直接対面してのコミュニケーションを大切にするよう日頃から指導していく。



(上段:件/下段:%)

学校種別	全	トラブルの種類										
		傷、チェーンメールに関するトラブル(誹謗中傷等)	電子メールが原因の児童・生徒間や保護者等の間でのトラブル	無料通話アプリやコミュニケーションアプリが原因の児童・生徒間や保護者等の間でのトラブル	無料通話アプリやコミュニケーションアプリが原因の児童・生徒間や保護者等の間でのトラブル	過度の利用による、児童・生徒の体調不良や成績不振	情報の誘引、脅迫・強要等	携帯サイト等に関する苦情や問合せの電話・電子メール	児童・生徒に関する苦情や問合せの電話・電子メール	学校や教職員に対する誹謗中傷などの書き込み	その他	無回答
全体	42	10 23.8	20 47.6	18 42.9	8 19.0	2 4.8	4 9.5	1 2.4	5 11.9	0 0.0		
学校種別	小学校	11	1 9.1	4 36.4	3 27.3	2 18.2	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 9.1	0 0.0	
	中学校	20	8 40.0	12 60.0	13 65.0	6 30.0	1 5.0	1 5.0	0 0.0	0 0.0		
	高等学校	全日制高校	9	1 11.1	2 22.2	1 11.1	0 0.0	0 0.0	3 33.3	1 11.1	4 44.4	0 0.0
		定時制高校	0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	
		高等学校計	9	1 11.1	2 22.2	1 11.1	0 0.0	0 0.0	3 33.3	1 11.1	4 44.4	0 0.0
	特別支援学校	2	0 0.0	2 100.0	1 50.0	0 0.0	1 50.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	

その他：危険行為の撮影と動画サイトへの書き込み、など

〔6〕児童・生徒に起きたトラブル把握の経緯

【質問6は、質問3で「①ある」を選んだ先生が回答してください。】

質問6 どのようにしてトラブルを把握しましたか。※平成26年1月以降について学校が把握している範囲で回答してください。【複数回答】

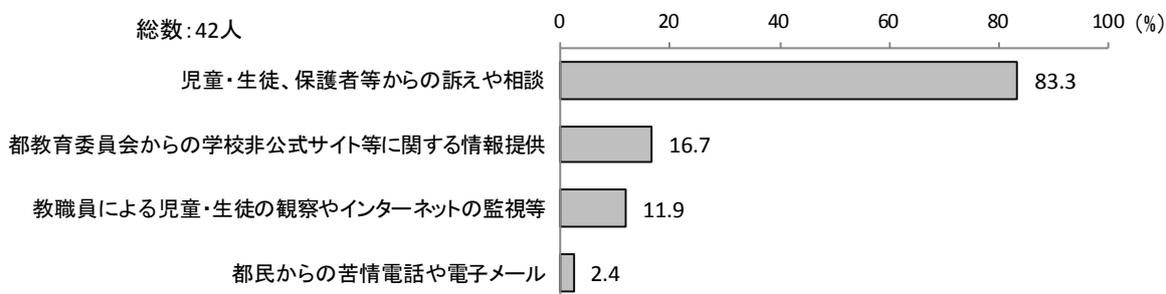
※前回調査（平成25年1月実施）後の状況について調査を行った。

【分析】

全体では、「児童・生徒、保護者等からの訴えや相談」が83.3%で最も多く、次いで「都教育委員会からの学校非公式サイト等に関する情報提供」16.7%と続いている。

【指導のポイント】

児童・生徒、保護者からの相談では丁寧に対応するとともに、東京都教育委員会の行っている学校非公式サイト等の監視結果に基づく情報提供を活用するなど、改善に向けた指導に役立つ。



(上段:件/下段:%)

学校種別	件数	把握方法 (割合 %)							
		児童・生徒、保護者等からの訴えや相談	教職員による児童・生徒の観察やインターネットの監視等	警察等の関係機関や地域等からの情報提供	都教育委員会からの学校非公式サイト等に関する情報提供	都民からの苦情電話や電子メール	その他	無回答	
全体	42	35 83.3	5 11.9	0 0.0	7 16.7	1 2.4	0 0.0	0 0.0	
学校種別	小学校	11	10 90.9	1 9.1	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	
	中学校	20	20 100.0	2 10.0	0 0.0	1 5.0	0 0.0	0 0.0	
	高等学校	全日制高校	9	3 33.3	2 22.2	0 0.0	6 66.7	1 11.1	0 0.0
		定時制高校	0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
		高等学校計	9	3 33.3	2 22.2	0 0.0	6 66.7	1 11.1	0 0.0
	特別支援学校	2	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	

〔7〕 今後のインターネットや携帯電話、スマートフォンの利用に関する指導・啓発

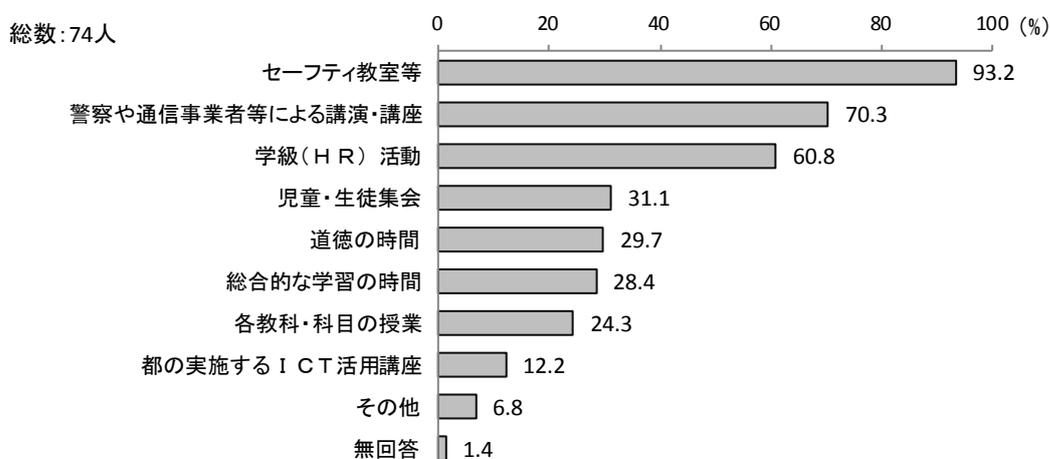
質問7 今後、どのような場面で、インターネットや携帯電話等の適正な利用に関する指導・啓発を行っていきますか。【複数回答】

【分析】

全体では、「セーフティ教室等」が93.2%で最も多く、次いで「警察や通信事業者等による講演・講座」(70.3%)、「学級(HR)活動」(60.8%)と続いている。

【指導のポイント】

集会や学級活動・ホームルーム活動、朝の会や帰りの会など、あらゆる機会を捉えて、効果的な指導を行う。



(上段:件/下段:%)

学校種別	全体	(上段:件/下段:%)										
		各教科・科目の授業	道徳の時間	学級(HR)活動	総合的な学習の時間	セーフティ教室等	都の実施するICT活用講座	警察や通信事業者等による講演・講座	児童・生徒集会	その他	無回答	
全体	74	18 24.3	22 29.7	45 60.8	21 28.4	69 93.2	9 12.2	52 70.3	23 31.1	5 6.8	1 1.4	
高等学校種別	小学校	34	6 17.6	6 17.6	21 61.8	10 29.4	33 97.1	3 8.8	24 70.6	4 11.8	2 5.9	0 0.0
	中学校	20	6 30.0	14 70.0	15 75.0	8 40.0	19 95.0	3 15.0	16 80.0	9 45.0	2 10.0	0 0.0
	全日制高校	13	3 23.1	1 7.7	5 38.5	2 15.4	12 92.3	2 15.4	10 76.9	8 61.5	1 7.7	0 0.0
	定時制高校	2	1 50.0	0 0.0	1 50.0	0 0.0	2 100.0	0 0.0	2 100.0	1 50.0	0 0.0	0 0.0
	高等学校計	15	4 26.7	1 6.7	6 40.0	2 13.3	14 93.3	2 13.3	12 80.0	9 60.0	1 6.7	0 0.0
	特別支援学校	5	2 40.0	1 20.0	3 60.0	1 20.0	3 60.0	1 20.0	0 0.0	1 20.0	0 0.0	1 20.0

その他：入学前の新入生説明会、など

7 調查票

立	学年	性別	男子	女子
---	----	----	----	----

質問5 インターネットを利用するとき、次にあげたトラブルや嫌な思いをしたことがある人だけ回答してください。(トラブルや嫌な思いをした後、どのようにしたかを選び、あてはまる場所に○を付けてください。【いくつ○を付けてもかまいません。】)

どのようでしたか	1	2	3	4	5	6	7	8	9
自分が受けた トラブル・嫌な思い	がまんした	家族や親戚に相談	友達に相談した	先生に相談した	警察に相談した	ラインに電話をした	教員に電話をした	クエータイタルに電話をした	その他
知らない人や団体から、メールが送られてきた。									
身に覚えのない料金を請求するメールがきた。									
グループ内や、誰もが見られるところで、自分の悪口や個人情報を書かれた。									
グループ内でメールできるアプリで仲間外れにされた。									
インターネットだけでやりとりしていた人に、つきまとわれた。									
ほかにあれば書いてください									

質問6 (質問5で「9」(その他)を選んだ方が回答してください。どのように対応したか、その内容を書いてください。

質問7 たとえば、夜9時以降の利用を禁止するなど、インターネットを利用することについて、クラス、学校において、みんなが話し合っってルールを決めることは、必要だと思いますか。

1 必要だと思います	2 必要ないと思う	3 分からない
------------	-----------	---------

質問8 (質問7で「1」または「2」を選んだ方が回答してください。) そのように回答した理由を書いてください。

質問9 メッセージアプリや無料通話アプリ(無料通話やグループでメールできるアプリ)を使う上で、嫌な思いをした、または友達や嫌な思いをしたことを聞いたことがあれば、その内容を書いてください。

質問1 インターネットに接続する機器を、どのような目的で利用しますか。あてはまるものの数字に○を付けてください。【いくつ○を付けてもかまいません。】

1 ほとんど使っていない	11 ゲームや古いゲーム機	19 掲示板やコミュニティサイトで発言を書き込むため
2 ニュースを見るため	12 路線案内を利用するため	20 ゲームの中にある機能を使って、会話をするため
3 天気を調べるため	13 通信販売を利用するため	21 インターネットで知り合った人にメールアドレスやIDを送ったり、写真を送ったりするため
4 地図を利用するため	14 勉強を教えてくれる動画を見て勉強するため	22 インターネットで知り合った人に、実際に会うため
5 著名人やスポーツなどの情報・ブログを見るため	15 クーポン券を使って安く買い物をするため	23 その他
6 小説・コミック・雑誌を読むため	16 日記やつづきやきを書き込んだり、人のつづきやきを紹介(リツイート)するため	
7 勉強をしているとき、分からないことを調べるため	17 自分で撮影した写真を掲載するため	
8 受験のことについて調べるため	18 掲示板やコミュニティサイトをのぞくため	
9 買ったものや遊びなどで行きたいところについて調べるため		
10 画像・音楽・動画を楽しむため		

質問2 インターネットを長時間利用していることにより、あなたの生活や健康に変化がありましたか。あてはまるものの数字に○を付けてください。【いくつ○を付けてもかまいません。】

1 特に長時間利用していると思わない、または、ほとんど使っていない。	6 おうちの方と話す時間が減った。	10 クラブ活動や放課後の活動に参加しなくなった。
2 寝不足になった。	7 メールやブログなどのサイトを見ないと、落ち着かなくなったり、不安になったりするようになった。	11 本や新聞を読む時間が減った。
3 夜なかなか寝れなくなった。	8 家の仕事を手伝う時間がなくなった。	12 目が悪くなった。
4 家の仕事を手伝う時間がなくなった。	9 人と話したり、外出するのがめんどうに思うようになった。	13 手や指が痛くなった。
5 宿題(おうちでの勉強)をする時間がなくなった。		14 使えるお小遣いが減った。
		15 その他

質問3 インターネットを利用する場所や時間に関するルールについて質問します。あてはまるものの数字に○を付けてください。

- (1) 利用する場所や時間のルールはありますか。
- 1 決めていない 2 決めていない
- (2) 1室で利用しないなど、利用する場所のルールについて
- 1 決めていない 2 決めていない
- (3) (2)で「1」と回答した方のみ答えてください。
- 1 ルールを守っている 2 ルールを守っていない 3 どちらとも言えない
- (4) 例えば、「夜9時まで利用してよい」「一日1時間まで利用してよい。」といった、利用時間のルールについて【1から3までは、いくつ○を付けてもかまいません。4を選んだときは一つだけ○をします。】
- 1 家族と決めていない 2 クラス・学校で決めていない
- 3 友人同士で決めていない 4 利用時間のルールは決めていない
- (5) (4)で「1」「2」「3」と回答した方のみ答えてください。
- 1 ルールを守っている.....2 ルールを守っていない.....3 どちらとも言えない.....

質問4 インターネットに接続できる機器のうち、あなたが現在使っている機器（(1)と(2)と回答したもの）について、下の空欄すべてに数字を記入してください。

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
	<p>現在、あなたは、(1)で回答した機器を、以下の自宅等で、下に示す機器を使っていますか</p> <p>1 使っている (親や兄弟のものを、自分が使っている)</p> <p>右の(2)～(5)も回答してください。</p> <p>2 使っていない。</p> <p>右の(2)～(5)は回答不要です。</p>	<p>あなたは、(1)で回答した機器を、以下の自宅等から使っていますか</p> <p>1 小学1年頃</p> <p>2 小学2年頃</p> <p>3 小学3年頃</p> <p>4 小学4年頃</p> <p>5 小学5年頃</p> <p>6 小学6年頃</p> <p>7 小学校入学前から使っている</p>	<p>(1)で回答した機器をインターネットに接続するとき、フィルタリング機能※1などの制限を付けていますか。</p> <p>※1 有害なサイトにつながらないサービスのこと。「ペアレンタルコントロール」もここに含めます。</p> <p>現在、フィルタリングを付けている</p> <p>1 最初から付けており、特に設定は変えていない (対象年齢の設定を変えている)</p> <p>2 最初は付けていたが、一部アプリを使用できるよう、カスタマイズした</p> <p>3 購入するとき、一部のアプリ・サイトだけ利用できるように変えた</p> <p>現在、フィルタリングを付けていない</p> <p>4 最初は付けていたが、今はすべて外している</p> <p>5 最初から付けていない</p> <p>6 付けているかどうか、分からない</p> <p>7 インターネットに接続していない</p>	<p>(1)で回答した機器に、無料通話アプリやコミュニケーションアプリ (写真や動画の投稿も含む※2) をインストールしていますか。</p> <p>1 はい</p> <p>2 いいえ</p> <p>3 分からない</p> <p>※2 次のものを指します</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無料通話アプリ ・グループでメッセージをやりとりするアプリ ・SNS ・つぶやきのような短い文を投稿するアプリ ・動画をライブ配信するアプリ ・写真や動画を投稿するアプリ ・複数の人と同じ場所に絵を描くアプリ ・見知らぬ人とつながり、テレビ電話で会話するアプリ 	<p>(1)で回答した機器で、オンラインゲーム (自分の家以外の人とチームを組んだり、対戦するもの) や、SNS等 (メール、通話、チャット、ゲーム内のチャット) をすることについて質問します。</p> <p>夜何時間まで※3してしていますか。</p> <p>1 小学1年頃</p> <p>2 小学2年頃</p> <p>3 小学3年頃</p> <p>4 小学4年頃</p> <p>5 小学5年頃</p> <p>6 小学6年頃</p> <p>7 小学校入学前からしている</p> <p>8 していない</p> <p>9 していない</p> <p>※3 土曜日や日曜日を含ま、1週間の平均を書き、1週間以上の平均を書き、利用している時間が1時間以上と回答する。</p>
使っている機器					
携帯電話 (ガラケーと呼ばれるもの)					
自分のスマートフォン					
親や兄弟のスマートフォン					
タブレット端末					
パソコン					
ゲーム機					
携帯型音楽プレーヤー					

学校名	立	学年	年	性別	男子・女子
-----	---	----	---	----	-------

質問5 インターネットを利用するとき、次にあげたトラブルや嫌な思いをしたことがある人だけ回答してください。(トラブルや嫌な思いをした後、どのようにしたかを選び、あてはまる場所に○を付けてください。【いくつ○を付けてもかまいません。】)

自分が受けた トラブル・嫌な思い	どのようにしたか	1 がまんした	2 家族や親戚に相談した	3 友達に相談した	4 先生に相談した	5 警察に相談した	6 ラインのしめこみに電話相談をした	7 教育相談センターに電話をした	8 クエスタイタル電話をした	9 その他
知らない人や団体から、メールが送られてきた。										
身に覚えのない料金を請求するメールがきた。										
グループ内や、誰かが見られるところで、自分の悪口や個人情報を書かれた。										
グループ内でメールできるアプリで仲間外れにされた。										
インターネットだけでやりとりしていた人に、つきまどわれた。										
【 ほかにあれば書いてください										

質問6 (質問5で「9」(その他)を選んだ方だけが回答してください。)どのように対応したか、その内容を書いてください。

質問7 たとえば、夜9時以降の利用を禁止するなど、インターネットを利用することについて、クラス、学校において、みんなですべて話し合っていてルールを決めることは、必要だと思いますか。

1 必要だと思う 2 必要ないと思う 3 分からない

質問8 (質問7で「1」または「2」を選んだ方だけが回答してください。)そのように回答した理由を書いてください。

質問9 メッセージアプリや無料通話アプリ(無料通話やグループでメールできるアプリ)を使う上で、嫌な思いをした、または友達が嫌な思いをしたことを聞いたことがあれば、その内容を書いてください。

質問1 インターネットに接続する機器を、どのような目的で利用しますか。あてはまるものの数字に○を付けてください。【いくつ○を付けてもかまいません。】

1 ほとんど使っていない	11 ゲームや占いを楽しくするため	19 掲示板やコミュニケーションサイトなどで発言を書き込むため
2 ニュースを見るため	12 路線案内を利用するため	20 ゲームの中にある機能を使って、会話をするため
3 天気を調べるため	13 通信販売を利用するため	21 インターネットで知り合った人にメールアドレスやIDを送ったり、写真を送ったりするため
4 地図を利用するため	14 勉強を教えてくれる動画を見て勉強するため	22 インターネットで知り合った人に、実際に会うため
5 有名な人やスポーツなどの情報・ブログを見るため	15 クーポン券を使って安く買い物をするため	23 その他
6 小説・コミック・雑誌を読むため	16 日記やつづきやきを書き込んだり、人のつづきやきを紹介(リツイート)するため	
7 勉強をしているとき、分からないことを調べるため	17 自分で撮影した写真を掲載するため	
8 受験のことについて調べるため	18 掲示板やコミュニケーションサイトなどを見るため	
9 買いたいものや遊びなどで行きたいところについて調べるため		
10 画像・音楽・動画を楽しむため		

質問2 インターネットを長時間利用していることにより、あなたの生活や健康に変化がありましたか。あてはまるものの数字に○を付けてください。【いくつ○を付けてもかまいません。】

1 特に長時間していると思わない。または、ほとんど使っていない。	6 家族と話す時間が減った。	10 クラブ活動や放課後の活動に参加しなくなった。
2 寝不足になった。	7 メールやブログなどのサイトを見ないと、落ち着かない。	11 本や新聞を読む時間が減った。
3 夜なかなか眠れなくなった。	8 学校に遅刻したり、欠席するようになった。	12 目が悪くなった。
4 家の仕事を手伝う時間がなくなった。	9 人と話したり、外出するのことが増えた。	13 手や指が痛くなった。
5 宿題(家で勉強)をする時間がなくなった。	10 学校に遅刻したり、欠席するようになった。	14 使えるお小遣いが減った。
	11 人と話したり、外出するの時間がなくなった。	15 その他

質問3 インターネットを利用する場所や時間に関するルールについて質問します。あてはまるものの数字に○を付けてください。

(1) 利用する場所や時間のルールはありますか。

1 決めている 2 決めていない

(2) 自宅で利用しないなど、利用する場所のルールについて

1 決めている 2 決めていない

(3) 上の(2)で「1」と回答した方のみ答えてください。

1 ルールを守っている 2 ルールを守っていない 3 どちらとも言えない

(4) 例えば、「夜9時まで利用してよい。」「一日1時間まで利用してよい。」といった、利用時間のルールについて【1から3までは、いくつ○を付けてもかまいません。4を選ばずは一つだけ○をします。】

1 家族と決めている 2 クラス・学校で決めている

3 友人同士で決めている 4 利用時間のルールは決めていない

(5) 上の(4)で「1」「2」「3」と回答した方のみ答えてください。

1 ルールを守っている 2 ルールを守っていない 3 どちらとも言えない

質問4 インターネットに接続できる機器のうち、あなたが現在使っている機器（(1)に1と回答したもの）について、下の空欄すべてに数字を記入してください。

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
現在、あなたは、自宅等で、下に示す機器を使っていますか	あなたは、(1)で回答した機器を、いつ頃から使っていますか	(1)で回答した機器を、インターネットに接続するとき、フィルタリング機能※1などの制限を付けていますか。 ※1 有書なサイトにつながらないサービスのこと。「ペアレンタルコントロール」もここに含めます。	(1)で回答した機器に、無料通話アプリやコミュニケーションアプリ(写真や動画の投稿も含む※2)をインストールしていますか。	(1)で回答した機器で、オンラインゲーム(自分の家以外の人とチームを組んだり、対戦するもの)や、SNS等(メール、通話、チャット、ゲーム内のチャット)をすることについて質問します。
1 使っている(親や兄弟のものを、自分が使うことがある) 右の(2)～(5)も回答してください。 2 使っていない。 右の(2)～(5)は回答不要です。	1 小学1年頃 2 小学2年頃 3 小学3年頃 4 小学4年頃 5 小学5年頃 6 小学6年頃 7 中学1年頃 8 中学2年頃 9 中学3年頃 10 高校1年頃 11 高校2年頃 12 高校3年頃 13 高校4年頃 14 小学校入学前から使っている	現在、フィルタリングを付けている 1 最初から付けており、特に設定は変えていない(対象年齢の設定を変えないこと、 はよい) 2 最初は付けていたが、一部アプリを使用できなくなるよう、カスタマイズした 購入するとき、一部のアプリ・サイトだけ利用できるように変えた 現在、フィルタリングを付けていない 4 最初は付けていたが、今はすべて外している 5 最初から付けていない 6 付けているかどうか、分からない 7 インターネットに接続していない	1 はい 2 いいえ 3 分からない ※2 次のものを指します ・無料通話アプリ ・グループでメッセージをやりとりするアプリ ・SNS ・つぶやきのような短い文を投稿するアプリ ・動画をライブ配信するアプリ ・写真や動画を投稿するアプリ ・複数の人で同じ場所に絵を描くアプリ ・見知らぬ人とつながり、テレビ電話で会話するアプリ	1 ～1時間程度 2 2時間程度 3 3時間程度 4 4時間程度 5 5時間程度 6 6時間程度 7 7時間程度 8 7時間以上 9 していない ※3 土曜日や日曜日を含め、1週間の平均を書き、午後9時ちようどの場合、3と回答する。 ※4 土曜日や日曜日を含め、1週間の平均を書き、利用している時間が1時間ちようどの場合、1と回答する。
選択肢				
使っている機器				

学校名	立	お子さんの学年	年	お子さんの性別	男子・女子
-----	---	---------	---	---------	-------

学齢期のお子さんが2人以上いらっしゃる場合は、この調査票を学校から持ち帰ったお子さんについてのみ回答してください。質問1から、裏面の質問10まであります。

保護者の皆さんへ

「青少年が安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」「東京都青少年の健全な育成に関する条例」により、児童・生徒が携帯電話のインターネット接続をする際、事業者はフィルタリングを設定しなくてはなりません。この調査では、フィルタリングの設定状況を含め、子供のインターネットの利用環境等の実態を把握し、今後の指導の改善に資するものです。回答を確かめたり、改めて調査したりすることはありませんので、ありのままを御回答ください。

質問1 インターネットに接続できる機器のうち、お子さんが現在使っている機器（(1)に1と回答したもの）について、右の空欄すべてに数字を記入してください。

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
使っている機器	<p>現在、自宅等で、お子さんが下の機器を使っていますか。</p> <p>1 使っている(親や兄弟のものを、自分が使うことがある)</p> <p>右の(2)～(5)も回答ください。</p> <p>2 使っていない(持たせておらず、親や兄弟のものを使わせることがない)</p> <p>右の(2)～(5)は回答不要です。</p>	<p>いつ頃からお子さんが使うようになりましたか。</p> <p>1 小学1年頃 2 小学2年頃 3 小学3年頃 4 小学4年頃 5 小学5年頃 6 小学6年頃 7 中学1年頃 8 中学2年頃 9 中学3年頃 10 高校1年頃 11 高校2年頃 12 高校3年頃 13 高校4年頃 14 小学校入学前から使っている</p>	<p>インターネットに接続するとき、フィルタリング機能※1などの制限を付けていますか。</p> <p>※1 有害なサイトにつながらないサービスのこと。保護者が設定します。「年齢設定」「ペアレンタルコントロール」機能もここに含めます。</p> <p>現在、フィルタリング機能を付けている※2</p> <p>1 最初から付けており、特に設定は変えていない(対象年齢の設定を変えたい)</p> <p>2 最初は付けていたが、一部アプリを使用できるよう、カスタマイズした</p> <p>3 購入するとき、一部のアプリ・サイトだけ利用できるように変えた</p> <p>現在、フィルタリング機能を付けていない</p> <p>4 最初は付けていたが、今はすべて外している</p> <p>5 最初から付けていない</p> <p>6 付けているかどうか、分からない</p> <p>※2 フィルタリング機能の設定方法は、複数のアプリをインストールする必要があるなど、電話会社や機種により異なります。</p>	<p>無料通話アプリやコミュニケーションアプリ(写真や動画の投稿も含む※3)をインストールしていますか。</p> <p>1 はい 2 いいえ</p> <p>※3 次のものを指します</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無料通話アプリ ・グループでメッセージをやり取りするアプリ ・SNS ・つぶやきのような短い文を投稿するアプリ ・動画をライブ配信するアプリ ・写真や動画を投稿するアプリ ・複数の人で同じ場所に絵を描くアプリ ・見知らぬ人とつながり、テレビ電話のように会話するアプリ 	<p>お子さんは、オンラインゲーム(自分以外の人とチームを組んだり、対戦するもの)やSNS等(メール、通話、チャット、ゲーム内のチャット)について、いつ頃から使っていますか。</p> <p>1 小学1年頃 2 小学2年頃 3 小学3年頃 4 小学4年頃 5 小学5年頃 6 小学6年頃 7 中学1年頃 8 中学2年頃 9 中学3年頃 10 高校1年頃 11 高校2年頃 12 高校3年頃 13 高校4年頃 14 小学校入学前から使っている</p>
携帯電話 (カラケーと呼ばれるもの)					
お子さんのスマートフォン					
親や兄弟のスマートフォン					
タブレット端末					
パソコン					
ゲーム機					
携帯型音楽プレーヤー					

質問2 自宅に固定電話がありますか。

- ① ある ② ない

質問3 携帯電話やスマートフォンの使い方について、お父さんとルール（約束）を決めていますか。

- ① 決めている ② 決めていない ③ どちらとも言えない

質問4 (質問3で、「① 決めている」を選んだ方だけが回答してください。) お父さんと決めているのはどのようなルール（約束）ですか。当てはまるものは全て、番号を○で囲んでください。【複数回答】

- ① 料金の限度を決める ② 利用時間の限度を決める ③ メールや通話の相手を決める
④ どんな携帯サイトを利用したか保護者に伝える ⑤ ログやプロフィールサイトなどを作らない
⑥ 掲示板などへの書き込みをしない ⑦ 出会い系サイトなどの有害サイトを利用しない
⑧ ルール（約束）を守れなかったときにどうするか決める ⑨ メールを送るときルールのルールを守る
⑩ 利用機会を限定する（帰宅連絡・緊急時連絡など） ⑪ その他

質問5 お父さんから、学校非公式サイト等を含むインターネットや携帯ネット、電子メール、SNS等に関するトラブルや被害について相談を受けたことがありますか。

- ① ある ② ない ③ どちらとも言えない

質問6 (質問5で、「① ある」を選んだ方だけが回答してください。) お父さんから受けた相談の内容は、どのようなものですか。当てはまるものは全て、番号を○で囲んでください。【複数回答】

【電子メールに関するトラブルなど】

- ① 悪口が書かれたメールが送られてきた ② メールが原因で反だちとけんかになった
③ チェーンメールが送られてきた ④ なりすましメールが送られてきた
⑤ 知らない人や団体からメールが送られてきた ⑦ 身に覚えのない料金の請求メールが送られてきた
⑧ インターネットや携帯サイト、スマートフォンアプリに関するトラブルなど
⑨ 自分や他人のプロフィールサイト、ブログ、掲示板などに悪口を書かれた
⑩ 自分の個人情報（顔写真、メールアドレス、電話番号、住所など）を勝手に書かれた
⑪ 有害なサイトを見て嫌な思いをしたり、気分が悪くなった
⑫ 出会い系サイトやアルバイト紹介サイトなどで脅迫されたり、嫌がらせを受けたりした
⑬ ネットゲームで他のプレイヤーとトラブルになった
⑭ ショッピングサイトやオークションサイトで、金額や品物などについてトラブルになった
⑮ インターネットや携帯サイトで知り合った人に付きまとわれた
⑯ グループを勝手に退会させられた
⑰ その他

質問7 (質問6で「⑬ その他」を選んだ方だけが回答してください。) お父さんから受けた相談の内容は、どのようなものですか。

質問8 (質問5で「① ある」を選んだ方だけが回答してください。) お父さんから相談を受けたとき、どのように対応しましたか。当てはまるものは全て、番号を○で囲んでください。【複数回答】

- ① 無視するよう言った ② 家族で話し合った ③ 知り合いなどに相談した
④ 学校・先生に相談した・させた ⑤ 相手の会社や保護者に直接話をした・させた
⑥ 警察に相談した・させた ⑦ いじめ相談ホットラインに電話をした・させた
⑧ 教育相談センターに電話をした・させた ⑨ 東京子どもネット・ケータイヘルプデスクに電話をした・させた
⑩ 自分で解決するよう言った ⑪ 特に何もしなかった ⑫ その他

質問9 (質問8で「⑫ その他」を選んだ方だけが回答してください。) お父さんから相談を受けたとき、どのように対応しましたか。

質問10 お父さんが、メッセージアプリや無料通話アプリ（無料通話やグループでメールできるアプリ）を使う上で、心配なことや困ったことがありますら、その内容を書いてください。

※ アンケートは以上です。御協力ありがとうございます。三つ折りの上、封筒に入れ、シールで封をしてください。お子さんを通して学校(担任の先生)に提出してください。

平成26年度インターネット・携帯電話の利用に関するアンケート調査 調査票C(教員用)

この調査では、子供のインターネットの利用環境等の実態を把握し、今後の指導の改善に資するものです。回答を確かめたり、改めて調査したりすることはありませんので、ありのままを御回答ください。

アンケートは2ページあります。

【回答のしかた】 特別な指示のない限り、最も当てはまるものを一つ選び、番号を○で囲んでください。

質問1 インターネットや携帯電話等（スマートフォンを含む。）の使用について、児童・生徒や保護者に、どのように指導・啓発していますか。【複数回答可】

- ① 都の「インターネット等の適正な利用に関する指導事例集」等を活用して、児童・生徒、保護者に対する指導・啓発を行っている
- ② 都の学校非公式サイト等の監視結果を活用して、児童・生徒、保護者に対する指導・啓発を行っている
- ③ 国や関係機関等の資料を活用して、児童・生徒、保護者に対する指導・啓発を行っている
- ④ 学校で資料や通知を作成して、児童・生徒、保護者に対する指導・啓発を行っている
- ⑤ 外部人材を活用して、児童・生徒、保護者への指導・啓発を行っている
- ⑥ 集会や学級（ホームルーム）指導などの時間に児童・生徒に対する指導・啓発を行っている
- ⑦ 授業等で計画的に児童・生徒への指導を行っている
- ⑧ 行事等で児童・生徒、保護者に対する指導・啓発を行っている
- ⑨ 保護者会などの機会に保護者に対する啓発を行っている
- ⑩ 特に指導・啓発はしていない
- ⑪ その他

質問2 あなたが勤務する学校の児童・生徒に、インターネットや携帯電話、スマートフォンの利用に関するトラブルが起きたことがありますか。平成26年1月以降について回答してください。

- ① ある
- ② ない
- ③ 分からない

【質問3は、質問2で「① ある」を選んだ先生が回答してください。】

質問3 どのようなトラブルがありましたか。平成26年1月以降について回答してください。【複数回答可】

- ① 誹謗中傷のメール、不審者メール、チェーンメール、なりすましメール、わいせつ画像、架空請求等が児童・生徒に送信されてきた
- ② 電子メールが原因で児童・生徒間や保護者等の間で、けんかやトラブルが起きた
- ③ 無料通話アプリやコミュニケーションアプリ（グループでメッセージをやりとりするアプリ）が原因で児童・生徒間や保護者等の間で、けんかやトラブルが起きた
- ④ インターネットや携帯電話等の過度の利用により、児童・生徒が体調不良や成績不振等に陥った
- ⑤ インターネット・携帯サイトやスマートフォンのアプリでの個人情報の悪用、犯罪行為の誘引、自殺・自傷の誘引、架空請求、脅迫・強要、詐欺等のトラブルに、児童・生徒が巻き込まれた
- ⑥ 児童・生徒のインターネット上の不適切な行為について、インターネット上で告発されたり、電話やメールが寄せられたりした。
- ⑦ 学校非公式サイト等に、学校や教職員に対する誹謗中傷などの書き込みをされた
- ⑧ その他

【質問4は、質問3で「③ 無料通話アプリやコミュニケーションアプリ（グループでメッセージをやりとりするアプリ）が原因で児童・生徒間や保護者等の間で、けんかやトラブルが起きた」を選んだ先生が回答してください。】

質問4 どのようなトラブルがありましたか。

【質問5は、質問3で「⑧ その他」を選んだ先生が回答してください。】

質問5 どのようなトラブルがありましたか。

【質問6は、質問2で「① ある」を選んだ先生が回答してください。】

質問6 どのようにしてトラブルを把握しましたか。平成26年1月以降について把握している範囲で回答してください。【複数回答可】

- | | |
|------------------------------|------------------------------|
| ① 児童・生徒、保護者等からの訴えや相談 | ② 教職員による児童・生徒の観察やインターネットの監視等 |
| ③ 警察等の関係機関や地域等からの情報提供 | ④ 他の学校の教職員からの情報提供 |
| ⑤ 区市町村教育委員会からの情報提供 | |
| ⑥ 都教育委員会からの学校非公式サイト等に関する情報提供 | ⑦ その他 |

【質問7は、質問2で「① ある」を選んだ先生が回答してください。】

質問7 トラブルを把握した際、どのように対応しましたか。【複数回答可】

- | | |
|-----------------------------|--------------------|
| ① 自ら児童・生徒、保護者等からの訴えや相談に対応した | |
| ② 他の教職員に相談して対応した | ③ 管理職に相談して対応した |
| ④ 教育委員会や関係機関に相談して対応した | ⑤ 学校でカウンセリングを受けさせた |
| ⑥ 相談機関等を紹介した | ⑦ その他 |

【質問8は、全員の先生が回答してください。】

質問8 インターネットや携帯電話、スマートフォンの利用による児童・生徒への影響について、懸念していることはどんなことですか。【複数回答可】

- | | |
|---|---------------------------|
| ① 睡眠不足（寝不足）の児童・生徒が増える | ② 宿題（家庭での勉強）をしない児童・生徒が増える |
| ③ 本や新聞を読む児童・生徒が減る | ④ 体調不良を訴える児童・生徒が増える |
| ⑤ 児童・生徒が家族と話す時間が減る | |
| ⑥ 携帯電話等がないと、不安になったり、落ち着かなくなる児童・生徒が増える | |
| ⑦ 視力が低下したり、手や指を痛める児童・生徒が増える | |
| ⑧ インターネットや携帯電話の利用に関するトラブルに巻き込まれる児童・生徒が増える | |
| ⑨ 特に懸念していることはない | ⑩ その他 |

【質問9は、質問8で「⑩ その他」を選んだ先生が回答してください。】

質問9 どのようなトラブルがありましたか。

▽ アンケートは以上で終わりです。お忙しいなか、御協力いただき感謝申し上げます。

平成26年度インターネット・携帯電話の利用に関するアンケート調査 調査票D(学校用)

この調査では、子供のインターネットの利用環境等の実態を把握し、今後の指導の改善に資するものです。回答を確かめたり、改めて調査したりすることはありませんので、ありのままを御回答ください。アンケートは2ページあります。

【回答のしかた】 管理職の方が回答してください。
特別な指示のない限り、最も当てはまるものを一つ選び、番号を○で囲んでください。

質問1 児童・生徒の携帯電話等（スマートフォンを含む。）の校内への持ち込みについて、どのように指導していますか。

- ① 全面的に禁止している。
- ② 原則禁止している。
- ③ 原則禁止しているが、申請があれば許可している。
- ④ 校内への持ち込みは禁止していないが、教室への持ち込みは禁止している。
- ⑤ 持ち込みは禁止していないが、授業時間中や集会等での使用を禁止している。
- ⑥ 持ち込みも、使用も禁止していないが、必要に応じて指導している。
- ⑦ 特に指導していない。

質問2 インターネットや携帯電話等の使用について、どのように指導・啓発していますか。【複数回答可】

- ① 国や都、関係機関等の資料を活用して、児童・生徒、保護者に対する指導・啓発を行っている。
- ② 都の学校非公式サイト等の監視結果を活用して、児童・生徒、保護者に対する指導・啓発を行っている。
- ③ 学校で資料や通知を作成して、児童・生徒、保護者に対する指導・啓発を行っている。
- ④ 外部人材を活用して、児童・生徒、保護者への指導・啓発を行っている。
- ⑤ 集会や学級（ホームルーム）指導などの時間に児童・生徒に対する指導を行っている。
- ⑥ 授業等で計画的に児童・生徒への指導を行っている。
- ⑦ 行事等で児童・生徒、保護者に対する指導・啓発を行っている。
- ⑧ 保護者会などの機会に保護者に対する啓発を行っている。
- ⑨ 各教員の裁量により児童・生徒、保護者に対する指導・啓発を行っている。
- ⑩ 特に指導・啓発はしていない。
- ⑪ その他

質問3 自校の児童・生徒に、インターネットや携帯電話利用に関するトラブルが起きたことがありますか。
平成26年1月以降について回答してください。

- ① ある
- ② ない

※「② ない」と答えた学校は、質問7に進んでください。

(裏面に続きます)

【質問4は、質問3で「① ある」を選んだ学校が回答してください。】

質問4 どのようなトラブルがありましたか。該当する番号を、○で囲んでください。平成26年1月以降について、学校が把握している範囲で回答してください。【複数回答可】

- ① 誹謗中傷のメール、不審者メール、チェーンメール、なりすましメール、わいせつ画像、架空請求等が児童・生徒に送信されてきた。
- ② 電子メールが原因で児童・生徒間や保護者等の間で、けんかやトラブルが起きた。
- ③ 無料通話アプリやコミュニケーションアプリ（グループでメッセージをやりとりするアプリ）が原因で児童・生徒間や保護者等の間で、けんかやトラブルが起きた。
- ④ インターネットや携帯電話等の過度の利用により、児童・生徒が体調不良や成績不振等に陥った。
- ⑤ インターネット・携帯サイトやスマートフォンのアプリでの個人情報の悪用、犯罪行為の誘引、自殺・自傷の誘引、架空請求、脅迫・強要、詐欺等のトラブルに、児童・生徒が巻き込まれた。
- ⑥ 児童・生徒のインターネット上の不適切な行為について、インターネット上で告発されたり、電話やメールが寄せられたりした。
- ⑦ 学校非公式サイト等に、学校や教職員に対する誹謗中傷などの書き込みをされた。
- ⑧ その他

【質問5は、質問4で「⑧ その他」を選んだ学校が回答してください。】

質問5 どのようなトラブルがありましたか。

【質問6は、質問3で「① ある」を選んだ学校が回答してください。】

質問6 どのようにしてトラブルを把握しましたか。該当する番号を、○で囲んでください。平成26年1月以降について、学校が把握している範囲で回答してください。【複数回答可】

- ① 児童・生徒、保護者等からの訴えや相談など
- ② 学校・教職員による児童・生徒の観察やインターネットの監視など
- ③ 警察等の関係機関や地域等からの情報提供など
- ④ 都教育委員会からの学校非公式サイト等に関する情報提供
- ⑤ 都民からの苦情電話や電子メール
- ⑥ その他

質問7 今後、どのような場面で、インターネットや携帯電話等の適正な利用に関する指導・啓発を行っていきますか。【複数回答可】

- ① 各教科・科目の授業
- ② 道徳の時間
- ③ 学級（HR）活動
- ④ 総合的な学習の時間
- ⑤ セーフティ教室等
- ⑥ 都の実施するICT活用講座
- ⑦ 警察や通信事業者等による講演・講座
- ⑧ 児童・生徒集会
- ⑨ その他

【質問8は、質問8で「⑨ その他」を選んだ学校が回答してください。】

質問8 今後、どのような場面で、指導・啓発を行っていきますか。

※ アンケートは以上で終わりです。お忙しいなか、御協力いただき感謝申し上げます。

平成 26 年度
インターネット・携帯電話利用に関する実態調査報告書

東京都教育委員会印刷物登録
平成 26 年度第 211 号
平成 27 年 3 月発行
東京都教育庁指導部指導企画課

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
都庁第二本庁舎 29 階
TEL:03-5321-1111(内線 53-734)

調査委託:株式会社日旅ビジネスクリエイト

平成26年度 インターネット・携帯電話利用に関する 実態調査報告書（概要版）

～ 目次 ～

調査について	1
1 インターネットに接続する機器の利用状況 （児童・生徒）	2
2 無料通話アプリやコミュニケーションアプリの利用状況	4 （児童・生徒、保護者）
3 インターネットに接続する機器の安全対策	6 （児童・生徒、保護者）
4 インターネットを利用することで困っていること、トラブル	7 （児童・生徒、保護者）
5 インターネットの利用ルール	8 （児童・生徒、保護者）
6 学校でルールを決めることの必要性について	10 （児童・生徒）
7 学校でのトラブルや指導の場面について	12 （教職員、学校管理職）

平成27年3月

東京都教育庁

調査について

(1) 調査の目的

この調査は、インターネット・携帯電話の利用に係るトラブル被害を経験した、都内公立学校児童・生徒の割合及びその内容、保護者の認識、学校及び教職員の対応等の現状を明らかにし、情報教育に係る施策を進める上での基礎資料とするとともに、有害情報から子供を守るための情報教育等の推進を図ることを目的に実施した。本概要版では、調査項目の中から、いくつかのデータを取り上げている。

(2) 調査対象校

	区市町村立 小学校	区市町村立 中学校	都立高等学校 附属中学校	都立 高等学校	都立 特別支援学校
①児童・生徒調査	87校	53校	2校	32校	6校
②保護者調査	87校	53校	2校	32校	6校
③教職員調査	36校	24校	2校	15校	5校
④学校管理職調査	37校	22校	1校	15校	4校

(3) 調査方法

児童・生徒の総数の2%程度を抽出して、質問紙法により実施した。質問紙は、各学校へ郵送配布し、各学校経由で回収を行った。

(4) 回収数

学校種別	調査の種類			
	①児童・生徒	②保護者	③教職員	④学校管理職
小学校	10,052人	8,421人	635人	34人
中学校	5,214人	4,117人	417人	20人
高等学校	3,222人	1,878人	532人	15人
特別支援学校	124人	176人	153人	5人
合計	18,612人	14,592人	1,737人	74人

※都立高等学校附属中学校は、上記表の「中学校」に含む。

(5) 調査期間

平成27年1月9日（金）～2月12日（木）

※本概要版では、分析には概数を用いている。詳細な結果については、「平成26年度 インターネット・携帯電話利用に関する実態調査報告書」を参照すること。

1 インターネットに接続する機器の利用状況

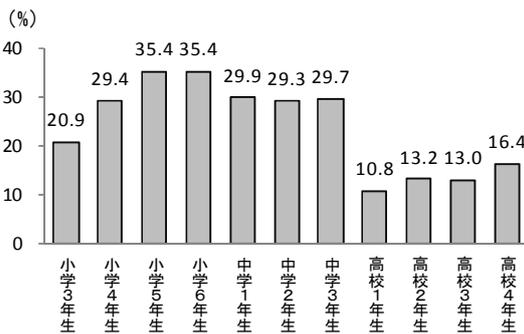
1 インターネットに接続する機器の利用状況【機器別】(児童・生徒)

- 自分のスマートフォンは中学1年生の46%、高校1年生の87%が利用
- ゲーム機は小学5年生の80%が利用

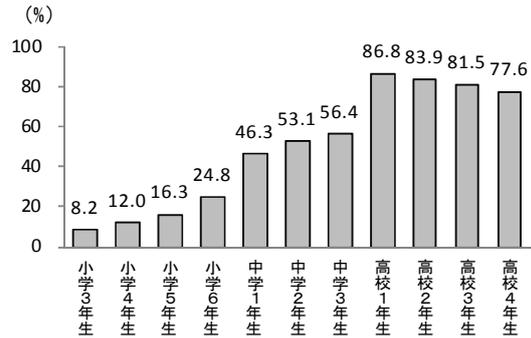
質問4-(1) 現在、あなたは、自宅等で、下に示す機器を使っていますか。

【各機器を使っていると回答した割合】

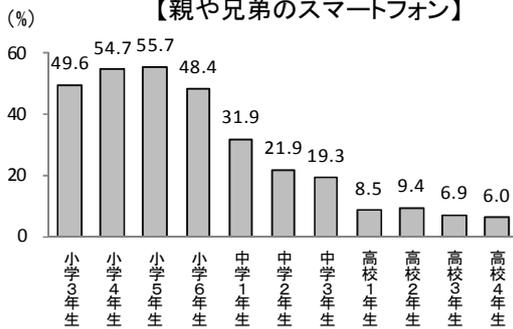
【携帯電話】



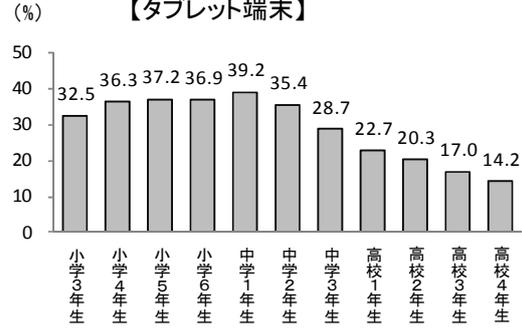
【自分のスマートフォン】



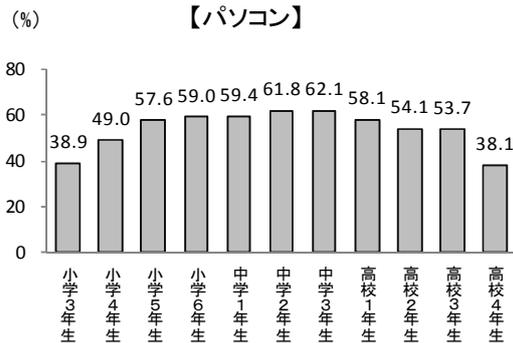
【親や兄弟のスマートフォン】



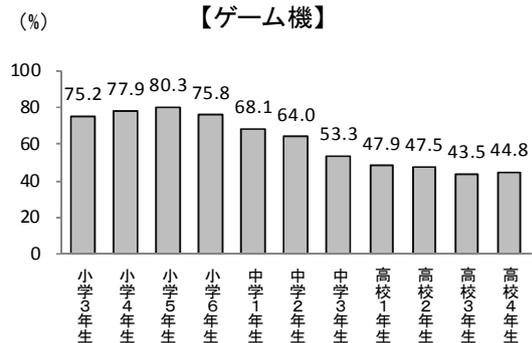
【タブレット端末】



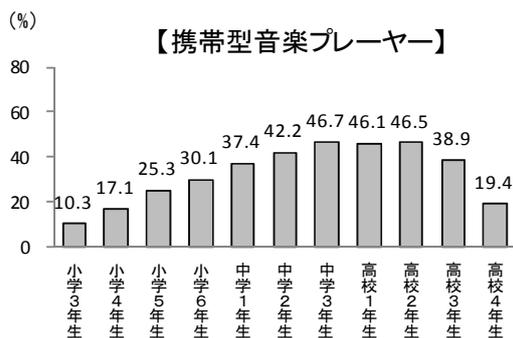
【パソコン】



【ゲーム機】



【携帯型音楽プレーヤー】

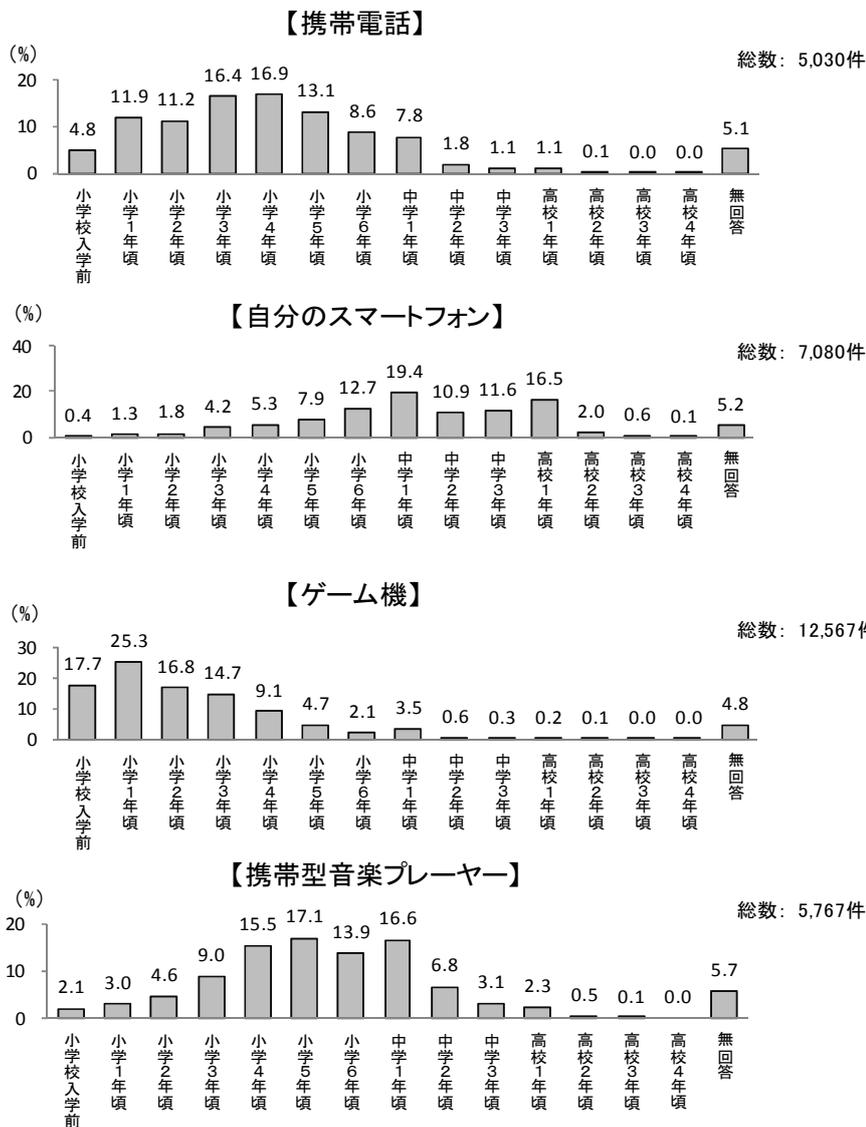


2

インターネットに接続する機器の利用開始時期(児童・生徒)

■ 自分のスマートフォンの利用開始時期は中学1年頃がほぼ20%、高校1年頃が17%

質問4-(2) あなたはインターネットに接続する機器を、いつ頃から使っていますか。



(上段:件/下段:%)

	全	小学校入学前	小学1年頃	小学2年頃	小学3年頃	小学4年頃	小学5年頃	小学6年頃	中学1年頃	中学2年頃	中学3年頃	高校1年頃	高校2年頃	高校3年頃	高校4年頃	無回答
携帯電話 (ガラケーと呼ばれるもの)	5,030	243	599	562	825	850	659	434	393	90	54	56	4	1	1	259
		4.8	11.9	11.2	16.4	16.9	13.1	8.6	7.8	1.8	1.1	1.1	0.1	0.0	0.0	5.1
自分のスマートフォン	7,080	30	93	128	299	378	558	898	1,377	772	824	1,166	140	44	4	369
		0.4	1.3	1.8	4.2	5.3	7.9	12.7	19.4	10.9	11.6	16.5	2.0	0.6	0.1	5.2
親や兄弟のスマートフォン	6,791	218	448	764	1,229	1,157	1,027	606	483	185	104	61	24	4	0	481
		3.2	6.6	11.3	18.1	17.0	15.1	8.9	7.1	2.7	1.5	0.9	0.4	0.1	0.0	7.1
タブレット端末	6,080	93	255	461	803	890	883	683	726	341	245	224	81	40	4	351
		1.5	4.2	7.6	13.2	14.6	14.5	11.2	11.9	5.6	4.0	3.7	1.3	0.7	0.1	5.8
パソコン	10,208	842	988	1,007	1,938	1,833	1,245	647	674	232	99	107	26	15	4	551
		8.2	9.7	9.9	19.0	18.0	12.2	6.3	6.6	2.3	1.0	1.0	0.3	0.1	0.0	5.4
ゲーム機	12,567	2,224	3,177	2,111	1,852	1,146	588	265	439	75	34	30	17	3	1	605
		17.7	25.3	16.8	14.7	9.1	4.7	2.1	3.5	0.6	0.3	0.2	0.1	0.0	0.0	4.8
携帯型音楽プレーヤー	5,767	119	172	264	517	894	985	801	960	390	176	130	28	5	0	326
		2.1	3.0	4.6	9.0	15.5	17.1	13.9	16.6	6.8	3.1	2.3	0.5	0.1	0.0	5.7

2 無料通話アプリやコミュニケーションアプリの利用状況

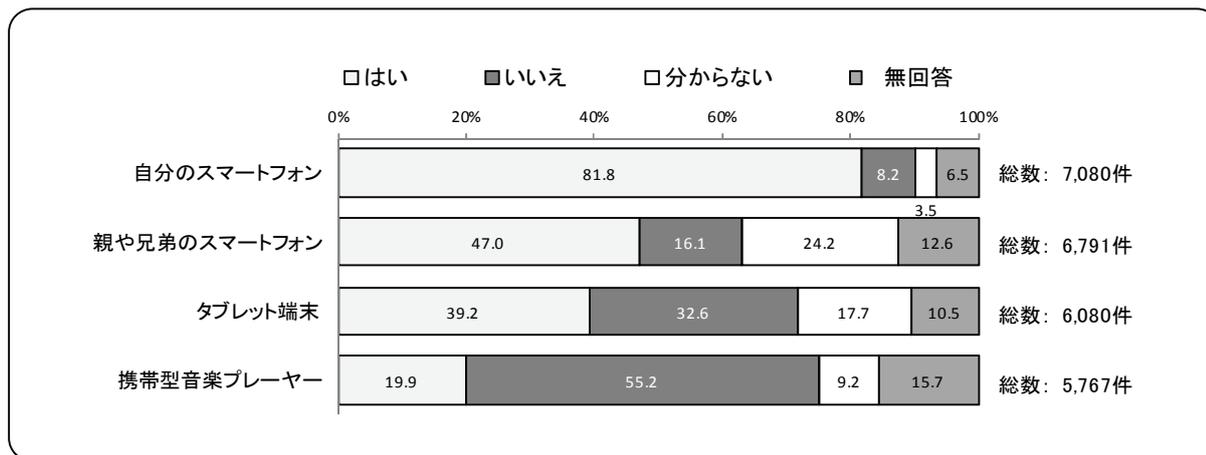
1

無料通話アプリやコミュニケーションアプリのインストール状況(児童・生徒)

- 自分のスマートフォンの利用者では、82%が、インストールと回答

質問4-3 使っている機器に、無料通話アプリやコミュニケーションアプリをインストールしていますか。

【機器別の状況】



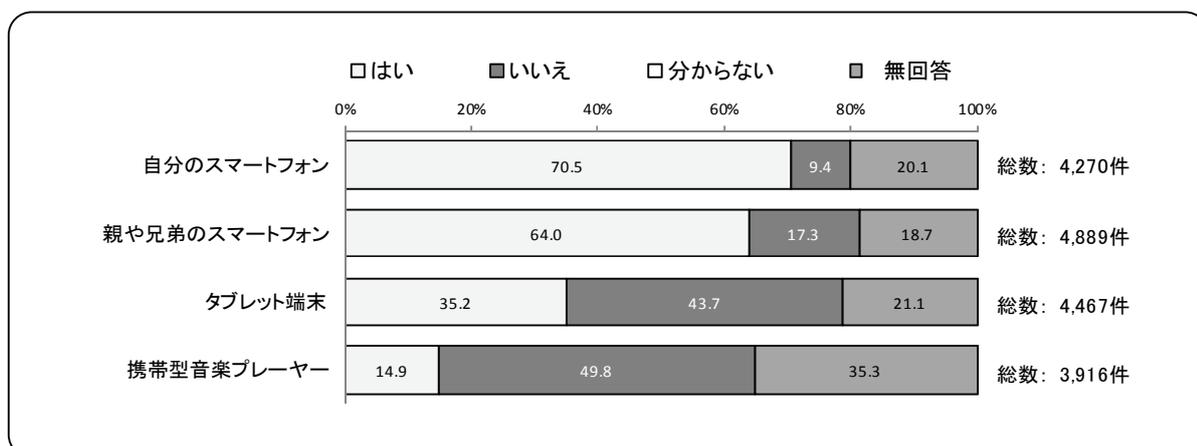
2

無料通話アプリやコミュニケーションアプリのインストール状況(保護者)

- 自分のスマートフォン(子供のスマートフォン)の利用者では、71%が、インストールと回答
- 上の(1)と比べて、子供の使用するアプリについて、保護者と子供の認識に差があることが分かる。

質問1-(4) お子さんが現在使っている機器に、無料通話アプリやコミュニケーションアプリをインストールしていますか。

【機器別の状況】



3 メッセージアプリや無料通話アプリ利用で困っていること(児童・生徒)

- 「悪口・デマ」、「グループ外し」が多い

質問9 メッセージアプリや無料通話アプリを使う上で、嫌な思いをした、または友達が嫌な思いをしたことを聞いたことがあれば、その内容を書いてください。【自由記述】

- 嫌な思いをした、または友達が嫌な思いをした内容

〈主な回答分類〉	類似回答数
悪口・デマを書かれた、見た	186
グループ外しにあった	121
全く知らない人からのメール・電話	92
写真などの個人情報を載せられた	49
つきまといがしつこい	36
誤解で友だちと人間関係がおかしくなった	31
大量の通知・連絡が煩わしい	28
ID・アカウントを盗まれた	24
既読スルー関連	22
金銭等の要求、脅迫をされた	21
わいせつな文章が送られてきた	17
その他の回答、上記に分類不能の回答	179
回答計	754

(注1) 複数の内容を回答しているものは双方に計上しているため、類似回答の合計は回答計と一致しない。
 (注2) 集計の結果、類似回答の多い順に並び替えて掲載している。

4 メッセージアプリや無料通話アプリ利用で困っていること(保護者)

- 依存傾向があることを懸念

質問10 お子さんがメッセージアプリや無料通話アプリを使う上で、心配なことや困ったことがありましたら、その内容を書いてください。【自由記述】

- 心配なことや困ったことの内容

〈主な回答分類〉	類似回答数
長時間利用と依存傾向	237
短文だけのやり取りのコミュニケーションによる誤解	228
悪口、暴言のやり取り	201
トラブルに巻き込まれないか心配	188
写真等の個人情報の掲載	183
いじめにつながるおそれがある	145
通知・連絡に時間を費やし、学習への影響	141
仲間はずれ等がないか心配	127
主に誤解による人間関係のトラブル	72
金銭等の要求、脅迫等がないか心配	58
出会い系サイトへの接触	43
その他の回答、上記に分類不能の回答	1,136
回答計	2,564

(注1) 複数の内容を回答しているものは双方に計上しているため、類似回答の合計は回答計と一致しない。
 (注2) 集計の結果、類似回答の多い順に並び替えて掲載している。

3 インターネットに接続する機器の安全対策

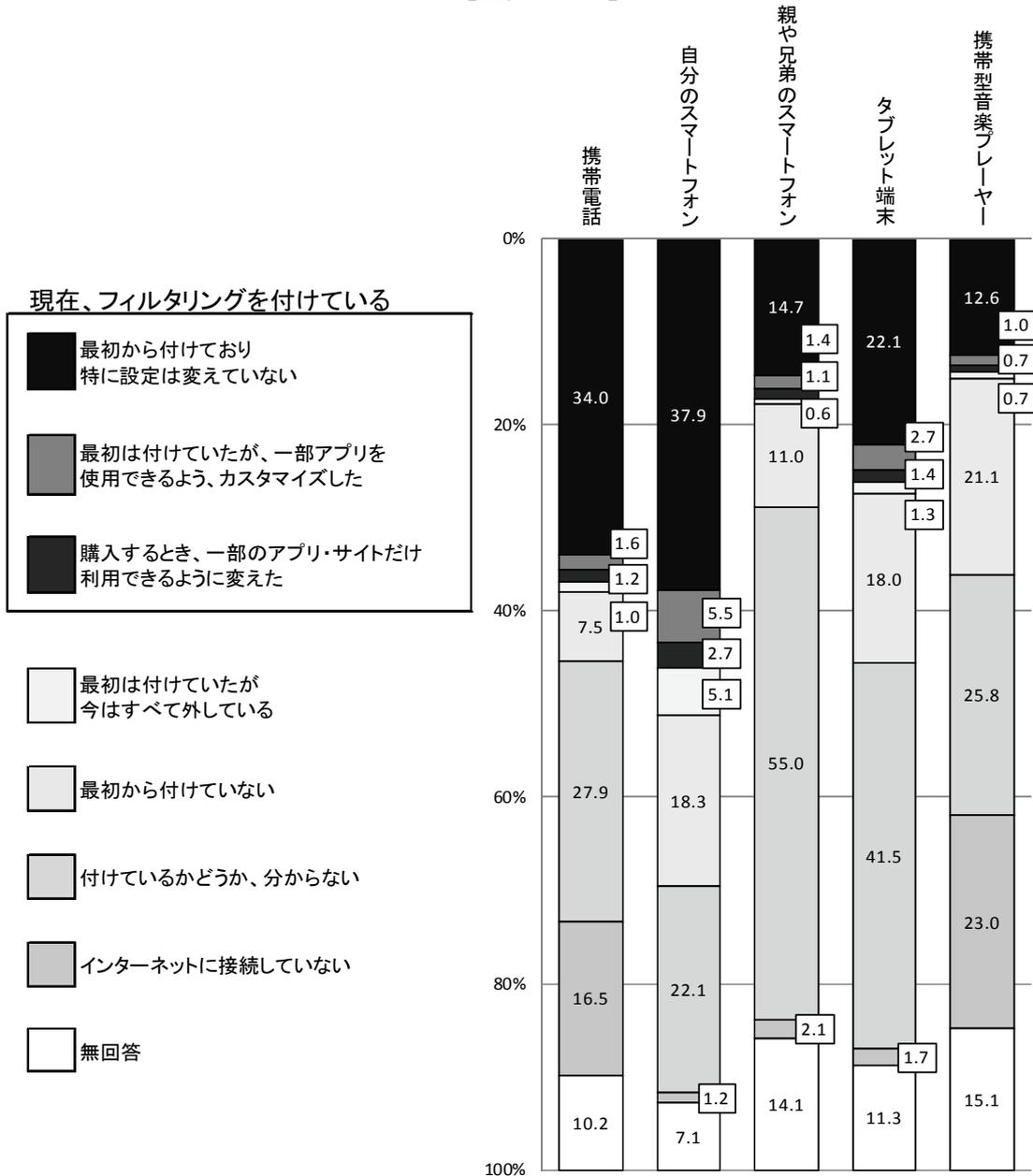
1

フィルタリング機能の有無(児童・生徒)

■ 自分のスマートフォンで、フィルタリングを付けているのは合計46%

質問4-(3) インターネットに接続する機器に、フィルタリング機能などの制限を付けていますか。

【全体の状況】



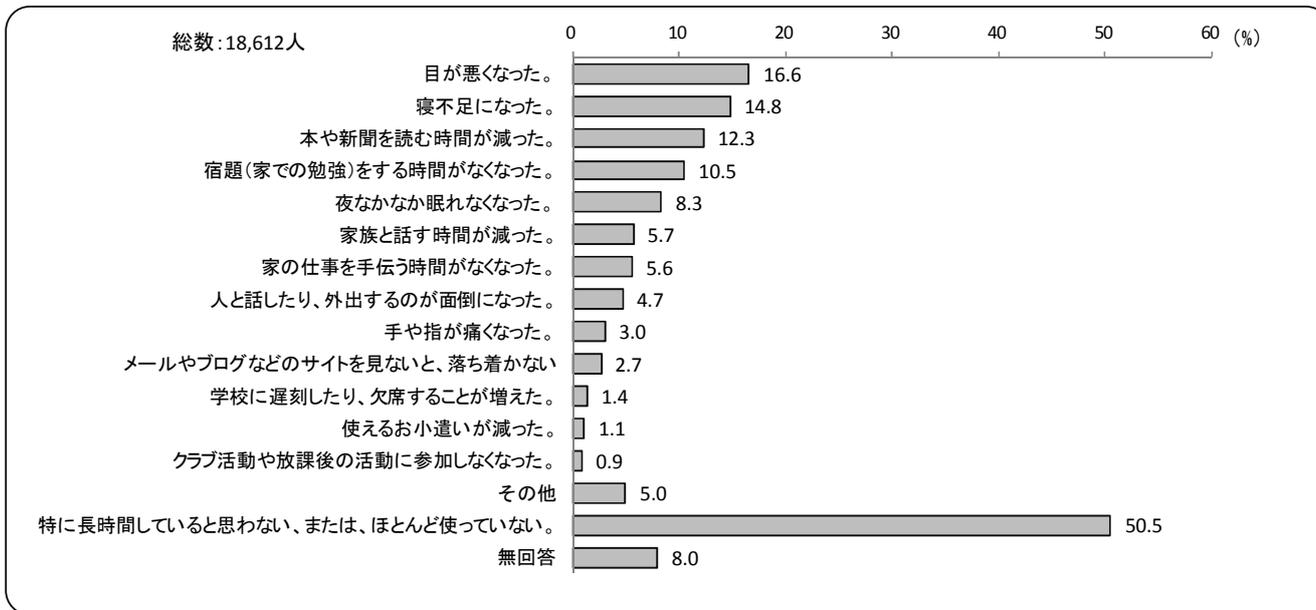
携帯電話：総数 5,030 件
 自分のスマートフォン：総数 7,080 件
 親や兄弟のスマートフォン：総数 6,791 件
 タブレット端末：総数 6,080 件
 携帯型音楽プレーヤー：総数 5,767 件

4 インターネットを利用することで困っていること、トラブル

1 インターネットを長時間利用することで困っていること(児童・生徒)

- 「目が悪くなった」は17%、「寝不足になった」は15%

質問2 インターネットを長時間利用していることにより、あなたの生活や健康に変化がありましたか。【複数回答】

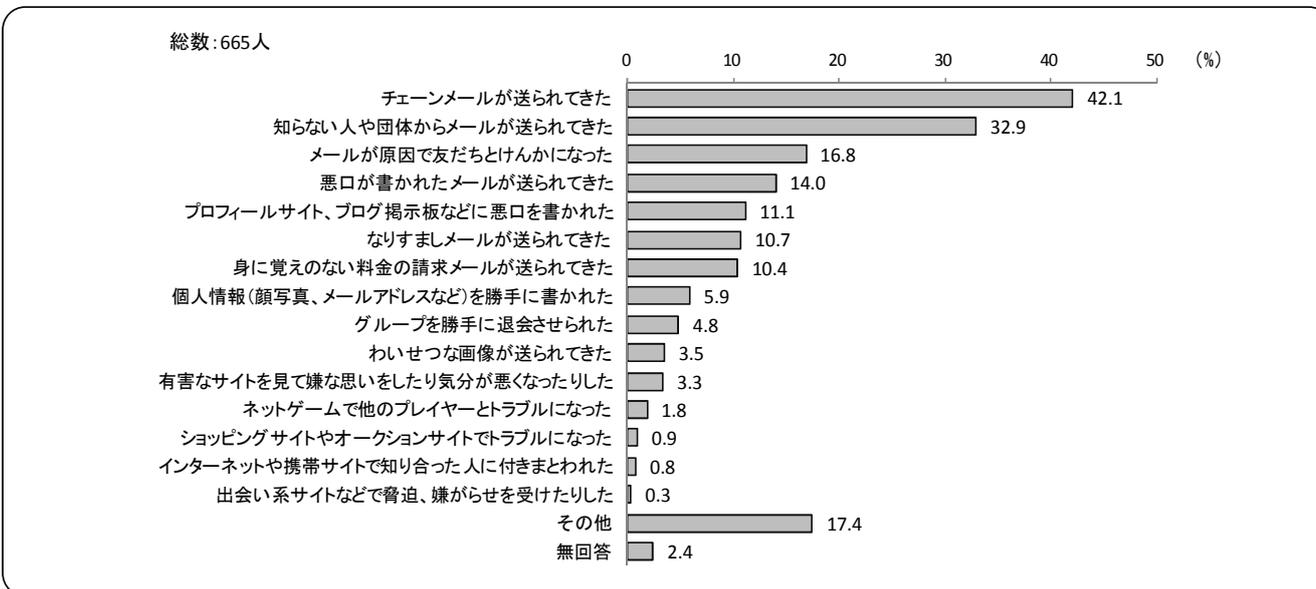


2 インターネット、電子メール、SNS等に関するトラブルの内容(保護者)

- いつのまにかメールアドレスを知られることによるものや、短文のコミュニケーションの誤解によるトラブル等がある。

質問5 お子さんから、インターネットや携帯ネット、電子メール、SNS等に関するトラブルや被害について相談を受けたことがありますか。

質問6 相談の内容は、どのようなものですか。【複数回答】



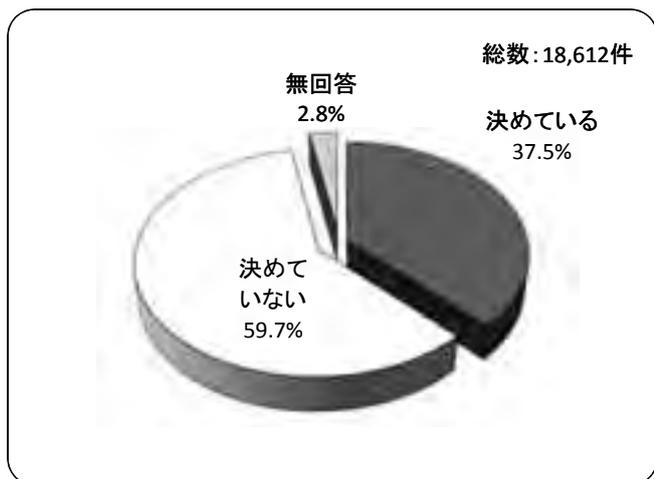
5 インターネットの利用ルール

1

利用ルールを決めているか（児童・生徒）

■ 決めているが38%、決めていないが60%

質問3-1 インターネットを利用する場所や時間のルールはありますか。



(上段: 件/下段: %)

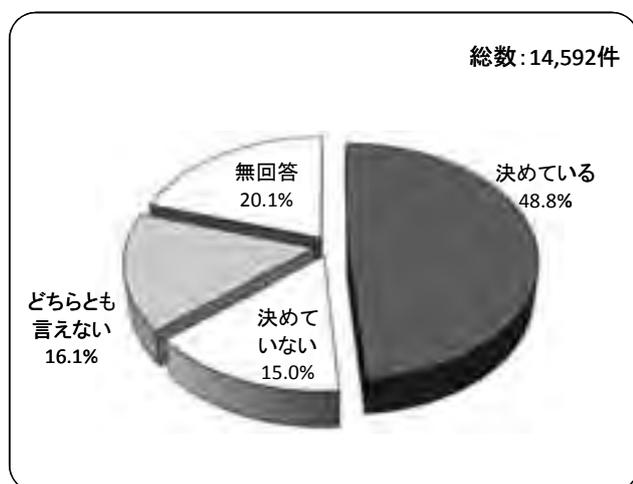
		全 体	決 め て い る	決 め て い な い	無 回 答
全 体		18,612	6,982 37.5	11,105 59.7	525 2.8
学 校 種 別	小学校	10,052	4,961 49.4	4,639 46.2	452 4.5
	中学校	5,214	1,617 31.0	3,557 68.2	40 0.8
	高等学校	3,222	366 11.4	2,835 88.0	21 0.7
	特別支援学校	124	38 30.6	74 59.7	12 9.7

2

利用ルールを決めているか（保護者）

■ 決めていると回答した割合が49%と、子供の回答より高い。

質問3 携帯電話やスマートフォンの使い方について、お子さんとルール(約束)を決めていますか。



(上段: 件/下段: %)

		全 体	決 め て い る	決 め て い な い	ど ち ら と も 言 え な い	無 回 答
全 体		14,592	7,124 48.8	2,194 15.0	2,344 16.1	2,930 20.1
学 校 種 別	小学校	8,421	4,216 50.1	1,140 13.5	1,236 14.7	1,829 21.7
	中学校	4,117	2,154 52.3	511 12.4	683 16.6	769 18.7
	高等学校	1,878	698 37.2	508 27.1	401 21.4	271 14.4
	特別支援学校	176	56 31.8	35 19.9	24 13.6	61 34.7

3

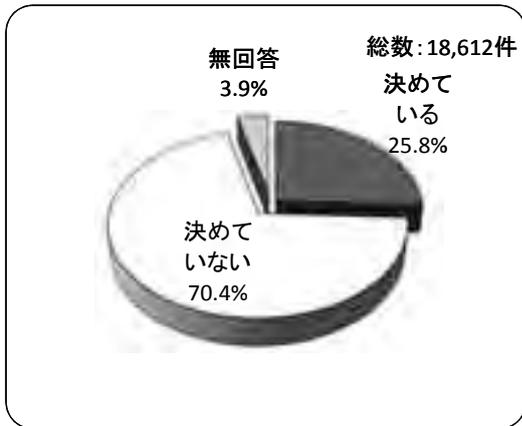
利用するときの場所のルールと利用時間のルールを決めた相手(児童・生徒)

- 利用する場所のルールは26%が決めている
- 利用時間のルールを家族と決めている児童・生徒が40%

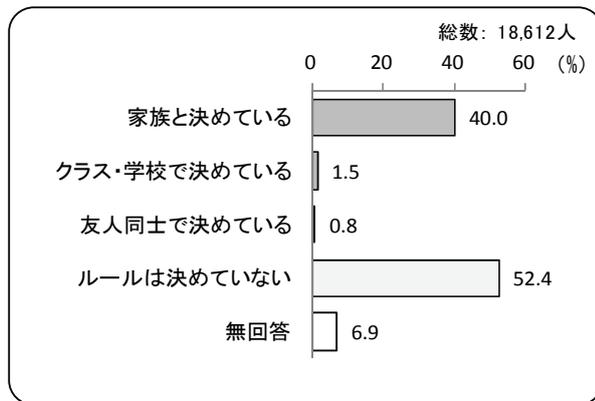
質問3-(2) インターネットを利用するときの、自室で利用しないなど、利用する場所のルールについて決めていますか。

質問3-(3) 例えば「夜9時まで利用してよい。」といった、利用時間のルールについて決めていますか。

【場所のルールを決めているか】



【利用時間のルールを誰と決めているか】

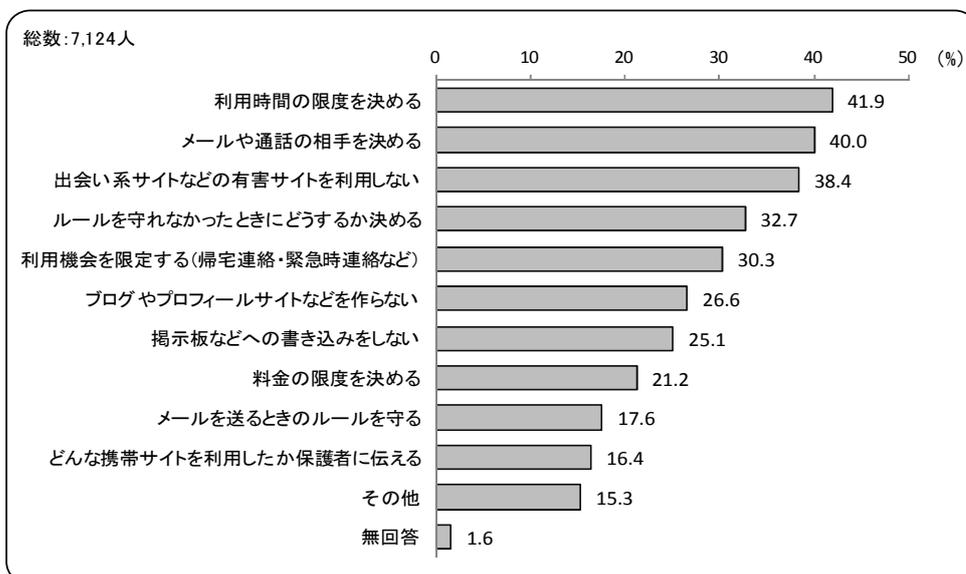


4

携帯電話やスマートフォンの使い方のルールの内容(保護者)

- 「利用時間の限度を決める」が42%

質問4 お子さんと決めているルールはどのような内容ですか。【複数回答】



6 学校でルールを決めることの必要性について

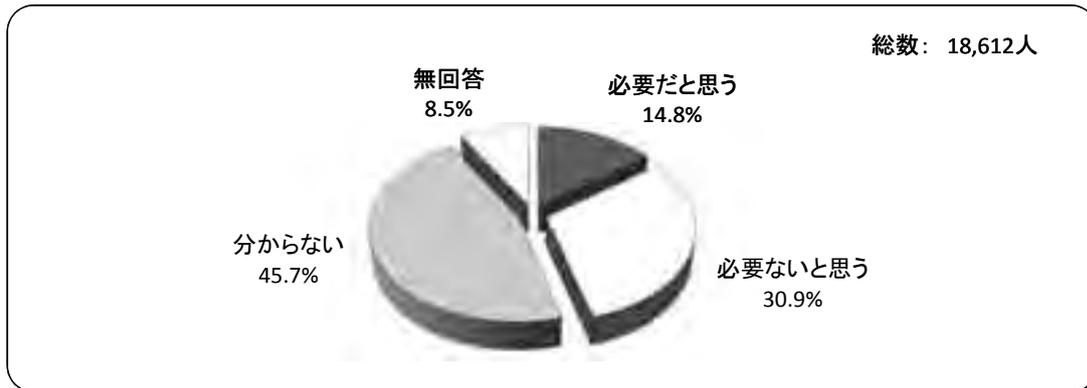
1

ルール決定の必要性（児童・生徒）

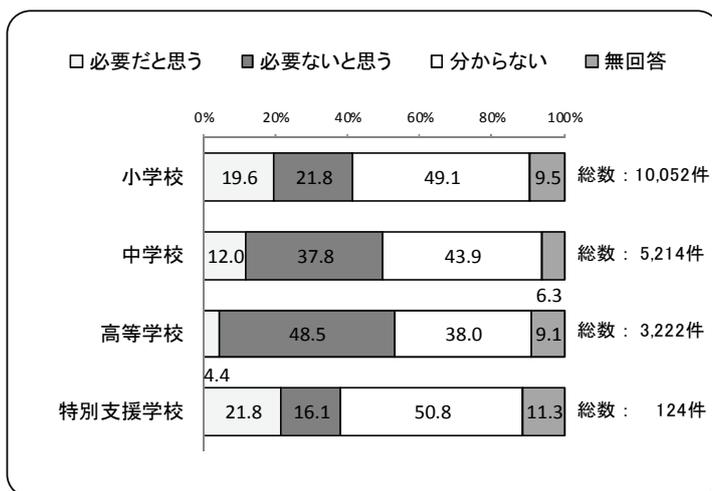
■ 必要だと思うは15%

質問7 たとえば、夜9時以降の利用を禁止するなど、インターネットを利用することについて、クラス、学校において、みんなで話し合ってルールを決めることは、必要だと思いますか。

【全体の状況】



【学校種別】



(上段:件/下段:%)

	全 体	必 要 だ と 思 う	必 要 な い と 思 う	分 か ら な い	無 回 答
全 体	18,612	2763 14.8	5745 30.9	8513 45.7	1591 8.5
学校種別					
小学校	10,052	1,970 19.6	2,192 21.8	4,937 49.1	953 9.5
中学校	5,214	625 12.0	1,970 37.8	2,289 43.9	330 6.3
高等学校	3,222	141 4.4	1,563 48.5	1,224 38.0	294 9.1
特別支援学校	124	27 21.8	20 16.1	63 50.8	14 11.3

2

ルールが必要だと思う理由・必要ないと思う理由(児童・生徒)

- 「ルールがないと寝不足になるから」(必要な理由)
- 「ルールは家族と決めるべきもの」(必要ない理由)

質問8 ルールが「必要だと思う」または「必要ないと思う」を選んだ方は、そのように回答した理由を書いてください【自由記述】

○必要だと思う理由

《主な回答分類》	類似回答数
ルールがないと寝不足になるから	312
トラブルを避ける・犯罪に会わないため	297
ルールがないと目が悪くなるから	269
ルールがないと健康に影響があるから	227
みんなでルールを決めたほうが守れるから	226
ルールがないと学習に影響があるから	172
ルールがないと生活のバランスがくずれるから	141
ネット依存症にならないため	117
ルールを決めることでいやな思いをする人を減らせるから	109
夜の利用は危険なサイトにつながるから	86
ゲーム中毒にならないため	78
友だち間での既読スルー等のトラブルを避けるため	71
ルールがないと家族との会話が減るから	41
その他の回答、上記に分類不能の回答	656
回答計	2,343

○必要ないと思う理由

《主な回答分類》	類似回答数
ルールは家族と決めるべきであり、学校で決める必要はない	1,250
インターネットの利用は自己管理するものだから	1,028
ルールを作っても守れない人が多いから	625
学校外でのインターネットの利用は個人の自由だと思うから	464
わざわざルールを学校で話し合う必要はない	439
家庭により生活時間帯が違うため、ルール化できない	302
学校からルールで束縛されたくない	161
夜でも学習・友達の連絡等にインターネットは必要だから	152
使わない人もおり、一様にルールを決めることはない	137
自分の年齢(高校など)にはルールは必要ない	74
その他の回答、上記に分類不能の回答	928
回答計	5,041

(注1) 複数の内容を回答しているものは双方に計上しているため、類似回答の合計は回答計と一致しない。

(注2) 集計の結果、類似回答の多い順に並び替えて掲載している。

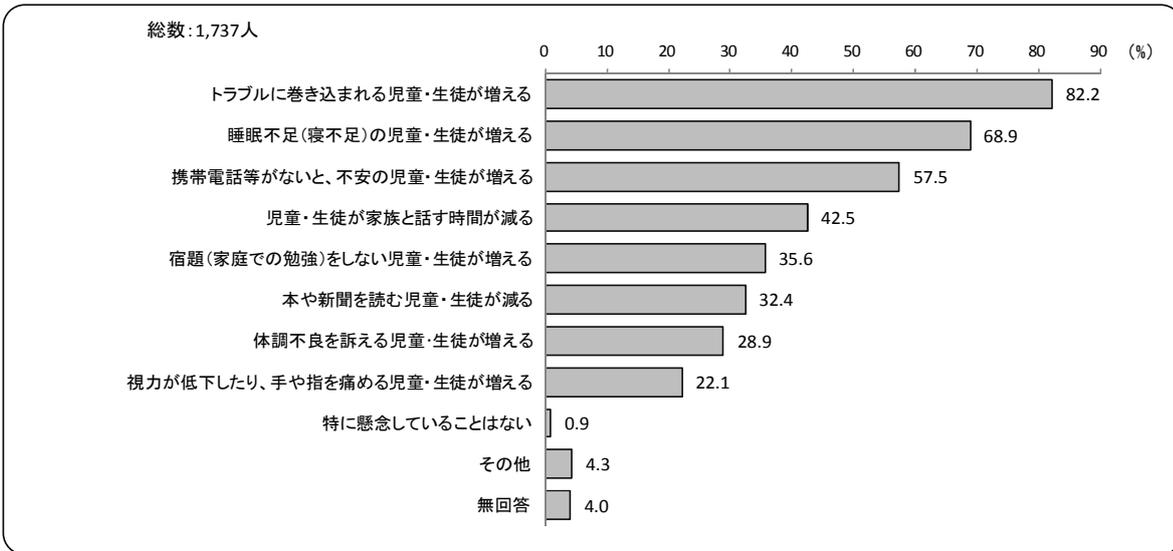
7 学校でのトラブルや指導の場面について

1

児童・生徒への影響について懸念していること（教職員）

■ 「トラブルに巻き込まれる」が82%、「睡眠不足（寝不足）が増える」が69%

質問8 インターネットや携帯電話、スマートフォンの利用に使う児童・生徒への影響について、懸念していることはどんなことですか。【複数回答】

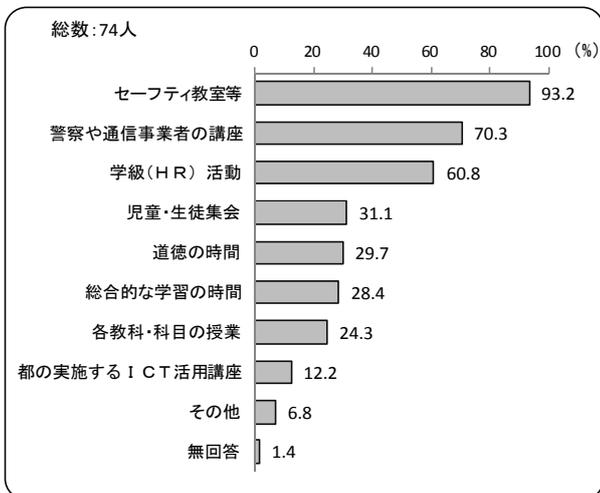


2

指導・啓発（学校管理職）

■ 様々な機会を捉え、外部人材や公的な資料を活用して、指導・啓発

質問7 今後、どのような場面で、インターネットや携帯電話等の適正な利用に関する指導・啓発を行っていきますか。【複数回答】



学校種別	全	上段:件/下段:%										
		各教科・科目の授業	道徳の時間	学級(HR)活動	総合的な学習の時間	セーフティ教室等	都の実施するICT活用講座	警察や通信事業者等による講座	児童・生徒集会	その他	無回答	
全体	74	18 24.3	22 29.7	45 60.8	21 28.4	69 93.2	9 12.2	52 70.3	23 31.1	5 6.8	1 1.4	
高等学校	小学校	34	6 17.6	6 17.6	21 61.8	10 29.4	33 97.1	3 8	24 70.6	4 11.8	2 5.9	0 0.0
	中学校	20	6 30.0	14 70.0	15 75.0	8 40.0	19 95.0	3 15.0	16 80.0	9 45.0	2 10.0	0 0.0
	全日制高校	13	3 23.1	1 7.7	5 38.5	2 15.4	12 92.3	2 15.4	10 76.9	8 61.5	1 7.7	0 0.0
	定時制高校	2	1 50.0	0 0.0	1 50.0	0 0.0	2 100.0	0 0.0	2 100.0	1 50.0	0 0.0	0 0.0
	高等学校計	15	4 26.7	1 6.7	6 40.0	2 13.3	14 93.3	2 13.3	12 80.0	9 60.0	1 6.7	0 0.0
特別支援学校	5	2 40.0	1 20.0	3 60.0	1 20.0	3 60.0	1 20.0	0 0.0	1 20.0	0 0.0	1 20.0	

平成 26 年度
インターネット・携帯電話利用に関する実態調査報告書
(概要版)

東京都教育委員会印刷物登録

平成 26 年度第 211 号

平成 27 年 3 月発行

東京都教育庁指導部指導企画課

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

都庁第二本庁舎 29 階

TEL:03-5321-1111(内線 53-734)

調査委託:株式会社日旅ビジネスクリエイト

